



埼玉県発行

目次

告示

○包括外部監査の結果に関する報告  
（監査第一課）

告示

埼玉県監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人佐渡一雄から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成20年5月9日

埼玉県監査委員	春日敏彦
埼玉県監査委員	米田正巳
埼玉県監査委員	樋口邦昭
埼玉県監査委員	小島信昭

埼玉県包括外部監査結果報告書

平成19年度

埼玉県包括外部監査人

公認会計士 佐渡一雄

包括外部監査の結果報告書

<構成>

1. 包括外部監査結果報告の概要
2. 監査テーマ
  - (1) 県有財産の管理と活用について
  - (2) 流域下水道に係る財務執行について

包括外部監査結果の概要

埼玉県包括外部監査人 佐渡一雄

1. 外部監査の種類  
 地方自治法第252条の37第1項、第2項並びに埼玉県外部監査契約に基づき監査に関する条例第2条に基づき包括外部監査

2. 外部監査の対象とした特定の事件  
 (1) 県有財産の管理と活用について  
 (2) 流域下水道に係る財務執行について

3. 監査対象期間  
 平成18年度(但し、必要な範囲で平成19年度に拡大及び過年度に遡及)

4. 外部監査実施期間  
 平成19年7月3日から平成20年3月7日まで

5. 外部監査人及び補助者

外部監査人	公認会計士	佐渡一雄	補助者	公共施設コンサルタント	鈴木 茂
補助者	公認会計士	森田 亨	"	システム監査技術者、公認会計士	佐藤 美秋
"	公認会計士	筑柴 徹	"	システム監査技術者	吉川 正弘
"	公認会計士	内田和男	"	環境情報審査人	赤坂真一朗
"	公認会計士	岩瀬和久	"	会計士補	深代逸郎
"	公認会計士	澤栗利紀	"	会計士補	阿部大亮
"	公認会計士	岡本尚樹	"	公認会計士試験合格者	有坂忠輔

概1

## 6. 特定の事件別の指摘及び意見の件数

特定の事件	指摘	意見	合計
県有財産の管理と活用について	11	27	38
流域下水道に係る財務執行について	3	7	10
合計	14	34	48

## 7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

## 8. 特定の事件を選定した理由と監査要点、監査手続

## (1) 県有財産の管理と活用について

## ① 選定した理由

埼玉県は平成18年度に「県有資産マネジメント戦略」を策定し、県単位の財産の管理を推し進めようとしている。これまでも、埼玉県では、「埼玉県行政改革プログラム(平成17年度～平成19年度)」において、課所単位で県立施設を見直し、施設の廃止・民間移管・再編により一層の効率的・効果的な施設運営をめざしてきた。また、歳入の確保の面から、未利用地の売却についても行ってきた。

公の施設は行政サービスを提供する上で必要であり、行政サービスが変われれば、保有している施設自体の役割について見直す必要がある。また、公の施設は県民にとっては財産であり、その処理によっては財産的価値が損なわれる恐れがある。

県立施設を含めた県有財産の中で、今までに処理が検討された財産について、その役割がどのように見直しされ、処分または、利活用が図られたかについて検証することは、今後保有する県有財産の役割を見直していく上で、意義あることからテーマとして選定した。

概2

## ② 監査の要点・監査手続

ア 県が作成した「県有資産マネジメント戦略」等の進捗状況について「県有資産マネジメント戦略(以下「戦略」という。)」や「県土整備部・都市整備部施設管理行動方針(以下「行動方針」という。)」の進捗状況を把握し、実施状況について考察する。

イ 戦略や方針の実行可能性について

「戦略」や「行動方針」などの実行に当たり、障害となる事象について検討する。

ウ 維持管理のための情報の整備状況について

数量ともに膨大な県有財産の全体を漏れなく把握しているか。

県有財産の網羅性をどのように確保しているか。

県有財産を管理する上で、必要な財務情報について十分に整理・検討されているか。

エ 適切な維持管理について

県有財産について、それぞれの役割を果たすことができるように、適切な維持管理が実施されているか。特に施設等については、その活用状況について、適切に把握・評価されているか。

計画と結果との比較による進捗管理、維持管理活動の結果の事後評価は適切に行われているか。

オ 適切な情報開示について

県民に対して、県有財産の管理・活用の状況について、適切に説明されているか。

カ 公有財産システムについて

現状の公有財産システムは、近年の業務要件に合致しているかどうか。

また、埼玉県が計画している新公有財産システムは、県有財産の管理活動の中で、どのような機能を実現すべきか。

キ 監査対象施設の運用実態の現場視察

概3

(2) 流域下水道に係る財務執行について

① 選定した理由

県が行なう流域下水道事業は、県民の生活環境の改善に大きな役割を担っている。平成17年度末では、年間処理量(559百万m<sup>3</sup>)、処理人口(467百万人、県民の66.5%)とともに全国第1位となっている。

流域下水道事業は、平成14年度の包括外部監査で取り上げられたテーマではあるが、現在まで5年を経過している。最近の河川を含めた水環境の保全のために、水循環の再構築を図ることは、引き続き重要であると考えられる。

今回、①コスト管理の適正化と県民への説明責任、②環境への配慮という観点から、流域下水道事業を再検証することは、今後の事業のあり方を考える上で有意義であることから、テーマとして選択した。

② 監査の要点・監査手続

ア 流域下水道会計が、どのような財源をもとに運営され、財務の健全性や効率性がどのように図られているか把握する。

イ 県民に対して、流域下水道事業の経営状況について、適切に開示されているか。

ウ 環境に対して、どのような配慮がなされ、コストとの関係で効率的な運営が図られているかどうか把握する。

この頁以下の表等に示す数値は、単位未満を切捨てしている。そのため、合計欄などの計数については、一致しない場合がある。

監査の結果及び意見

I 県有財産の管理と活用について

1. 県有財産の概要

(1) 県有財産の概要

地方公共団体の「財産」は、地方自治法で「公有財産」「物品」「債権」「基金」の4種の財産に大きく分けられている。このうち公有財産は、「行政財産」と「普通財産」に分類され、行政財産は、さらに「公用財産」と「公共用財産」に分類されている。  
公有財産の各区分の意義等は、次のとおりである。

表1【公有財産の各区分の意義】

区分		意義	主なもの
公有財産	行政財産	地方公共団体が、その事務又は事業を執行するため自らが直接使用することとすその本来の所有の目的とする財産	県庁舎、議会棟、総合庁舎、研究所、試験場等
	公共用財産	住民の一般的な共同利用に供することを本来の目的とする財産	道路、公園、学校、図書館、博物館、病院等
普通財産		行政財産以外のすべての公有財産であり、その経済的価値を發揮させるために所有しているもの	貸付や売却を目的とした不動産等

現在、県が公表している県有財産全体の規模とその内訳を表した情報としては、「埼玉県のバランスシート」がある。

「埼玉県のバランスシート」の具体例として、土地や建物などの有形固定資産の支出目的別の主な内訳を抜粋すると以下の表のとおりとなる。

表2【有形固定資産の支出目的別の主な内訳】

(単位：百万円)

支出目的	摘要	平成18年	平成19年	増減 (△：減)
		3月31日現在	3月31日現在	
総務費		166,763	165,839	△923
	庁舎等	46,260	45,331	△928
	その他	120,502	120,507	5
民生費		44,730	42,991	△1,739
衛生費		57,430	55,427	△2,003
労働費		9,368	8,911	△457
農林水産業費		186,866	177,782	△9,083
	農業農村整備	102,895	98,467	△4,427
	治山	28,187	27,278	△908
	その他	55,783	52,036	△3,747
商工費		58,480	58,535	55
土木費		3,105,019	3,101,633	△3,386
	道路	794,468	797,626	3,158
	河川	925,228	926,463	1,234
	砂防	71,077	70,752	△324
	都市計画	823,224	820,050	△3,174
	住宅	296,213	292,180	△4,033
	その他	194,807	194,560	△247
教育費		648,203	644,171	△4,031
	高等学校	386,757	383,769	△2,987
	その他	261,445	260,401	△1,044
警察費		163,884	163,616	△268
その他		2,320	2,188	△131
合計 (うち、土地)		4,443,068 (2,204,434)	4,421,097 (2,232,705)	△21,970 (28,270)

出典：埼玉県のバランスシート(平成18年12月及び平成19年12月公表)から抜粋した。

主要な公有財産の現在高(面積)は次のとおりである。

表3【主要な公有財産の現在高】

区分	平成18年度末	平成17年度末	比較増減
1 土地 建物	71,447千㎡ 6,308千㎡	71,506千㎡ 6,322千㎡	△59千㎡ △13千㎡
2 山林(面積)	9,091ha	9,091ha	0ha

出典：平成18年度埼玉県歳入歳出決算附属資料(その2)財産に関する調査

概6

(2) 県有財産の維持管理体制

埼玉県財務規則第146条(公有財産管理上の留意事項)では、公有財産の管理に当たっては、総務部・県土整備部・都市整備部が中心となって、県有財産の管理を行っている。

近年、県有建築物の整備は概ね充足しており、総務部管財課所管の『県有財産マネジメント戦略(以下「戦略」という。)]や県土整備部及び都市整備部で所管する『県土整備部・都市整備部施設管理行動方針(以下「行動方針」という。)]など、既存施設の有効活用やライフサイクルの見直しに事業の重心が移行してきている。

そのため、県有財産やその維持管理情報の集約化を進め、県有財産全体の効率的な維持管理体制を築くため、これら関係課所の、これまで以上の緊密な連携が必要となっている。

2. 埼玉県の県有財産管理に関する取り組み(総論)

(1) 戦略

埼玉県は、平成18年9月、部局単位の責任体制で管理する県有資産(土地及び建物に限る。)を経営的視点から総合的かつ一元的に統括し、資産売却の加速化による歳入確保、資産取得の適正化、低利用資産の活用、施設整備の効率化及び徹底した維持管理経費の合理化と縮減を図るため、「県有資産マネジメント会議」を設置した。

会議は、知事、副知事、各部長等から構成され、会議から指示された事項を専門的かつ集中的に検討するため、県有資産マネジメント検討委員会を設置した。

検討すべき項目として次の項目を掲げている。

- ① 不要な資産の選別(維持するだけでもコストがかかる(事業・施設の統廃合))
- ② 資産売却の加速化(歳入確保と民間・市町村による有効活用)

概7

- ③資産取得の審査制（必要性、代替性、建設手法、生涯コストを事前に徹底審査）
- ④エネルギーの削減（最新の省コスト・省エネルギー手法を全庁的に拡大）
- ⑤生涯コストの削減（修繕・外部委託の合理化、施設の耐用年数の延命化）

この背景には、図1【県有建物の経過年数】（概9ページ）のように、県有資産は膨大であり、その多くが建替え、改修期を迎えている。現在の県有資産を維持していく上で、巨額の維持管理コストが想定され、埼玉県の危機感がある。

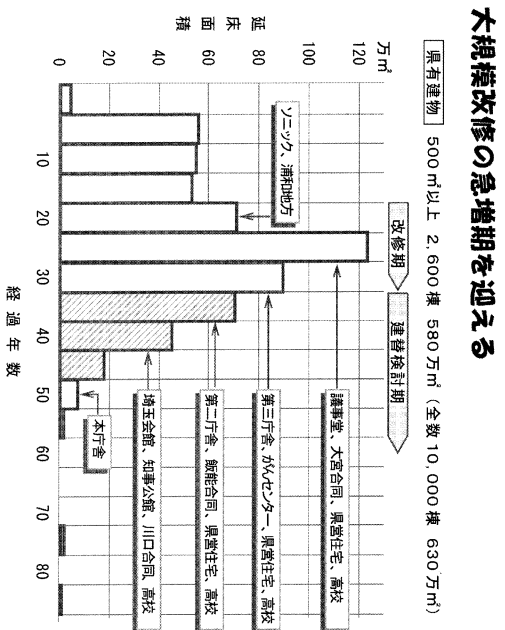
管財課のまとめでは、対象となる県有建物は約10,000棟（延べ床面積630万㎡）もあり、そのうち500㎡以上の建物は、2,600棟（延べ床面積580万㎡）にもなっている。

このように、膨大な県有建物を抱え、しかも、経過年数から修繕改良を含めた維持管理コストが多額に発生する時期が近づいてきている。

旧建設省1979年「中規模庁舎の生涯コスト試算例」では、図2【生涯コスト分布例】（概9ページ）のように建物維持コストは建設費の5倍を超えており、膨大な県有建物から生じる維持管理コストは、当初の建築費を遥かに凌ぐ金額となる。

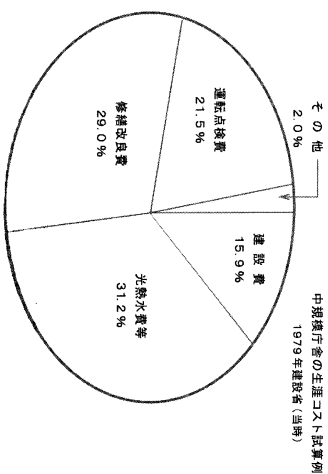
概8

図1【県有建物の経過年数】



出典：県有資産マネジメント会議資料

図2【生涯コスト分布例】

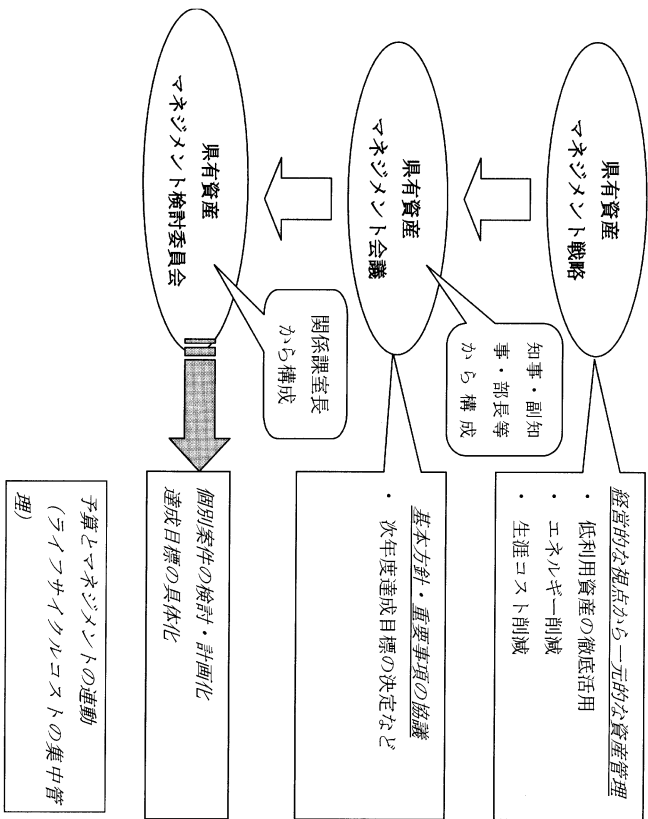


出典：県有資産マネジメント会議資料

概9

戦略は、以下の図に示す戦略決定プロセスを経て進められている。

図3【戦略決定プロセス】



(2) 行動方針

県は行政、学識経験者などから構成された「アセットマネジメント導入検討委員会」を設置した。この委員会では、道路、河川、公園、下水道、公共住宅等の社会資本を「資産」としてとらえ、中長期的な状況を予測し、ライフサイクルコスト(LCC)の最小化と維持管理費の平準化を図る「アセットマネジメント」の考え方を導入し、埼玉県独自の維持管理、更新のあり方について検討を行った。

概10

上記の検討成果を取りまとめた「行動方針」に基づき、埼玉県では、各施設においてアセットマネジメントの考え方を導入し、的確な維持管理・更新を行なうとともに、管理水準を明確にすることを通じて、県民に対して透明な行政運営を行なうことを目指している。

表4【行動方針の対象とする施設等】

(平成17年9月調査時点)

課名	管理対象施設	総数	都市整備	
			住宅課	公園課
道路街路課 道路環境課	道路	334路線(実延長2,877km)	1,018棟(戸数26,409戸)	25箇所(開設総面積1,270ha)
	橋梁	2,617橋梁(延長79km)	延べ床面積1,752千㎡	7箇所(総面積1,658千㎡)
トシネル	トシネル	41箇所(延長19km)	下水処理場	21箇所(総面積75,182㎡)
	道路には照明、標識、植樹帯及び街路樹を含む河川	150河川(管理延長1,409km)	ポンプ場	410,75km
河川砂防課	排水機場	41箇所	管理公園	25箇所(開設総面積1,270ha)
	護岸	570km 砂防護岸 88km	遊戯施設ほか	1箇所
このほか、砂防ダム、水門等あり	このほか、砂防ダム、水門等あり		新都市事業調整課	
運動施設	運動施設			

出典：行動方針(平成18年3月)

【意見1】 行動方針の実践に係るスケジュールの統一化について(県28ページ)

行動方針に基づく、アセットマネジメントの導入は、県の財政が置かれた状況を考えると、非常に有意義なものである。全県を挙げて積極的に取り組むべきであると考えますが、現状は、各担当部署における財源及び人的資源の制約や管理対象資産の性格の違いなどにより統一化されたスケジュールでは動いていない。行動方針では、将来的には、施設ごとのアセットマネジメントにとどまらず、全管理施設を一体として評価することが望ましいとしても、現実的には難しく、今後の学会や他の都道府県の状況を踏まえ検討を進める

概11

としている。

埼玉県に対しては、他の都道府県に率先して全管理施設を一体とした評価を実施して欲しいが、少なくとも、本行動方針の実践に係るスケジュールについては、統一することが望ましい。

なぜなら、スケジュールの統一化により、以下の効果が見込めるからである。

- ①データベースシステムの開発を行う場合に全管理施設一体としての開発が可能となり、将来の一体評価に繋がることと期待できる。
- ②作業量に比べ資源の乏しい部署をフォローするための部門横断的な仕組みが必要となり、アセットマネジメントの導入が加速される。

3. 各論を含めた監査の結果及び意見の総括

(1) 検討項目及び検討状況

「県有資産マネジメント」と「アセットマネジメント」が、個別の施設の維持管理において、どのような機能を果たしているか検討するため、公有財産の中から、次の視点で監査の対象施設を選定している。

- ① 県民の生命と財産の保護に与える影響の大きさ(道路、橋梁、河川)
  - ② 県民の生活向上に対する役割の大きさ(県営公園、県営住宅)
  - ③ 埼玉県のシンボルとしての社会的影響の大きさ(さいたまスーパーアリーナ、埼玉スタジアム2002)
  - ④ 民間へ貸し付けた普通財産のうち賃料を減免しているもの(いこいの村美の山)
  - ⑤ 未利用状態の公有財産のうち、金額的重要性の高いもの(テクノロジーセンター建設用地、旧吉見高等学校、県教職員住宅等)
- 監査対象施設及び県における維持管理状況は、表5のとおりである。

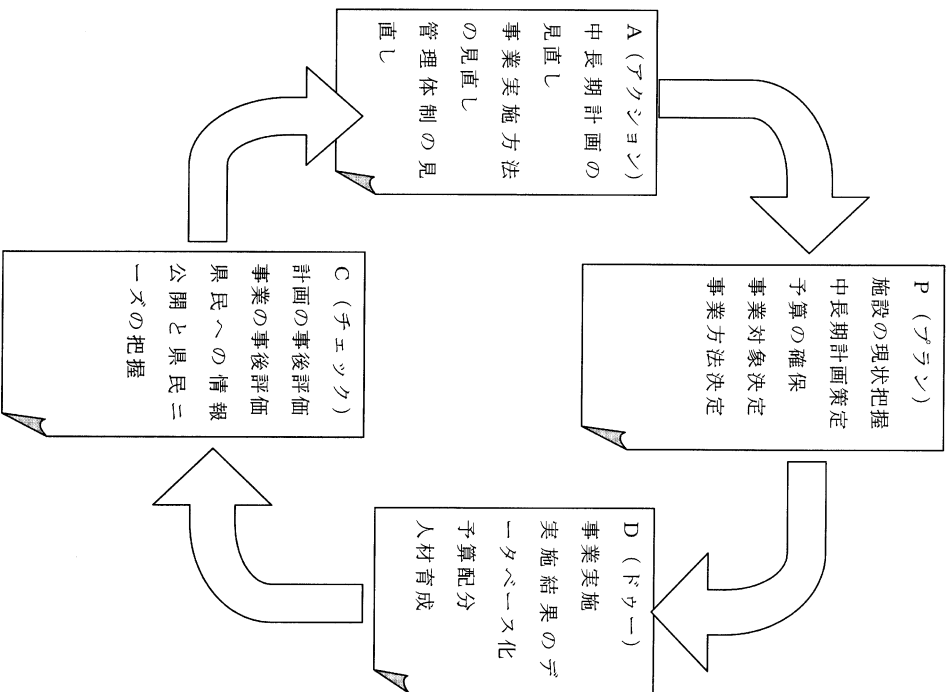
表5 【監査対象施設及び県における維持管理状況】

No	施設名	施設維持方針の有無	長期修繕計画の有無	長期修繕コストの把握(億円)	維持管理コスト削減手法
1	道路	あり	なし	明確でない	アセットマネジメント
2	橋梁	あり	あり	作成中	アセットマネジメント
3	河川	あり	あり	明確でない	アセットマネジメント
4	大宮公園等県営公園	あり	あり	明確でない	アセットマネジメント
5	県営住宅	あり	あり	明確でない	アセットマネジメント
6	さいたまスーパーアリーナ	あり	あり	185	アセットマネジメント
7	埼玉スタジアム2002公園	あり	作成中	作成中	アセットマネジメント
8	いこいの村美の山	なし	なし	なし	なし(貸付による管理)
9	テクノロジーセンター建設用地	なし	なし	なし	なし
10	旧吉見高等学校	なし	なし	なし	なし
11	県教職員住宅等未利用資産	あり	なし	あり	不明



(2) 固有資産の管理・活用のプロセス  
 固有資産の管理・活用を行うプロセスは、以下の図のような、PDCAサイクルに従って、推進されるものとする。

図4【PDCAプロセス】



概14

PDCAサイクルにおいては、まず、P（プラン）の段階において、管理対象施設の現状を把握し、継続して維持管理すべきものについては、ライフサイクルコスト最小化の観点から中長期管理計画を、当初の事業目的の終了や環境変化により、売却・転用等を必要とするものについては、その実行計画を策定する。

それぞれの計画においては、事業対象（範囲）と事業方法を決定し、事業実施に必要な予算（財源）を確保する。

次に、D（ドゥー）の段階では、各現場への予算配分が行なわれ、中長期管理計画に基づく維持管理または実行計画に基づく売却・転用等の事業を実際に行なう。

実行した事業の結果は、データベース化されることにより、次の段階におけるチェックが可能となるとともに、以後のPDCAサイクルを円滑に進めるために必要なデータを適時・適切に入手できるようにする。

また、この段階では、事業実施を通じて人材育成も行なわれる。

そして、C（チェック）の段階で、中長期管理計画と事業実施の結果は、事後的に評価される。ここで、計画についての事後評価は、事業対象や事業方法の選択の妥当性について行なわれ、事業実施の結果についての事後評価は、コストと効果について行なわれる。

また、この段階では、事後評価の結果を県民に情報公開した上で、県民のニーズ把握が行なわれる。

最後に、A（アクション）の段階で上記の評価結果及び県民のニーズに基づき中長期管理計画または実行計画の見直しとともに、事業実施に係る管理体制の見直しを行い、次のプランに反映させる。

このような一連の活動（サイクル）を通じて継続的な改善を実現していくことを目指すのが、PDCAサイクルである。

概15

## (3) プラン段階における課題

## ① 県有財産の現状の把握

プランの段階においては、まず、中長期管理計画や売却・転用等の実行計画を策定するために必要な、県有財産の現状について、必要十分な情報が入手できなければならない。

しかしこの点に関して、監査の結果、以下のような課題が発見された。

ア. 道路の修繕履歴を記録した「舗装台帳」が作成されていない。

イ. 県営住宅について、団地毎のコストの把握は行われていない。

ウ. 公有財産管理台帳システムでは、工作物・立木等が別台帳で管理されており、一体管理できていない。

## 【指摘1】 県有財産を管理する台帳の整備について(県 31 ページ)

中長期管理計画や売却・転用等の実行計画を策定するための情報としては、数量・形状等の物理的情報のみではなく、修繕金額などの財務的情報も必要とされる。また、このような情報は、適時に抽出・集計・加工することができなければ、計画策定に十分貢献できない。

しかし、現状では、財務的情報について、十分な情報整備がなされているとは言えず、各部署で手書きによる台帳で管理している部分も多い。

従って、県有財産を管理する台帳については、財務的情報の整備を行うとともに、全管理資産一体での管理を実現すべく、電子データ化や登録形式の統一化を進めていく必要がある。

## ② 中長期管理計画に基づく財源の手当

中長期管理計画を策定するためには、将来発生する大規模修繕費用を含めた維持管理費用を予測し、その結果に基づき財源上の手当をしなければならない。

しかしこの点に関して、監査の結果、以下のような課題が発見された。ア. 河川における排水機場やさいたまスーパーアリーナのようには、巨額の大規模修繕費の発生が予測され、部署単位での平準化では対応不可能な施設について、財源の目処が立っていないものもある。

イ. 埼玉スタジアム2002を始め、大規模修繕費の見積りができていない施設も見られるなど、各部署間で作業の進捗度に差がある。ウ. 行動方針においても、アセットマネジメント導入に向けたスケジュールは各部署に任されており、県全体として一体化した動きが取れていない。

## 【指摘2】 中長期的な財政計画への位置づけについて(県 32 ページ)

将来発生が予測される大規模修繕費用については、まずは、個々の施設の長期修繕計画の作成のみならず、県有資産全体での将来に亘る修繕コストを把握し、最適な修繕費用の配分を検討することが重要である。このためには、各部署からの提言を一元的に把握するとともに、アセットマネジメントの導入を含めた、県有財産の有効活用に向けた改革を進めることが重要である。

その上で、将来予測される修繕費用を、早期に見積り長期の財政計画に位置づけ、財源の手当を確実に実行していくべきである。

また、修繕が集中し、資金が不足するような事態に備え、基金への積み立てなども含めて検討すべきである。

## ③ 事業対象・事業方法の決定に係る検討資料の保存

中長期管理計画や売却・転用等の実行計画において、県有財産の中から事業の対象とするものを決定し、事業の実施方法を決定する。

こうした決定の過程において、埼玉県としてどの様な検討を行い、どの様な判断を行なったのかを明確にすることは、行政の透明性を確保し、計画を適切に事後評価するために重要であると考える。

しかしこの点に関して、監査の結果、以下のような課題が発見された。

ア. 道路の修繕箇所の選定結果について、その検討資料等は予算承認後破棄されており、事後的な検証が不可能だった。

イ. 大宮公園の直営化決定について、管理部署において十分な検討資料が保存されておらず、決定根拠に説得力が欠けていた。

【意見2】事業対象・事業方法の決定に係る検討資料の保存について（県33.県42ページ）

事業対象や事業方法を決定する場合には、決定の根拠となる検討資料を一定期間保存することが望ましい。

（4）ドゥワー段階における課題（事業実施結果のデータベース化）

県有財産の維持管理に係るPDCASAIケルのうち、D（ドゥワー）の段階では、業務を適切に実施し、その実施結果を事後的に検証可能にし、継続的な業務改善につなげるため、実施結果のデータベース化をしていくことが重要である。

しかしこの点に関して、監査の結果、以下のような課題が発見された。

- ① 前述のとおり、道路の修繕履歴を記録した「舗装台帳」が作成されておらず、データベース化もされていない。
- ② 県営住宅については、団地毎のコストは把握されず、収支の状況は明らかにされていない。
- ③ 公有財産管理台帳については、土地建物のみを対象としており、工作物や立木は紙ベースの台帳で別管理されている。

【指摘3】修繕履歴を記録する管理台帳の整備について（県33ページ）

新規取得の場合のみでなく、修繕を実施した際にも管理台帳のデータを更新し、修繕履歴をデータベース化して管理すること必要である。そして、このような管理台帳のデータベース化を実施していく場合、各部署が独自にシステム開発及び運用ルール作りをするのではなく、部署間でデータを相互利用することを想定し、一体となって推進していくことが有益である。

（5）チェック段階における課題（事後評価と情報公開）

県有財産の維持管理に係るPDCASAIケルのうち、C（チェック）の段階では、計画の妥当性や事業実施結果の妥当性を県民が適切に検証できるように、必要十分な情報が提供されなければならない。しかしこの点に関

して、監査の結果、以下のような課題が発見された。

- ① 県民生活に影響を与える「舗装の若返り作戦」について、特に県民向けの説明がなされていなかった。
- ② 大宮公園の直営化に関して、直営化の理由とした「技術の習得」などについての資料が示されていなかった。
- ③ 県有資産マネジメント会議については、公開され報道発表されているが、県民の目に触れることの多いホームページ等では公開されていない。
- ④ さいたまスーパーアリーナのような大規模施設については、将来の巨額の修繕費用に見合う効果について、県民の理解を得るために必要な調査・説明は行なわれていない。

【意見3】県有財産の管理と活用に係る計画と事業結果の積極的な情報公開について（県34ページ）

県有財産の管理と活用に係る計画と事業結果について、県民が適切に検証し、行政に県民ニーズを反映させていくためには、より積極的な情報公開が望ましい。

（6）アクション段階における課題（計画の見直し）

県有財産の維持管理に係るPDCASAIケルのうち、A（アクション）の段階では、チェック段階における評価を受けて、事業対象や事業方法、管理体制まで含めた計画の見直しを行わなければならない。このためには、計画の段階からの意思決定について、その検討資料が適切に保存されるときともに、こうした資料に加えて、公開された情報に基づき評価が適切に行なわれることが前提となる。その上で、計画の見直しを行う際には、事業の目的が社会経済環境と県民のニーズに適合しているのかについて、厳しく評価することが重要であると考える。

- ① テクノロジーセンサー建設用地について、社会経済環境の変化に

より、当初の事業計画が頓挫しているにも関わらず、これをはつきり認めようとせず、新たな活用方法が長期間に亘りとられていない。  
 ② 旧吉見高等学校の跡地について、閉校決定後約6年経過しているにも関わらず、依然として新たな活用方法が決まっていない。

【指摘4】 社会経済環境と県民ニーズに適合しなくなった計画の適切な見直しについて (県 35 ページ)

県有財産の管理と活用に係る計画の見直しにおいては、その事業目的が社会経済環境と県民ニーズに適合しなくなったものについては、当初計画を明確に廃止し、新たな活用方法の推進に注力すべきである。その際には、新たな活用方法をいつまでに決定するかを公表し、いたずらに長期間県有財産が遊休化することのないよう留意すべきである。

【意見4】 「戦略」と「行動方針」の連携について (県 35 ページ)

「戦略」と「行動方針」(アセットマネジメント)を比較すると、県 11 ページの表 6 のとおりである。両者は、担当する所管が異なり、対象とする施設や県有資産が異なるため、特に連携して進めることを求められていない。

しかしながら、県有財産やその維持管理情報の集約化を進め、県有財産全体の効率的な維持管理体制を築くためには、これら関係課所の、これまで以上の緊密な連携が望ましい。

(7) コストと機能のバランスのとれた管理の実践

【意見5】 コストと機能のバランスのとれた管理の実践について (県 36 ページ)

県有資産マネジメントの実践に当たっては、コストの削減だけでなく施設機能とのバランスを図り、県有資産を通じた県民へのサービスを最大にするよう努める必要がある。

具体的には、機能とコストのバランスを評価するバリエーション

概20

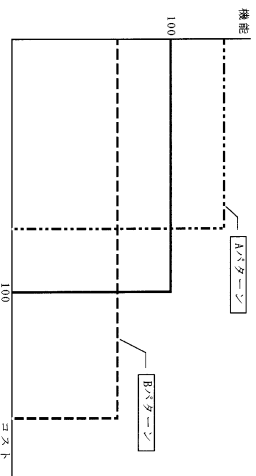
リング(注)などの管理手法の考え方を参考に、県有資産マネジメントの改善に応用すると良いと考える。

(注) バリエーションリング(Value Engineering)とは、製品やサービスのコストあたりの価値(機能・満足度)を最大にしようとする体系的な手法をいい、製品やサービスの「価値」をその「機能」と「コスト」の関係で表し、価値の向上を目指すものである。(価値(Value)=機能(Function)/コスト(Cost))

例えば、機能面については、作業品質・持続性・危機管理、コスト面については、人件費・その他原価の観点で、機能とコストにそれぞれ100点ずつ配点し、実際の業務執行状況を検査し、評価点数をつけて両者のバランスをみるものである。機能とコストのいずれも100点であれば理想的であるが、実際には、以下の図のように、理想的な状態からは乖離する。

機能とコストの評価要因に通り、理想的な状態からの乖離要因を特定し、改善していくことを通じて、維持管理業務が生み出す価値の向上を図るのである。

機能とコストのバランス表示



評価に当たり、最も大事なことは「事業計画」と「実行予算」を作成し、評価の置かれている「立場」と「時期」を明確にすることである。

【Aバターション】 機能は十分充足しているが、コストが低すぎる場合

【Bバターション】 機能充足が不十分、それに反しコストを過ぎて過ぎている場合

概21

II 流域下水道に係る財務執行について

1. 埼玉県流域下水道事業の概要

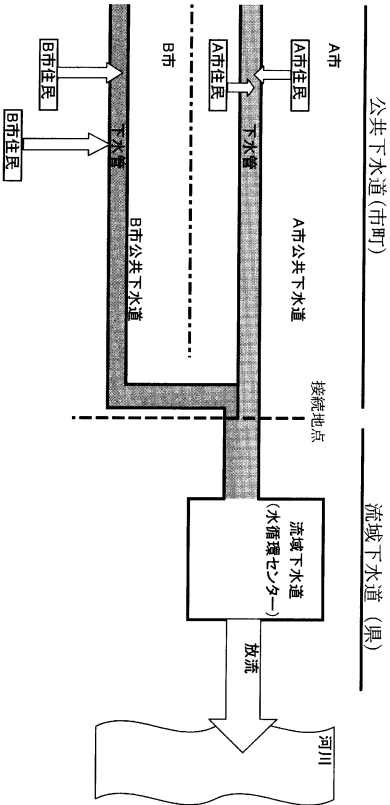
一般的に下水道は、健康で快適な生活環境の確保と河川等の水質の保全を図る上で不可欠な都市施設である。

下水道事業の主な種類には次の2つがある。

- ① 公共下水道…公共下水道とは、下水道の代表的なタイプで、市町村が建設し管理を行うもので、家庭や工場の近くまで直接下水管を伸ばして下水を集め、終末処理場で処理をする施設のことをいう。
- ② 流域下水道…流域下水道とは、複数の市町村の公共下水道で集められた下水を受け入れて処理する下水道で、主に都道府県が建設し管理を行うものをいう。

埼玉県においては、流域下水道事業を行っているが、県内の各家庭で発生した流域処理区域内の汚水は、各市町で整備した下水管を通して、県の流域下水道が整備した下水道の接続地点まで集められ、その後、県の整備した水循環センター（下水道処理場）において汚水処理が行われ、河川に放流されている。

図1 【公共下水道と流域下水道との関係イメージ】



概22

埼玉県では、現在、7つの流域下水道が供用開始されている。平成18年度の年間総処理水量は、634,321千 $m^3$ （1日平均1,738千 $m^3$ ）である。1日平均処理水量は、さいたまスーパーアリーナ2.3杯分に相当する。

埼玉県における流域下水道の名称とその流域関連公共下水道の処理区域にある市町、流域下水道関連地域は次のとおりである。

表1 【流域下水道の名称と関係市町】

流域下水道の名称	流域関連公共下水道の処理区域にある市町
荒川左岸南部流域下水道	さいたま市、川口市、上尾市、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市（6市）
荒川左岸北部流域下水道	熊谷市、行田市、鴻巣市、桶川市、北本市（5市）
荒川右岸流域下水道	川越市、所沢市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町、川島町、吉見町（10市3町）
中川流域下水道	さいたま市（一部）、川口市（一部）、春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、伊奈町、宮代町、白岡町、杉戸町、松伏町（10市5町）
古利根川流域下水道	久喜市、大利根町、菫蒲町、栗橋町、鷲宮町（1市4町）
荒川上流流域下水道	深谷市、寄居町（1市1町）
市野川流域下水道	滑川町、嵐山町、小川町（3町）
利根川右岸流域下水道	本庄市、美里町、神川町、上里町（1市3町）

（注）利根川右岸流域下水道は、平成16年度から新規に着手した事業であり、平成20年度末の一部供用開始を目標に事業を進めている。

埼玉県には、現在、70の市町村があるが、下水道事業を供用開始しているのは66市町である。その内、埼玉県の流域下水道事業に関連する市町は51市町に及んでおり、供用開始していない利根川右岸流域下水道を除いた関連する47市町の人口は、県の人口の66.6%である。

概23

## 2. 監査の結果と意見(総論)

埼玉県が行っている流域下水道事業は、埼玉県下にある流域関連の市町において発生した汚水の最終処理を行う事業であり、県民の健康で快適な生活を行う上で必要不可欠な事業である。また、この事業を行うことにより、埼玉県内を流れる荒川、利根川などの河川等の水質の保全とそれを取り巻く環境の確保が図られる。

【意見1】 公営企業会計の導入の計画的な推進について(下水 25 ページ)

【意見2】 実績との対比可能な経営計画の策定と開示について(下水 27 ページ)

《流域下水道事業の今後の事業運営のあり方》

埼玉県流域下水道事業において、事業の採算性や財務状況を県民に対してより分かりやすく明らかにする上で重要なことは、公営企業会計を導入した財務諸表を開示することである。また、それに併せて、計画と実績の対比が可能な経営計画を策定し開示することが県民への情報開示として有効である。

現在、県では平成22年度を目標に、公営企業会計の導入に向けた作業が進められているが、流域下水道事業の過去の投資額は1兆円を超えており、所有する施設は膨大である。今後、公営企業会計の導入に当たり行われる固定資産の評価や固定資産台帳の整備、会計方針の決定、各種マニュアルの作成や職員研修など、膨大な作業が見込まれるため、計画的な対応を図る必要がある。

なお、効率的な事業運営と環境に対する県民の理解を得るため、主に次の2点について検討する必要がある。

## ① 財団法人埼玉県下水道公社への委託業務の効率化の推進

【意見3】 財団法人埼玉県下水道公社への委託業務の効率化の推進について(下水 60 ページ)

財団法人埼玉県下水道公社(以下、「公社」という。)への委託業務の効

率化の推進に委託している水循環センターの維持管理業務について、削減効果と競争性を確保する上では、新たに導入した包括民間委託や一般競争入札によることが考えられる。

しかし、下水道事業のように県民生活に直結した膨大な処理業務については、1日も休むことのない安定した業務運営が求められる。また、公社が受託している業務は、通常の委託業務より専門性が高く、その業務範囲が広いことから包括民間委託や一般競争入札による対応を直ぐに拡充することは困難な業務と言える。

このため、現在、検討段階にある包括民間委託の評価を進め、今後の方向性を検討するとともに、公社に対する委託を継続するのならば、包括民間委託で行われるような評価基準を作成し第三者の委員会等での評価を受けるなど、公社の保守管理に関する専門性を活用しつつ、効率性を向上させる必要がある。

## ② 環境保全事業の情報開示

埼玉県流域下水道では、下水道事業本来の運営に加え、下水処理水還流事業など水環境の改善のための事業を行っている。

さらに、地球温暖化対策、資源の有効利用、その他の公害防止対策事業などは、下水道事業で生じる環境負荷を削減させる事業である。

こうした環境保全事業は、本来業務である汚水処理業務と異なり県民にイメージにくいことから、県民に対して積極的に説明を行う必要がある。

現在、公社では環境報告書を発行し環境に関する取組みを開示している。また、県の下水道課のホームページでも下水道事業の取組みについて情報開示している。

## 【指摘1】 環境保全事業の情報開示について(下水 89 ページ)

現状の情報開示は取り組んだ事業内容に限定されており、その効果やコストが明らかでない。東京都や神奈川県などのホームページで開示されているように、各環境保全事業の内容・取組・効果、それに関するコストを分かりやすく開示することが、下水道事業への県民の理解を得る

上からも必要である。

3. 埼玉県の流域下水道事業の現状

(1) 埼玉県流域下水道事業の状況

埼玉県流域下水道事業は、地方財政法上の公営企業として、一般会計とは別に特別会計を設け会計を整理している。流域下水道事業特別会計では、歳入歳出予算の執行状況を明らかにするために、予算との対比で歳入歳出決算書を作成している。各会計年度の歳入歳出決算額は、次のとおりである。

表2 【歳入歳出決算額の推移】

【歳入】	款	項	(単位：百万円)			
			平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
①	分担金及び負担金	負担金	23,843	24,090	25,445	25,445
②	使用料及び手数料	使用料	10	10	10	10
③	国庫支出金	国庫補助金	13,530	11,735	11,977	11,977
④	財産収入	財産売却収入	57	59	64	64
⑤	繰入金	繰入金	10,041	7,261	7,322	7,322
⑥	繰越金	繰越金	14,541	15,774	17,016	17,016
⑦	諸収入	雑収入	5	4	1	1
⑧	果債	果債	4,159	7,533	6,994	6,994
	合	計A	66,189	66,468	68,831	68,831

【歳出】	款	項	(単位：百万円)			
			平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
⑨	流域下水道事業費	流域下水道管理費	40,591	38,590	40,060	40,060
		流域下水道建設費	18,877	19,524	20,168	20,168
		流域下水道建設費	21,713	19,065	19,892	19,892
⑩	公債費	公債費	9,823	10,861	10,586	10,586
	合	計B	50,414	49,451	50,647	50,647
	歳入歳出差引残額(A-B)		15,774	17,016	18,184	18,184

出典：平成16、17、18年度 埼玉県流域下水道特別会計歳入歳出決算書  
 (注) 歳入歳出差引残額は、次の会計年度へ繰り越した繰越額となっている。なお、繰越額が多額なのは、施設整備に関する建設工事が長期間に亘り行われており、その未完成部分の工事代金に相当する予算を次年度に繰り越しているためである。

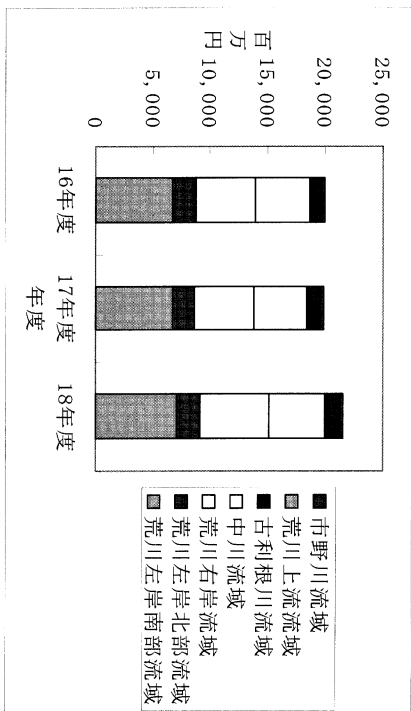
なお、下水道事業においては、埼玉県を含め多くの自治体では、地方公営企業法を適用していない。

(2) 施設管理の状況

① 流域下水道維持管理負担金の状況

流域下水道維持管理負担金の過去3年間の推移及びその内訳は次のとおりである。流域別では、荒川左岸南部流域、荒川右岸流域、中川流域の順番で維持管理費を多く負担している。また、その金額は、ここ3年間で増している。

図2 【流域下水道維持管理負担金推移】



② 維持管理負担金の算定方法

流域下水道事業では、各市町から維持管理負担金を徴収して運営を行っている。維持管理負担金単価の算定は、5年ごとに各流域下水道で行われる。次の表は、各流域下水道の負担金単価の推移表である。

荒川左岸北部流域下水道において単価が平成14年度に負担金単価改定によって上がっているが、それ以外の流域においては、単価が維持ないし下がっており、概ね、負担金単価は安定的に推移していると言える。

表3 【各流域下水道の負担金単価の推移表】

(単位：円/m<sup>3</sup>)

流域	14年度					15年度					16年度					17年度					18年度					19年度				
	金額	構成	金額	構成	金額	構成	金額	構成	金額	構成	金額	構成	金額	構成	金額	構成	金額	構成	金額	構成	金額	構成	金額	構成	金額	構成	金額	構成	金額	構成
荒川左岸南部流域下水道	39	39	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	
荒川左岸北部流域下水道	37	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	
荒川右岸流域下水道	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	
中川流域下水道	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	
古利根川流域下水道	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	
荒川上流域下水道	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	
市野川流域下水道	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	

出典：埼玉県都市整備部下水道課資料

③ 流域下水道管理費の状況

流域下水道管理費の内、最も構成割合が高いのは、委託料、次いで工事請負費となっており、ここ3年間、約97%を占めている。なお、委託料の大部分は、公社への水循環センターの管理委託料である。

表4 【流域下水道管理費の推移】

流域下水道管理費	16年度		17年度		18年度	
	金額	構成	金額	構成	金額	構成
給料	170,437	1%	170,613	1%	168,805	1%
職員手当	106,150	1%	106,986	1%	106,422	1%
共済費	50,942	0%	51,080	0%	51,081	0%
賃金	421	0%	1,055	0%	1,138	0%
報償費	20	0%	—	0%	10	0%
旅費	1,046	0%	1,277	0%	1,178	0%
需用費	8,818	0%	12,868	0%	9,783	0%
役員費	8,199	0%	9,124	0%	10,850	0%
委託料	17,486,900	93%	17,336,863	89%	17,280,566	86%
使用料・賃借料	17,806	0%	15,365	0%	14,959	0%
工事請負費	773,639	4%	1,481,225	8%	2,297,867	11%
備品購入費	43,746	0%	49,685	0%	49,988	0%
負担金	468	0%	298	0%	351	0%
補償補填及賠償金	—	0%	3,019	0%	751	0%
償還金利子及び割引料	4,407	0%	—	0%	—	0%
公課費	48,373	0%	138,342	1%	23,906	0%
拠出金	420	0%	—	0%	—	0%
計	18,721,799	100%	19,377,805	100%	20,017,661	100%

(3) 施設整備の状況

平成18年度までの施設整備のための投資額及び平成23年度までの投資予定額は、次のとおりである。

表5 【平成23年度までの施設整備額】

施設	平成18年度までの投資額		平成19年度～23年度投資予定額		計	
	金額	投資額	金額	投資額		
管渠	334,852	百万円	8,794	百万円	343,646	百万円
ポンプ場	73,074	百万円	3,472	百万円	76,546	百万円
処理場	645,603	百万円	108,650	百万円	754,253	百万円
計	1,053,529	百万円	120,916	百万円	1,174,445	百万円

出典：埼玉県都市整備部下水道課資料

施設の整備は県の管理下で行われるが、整備完了後、施設の保守管理を委託している公社に、県から設備台帳と完成図書が送付され、公社のもとで施設の管理が行われている。

設備台帳は、以前は使用されていたが、設備台帳のデータベース化に向けた電子化により使用されていないことであるが、以前使用していた台帳については、補修履歴を記載することができるにもかかわらず、十分に利用されていなかった。

【意見4】 固定資産台帳を有効に活用するための仕組みづくりについて（下水49ページ）

固定資産台帳の整備は、今後の水循環センターでの固定資産の管理を行う上で重要な作業となる。固定資産台帳の整備に際して、貸借対照表金額を算出するだけでなく、現物を確認する上で利用でき、補修履歴を検索することで次の補修時期を見積もることができるなど、固定資産台帳が有効に活用できる仕組みを考える必要がある。



## 4. 公社との関係内容

公社と県との委託契約は、継続して随意契約によっているが、その委託料に関しては、毎年度見直しされている。また、公社は平成17年度から3か年で10億円の維持管理費の削減を目標として「310チャレンジプラン」という活動を行い、修繕計画の見直しやエネルギー使用の効率化と契約の適正化、再委託内容の見直しなどを行っている。

県は、平成18年度から荒川上流流域、市野川流域の業務について包括民間委託を導入している。契約期間は3年間で、コスト削減額は公社に委託した場合に比べ約168百万円の削減効果があったと試算している。

なお、包括民間委託とは、平成18年度から下水道関連施設の維持管理業務に関して、競争原理の導入と公共サービス改革を目的とした制度であり、一定の条件を満たす範囲以内で業務の裁量が認められていることから、業務を行う上でのインセンティブが働くことを期待して導入されたものである。

## 5. 契約の締結

荒川左岸南部下水道事務所において、契約額の大きい契約について、契約事務手続に従って行われているかどうか確認したところ、次のような事例があった。

## 《事例》

7号水処理施設建設工事に係る仮設工事(2,147百万円(消費税込))については、契約事務手続上、契約額が5億円以上であることから、通常であれば議会の議決が必要となる工事であるが工区を5つに分割し、一般競争入札により契約手続が実施されている。

工区が分割された結果、1工区当たりの契約額は438百万円から478百万円となる。また、工区を1つにまとめた場合と5工区に分割した場合の積算額では、1工区にまとめた方が約20百万円削減可能となっている。

かしながら、この工事に關して、工区を5分割する必要性や分割理由が書類上明らかにされていない。

【指摘2】分割発注における妥当性や透明性の確保について(下水62ページ)

大型工事に關して、あらかじめ工区を分けて契約する場合には、工区を分けることによる経済性や合理性を事前に明らかにしたうえで契約行為を行うべきであり、その決定過程を契約書類上明らかにしておく必要がある。

## 6. 流域下水道における環境配慮事業

下水道事業は生活排水やし尿、工業排水などを収集し、処理後、公共用水域に戻すことを目的としており、その事業そのものが環境保全を目的とした事業である。

特に高度処理施設の導入や下水処理水還流事業などは、河川など水環境の改善のための事業であり、地球温暖化対策、資源の有効利用、その他の公害防止対策事業などは、その事業活動で生じる環境負荷を削減させる事業である。

## (1) 水環境改善事業

## ① 高度処理施設の導入について

三大湾(東京湾、伊勢湾、大阪湾)に關係する都府県の平成17年度末時点の高度処理導入状況は、国土交通省の公表値によると、全国平均で14%であり、埼玉県は閉鎖性海域である三大湾に關わる13都府県のうち、和歌山県に次いで2番目に低い4%である。

埼玉県では、流域計画の見直しを行った結果、高度処理を導入しない限り水質目標の達成が難しいと判断し、今後新設する排水系列から高度処理施設を導入する計画を立てている。今後の導入計画では、県内の高度処理割合は平成25年度に23.1%まで向上する計画である。

② 放流水の水質管理

水質試験のうち、放流水などの水質調査は公社の水質調査センターが行っている。一般企業では、こういった行程排水の日常の水質管理は自社で行っているが、さらに外部の環境計量証明事業者の測定結果と比較することで、自社の測定値の正確性を確認している。

【指摘3】水質試験の精度管理の向上について（下水 77 ページ）

水循環センサーからの放流水の水質管理の重要性を考慮すると、水質調査センサーの測定値を第三者の機関により確認することが必要である。

③ 不老川における下水処理水還流事業

埼玉県を流れる不老川は都市排水が水源の大半を占めており、水質の汚濁が著しくなっていることから、不老川の良質な水辺空間の創造を目指し、不老川水質環境保全対策事業に取り組んでいる。

下水処理水を河川に放流することで、河川の水質改善効果がみられる。県では不老川以外にも下水処理水還流事業を行っており、県内の河川の水質改善や流量の確保に貢献している。

以上

概32

第1 監査の概要

1. 監査対象部局

総合政策部職員課、総務部財政課、同管財課、産業労働部勤労者福祉課、同産業拠点整備室、県土整備部道路政策課、同道路環境課、同河川砂防課、同県土づくり企画室、都市整備部公園課、同住宅課、同新都心事業調整課、同スタジアム管理室、教育局教育総務部財務課、同福利課

2. 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人	
佐渡一雄	公認会計士
補助者	
森田 亨	公認会計士
筑紫 徹	公認会計士
内田和男	公認会計士
澤栗利紀	公認会計士
岡本尚樹	公認会計士
鈴木 茂	公共施設コンサルタント
佐藤美秋	システム監査技術者、公認会計士
吉川正弘	システム監査技術者
深代逸郎	会計士補
阿部大亮	会計士補
有坂忠輔	公認会計士試験合格者

3. 特定の事件の選定理由

埼玉県は平成18年度に「県有資産マネジメント戦略」を策定し、県単位での財産の管理を推し進めようとしている。  
これまでも、埼玉県では、「埼玉県行財政改革プログラム（平成17年度～

県1

平成19年度)において、課所単位で県立施設を見直し、施設の廃止・民間移管・再編により一層の効率的・効果的な施設運営をめざしてきた。また、歳入の確保の面から、未利用地の売却についても行ってきた。

公の施設は行政サービスを提供する上で必要であり、行政サービスが変われば、保有している施設自体の役割について見直す必要がある。また、公の施設は県民にとっては財産であり、その処理によっては財産的価値が損なわれる恐れがある。

県立施設を含めた県有財産の中で、今までに処理が検討された財産について、その役割がどのように見直しされ、処分または、利活用が図られたかについて検証することは、今後保有する県有財産の役割を見直していく上で、意義あることからテーマとして選定した。

#### 4. 監査の要点・監査手続

(1) 県が作成した「県有資産マネジメント戦略」等の進捗状況について

「県有資産マネジメント戦略(以下「戦略」という。)」や「県土整備部・都市整備部施設管理行動方針(以下「行動方針」という。)」の進捗状況を把握し、実施状況について考察する。

(2) 当該戦略や行動方針の実行可能性について

「戦略」や「行動方針」などの実行に当たり、障害となる事象について検討する。

(3) 維持管理のための情報の整備状況について

数量ともに膨大な県有財産の全体を漏れなく把握しているか。

県有財産を管理する上で、必要な財務情報について十分に整理・検討されているか。

(4) 適切な維持管理について

県有財産について、それぞれの役割を果たすことができるように、適切な維持管理が実施されているか。特に施設等については、その活用状況について、適切に把握・評価されているか。

計画と結果との比較による進捗管理、維持管理活動の結果の事後評価は

県2

適切に行われているか。

(5) 適切な情報開示について

県民に対して、県有財産の管理・活用の状況について、適切に説明されているか。

(6) 公有財産システムについて

現状の公有財産システムは、近年の業務要件に合致しているかどうか。また、埼玉県が計画している新公有財産システムは、県有財産の管理活動の中で、どのような機能を実現すべきか。

(7) 監査対象施設の運用実態の現場視察

#### 5. 監査対象項目

監査の対象とした項目は、公有財産について、次の視点で選定した。

- ① 県民の生命と財産の保護に与える影響の大きさ(道路、橋梁、河川)
- ② 県民の生活向上に対する役割の大きさ(県営公園、県営住宅)
- ③ 埼玉県のシンボルとしての社会的影響の大きさ(さいたまスーパーアリーナ、埼玉スタジアム2002)
- ④ 未利用状態の公有財産のうち、金額的重要性の高いもの(テクノグリーセンター建設用地、旧吉見高等学校、県教職員住宅等)
- ⑤ 民間へ貸し付けた普通財産のうち賃料を減免しているもの(いこいの村 美の山)

さらに、これらを支える公有財産システムの現状と今後の課題のほか、ストック情報としてのバランスシートについても、検討を加えることとした。

#### 6. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件について、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

この頁以下の表等に示す数値は、単位未満を切捨てしている。そのため、合計欄などの計数については、一致しない場合がある。

県3

**第2 外部監査対象の概要**

**1. 県有財産の概要**

**1. 地方自治法上の財産**

個人が私有財産を所有するように、地方公共団体も財産を所有しており、その財産は地方自治法上、「公有財産」「物品」「債権」「基金」の4種の財産に大きく分けられている（地方自治法第237条）。

このうち、「物品」とは、器具や備品などの動産（ただし、現金や公有財産並びに基金に属するものを除く）をいい、「債権」とは、金銭の給付を目的とする地方公共団体の一切の権利であり、地方税や使用料、貸付料などである。また、「基金」とは、特定の事業や計画のために積立や運用を行う資金をいう。さらに「公有財産」については、次のとおり分類される。

**2. 公有財産**

公有財産とは、地方公共団体が所有する財産のうち、地方自治法第238条において定められているものをいい、「行政財産」と「普通財産」に分類される。行政財産は、「公用財産」と「公共用財産」に分類されている。公有財産の各区分の意義等は、次のとおりである。

表1【公有財産の各区分の意義】

区分		意義	主なもの
公有財産	行政財産	地方公共団体が、その事務又は事業を執行するため自らが直接使用することをその本来の所有の目的とする財産	県庁舎、議会棟、総合庁舎、研究所、試験場等
	普通財産	行政財産以外のすべての公有財産であり、その経済的価値を發揮させるために所有しているもの	道路、公園、学校、図書館、博物館、病院等

行政財産は、行政目的の達成のために利用されるべきものであり、貸付、交換、売払、譲与等が原則として禁止されている（地方自治法第238条の4第1項）。また、行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において使用を許可することができる（地方自治法第238条の4第7項）。

一方、普通財産は、貸付、交換、売払、譲与等ができる（地方自治法第238条の5第1項）が、これらを行うときには条例又は議会の議決が必要な場合が多い（地方自治法第237条第2項）ので注意が必要である。

なお、本稿においては、埼玉県が所有する公有財産を「県有財産」と表記するものとする。

**3. 県有財産の概要**

埼玉県の県有財産の状況は次のとおりである。

**(1) 埼玉県のバランスシート**

現在、県が公表している県有財産全体の規模とその内訳を表した情報としては、「埼玉県のバランスシート」がある。

「埼玉県のバランスシート」の具体例として、土地や建物などの有形固定資産の支出目的別の主な内訳を抜粋すると以下の表2（県6ページ）のとおりである。

表2【有形固定資産の支出目的別の主な内訳】

(単位：百万円)

支出目的	摘要	平成18年	平成19年	増減 (△：減)
		3月31日現在	3月31日現在	
総務費		166,763	165,839	△923
	庁舎等	46,260	45,331	△928
	その他	120,502	120,507	5
民生費		44,730	42,991	△1,739
衛生費		57,430	55,427	△2,003
労働費		9,368	8,911	△457
農林水産業費		186,866	177,782	△9,083
	農業農村整備	102,895	98,467	△4,427
	治山	28,187	27,278	△908
	その他	55,783	52,036	△3,747
商工費		58,480	58,535	55
土木費		3,105,019	3,101,633	△3,386
	道路	794,468	797,626	3,158
	河川	925,228	926,463	1,234
	砂防	71,077	70,752	△324
	都市計画	823,224	820,050	△3,174
	住宅	296,213	292,180	△4,033
	その他	194,807	194,560	△247
教育費		648,203	644,171	△4,031
	高等学校	386,757	383,769	△2,987
	その他	261,445	260,401	△1,044
警察費		163,884	163,616	△268
その他		2,320	2,188	△131
合計 (うち、土地)		4,443,068 (2,204,434)	4,421,097 (2,232,705)	△21,970 (28,270)

出典：埼玉県のバランスシート(平成18年12月及び平成19年12月公表)  
から抜粋した。

(2) 公有財産の現在高

主要な公有財産の現在高(面積)は次のとおりである。

表3【主要な公有財産の現在高】

区分	平成18年度末		平成17年度末		比較増減
	面積	単価	面積	単価	
1 土地(山林を除く)	71,447千㎡		71,506千㎡		△59千㎡
建物	6,308千㎡		6,322千㎡		△13千㎡
2 山林(面積)	9,091ha		9,091ha		0ha

出典：平成18年度埼玉県歳入歳出決算附属資料(その2)財産に関する調書

(3) 行政財産の内訳

次に、公有財産のうち、行政財産の内訳(土地及び建物)を示すと、次のとおりとなる。

表4【行政財産の内訳(土地及び建物)】

平成19年3月31日現在

(単位：㎡)

区分	土地(地積)	建物(延床面積)
公用財産		
本庁舎	59,406	98,675
警察(消防)施設	690,224	383,972
その他の施設	5,556,718	393,013
公共用財産		
学校	7,673,312	2,694,972
公営住宅	2,141,384	1,719,623
その他の施設	17,988,434	871,153
山林	1,703,211	-
合計	35,812,691	6,161,412

出典：平成18年度埼玉県歳入歳出決算附属資料(その2)財産に関する調書

なお、土地、建物の価額についての情報は、「平成18年度埼玉県歳入歳出決算附属資料(その2)財産に関する調査」には記載されていない。価額についての情報は、「埼玉県のバランスシート」における附属資料上の土地明細表で土地について公表されているのみである。

表5【土地取得価額の推移】 (単位:百万円)

区分	平成18年3月31日	平成19年3月31日
道路橋梁	618,047	632,881
街路	390,183	395,931
公営住宅	126,293	126,293
高等学校	141,077	141,077
その他	928,833	936,521
合計	2,204,434	2,232,705

出典:埼玉県のバランスシート 附属資料 土地明細表(平成17・18年度)

### 第3 監査の結果と意見

#### 1. 埼玉県の公有財産管理に関する取り組み(総論)

##### 1. 公有財産の維持管理体制

##### (1) 公有財産管理の基本原則

埼玉県財務規則第146条(公有財産管理上の留意事項)では、公有財産の管理に当たって、次の点について特に留意しなければならないとされている。

- ・公有財産の利用状況が適正であるかどうか。
- ・公有財産が亡失し、損傷し、不法に占拠若しくは使用されていないかどうか。
- ・土地の境界が不明になっていないかどうか。
- ・使用を許可し、地上権を設定し、又は貸し付けしている公有財産の利用状況が適正であるかどうか。
- ・使用料、地代又は貸付料の納入を怠っていないかどうか。
- ・公有財産の現況が登記簿、登録簿、公有財産台帳等の記載事項と符合しているかどうか。
- ・火災、盗難等の予防措置が適正に行われているかどうか。

上記の基本原則に基づき、総務部・県土整備部・都市整備部が中心となって、公有財産の管理が行われている。

##### (2) 総務部の役割

総務部にある管財課は、県庁舎及び公舎等の建物施設の維持管理に係る業務を行っており、公有資産マネジメントを所管している。

管財課には、営繕、設備、電気施設などを担当する技術職員のほか、庁舎管理、公有財産、公有資産改革担当などの行政事務職員を配属している。

(3) 県土整備部の役割

県土整備部は、道路や河川など公共用財産として県土の骨格となる基盤整備を担当する。(平成19年4月1日現在、本庁：8課1室、14地域機関からなり、職員定数は1,047人である。)

また、県土整備部にある県土づくり企画室では、後述する「行動方針」に基づくアセットマネジメントを所管している。

(4) 都市整備部の役割

都市整備部は、市街地や公園、下水道など都市基盤・都市機能の整備を担当する。(平成19年4月1日現在、本庁：11課2室、8地域機関からなり、職員定数は472人である。)

都市整備部にある営繕課、設備課及び営繕工事事務所は、知事部局及び教育局からの執行委任、病院局との併任を受け、県有建物の建築、改修工事の設計及び施工管理などの営繕事業を行っている。なお、18年度の営繕事業予算額120億円のうち、ほとんどが施設の改修工事である。

(5) 県有財産の整備から維持管理へのシフト

近年、県有建築物の整備は概ね充足しており、「戦略」や「行動方針」など、既存施設の有効活用やライフサイクルの見直しに事業の重心が移行してきている。

「戦略」と「行動方針」(アセットマネジメント)を比較すると、表6(県11ページ)のとおりである。両者は、担当する所管が異なり、対象とする施設や県有資産が異なるため、特に連携して進めることを求められていない。

表6【戦略と行動方針(アセットマネジメント)の比較】

	戦略	行動方針 (アセットマネジメント)
主旨	知事をトップとし、全庁的に県有財産の取得、管理、コスト削減、処分までの全過程をアセットとする資産改革	県土整備部及び都市整備部の所管する資産の計画的な整備と適正な管理を目的とした部内検討 学識経験者等の意見を聴く場として、アセットマネジメント導入検討委員会を設置
対象	すべての県有資産(特別法で別管理となる道路、河川、企業財産を除く。)	県土整備部及び都市整備部が所管する基礎的な社会資本(道路、河川、公園、下水道、公営住宅等)
目的	高度成長期以降に取得した膨大な資産に係るコストが県財政を圧迫している状況を打開するため、経営的な視点から県有財産の最適化を図る。	膨大な経費を要する基礎的な社会資本の安定的な維持管理及び発展・拡充
手法	1 不要な資産の選別 2 資産売却の加速化 3 資産取得の審査制 4 エネルギーコストの削減 5 生涯コストの削減	1 目標管理水準の決定 2 中長期管理計画の策定
財政	予算とアセットとの連動	現時点では、予算とアセットマネジメントとは連動していない。
検討主体	知事以下の全部局長からなる会議で検討(具体的な検討は部局横断的に管財、財政、組織、改革、修繕部門で構成)	県土整備部及び都市整備部の内部検討 アセットマネジメント導入検討委員会(委員長は県土整備部長、委員は両部の各課室長及び学識経験者、専門家)

## 2. 戦略について

## (1) 策定経緯

埼玉県は、平成18年9月、部局単位の責任体制で管理する県有資産(土地及び建物に限る。)を経営的視点から総合的かつ一元的に統括し、資産売却の加速化による歳入確保、資産取得の適正化、低利用資産の活用、施設整備の効率化及び徹底した維持管理経費の合理化と縮減を図るため、「県有資産マネジメント会議」を設置した。

会議は、知事、副知事、各部長等から構成される。また、会議から指示された事項及び県有資産マネジメント会議設置要綱に定める事項を専門的かつ集中的に検討するため、各課長から構成される「マネジメント検討委員会」を設置した。

県有資産マネジメント会議設置要綱第8条にある委員会の所管事項は、以下のようになっている。

- ①資産の処分に関すること。
  - ②資産の有効活用に関すること。
  - ③建物及び設備の新築、改築及び改修における経済合理性の確保に関すること。
  - ④省エネルギー及び省コストの全庁的な拡大に関すること。
  - ⑤建物及び設備の劣化診断及び修繕業務の計画化に関すること。
  - ⑥外部業務委託の合理化に関すること。
  - ⑦その他資産の取得、処分、活用及び生涯経費に係る経済合理性の確保に関すること。
- 会議では、県有資産改革の基本方針を「戦略」としてとりまとめ、その名称を「県有資産まるごと改革」に決定した。(第1回県有資産マネジメント会議事録 H18/10/17)

## (2) 対象資産

対象資産は、道路及び河川を除くすべての県有の土地及び建物であり、管

県12

財課長が案件を取りまとめ、マネジメント検討委員会の検討に付すものとする。従来の県組織を超えた会議体により多面的に対象としたものである。

## (3) 目的

経営的な視点から県有資産の最適化を図ることを目的とし、検討すべき項目として次の項目を掲げている。

- ① 不要な資産の選別(維持するだけでもコストがかかる(事業・施設の統廃合))
- ② 資産売却の加速化(歳入確保と民間・市町村による有効活用)
- ③ 資産取得の審査制(必要性、代替性、建設手法、生涯コストを事前に徹底審査)
- ④ エネルギーの削減(最新の省コスト・省エネルギー手法を全庁的に拡大)
- ⑤ 生涯コストの削減(修繕・外部委託の合理化、施設の耐用年数の延長)

この背景には、図1【県有建物の経過年数】(県14ページ)のように、県有資産は膨大であり、その多くが建替え、改修期を迎えている。現在の県有資産を維持していく上で、巨額の維持管理コストが想定され、埼玉県の危機感がある。

管財課のまとめでは、対象となる県有建物は約10,000棟(延べ床面積630万㎡)もあり、そのうち500㎡以上の建物は、2,600棟(延べ床面積580万㎡)にもものぼっている。

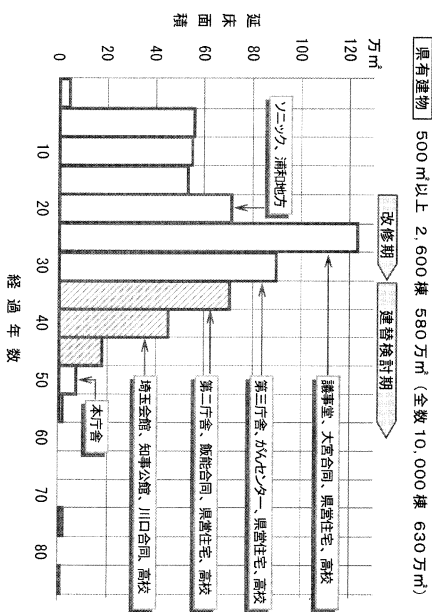
このように、膨大な県有建物を抱え、しかも、経過年数から修繕改良を含めた維持管理コストが多額に発生する時期が近づいてきている。

旧建設省1979年「中規模庁舎の生涯コスト試算例」では、図2【生涯コスト分布例】(県14ページ)のように建物維持コストは建設費の5倍を超えており、膨大な県有建物から生じる維持管理コストは、当初の建築費を遥かに凌ぐ金額となる。

県13



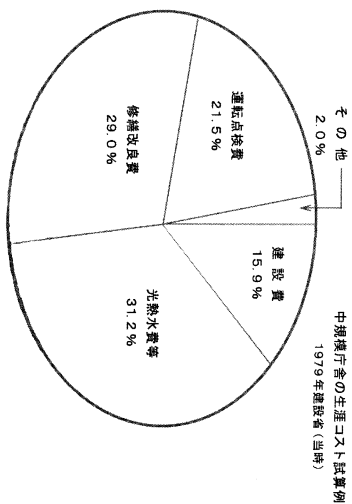
図1【県有建物の経過年数】



大規模改修の急増期を迎える

出典：県有資産マネジメント会議資料

図2【生涯コスト分布例】

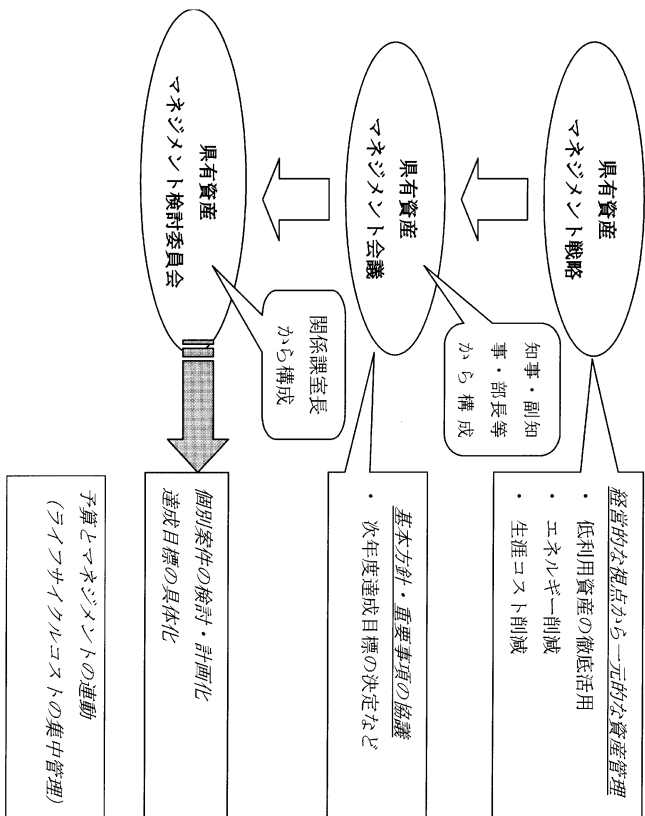


出典：県有資産マネジメント会議資料

3. 戦略決定プロセス

戦略は、以下の図に示す戦略決定プロセスを経て進められている。

図3【戦略決定プロセス】



4. 戦略の構成要素

(1) 達成目標

戦略では、3つの達成目標と平成18年度の成果が示されている。

<p>I 未利用地売却の加速化 ⇒県有資産の徹底管理 (売却額45億円)</p> <p>① 事業廃止用地の売却</p> <p>② 公舎/職員住宅の早期廃止</p> <p>③ 低利用財産の民間開放/容積移転</p> <p>④ 売却困難物件の処分</p>	<p>II 全庁的エネルギー削減 ⇒省エネ/省コストの全庁的拡大 (削減額1億円)</p> <p>① 高エネルギー施設のESCO(注*)改修</p> <p>② 老朽設備のエコオプティズ改修</p> <p>③ 省エネ/省コストの全庁的な拡大</p>	<p>III 資産の生涯コスト削減 ⇒管理体制の抜本改革(管理集中化) (削減額372億円)</p> <p>① 劣化診断・修繕の集中管理・計画化</p> <p>② 耐震工事/震災復旧/アスベストの計画的対応</p> <p>③ 新築/改修/修繕の経済合理性確保</p> <p>④ 外部業務委託の集中管理・効率化</p>
---	---	--

(注) ESCOとはEnergy Service Companyのことであり、(財)省エネルギーセンターが薦めているもので、工場や病院、ホテルなどの設備を環境に優しいものに換え、省エネ対策をするものである。ESCOは1970年代にアメリカで始まり、日本では、1990年代後半に導入された。ESCO事業者が省エネ効果を保証する新しい事業である。

(2) 未利用地の売却の加速化

戦略では、「未利用地の売却の加速化」を目標に掲げている。平成11年度から平成18年度までに表7(県17ページ)のとおり、評価額ベースで94億円、売却総額ベースで157億円の未利用地売却を実施してきている。

県16

表7【未利用地売却の推移】

年度	件数	面積 (㎡)	評価額 (百万円)	売却額 (百万円)
11年度	6	8,362	1,293	2,130
12年度	11	61,441	1,561	1,685
13年度	11	13,350	1,189	2,732
14年度	7	11,266	1,554	2,878
15年度	5	5,214	532	801
16年度	8	8,190	596	723
17年度	8	2,357	173	304
18年度	8	48,573	2,507	4,532
合計	64	158,756	9,408	15,788

出典：管財課提出資料(未利用地売却一覧表)

今後とも資産マネジメントにより売却が計画され、平成19年度では39件74億円を予定している。なお、管財課所管の公有財産台帳(平成19年4月1日)に計上された土地建物の合計額は、約15,260億円である。

(3) 全庁的エネルギー削減

知事部局112施設の省エネ診断の試行結果によると、床面積1㎡当たりの維持管理費は平均2,900円(年間)となっており、最上位と最下位との格差は16倍となっている。

県17

表 8 【床面積1㎡当たり維持管理費(上位10施設他)と主な理由】

(平成18年度)

順位	施設名	金額 (円)	方式	主な理由
1	総合リハビリター ションセンター	9,000	全館空調	病院施設であるが、ESCO改修の効果により維持費は低い
2	環境科学国際セン ター	8,000	全館空調	24時間研究施設⇒個別空調化による経費削減
3	川口合同庁舎	6,200	全館空調	運転員費は割高⇒空調方式の改善(エコオプティミズ化改修)
4	朝霞県税事務所	6,100	全館空調	運転員費は割高⇒空調方式の改善
5	衛生研究所	5,800	全館空調	研究施設⇒高効率機器改修
6	本庄地方庁舎	5,500	全館空調	運転員費は割高⇒空調方式の改善
7	秩父高原牧場	5,400	全館空調	水質維持費負担が大
8	東松山地方庁舎	5,200	全館空調	運転員費は割高⇒空調方式の改善
9	浦和大久保合同庁 舎	4,900	全館空調	運転員費は割高⇒空調方式の改善
10	杉戸県土整備事務 所	4,900	全館空調	運転員費は割高⇒空調方式の改善
111	川越高等技術専門 校 飯能分校	671	個別空調	個別のため効率がよい
112	農林総合研究セン ター 園芸研究所鶴 ヶ島試験地	555	個別空調	個別のため効率がよい

出典：県有資産マネジメント会議資料

上記112施設の床面積合計49万㎡の維持管理費総額(平成18年度)は、14億2千万円を要している。管財課での試算では、上位30施設(床面積16万㎡)をESCO改修並びにエコオプティミズ化改修した場合には、維持管理費を5年間で総額14億円削減可能と試算している(改修工事費12億円)。このため、平成19年度では病院等全庁舎(634施設)の省エネ診断を実施することとした。

(4) 資産の生涯コスト削減

資産の生涯コスト削減に関する決定事項のなかで、最も影響が大きいものは、県庁舎の耐震化による延命策である。

現在の本庁舎は、建築後57年を経過しており、今までの他県の例では、新庁舎建設の方向へ向かっていた。

しかし、県有資産マネジメントにおいて、新庁舎建設を行わず、現庁舎の継続的維持(耐震化)をすることを決定し、改修に比べて370億円の投資を抑制した。

また、「新築/改修/修繕の経済合理性確保」については、具体的な検討対象を設けている。

表 9 【新築/改修/修繕の経済合理性確保】

事前検討対象施設	新築・改修	修繕
用地費と建設費の総額が5億円以上の計画(建物及び設備)	必要機能の絞り込み	修繕費1億円以上の計画(建物及び設備)
検討事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>遊休地活用の可否</li> <li>統廃合の可能性</li> <li>必要機能の絞り込み</li> <li>建設規模/グレード/単価の検証</li> <li>光熱水費など生涯コストの経済合理性</li> <li>事業手法(直営工事/PFI/官民合築の可能性)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要機能の絞り込み</li> <li>修繕規模/グレード/単価の検証</li> <li>光熱水費など生涯コストの経済合理性</li> <li>復旧修繕と設備システム変更</li> <li>事業手法(ESCO又はエコオプティミズ導入の可能性)</li> </ul>

出典：管財課提出資料

今後、多額の修繕費の発生が予想される施設もあり、県有資産マネジメント会議による関与が益々増加すると思われる。なお、県有資産マネジメント会議における平成18年度の実績、平成19年度の目標、今後の計画は次のとおりとなっている。

表 10 【戦略の達成実績、目標等】

達成状況	平成18年度	平成19年度	今後の計画
	実績	目標	
1 未利用地売却の加速化： 事業廃止用地の売却	8件 45億円	39件 74億円	特に明確でない。
2 公舎/職員住宅の早期廃止	15件30棟 土地価格29億円	7件7棟 土地価格10億円	21年度までに、19住宅を廃止
3 低利用財産の民間開放、容積移転	用途廃止、移転集約等の具体検討	利用中施設の廃止と高度利用の具体化	売却困難物件の処分
4 全庁的エネルギー削減： 高エネルギー施設のESCO改修	実施中3施設、準備中2施設	21施設へのESCO導入を計画	20年度に県庁舎など大規模3施設にて導入 年間2億円の水道光熱費削減
5 老朽施設のエコオフイ ス改修	実施3施設、 実施計画・予算化2 件、29件(ストアツブ)	実施2施設 5施設一括によるP F1事業予算化	20年度は従来の2施設 分の経費で5施設実施。 老朽29施設への早期対応
6 省エネ/省コストの全庁 的拡大	年額3300万円を継続的に削減	電力入札拡大などコスト合理化(合計5.5億円削減)	特に明確でない。
7 資産の生涯コストの削減： 劣化診断/修繕の集中管理・計画化	1.9億円のコスト削減	予算集中化拡大	特に明確でない。
8 新築/改築/修繕の経済 合理性確保	県庁舎建替を耐震化へ変更(370億円節減)	県庁舎等の耐震工事を統括管理すること で工事費45億円削減	特に明確でない。
9 外部業務委託の集中管 理・効率化	3500万円削減	委託費24%削減	建築・設備の点検業務 直営化(20年度)

出典：管財課提出資料

(5) 組織人員体制

戦略を進める役割は、総務部管財課が担っている。管財課には、県庁舎、公有財産、管繕、設備、電気施設などを担当する技術職員のほか、県有資産改革担当などの行政事務職員を配属している。  
現在のところ、管財課在籍の技術職員数は31名であり、適正な維持管理水準を確保するため、資産の維持管理に関するスキルやノウハウの継承として

もに、技術系職員の育成を目指している。

なお、管財課は、担当課所に対して中立的な立場で、自ら実地調査を行って、維持修繕の必要性について判断し、財政課と連携をとる体制にある。一方、県有施設全体を一元的に管理し、マネジメントを推進する上での課題として、県土整備部や都市整備部との連携や、資産管理に係る専門性、機動力の強化が挙げられる。

維持修繕の必要性の判断は、技術的な裏付けなしには適切に行なうことはできない。また、財政的な視点からの判断のみでは、必要不可欠な修繕が実施できないため、県民生活に支障を来す恐れがある。

従って、管財課の方針は、財政的な視点に技術的な裏付けを加えることで、県有資産の維持管理水準の向上に資する有意義なものと考えられる。

(6) 情報公開の状況

県有資産マネジメント会議の設置については、行財政改革プログラムでの平成18年度の主な成果として公表されている。戦略の内容、進捗、成果や会議の議事録については、報道機関を通じてのみ公開されている。

埼玉県ホームページでの公開事例としては、以下のような形式で、戦略の成果等を公表している。

(県政ニュースでの公表例)

『全国自治体で初めて「県有地の一括売却」を実施』(平成19年10月18日)

『埼玉県では、知事を議長とする県有資産マネジメント会議を設置し、平成18年度から「県有資産まるごと改革」に取り組んでいます。その中で、「徹底した不要資産の選別」と「未利用地の売却」を進めています。』

平成11～18年度の8年間で64物件(約16万㎡)158億円の県有地を売却しました。平成19年度の売却目標は67億円とし、さらなる未利用地の売却に取り組んでいます。今回から売却をより一層加速する手法として、全国の自治体で初めて「県有地の一括売却」を実施します。』

## 【意見1】 県有資産の今後のあり方について

戦略の目的は、経営的な視点から県有資産の最適化を図ることである。県有資産のあり方は、原則スクラップアンドビルドの考え方に基づくなど、さらに明確な考え方が示されることが望ましい。県全体から検討する視点はこの戦略であり、所管部課所が自らの責任で資産のあり方を検討し、両者併せて、資産規模のスリム化を図ることが重要である。

また、利用度が低い施設や、不要な資産の選別について、既に一定の考え方に基つき検討を行っているところであるが、今後さらに県民にわかりやすい形で判断基準が示されることが望ましい。

## 【意見2】 情報公開のあり方について

県有資産マネジメント会議は、知事を長とする最高意思決定機関であり、県の資産の利活用や売却の動向は、県民にとって重要な情報である。

従って、県民からの要請に基つき情報提供するだけにとどまらず、県民により進捗状況が理解できるように、県有資産マネジメントに係る成果や課題について、ホームページ等で適時に公開することが望ましい。

## 5. 行動方針について

## (1) 策定経緯

埼玉県の社会資本への投資は、高度成長時代以来、比較的最近まで高い水準で推移してきた。その結果、県の抱える社会資本ストックの多くは、建設後30年から40年を迎え、更新時期を迎えようとしている。また、社会経済情勢の変化とともに、少子・高齢化の時代に突入し、財政的に厳しい状況となり、県土整備部・都市整備部の総予算は、ピーク時の半分になっている。このような状況の中で、平成17年2月に行財政改革プログラムが策定され、公共事業の効率的な執行が求められている。

このため、県は行政、学識経験者などから構成された「アセットマネジメント導入検討委員会」を設置した。

ここでは、道路、河川、公園、下水道、公営住宅等の社会資本を「資産」としてとらえ、中長期的な状況を予測し、ライフサイクルコスト(LCC)の最小化と維持管理費の平準化を図る「アセットマネジメント」の考え方を導入し、埼玉県独自の維持管理、更新のあり方について検討を行った。

上記の検討成果を取りまとめた「行動方針」に基つき、埼玉県では、各施設においてアセットマネジメントの考え方を導入し、的確な維持管理・更新を行なうとともに、管理水準を明確にすることを通じて、県民に対して透明な行政運営を行なうことを目指している。

## (2) 行動方針の構成

行動方針は、埼玉県の置かれている施設管理の現状を踏まえ、今後の埼玉県が施設を管理する上での基本的な行動を体系的に示すものであり、下記の2項目から構成される。

## ① 施設管理行動指針

全体の維持管理の基本的な考え方をまとめたものであり、以下の8項目から構成されている。

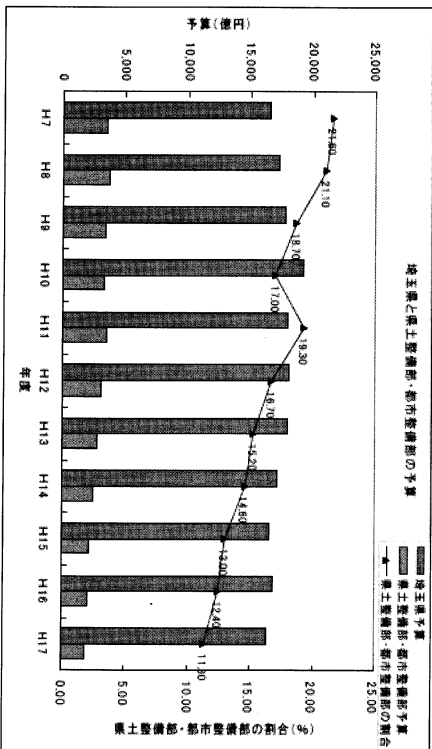
- ・アセットマネジメントの導入目的
- ・今後の維持管理のあり方

- ・維持管理システムの運営
  - ・維持管理方法
  - ・維持管理方針の決定
  - ・状態把握・評価(点検)
  - ・中長期管理計画の策定
  - ・データの整備と活用
- ② 中長期管理計画策定のための手引き
- 施設ごとの中長期管理計画を策定するためのポイントをまとめたものである。

(3) 行動方針の必要性

埼玉県において、行動方針を所管する県土整備部及び都市整備部における過去11年間(平成7年度から平成17年度)の予算規模は図4のとおりであり、県予算対比で21%から11%へと相対的に減少している。これは、新設費の減少によるものである。

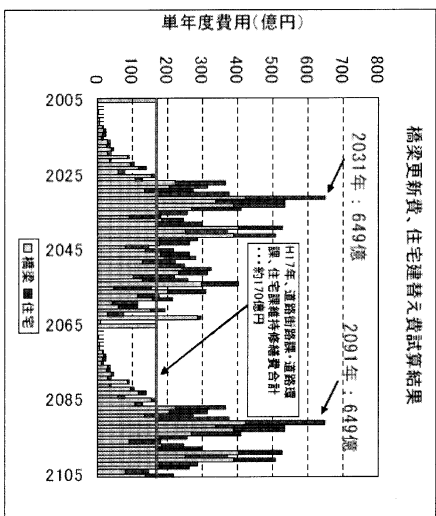
図4【県土整備部・都市整備部の予算】



出典：行動方針

一方、社会資本の維持・更新に係る費用については、図5のとおり橋梁更新費と住宅建替え費を試算した結果がある。2031年には両者の合算で、649億円が必要とされる。

図5【橋梁更新費、住宅建替え費試算結果】



出典：行動方針

このように、予算が縮小される一方で、将来巨額の更新費が必要となる厳しい状況の中、社会資本たる県有財産の機能を維持していくためには、中長期的な状況を予測し、ライフサイクルコスト(LCC)の最小化と維持管理費の平準化を図ることを目的とした行動方針を導入することは、必要不可欠な選択であると考えらる。

(4) 行動方針の特徴

① 情報公開の重視

従来、社会資本の新設については、ある程度の情報公開の仕組みが機能し、県民の意見が行政に反映する部分もあったものの、社会資本の維持管理に関しては、体系的な情報公開の仕組みは、ほとんど存在しなかった。

行動方針の運用に際しては、ホームページやアニュアルレポート(注1)の作成等、行動方針や社会資本の管理状況等の公開により、アカンタペリテ

(注2)の確保に努めるとともに、システムの運用に当たっては県民の満足度を的確に把握し、マネジメントサイクルの中で、次期計画に活かしていく視点が必要であるとしている。

(注1) 「アニュアルレポート」：年次報告書といわれ、年間の事業実績(含む財務数値)を説明したもの

(注2) 「アカウンタビリティ」：ここでは、行政が活動や政策等を県民に報告・説明を果たすこと。

② 中長期的な視点の導入

従来、社会資本の維持管理にかかる中長期的な予算の手当については、各年度に予算化する財政運営の中では、県全体としての統一した動きが取りにくい状況であった。

しかし、行動方針においては、将来状態の予測に基づき中長期管理計画を策定し、中長期的な予算の平準化を目指している。これは、長期間に亘り維持管理しなければならない社会資本の維持管理において、必要不可欠な視点である。ただし、行動方針では、各担当部署における予算の枠内にとどまり、将来発生が予測される巨額の費用に対する財源の手当て(例えば、積立金の設定等)も含めた、県全体としての予算の戦略的な方針までは求めていない。

(5) 対象資産

行動方針の対象とする施設等(平成17年9月調査)は表11(県27ページ)のとおりである。これらは、道路、河川、公園、下水道、公営住宅の社会資本であり、基本的には永続して維持管理すべきものである。これら社会資本の役割の見直しによって廃止の可能性は全くないとはいえない資産もあるが、基本的には機能維持が最大の目標となっている。このような社会資本、いわゆる公共用財産の維持には、膨大な費用を要し、長期的な視点に立って適正な管理が求められる。資産維持とコストの適正化のために導入するアセットマネジメントの方法は、時宜を得たものである。

表11【行動方針の対象とする施設等(平成17年9月調査時点)】

課名	管理対象施設	総数
道路街路課	道路	33.4路線(実延長 2,877km)
道路環境課	橋梁	2,617橋梁(延長 79km)
	トンネル	41箇所(延長 19km)
	道路には照明、標識、植樹帯及び街路樹を含む	
県土整備部		
河川砂防課	河川	150河川(管理延長 1,409km)
	排水機場	41箇所
	護岸	570km 砂防護岸 88km
	このほか、砂防ダム、水門等あり	
住宅課	公営住宅	1,018棟(戸数26,409戸) 延べ床面積 1,752千㎡
下水道課	下水処理場	7箇所(総面積 1,658千㎡)
	ポンプ場	21箇所(総面積 75,182㎡)
	管渠	410.75km
都市整備部	県管理公園	25箇所(開設総面積 1,270ha)
	遊戯施設ほか	
	新都心事業調整課	運動施設
		1箇所

出典：行動方針(平成18年3月)

(6) 進捗状況

行動方針の取組み状況では、橋梁に対するアセットマネジメントの構築が最も進んでおり、平成21年度からの5か年に亘るアクションプランの策定段階にある。

このように橋梁についてアセットマネジメントの構築が進んでいる要因は、対象とする橋梁が特定できるため計画を立てやすいこと、及び築年数が50年を経過し、修繕が必要となってくる橋梁数が今後増加するため必要性が高いことによるものである。

他方、道路のように維持補修すべき対象が広範囲かつ多数であり、維持す

べき水準を定め、毎年度計画的に維持修繕することがより有効であるとの理由により、中長期管理計画の策定にはなじまないものもある。

(7) 今後の予定

行動方針においては、施設ごとに策定する中長期計画について、実際のアセットマネジメントの運用を開始する具体的な期日を設けていない。

これは、各課が管理する施設の特徴により、作業に要する時間が異なることを考慮したものである。

【意見3】 行動方針の実践に係るスケジュールの統一化について

行動方針に基づく、アセットマネジメントの導入は、県の財政が置かれた状況を考えると、非常に有意義なものである。

全県を挙げて積極的に取り組むべきであると考えますが、現状は、各担当部署における財源及び人的資源の制約や管理対象資産の性格の違いなどにより統一化されたスケジュールでは動いていない。

行動方針では、将来的には、施設ごとのアセットマネジメントにとどまらず、全管理施設を一体として評価することが望ましいとしながらも、現実的には難しく、今後の学会や他の都道府県の状態を踏まえ検討を進めるとしている。

埼玉県に対しては、他の都道府県に率先して全管理施設を一体とした評価を実施して欲しいが、少なくとも、本行動方針の実践に係るスケジュールについては、統一することが望ましい。

なぜなら、スケジュールの統一化により、以下の効果が見込めるからである。

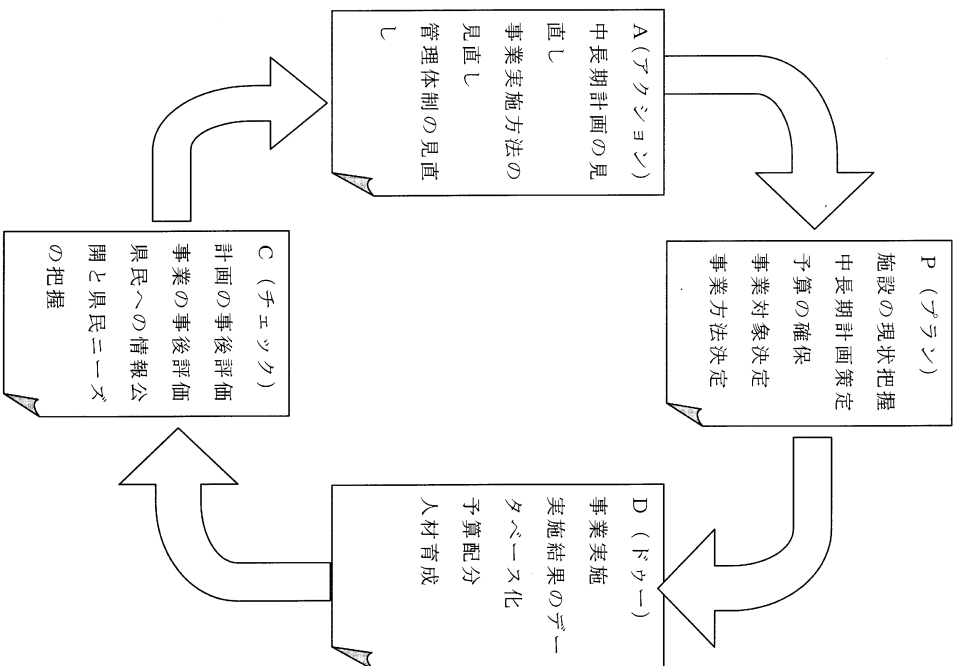
- ①データベースシステムの開発を行う場合に全管理施設一体としての開発が可能となり、将来の一体評価に繋がることが期待できる。
- ②作業量に比べ資源の乏しい部署をフォローするための部門横断的な仕組みが必要となり、アセットマネジメントの導入が加速される。

6. 各論を含めた監査の結果及び意見の総括

(1) 国有資産の管理・活用プロセス

国有資産の管理・活用を行うプロセスは、以下の図のような、PDCAサイクルに従って、推進されるものと考える。

図6【PDCAプロセス】





P D C Aサイクルにおいては、まず、P（プラン）の段階において、管理対象施設の現状を把握し、継続して維持管理すべきものについては、ライフサイクルコスト最小化の観点から中長期管理計画を、当初の事業目的の終了や環境変化により、売却・転用等を必要とするものについては、その実行計画を策定する。

それぞれの計画においては、事業対象（範囲）と事業方法を決定し、事業実施に必要な予算（財源）を確保する。

次に、D（ドナー）の段階では、各現場への予算配分が行なわれ、中長期管理計画に基づく維持管理または実行計画に基づく売却・転用等の事業を実際に行なう。

実行した事業の結果は、データベース化されることにより、次の段階におけるチェックが可能となるとともに、以後のP D C Aサイクルを円滑に進めるために必要なデータを適時・適切に入手できるようにする。

また、この段階では、事業実施を通じて人材育成も行なわれる。

そして、C（チェック）の段階で、中長期管理計画と事業実施の結果は、事後的に評価される。ここで、計画についての事後評価は、事業対象や事業方法の選択の妥当性について行なわれ、事業実施の結果についての事後評価は、コストと効果について行なわれる。

また、この段階では、事後評価の結果を県民に情報公開した上で、県民のニーズ把握が行なわれる。

最後に、A（アクション）の段階で上記の評価結果及び県民のニーズに基づき中長期管理計画または実行計画の見直しとともに、事業実施に係る管理体制の見直しを行い、次のプランに反映させる。

このような一連の活動（サイクル）を通じて継続的な改善を実現していくことを目指すのが、P D C Aサイクルである。

（2）プラン段階における課題

① 県有財産の現状の把握

プランの段階においては、まず、中長期管理計画や売却・転用等の実行計画を策定するために必要な、県有財産の現状について、必要十分な情報が入手できなければならない。

しかしこの点に関して、監査の結果、以下のような課題が発見された。

ア. 道路の修繕履歴を記録した「舗装台帳」が作成されていない。

イ. 県営住宅について、団地毎のコストの把握は行われていない。

ウ. 公有財産管理台帳システムでは、工作物・立木等が別台帳で管理されており、一体管理できていない。

【指摘1】 県有財産を管理する台帳の整備について

中長期管理計画や売却・転用等の実行計画を策定するための情報としては、数量・形状等の物理的情報のみではなく、修繕金額などの財務的情報も必要とされる。また、このような情報は、適時に抽出・集計・加工することができなければ、計画策定に十分貢献できない。

しかし、現状では、財務的情報について、十分な情報整備がなされているとは言えず、各部署で手書きによる台帳で管理している部分も多い。

従って、県有財産を管理する台帳については、財務的情報の整備を行なうとともに、全管理資産一体での管理を実現すべく、電子データ化や登録形式の統一化を進めていく必要がある。

② 中長期管理計画に基づく財源の手当

中長期管理計画を策定するためには、将来発生する大規模修繕費用を含めた維持管理費用を予測し、その結果に基づき財源上の手当をしなければならぬ。

しかしこの点に関して、監査の結果、以下のような課題が発見された。

ア. 河川における排水機場やさいたまスーパーアリーナのように、巨額の大規模修繕費の発生が予測され、部署単位での平準化では対応不可能な施設について、財源の目処が立っていないものもある。

イ. 埼玉スタジアム2002を始め、大規模修繕費の見積りができていない施設も見られるなど、各部署間で作業の進捗度に差がある。

ウ. 行動方針においても、アセットマネジメント導入に向けたスケジュールは各部署に任されており、県全体として一体化した動きが取れていない。

**【指摘2】中長期的な財政計画への位置づけについて**

将来発生が予測される大規模修繕費用については、まずは、個々の施設の長期修繕計画の作成のみならず、県有資産全体での将来に亘る修繕コストを把握し、最適な修繕費用の配分を検討することが重要である。このためには、各部署からの提言を一元的に把握するとともに、アセットマネジメントの導入を含めた、県有財産の有効活用に向けた改革を進めることが重要である。その上で、将来予測される修繕費用を、早期に見積り長期の財政計画に位置づけ、財源の妥当性を確保に行っていくべきである。

また、修繕が集中し、資金が不足するような事態に備え、基金への積み立てなども含めて検討すべきである。

**③ 事業対象・事業方法の決定に係る検討資料の保存**

中長期管理計画や売却・転用等の実行計画において、県有財産の中から事業の対象とするものを決定し、事業の実施方法を決定する。

こうした決定の過程において、埼玉県としてどの様な検討を行い、どの様な判断を行なったのかを明確にすることは、行政の透明性を確保し、計画を適切に事後評価するために重要であると考ええる。

しかしこの点に関して、監査の結果、以下のような課題が発見された。

ア. 道路の修繕箇所を選定結果について、その検討資料等は予算承認後破棄されており、事後的な検証が不可能だった。

イ. 大宮公園の直営化決定について、管理部署において十分な検討資料が保存されておらず、決定根拠に説得力が欠けていた。

**【意見4】事業対象・事業方法の決定に係る検討資料の保存について**

事業対象や事業方法を決定する場合には、決定の根拠となる検討資料を一定期間保存することが望ましい。

**(3) ドクター段階における課題（事業実施結果のデータベース化）**

県有財産の維持管理に係るPDCAサイクルのうち、D（ドクター）の段階では、業務を適切に実施し、その実施結果を事後的に検証可能にし、継続的な業務改善につなげるため、実施結果のデータベース化をしていくことが重要である。

しかしこの点に関して、監査の結果、以下のような課題が発見された。

- ① 前述のとおり、道路の修繕履歴を記録した「舗装台帳」が作成されておらず、データベース化もされていない。
- ② 県営住宅については、団地毎のコストは把握されず、収支の状況は明らかにされていない。
- ③ 公有財産管理台帳については、土地建物のみを対象としており、工作物や立木は紙ベースの台帳で別管理されている。

**【指摘3】修繕履歴を記録する管理台帳の整備について**

指摘1（県31ページ）のとおり、財務情報の整備と電子データ化を進める中で、特に修繕を実施した際にも管理台帳のデータを更新し、修繕履歴をデータベース化して管理することが必要である。そして、このような管理台帳のデータベース化を実施していく場合、各部署が独自にシステム開発及び運用ルール作りをするのではなく、部署間でデータを相互利用することを想定し、一体となって推進していくことが有益である。

**(4) チェック段階における課題（事後評価と情報公開）**

県有財産の維持管理に係るPDCAサイクルのうち、C（チェック）の段階では、計画の妥当性や事業実施結果の妥当性を県民が適切に検証できるよ

う、必要十分な情報が提供されなければならない。しかしこの点に関して、監査の結果、以下のような課題が発見された。

- ① 県民生活に影響を与える「舗装の若返り作戦」について、特に県民向けの説明がなされていなかった。
- ② 大宮公園の直営化に関して、直営化の理由とした「技術の習得」などについての資料が示されていなかった。
- ③ 県有資産マネジメント会議については、公開され報道発表されているが、県民の目に触れることの多いホームページ等では公開されていない。
- ④ さいたまスーパーアリーナのような大規模施設については、将来の巨額の修繕費用に見合う効果について、県民の理解を得るために必要な調査・説明は行なわれていない。

【意見5】 県有財産の管理と活用に係る計画と事業結果の積極的な情報公開について

県有財産の管理と活用に係る計画と事業結果について、県民が適切に検証し、行政に県民ニーズを反映させていくためには、より積極的な情報公開が望ましい。

(5) アクション段階における課題(計画の見直し)

県有財産の維持管理に係るPDCAサイクルのうち、A(アクション)の段階では、チェック段階における評価を受けて、事業対象や事業方法、管理体制まで含めた計画の見直しを行わなければならない。このためには、計画の段階からの意思決定について、その検討資料が適切に保存されとともに、こうした資料に加えて、公開された情報に基づき評価が適切に行なわれることが前提となる。その上で、計画の見直しを行う際には、事業の目的が社会経済環境と県民のニーズに適合しているのかについて、厳しく評価することが重要であると考ええる。

- ① テクノロジーセンサー建設用地について、社会経済環境の変化により、

当初の事業計画が頓挫しているにも関わらず、これをはつきり認めようとして、新たな活用方法が長期間に亘りとられていない。

- ② 旧吉見高等学校の跡地について、閉校決定後約6年経過しているにも関わらず、依然として新たな活用方法が決まっていない。

【指摘4】 社会経済環境と県民ニーズに適合しなくなった計画の適切な見直しについて

県有財産の管理と活用に係る計画の見直しにおいては、その事業目的が社会経済環境と県民ニーズに適合しなくなったものについては、当初計画を明確に廃止し、新たな活用方法の推進に注力すべきである。その際には、新たな活用方法をいつまでに決定するかを公表し、いたずらに長期間県有財産が遊休化することのないよう留意すべきである。

【意見6】 「戦略」と「行動方針」の連携について

「戦略」と「行動方針」(アセットマネジメント)を比較すると、表6(県11ページ)のとおりである。両者は、担当する所管が異なり、対象とする施設や県有資産が異なるため、特に連携して進めることを求められていない。

しかしながら、県有財産やその維持管理情報の集約化を進め、県有財産全体の効率的な維持管理体制を築くためには、これら関係課所の、これまで以上の緊密な連携が望ましい。

(6) コストと機能のパラメータのとれた管理の実践

戦略では、3つの達成目標と平成18年度の成果が示されている。(県16ページ)これらは、資産の処分やコストの削減が目標となっており、保有する県有資産の機能をいかに維持していくかについては、特に明らかにされていない。

【意見7】コストと機能のバランスのとれた管理の実践について

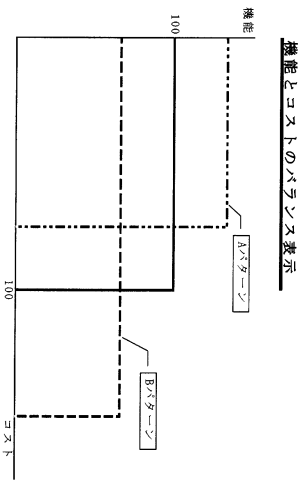
県有資産マネジメントの実践に当たっては、コストの削減だけでなく施設機能とのバランスを図り、県有資産を通じた県民へのサービスを最大にするよう努める必要がある。

具体的には、機能とコストのバランスを評価するバリュエンジニアリング(注)などの管理手法の考え方を参考に、県有資産マネジメントの改善に応用すると良いと考える。

(注) バリュエンジニアリング(Value Engineering)とは、製品やサービスのコストあたりの価値(機能・満足度)を最大にしようとする体系的手法をい、製品やサービスの「価値」をその「機能」と「コスト」の関係で表し、価値の向上を目指すものである。(価値(Value)=機能(Function)/コスト(Cost))

例えば、機能面については、作業品質・持続性・危機管理、コスト面については、人件費・その他原価の視点で、機能とコストにそれぞれ100点ずつ配点し、実際の業務執行状況を検査し、評価点数をつけて両者のバランスをみるものである。機能とコストのいずれも100点であれば理想的であるが、実際には、以下の図のように、理想的な状態からは乖離する。

機能とコストの評価要因に遡り、理想的な状態からの乖離要因を特定し、改善していくことを通じて、維持管理業務が生み出す価値の向上を図るのである。



評価に当たり、最も大事なことは「事業計画」と「実行予算」を作成し、評価者の置かれている「立場」と「時期」を明確にすることである。

- 【Aパターン】 機能は十分充足しているが、コストが低すぎる場合
- 【Bパターン】 機能充足が不十分、それに反しコストをかけ過ぎている場合

II. 公の施設等の維持管理の状況について(各論)

「県有資産マネジメント」と「アセットマネジメント」が、個別の施設の維持管理において、どのような機能を果たしているか検討するため、公有財産の中から、次の視点で監査の対象施設を選定している。

- ① 県民の生命と財産の保護に与える影響の大きさ(道路、橋梁、河川)
- ② 県民の生活向上に対する役割の大きさ(県営公園、県営住宅)
- ③ 埼玉県のシンボルとしての社会的影響の大きさ(さいたまスーパーアリーナ、埼玉スタジアム2002)
- ④ 民間へ貸し付けた普通財産のうち賃料を減免しているもの(いこいの村美の山)
- ⑤ 未利用状態の公有財産のうち、金額的重要性の高いもの(テクノグリーセンセンター建設用地、旧吉見高等学校、県教職員住宅等)

監査対象施設及び県における維持管理状況は、表12のとおりである。

表 12 【監査対象施設及び県における維持管理状況】

No	施設名	施設維持方針の有無	長期修繕計画の有無	長期修繕コストの把握(億円)	維持管理コスト削減手法
1	道路	あり	なし	明確でない	アセットマネジメント
2	橋梁	あり	あり	作成中	アセットマネジメント
3	河川	あり	あり	明確でない	アセットマネジメント
4	大宮公園等県営公園	あり	あり	明確でない	アセットマネジメント
5	県営住宅	あり	あり	明確でない	アセットマネジメント
6	さいたまスーパーアリーナ	あり	あり	185	アセットマネジメント
7	埼玉スタジアム2002公園	あり	作成中	作成中	アセットマネジメント
8	いこいの村美の山	なし	なし	なし	なし (貸付先による管理)
9	テクノグリーセンセンター建設用地	なし	なし	なし	なし
10	旧吉見高等学校	なし	なし	なし	なし
11	県教職員住宅等未利用資産	あり	なし	あり	不明

1. 道路の維持管理について

(1) 対象資産の概要

道路は道路法の規定により、高速自動車国道、一般国道、主要地方道、一般県道、市町村道に区分されるが、埼玉県が管理責任を負っているのは県内の一般国道、主要地方道及び一般県道のうち、国・さいたま市管理を除いた区間である。

埼玉県内の道路の現況は以下のとおりである。

表 13 【埼玉県道路概要】(平成 18 年 4 月 1 日現在)

種別	路線数	実延長 (km)	道路延長 (km)		橋梁		トンネル	
			箇所数	延長(km)	箇所数	延長(km)		
一般国道	14	869 (536)	815 (501)	879 (614)	40 (21)	20 (20)	13 (13)	
(内、埼玉県管理分)	(9)							
主要地方道	90	1,261 (1,154)	1,220 (1,117)	1,105 (1,041)	38 (34)	9 (9)	2 (2)	
(内、埼玉県管理分)	(89)							
一般県道	244	1,217 (1,138)	1,189 (1,110)	963 (926)	25 (24)	21 (21)	3 (3)	
(内、埼玉県管理分)	(233)							
東日本高速道路(株) 高速自動車国道	4	166	148	217	15	10	2	
首都高速道路(株) 都市高速道路	4	25	0	22	23	4	1	
合 計	356 (331)	3,540 (2,829)	3,374 (2,729)	3,186 (2,581)	143 (80)	64 (50)	23 (19)	

(注) 「実延長」とは、総延長から未供用区間及び重用区間を除いた延長である。上記の数値は、単位未満を切捨てしている。そのため、合計欄などの計数については、一致しない場合がある。

出典：道路現況調査

なお、道路等に係る財務上の金額としては、取得価額ベース(平成 19 年 3 月 31 日現在)では表 14 のとおりである。

表 14 【道路等に関する取得価額】

	取得価額 (百万円)
道路橋梁	632,881
街路	395,931
合計	1,028,812

出典：埼玉県の財務諸表(平成 18 年度)

埼玉県の道路の整備水準は、改良率 86.2% (全国 3 位) と全国的に高い水準にあるものの、道路の混雑度を加味した指標である整備率は、47.7% (全国 32 位) と低い水準にとどまっており、埼玉県内の国道・県道の約 5 割はスムーズに走れない状況にある。

表 15 【他都県比較(道路概況及び整備状況)】

	実延長 (k m)	全国 順位	改良済延長 (k m)	改良率 (%)	全国 順位	整備済延長 (k m)	整備率 (%)	全国 順位
埼玉県	3,397	28	2,928	86.2	3	1,620	47.7	32
茨城県	4,512	13	3,256	72.2	24	2,081	46.1	39
栃木県	3,723	22	2,703	72.6	22	1,810	48.6	28
群馬県	3,423	25	2,572	75.1	18	1,705	49.8	24
千葉県	3,758	20	2,946	78.4	13	1,748	46.5	36
東京都	2,644	34	2,258	85.4	6	1,065	40.3	44
神奈川県	2,147	43	1,844	85.9	5	865	40.3	45
全国	183,640		135,532	73.8		103,631	56.4	

出典：道路統計年報(平成 18 年 4 月 1 日現在)

※ 1 政令指定都市は、存する都道府県に含める

※ 2 国道・県道を対象としている(指定区間を含む)

※ 3 改良率とは、車道の幅員が 5.5m 以上の道路区間延長が全道路延長に占める割合

※ 4 整備率とは、車道の幅員が 5.5m 以上の道路で混雑度 1.0 未満の道路の延長が全道路延長に占める割合

(注) 埼玉県の道路実延長につき、表 15 と表 13 とで数値が異なっている。これは表 13 の数値(2,829k m)は埼玉県が管理責任を負っている道路の実延長であるのに対して、表 15 の数値(3,397.1k m)が埼玉県内の行政区域内の道路の実延長であるためである。

(2) 維持管理の必要性

道路は、人・物・情報の流れを支える非常に重要なインフラストラクチャーであり、その役割を果たすためには設置後も継続的かつ良好なメンテナンスが重要である。

また、埼玉県は首都東京に接しており、東北道や関越道、常磐道などの高速道路が早期に整備されるなど、東北、上信越地方との交通の要衝にある。このため、自動車平均交通量も全国第 4 位(表 16(県 40 ページ))と多く、

舗装を始めとする道路の維持管理には多額の費用を要する。従って、県有財産の効率的な運用という観点からも、道路がその効用を発揮するために必要な補修を、適切なタイミングで実施することが重要である。

埼玉県内の一般国道、主要地方道、一般県道における平日交通量のランキングを下に示す。埼玉県の交通量は全国的にみるとかなり多いと言える。

表 16 【他都県比較(交通量)】

(上位10位まで)

順位	都道府県	12時間当たりの平均交通量 (台)
1	大阪府全域	15,196
2	東京都全域	14,070
3	神奈川県全域	13,735
4	埼玉県全域	9,936
5	愛知県全域	9,343
6	千葉県全域	8,832
7	福岡県全域	7,951
8	沖縄県	7,467
9	茨城県	7,392
10	静岡県全域	6,902

出典：道路交通センサス

(注)「全域」は各都府県に所在する政令指定都市を含むもの

ひび割れ、わだち掘れ等、舗装の性状が悪化する要因としては様々なものがあるが、主たるものとして大型車交通量がある。埼玉県は下表に示すように、大型車交通量及びその全体交通量に占める比率が全国的に見ても高いため、舗装が損傷しやすい環境にあり、道路の維持管理の要請が高いといえる。

表 17 【大型車交通量による順位】

順位	都道府県	12時間平均交通量(台/12h)			
		乗用車	バス	小型貨物車	普通貨物車
1	東京都全域	8,292	204	3,416	2,158
2	大阪府全域	9,694	147	3,247	2,107
3	神奈川県全域	8,856	193	2,631	2,056
4	埼玉県全域	6,407	84	1,675	1,770
5	愛知県全域	6,133	73	1,678	1,460
6	千葉県全域	5,767	81	1,585	1,398
7	茨城県	4,955	58	1,244	1,134
8	福岡県全域	5,306	84	1,597	963
9	静岡県全域	4,417	72	1,444	970
10	兵庫県全域	4,332	71	1,363	936

出典：道路交通センサス

(注)「全域」は各都府県に所在する政令指定都市を含むもの

表 18 【大型車混入率による順位】

順位	都道府県	12時間平均交通量(台/12h)					大型車混入率
		乗用車	バス	小型貨物車	普通貨物車	合計	
1	北海道全域	2,042	53	525	573	3,192	626
2	埼玉県全域	6,407	84	1,675	1,770	9,936	1,854
3	東京都全域	8,292	204	3,416	2,158	14,070	2,362
4	千葉県全域	5,767	81	1,585	1,398	8,832	1,479
5	三重県	3,681	53	1,108	889	5,731	942
6	愛知県全域	6,133	73	1,678	1,460	9,343	1,533
7	神奈川県全域	8,856	193	2,631	2,056	13,735	2,249
8	滋賀県	3,824	50	1,149	922	5,945	972
9	茨城県	4,955	58	1,244	1,134	7,392	1,192
10	奈良県	3,087	66	990	703	4,846	769

出典：道路交通センサス

(注)「全域」は各都府県に所在する政令指定都市を含むもの

(3) 補修対象の決定

舗装を主とする道路の修繕箇所は、職員による点検や道路パトロールからの通報、及び地域住民からの苦情や要望、市町村や警察など関係機関からの

要望を基に決定されるが、規模により工事までのプロセスが異なる。

① 緊急に対応すべき損傷及び小規模な修繕（点々修繕）

舗装の場合には、苦情や要望に対し迅速に対応できるように、予め地区毎に工事業者と単価契約を締結し、危険箇所を早期修繕を実施している。

② 小規模な修繕では対応できないほど損傷が進んでいる箇所や損傷区間の規模が大きい箇所（計画的修繕）

翌年度の予算編成時に示された予算枠の範囲内で修繕箇所を決定する。具体的には、以下のプロセスによる。

ア. 各県土整備事務所が要修繕箇所について詳細に調査し、優先順位をつけて本庁の道路環境課に予算要望を行う。

イ. 道路環境課は、各県土整備事務所とヒアリングを行い、予算枠の範囲内で補修箇所を決定する。

計画的に行われる舗装修繕の場合は、必要額、MCI値（「ひび割れ」や「わだち掘れ」、「路面の平坦性」について舗装の状況を数値化したもの）、大型車交通量、路線の重要性、周辺環境（病院、学校、住宅地など沿道の状況）等により、優先順位を付ける。

その後、県内各地域のバランスや他の工事計画（歩道整備など）を考慮して箇所を決定している。

なお、上記の修繕箇所決定の検討過程のなかで、どのように決定し、優先順位付けを行ったことに関する具体的な検討資料は、制度上保存義務がない。このため、この検討資料は、議会の予算承認後破棄されている。

【意見8】 事業対象・事業方法の決定に係る検討資料の保存について（道路）

事業対象や事業方法を決定する場合には、決定の根拠となる検討資料を一定期間保存することが望ましい。

県42

その理由として、

① 決定過程を明示することにより、修繕箇所が担当課の裁量で決定されず、最適な修繕箇所を選定したことを示す根拠となり、財務事務執行を説明できる。また、県民からの照会がある場合には、適切に説明することが可能となる。

② 道路補修担当者の異動に際し、修繕箇所の選択方法など技術的なノウハウの継承に有益である。

(4) 道路補修に係る中長期計画

前述したように、埼玉県は『アセットマネジメント導入検討委員会』を設置し、道路、河川、公園、下水道、公営住宅等の社会資本を「資産」と捉え、中長期的な状態を予測し、ライフサイクルコストの最小化と維持管理費の平準化を図る「アセットマネジメント」の考え方を導入し、埼玉県独自の維持管理、更新のあり方について検討を行った。

平成18年3月、その検討成果が『行動方針』として取りまとめられている。

その中で、従前の社会資本の維持管理は、施設の劣化が顕在化した時点で、その劣化状況に応じてその都度補修を実施する対処療法型であったが、今後は日常点検に加えて定期点検を行い、施設の状況を把握した上で、劣化の進行などを予測し、効率的・効果的な中長期管理計画を策定して事業を実施していく計画的な維持管理システムを構築すべきである旨の記述がなされている。

現状、補修箇所の決定は、(3) 補修対象の決定で述べたように住民からの要望、クレーム、並びに、道路パトロールによる発見に基づいており、対処療法的な維持管理が行われている。その理由として道路環境課では、以下のことをあげている。

① 道路パトロール等により要補修箇所が発見されれば、中長期管理計画に関わらず舗装工事を実施しなければならない。道路舗装の場合には橋梁などの他の社会資本と比べて、このように突発的に修繕が必要になるケースが多いた

県43

め、中長期管理計画を策定する意義に乏しい。

② 道路舗装にアセットマネジメントの考え方を当てはめると、道路の現状をすべて把握し、日常点検・定期点検を行って、中長期計画を行うことになる。しかし、道路台帳に舗装に関する修繕履歴は残っていない。また、過去において舗装台帳というものが存在していたが、その更新作業が適切になされていないため、データベースの作成に膨大な作業が必要となる。

③ 現状の管理は対処療法的な管理が基本であるが、MCI値を用いた『舗装の若返り作戦』を実施しており、これは路面状態を把握し、将来を予測して適切な維持管理レベルの保持を目的とした計画であるから、中長期的な視点も加わっており、特に抜本的な改革が必要にならないと考えている。

表 19 (県 45 ページ) に示す「舗装の若返り作戦による MCI 値の経過」からみれば、この方法の有効性がみられ、必ずしも中長期計画ではないが、中期的な視点による道路維持管理がなされていると見られた。

(5) 補修が必要な資産と実際の補修状況の比較

埼玉県は『舗装の若返り作戦』として、MCI 値 3 以下の道路延長を平成 15 年度時点の 197 km から 5 年間で 102 km と概ね半減させる目標を打ち立てて、道路舗装の修繕事業を実施している。

【意見 9】維持管理目標と実績についての県民への説明について(道路)

『舗装の若返り作戦』の成果として、現時点では事業は順調に推移している。しかし、県民生活に影響を及ぼすものとして、本来、県民に対して十分に説明すべきであるが、このような道路維持管理の推進という、長期的な課題について、現状では県民に対して特に説明を行っていない。従って、目標と実績について、より積極的に説明を果たすことが必要である。

表 19 【舗装の若返り作戦による MCI 値の経過】 (単位：距離 km)

MCI 値	H15 時点	H16 時点	H17 時点	H18 時点	H19 時点	H20 時点
5 超	1,495	1,733	1,890			
4超5以下	453	447	456			
3超4以下	307	234	227			
3以下	197	178	133			
若返り作戦 (MCI 値 3 以下の計画延長)	197	180	153	127	116	102

(注) 各道路につき 3 年サイクルで調査を行い、MCI 値を算定している。上表の MCI 値は直近の MCI 値に時間経過を反映させた予測数値である。

出典：道路環境課資料

MCI 値とは、維持管理指数 (Maintenance Control Index) のことであり、路面管理の必要性という観点から定められた、ひび割れ率、わだち掘れ量、平坦性の破損の各要因を総合化して求めた維持修繕の判断に用いる指数のことである。

MCI 値の区分と修繕の必要性の程度を表 20 に示す。MCI 値が低いほど、路面状況が悪く、修繕の必要性が高まることとなる。

表 20 【MCI 値による路面状態の目安】

MCI 値	ひびわれ率	わだち掘れ	修繕の必要性
3 以下	50%以上	4 cm 以上	早急に修繕が必要
3 ~ 4	35 ~ 50%	3 ~ 4 cm	修繕が必要
4 ~ 5	15 ~ 35%	2 ~ 3 cm	部分的な修繕が必要
5 以上	15%未満	2 cm 未満	通常の維持管理



(6) 補修結果の検証

通常の舗装修繕については、工事完了時の検収以外には道路修繕結果の事後的な検証を行う制度的な仕組みは存在しない。

これは、道路の修繕は本来、県民の安全の確保を第一の目的としており、危険な箇所は修繕するのが当然であり、数値による評価等で事業の採否を決めるべきではないとの考えによるものである。

また、道路台帳は道路の形状を記録・管理するものであり、道路の形状を変化させない路面のみの修繕については履歴を残さないため、舗装修繕の適切な検証は不可能な状態である。

【意見10】効果的かつ効率的な維持補修のための台帳の整備について（道路）

修繕履歴を記述した舗装台帳を作成すれば、大型車交通量の変化と舗装の傷み具合の進行の関係等の分析を行うことにより、将来的には、長期的かつ効率的な修繕計画の策定を通じて、予防保全の要素を現状の道路管理に加味していくことも期待できる。また、前回の補修方法が妥当か否か（結果として長持ちしているか否か）の判断の一助ともなる。長持ちしなかった場合は、工法や使用材料を変える等の改善も可能になる。

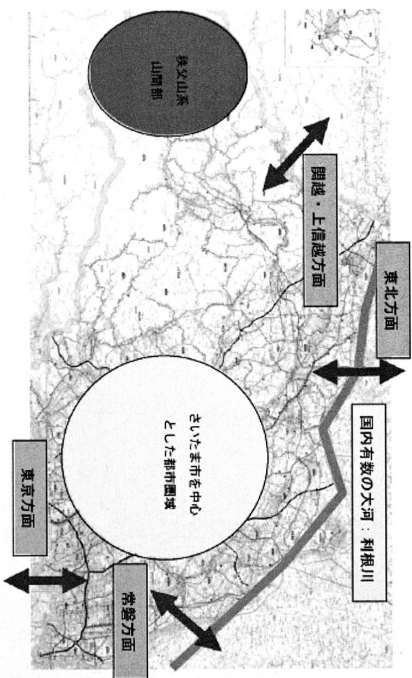
従って、修繕履歴を記述し、舗装台帳を適切に作成し、管理・更新していくことが望ましい。

2. 橋梁の維持管理について

(1) 対象資産の概要

埼玉県は、東京の北に位置し、西は山間部の秩父地域、北は利根川を群馬県との県境としている。このため、管理する橋梁は、人口集中地域、山間部、利根川等の大きな河川に架かる橋梁と、多様な橋梁を有している。

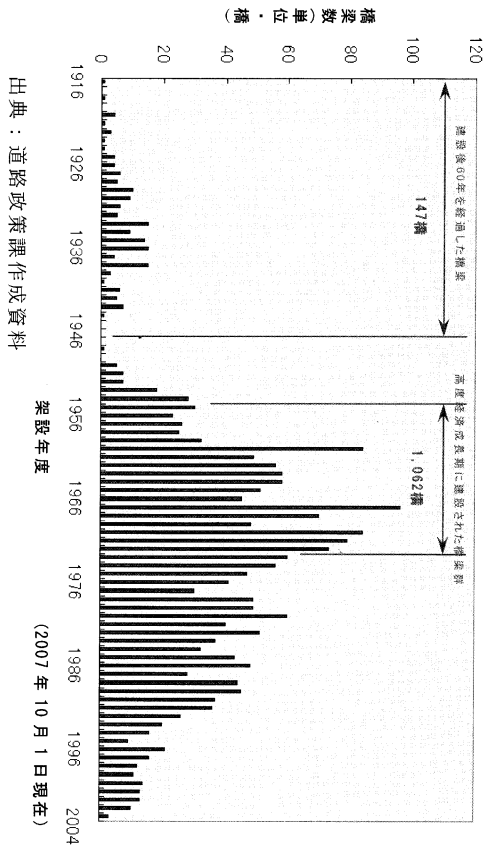
図 7 【埼玉県の地域特性】



出典：埼玉県「橋梁アセットマネジメント」

表 11 【行動方針の対象とする施設等】（県 27 ページ）に記載しているとおり、埼玉県の管理している橋梁は、2,617 箇所、総延長 79 km である。以下に架設年度別の橋梁数を示す。

図8【架設年度別の橋梁数】



出典：道路政策課作成資料

高度成長期の1950年代から1970年代に建設が集中していることが分かる。なお、架設年度が古くて埼玉県でその記録が残っておらず、橋歴板(個々の橋梁に付されている架設年月、架設者等が記載されたプレート)も無いため、架設年度が「不明」の橋梁が約500橋存在する。

(2) 維持管理の必要性

県内橋梁の劣化要因としては、長い年月風雨にさらされることによる鋼材の腐食及びコンクリートの劣化、長い年月荷重がかかることによる部材の疲労等が挙げられる。

2007年8月の米ミネアポリスの落橋事故を契機に、橋梁の安全性について社会的関心が高まっているが、橋梁の崩落等は必然的に大災害につながるものであり、安全性確保のための維持管理の必要性は言うまでもない。

橋梁のような構造物の耐用年数は、旧大蔵省「原価償却資産の耐用年数等に関する省令」において60年とされている。前記(1)で述べたように橋梁の建設は1950年代から1970年代にピークがあることから、現時点で建設後30~40年のこれらの橋梁に関して維持管理の必要性が今後急速に高まると

もに、多額の修繕費や架替費用が集中して必要になる。(図5県25ページ)

(3) アセットマネジメントの適用

橋梁アセットマネジメントシステムの運用開始に向けたスケジュールは、以下のようになっている。

表21【橋梁アセットマネジメントシステムスケジュール】

橋梁点検	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
維持管理方針の策定					
中長期管理計画(案案)の策定					
中長期管理計画の策定					
運用開始					

出典：埼玉県におけるアセットマネジメントに関する取組(アクションプログラム)

① 橋梁点検について

埼玉県では橋梁アセットマネジメントシステムの運用開始に向けて、各橋梁の現状を把握すべく、既に平成17年度から橋梁点検を実施している。現状把握のための橋梁点検のスケジュールは以下のようになっている。

表22【橋梁点検のスケジュール】

区分	対象橋梁数	点検種別	スケジュール					
			H17	H18	H19	H20	H21	H22
延長15メートル以上	695橋	詳細点検	○	○	○	○		
延長5~15メートル	751橋	簡易点検	○	○	○	○		
		簡易点検で問題あり	29	169	276	277	○	○

出典：道路環境課作成資料

建設後10年以下の橋梁、及び、延長5m未満の橋梁は点検対象から除外されている。前者については、橋梁のライフサイクル期間から問題が発生して

いるとは考えられないためであり、後者については、重要性の観点から従前の道路ペトロールによるチェックで対応するためである。

点検種別のうち、詳細点検とは国土交通省が策定した橋梁点検要領(案)に基づき点検を専門会社に委託する方式であり、簡易点検とは県が策定する簡易点検要領に基づき県職員が点検する方式である。概括的に言えば、専門の民間会社による近接目視の点検が詳細点検であり、県職員による遠望目視による点検が簡易点検である。点検の精度としては、当然に詳細点検の方が高い。

次に、既に実施済みの詳細点検についての結果とその対応策を記述する。点検結果は国土交通省が策定した橋梁点検要領(案)に基づき7段階に分類して、その点検結果に応じて対応を決定している。

表 23 【橋梁についての詳細点検(平成17～18年度)による判定結果】

判定区分	判定内容	橋梁数
A	損傷が認められないか、損傷が軽微で補修を行う必要がない。	84
B	状況に応じて補修を行う必要がある。	
M	維持工事で早急に対応する必要がある。	
C	速やかに補修等を行う必要がある。	66
E1	安全性の観点から緊急対応の必要がある。	4
E2	その他、緊急対応の必要がある。	3
S	詳細調査の必要がある。	22
合計		179

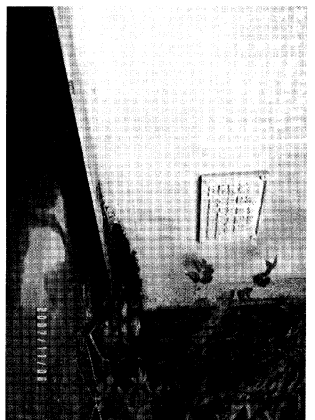
出典：橋梁アセットマネジメント資料(県土整備部ホームページ)

E1もしくはE2と判定された橋梁については、早急に対応することとしている。

以下の写真1(県51ページ)は、点検の結果、橋梁の橋桁の一部が錆び、穴があいている状況を示している。(撮影日：平成19年11月6日)

県50

写真1【橋梁の現況事例】

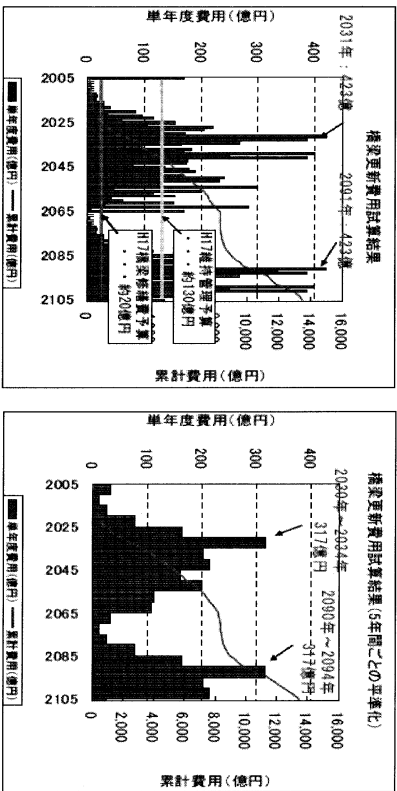


出典：現場視察資料

- ② 中長期管理計画について  
道路政策課では、橋梁に関する中長期管理計画を平成20年度に策定することとなり、現在、作成中である。

- ③ 橋梁アセットマネジメントシステム導入後の業務態様  
『行動方針』P7の橋梁の更新費の試算に係るグラフは、以下のとおりである。

図9【橋梁更新費用試算結果】



出典：行動方針

上記のグラフは、当初アセットマネジメント導入を検討した際の概算データによるものであるが、将来的に莫大な更新費用が発生するこ

県51

とが試算されている。現在、将来の財源確保に向けて、より精度の高い更新費用の見積りを行なうため、現地調査等を通じて詳細なデータを収集している段階である。

【意見11】効果的かつ効率的な維持補修システムの推進について(橋梁)

補修履歴を記述した橋梁台帳のみでは、効果的な橋梁の維持管理は可能とならない。埼玉県では、効果的かつ効率的な維持補修体制の構築のため、橋梁アセットマネジメントシステムを導入することとし、補修履歴データベースの確保が必要と考えた。

そこで、「橋梁維持管理データベースシステム」及び「橋梁劣化予測データベースシステム」の整備に努めてきた。

橋梁は道路と異なり、劣化の度合いが表面上に現れず、突然崩壊するおそれがある。また、崩壊した場合の被害は道路の比ではなく、対処療法的な保全方法をとることはできない。

従って、その性質上、予防保全を取らざるを得ない橋梁の維持管理において、上記のデータベースの整備は、業務の効率化と効果的な維持管理に必要不可欠なものであると考えられるため、一層の推進が望まれる。

【意見12】橋梁中長期管理計画と将来の財源について(橋梁)

橋梁アセットマネジメントシステムを導入したのは、中長期的な計画に従ってライフサイクルコストの最小化と維持管理費の標準化を図るためである。実効性のある中長期管理計画とするためには、予算管理と一体となった進行管理が求められる。

この財源上の問題について、戦略では、図3(県15ページ)のように、「予算とマネジメントの連動(ライフサイクルコストの集中管理)」を実施すること、調整を図っている。

この方法は、橋梁に関するアセットマネジメントにも適用可能と考えため、財源を充当する方法の一つとして、積極的に検討することが望ましい。

3. 河川の維持管理について

(1) 対象資産の概要

河川の維持管理において対象となる資産は、県内の河川、河川敷、調節池、水門、排水機場、放水路等である。

埼玉県上に占める水面の面積割合は5% (全国4位)、河川面積の割合は3.9% (全国1位) である。県では、良好な河川環境の維持・保全のため、水辺の再生を目指し、4つの取り組み(①自然や親水機能の保全・創出、②水辺の魅力創出・発信、③水環境の改善、④川の浄化のムーブメント)を進めている。

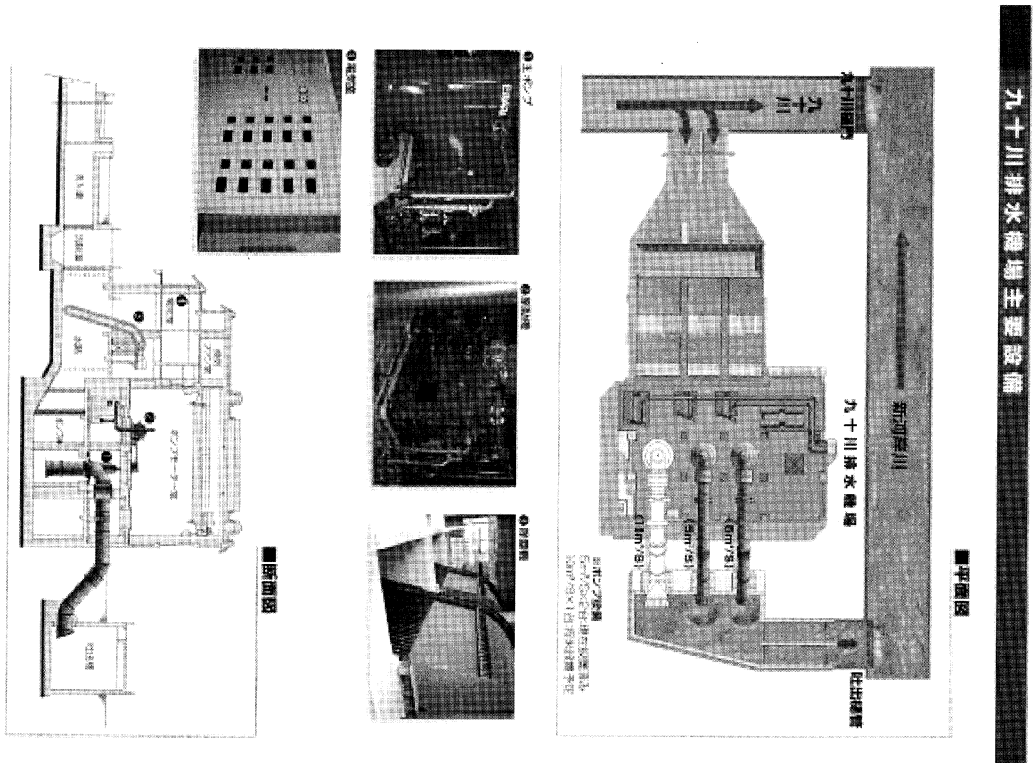
県は降雨等の対策のため、河川の合流点において、平成19年度中に稼働している排水機場施設45施設を維持管理している。そのうち19施設は大規模なポンプを配置したものである。

初期の排水機場の設置は昭和43年(1968年)であり、既に設置後40年に達しようとする施設もある。また、主要設備である排水用ポンプの耐用年数は30年とされ、更新の必要な時期を迎えている。

排水機場は、ポンプと減速機、原動機、制御盤で構成される系統を単位として機能する重要な設備であり、これに電源を供給する発電機や補助的な設備である除塵機等がセットされる。

図10(県54ページ)は、川越市にある九十川(くじゅうがわ)排水機場の主要設備レイアウトである。

図 10 【九十川排水機場主要設備】



出典：九十川排水機場パンフレット

県 54

(2) 維持管理の必要性

埼玉県の河川整備は、時間雨量 50mm 程度の降雨に対して、流域を守ること为目标としている。

埼玉県東部の利根川、江戸川、荒川の 3 つの大河川に囲まれた地域は、河川の水面よりも低く、特に南部は市街化された地域に数多くの中小河川が入組んで流れている。

このため、浸水被害も多く、また、中小河川の勾配が非常に緩やかなことから、被害も長引く傾向にあり、治水の必要性が高い地域である。

複雑に入組んだ河川の間には、水位の高低や流下能力の大小に差異があるため、河川の逆流による浸水等の危険性がある。

このような河川間の流量調整には河道の拡張や調節池、放水路の設置、逆流防止のための水門に加えて、内水进行处理する排水機場の整備等が必要となる。

特に、大河川に囲まれた皿のような低く平らな地形である埼玉県東南部では、内水を排出するための排水機場の重要性が高い。

この排水機場の重要性が、埼玉県の河川砂防事業の大きな特徴であると考えられる。

(3) 排水機場の維持管理

排水機場の設備は、旧建設省発行の「河川ポンプ設備更新検討要綱・同解説」において、経済的耐用年数 40 年・更新耐用年数 30 年(注)とされているが、既存の排水機場の中には既に 30 年を経過しているものが相当数存在する。機械である以上、永久に使用できるものではなく、また、正常に作動しなかった場合の人的・物的な損害は甚大なものとなる可能性がある。

これらについて、現状では出水時に重大なトラブルは生じていない状況であるが、直ちに修復できる程度のトラブル等は発生している。排水機場の設備取替更新には、巨額の費用が必要となる。平成 19 年度末で大規模な排水機場の排水能力は、合計で毎秒 443 m<sup>3</sup>に上る。そして、取替更新費用は毎秒 1 m<sup>3</sup>の施設につき概ね 1 億円程度が必要になるため、潜在的な取替更新費用は概ね 400 億円に上るのである。

県 55

(注) 経済的耐用年数とは、保全コスト別率(ライフサイクルコスト)による耐用年数であり、更新耐用年数とは信頼性評価による設備の更新年数である。

(4) 排水機場以外の河川に係る補修対象・方法の決定

県内河川のうち、改修の必要な延長は1,014kmで、平成18年度末でその約58%の改修が完了している。

今後の維持管理については、以下の方針で行なっていくこととしている。

① 河川維持管理計画について

国の指導により、モデル河川を選定し、年度内を目的に策定することとしている。他の河川についても、順次策定していくこととしている。

河川管理については、対象河川の地域・河川特性を踏まえ、維持管理の水準を決定する。河道の管理では、維持管理基準の基本となる河川形状の把握を行うと共に、水理・水文情報(注)について収集・蓄積を行う。また、河道の堆積・浸食等の状況や工作物等について、定期的にパトロールを行い、治水安全確保に努める。施設管理については、堰、水門、樋門、堤防、護岸、床止め等の河川管理施設の状況を把握し、その治水機能が適切に発揮できるように維持管理(堰・水門等の運転管理、河川工作物等の点検・修繕実施)を行う。

(注) 水理・水文情報：降水量及び河川の水位、流量等の状況や分布、性質に関する情報のこと。(河川の計画策定や合理的な河川構造物の設計等に用いるデータ)

② ダム管理施設(ダムコンピュータ)の更新について

国の指導により策定した更新計画に基づき、計画的に更新していくこととしている。

(5) 今後長期に配慮すべき事項

排水機場は、洪水対策としての河川管理に必要な設備であり、県民の安心安全な暮らしを守るものである。これらの維持管理は必要不可欠である。

また、排水機場内の設備(モーターその他)の更新及び維持には、多額の支出を要する。

県は、取替更新の必要性及びそれに係る巨額の費用の問題については、排水機場の維持管理について、「外部有識者による委員会」による検討、提言を受ける方針であるが、具体的な作業のスケジュールは明確になっていない。

【指摘5】排水機場の修繕計画の策定について(河川)

排水機場の維持管理は、埼玉県が置かれた地形的・社会経済的な環境の下では、非常に重要であり、河川維持管理の重要課題のひとつである。

そして、排水機場の設備が非常時に確実に機能することを確保し、県民の生命と財産を守るためには、取替更新も含めた継続的な維持管理を欠かさずとはできない。

従って、排水機場の設備取替更新を含む維持管理費用について、財源の検討も含めた維持管理にかかる中長期計画の策定スケジュールを明確にすべきである。

また、全体として多額の経費が予想されることから、維持管理にかかる長期修繕計画の策定に当たっては、各設備の最低限維持すべき機能について精査を行い、効率的で効果的な修繕計画の策定に努めるべきである。



っているもの(しらこぼと公園、川越公園及び加須はなさき公園)が見られた。

(4) 維持管理の実施主体

県営公園は、都市整備部公園課での総合的企画及び調整のほか、県内の各県土整備事務所等が管内の公園を所管している。大宮公園は県直営のため、大宮公園事務所が維持管理業務を行ない、一部の公園は教育局が管理しているほかは、指定管理者が管理している。

図 12 【埼玉県の公園関係組織】

■埼玉県の公園関係の組織

(平成20年1月1日現在)

都市整備部 公園課 TEL 048-830-5400 FAX 048-830-4883	和桜サイクリングコース
大宮公園事務所 TEL 048-641-6381 FAX 048-641-2858	大宮公園 戸田公園 和光公園 和光湖緑道 埼玉スタジアム2002公園
朝霞県土整備事務所 TEL 048-471-4661 FAX 048-471-4666	和光樹林公園 新座緑道
北本県土整備事務所 TEL 048-546-8200 FAX 048-546-8203	上屋運動公園 北本自然観察公園
川越県土整備事務所 TEL 048-246-2020 FAX 048-246-2025	所沢航空記念公園 川越公園 狭山稲荷山公園
飯塚県土整備事務所 TEL 042-978-2281 FAX 042-978-2286	影の森入間公園
蓮沼山県土整備事務所 TEL 0493-22-2333 FAX 0493-21-1214	森林公園緑道 子ども動物自然公園 吉見総合運動公園
狭父県土整備事務所 TEL 0494-24-3715 FAX 0494-21-1210	狭父コミュニティーパーク
熊谷県土整備事務所 TEL 048-533-8778 FAX 048-533-1270	荒川大塚生公園 熊谷入間文化公園
行田県土整備事務所 TEL 048-554-5211 FAX 048-550-1370	さきとま古墳公園 加須はなさき公園 花の里緑道
越谷県土整備事務所 TEL 048-964-5221 FAX 048-960-8584	しらこぼと公園 吉川公園 まつぶし緑の丘公園
杉戸県土整備事務所 TEL 0480-34-2391 FAX 0480-36-1442	久喜真蒲公園 椿現堂公園
教育局が管理する公園 北浦和公園 みどり自然園が管理する公園 北本自然観察公園	さきたま古墳公園
指定管理者が管理する公園 戸田公園 子ども動物自然公園 熊谷入間文化公園 狭川大塚生公園 森林公園緑道 和光樹林公園	狭ヶ瀬公園 羽生水鏡公園 吉川公園 影の森入間公園 狭山稲荷山公園 まつぶし緑の丘公園
指定管理者が管理する公園 上屋運動公園 狭父コミュニティーパーク 久喜真蒲公園 新座緑道	所沢航空記念公園 みさと公園 埼玉スタジアム2002公園 さきとま緑道 花の里緑道
	しらこぼと公園 川越公園 花の里緑道

出典：埼玉県の都市公園「組織について」



上記のほか、所管部課所として、知事部局の都市整備部公園課、同部スタジオ管理室がある。

県が直営で管理する大宮公園には、大宮公園・大宮第二公園・大宮第三公園施設が含まれており、その施設の概要は以下のとおりである。

公有財産台帳上の面積及び評価額（公有財産台帳記載額）は次表のとおりであるが、開設している面積とは異なっている。

表 24 【大宮公園の面積及び評価額等】

	土地面積 (㎡)	土地評価額 (百万円)	建物 (㎡) (総床面積)	建物評価額 (百万円)
大宮公園	148,316	21,654	57,682(69棟)	4,410
大宮第二公園	206,899	12,103	1,931(10棟)	125
大宮第三公園	96,457	3,213	80(3棟)	0.6
計	451,672	36,970	59,694(82棟)	4,535.6

出典：公有財産台帳（平成19年4月1日現在）

「大宮公園」は、明治18年に埼玉県初の県営公園として誕生したものである。昭和37年に都市計画公園として決定され、昭和55年に「第二公園」が大宮公園の東側に、更に平成13年に「第三公園」が第二公園の南側に開設された。

樹齢百年を超える赤松がそびえる赤松林や、名物の1,200本の桜など、四季おりおりの変化が楽しめる。また、「大宮公園」には、野球場や陸上競技場・双輪場などを初めとする多種多様な設備が設けられており、埼玉県で一番利用の多い県営公園として親しまれている。(表25【大宮公園施設利用状況】及び表26【競輪利用状況】県63ページ)

表 25 【大宮公園施設利用状況】

(平成18年度)

施設名	利用者数(人)	収入(千円)
双輪場	5,180	235(競輪を除く)
公式野球場	19,675	3,239
体育館	21,854	2,265
水泳場	16,810	1,258
弓道場	20,462	779
テニスコート	120,913	16,996
軟式野球場	5,604	364
茶室	726	261
ギャラリー一集会場	1,173	112
ギャラリー一展示室	98,693	262
小動物園	174,710	—
合計	485,800	25,771

出典：公園課作成資料

表 26 【競輪利用状況】

(平成18年度)

開催区分	開催日数(日)	入場者数(人)	売上(千円)
本場	67	318,112	8,653,136
場外	98	416,411	7,516,819
計	165	734,523	16,169,955

使用料収入

本場開催	309,373千円
場外開催	157,851千円
計	467,224千円

出典：公園課作成資料

(5) 大宮公園の直営化決定の理由

平成18年度から、それまで財団法人埼玉県公園緑地協会に管理委託していた大宮公園の管理を県自らが行うものとした。

平成17年度庁内の「事務事業総点検」の一環として「県立施設の見直し」が行われ、大宮公園についても当初は指定管理者への委託の案が出ていた。しかし、都市整備部では、大宮公園の直営化が必要であるとして、最終的に直営化の方向で庁内の合意を得た。

都市整備部では、大宮公園を直営にする理由としては、以下の4点をあげている。

- ① 公園緑地協会に管理委託しているが、実際には管理事務所職員 15 人のうち 11 人は県からの派遣職員であり、事実上、県が直営で管理していること
  - ② 総合公園として、様々な種類の施設を有し、技術の習得に最適であること
  - ③ 利用者数が 548 万人と、県営公園の中で最も利用者が多いこと
  - ④ 既成市街地の貴重な一団の県有地であること
- なお、上記②に関連して、大宮公園事務所と公園課では「技術の習得と継承」のため、平成 19 年度はプロジェクトチームを結成し、公園の風景管理・防犯ワークショップ・池の水質改善の 3 テーマについて検討を重ねている。

(6) 指定管理者制度の効果の検証

埼玉県では公園の維持管理について、指定管理者制度を平成 18 年度から導入した。導入前(平成 17 年度)と比較すると次のとおりとなる。

表 27【公園指定管理者制度導入によるコスト削減効果】 (単位：千円)

公園名	平成 17 年度			平成 18 年度			費用削減額 ④-⑦	
	①公園等維持管理費	②人件費	③公園等使用料収入	④=①+②-③	⑤指定管理者への委託料	⑥人件費		⑦=⑤+⑥
大宮公園	698,812	16,665	58,548	656,929	(注)488,236	141,000	629,236	27,693
戸田公園	84,653	2,019	2,968	83,704	59,827	2,296	62,123	21,581
秋ヶ瀬公園	140,531	3,351	15,266	128,616	88,195	3,385	91,580	37,036
埼玉スタジアム 2002 公園	747,131	17,816	459,294	305,653	363,781	13,962	377,743	△72,090
和光樹林公園	32,136	766	499	32,403	40,136	1,541	41,677	※10,769
新座緑道	617	15	0	632	602	23	625	7
上尾運動公園	371,932	8,869	108,058	272,743	242,658	9,314	251,972	20,771
北本自然観察公園	17,864	426	0	18,290	環境部へ移管			0
所沢航空記念公園	526,248	12,549	56,816	481,981	402,429	15,447	417,876	64,105
川越公園	295,239	7,040	129,356	172,923	138,447	5,314	143,761	29,162
狭山稲荷山公園	21,102	503	26	21,579	26,000	998	26,998	△5,419
彩の森入間公園	36,304	866	143	37,027	31,724	1,218	32,942	4,085
森林公園緑道	18,390	439	93	18,736	16,000	614	16,614	2,122
こども動物自然公園	768,520	18,327	172,510	614,337	486,147	18,660	504,807	109,530
吉見総合運動公園	41,656	993	8,379	34,270	32,100	1,232	33,332	938
秩父ミュージアムパーク	235,620	5,619	16,018	225,221	225,275	8,647	233,922	△8,701

公園名	平成 17 年度			平成 18 年度			費用削減額 ④-⑦		
	①公園等維持管理費	②人件費	③公園等使用料収入	④=①+②-③	⑤指定管理者への委託料	⑥人件費		⑦=⑤+⑥	
荒川大森生公園	19,876	474	3,036	17,314	14,600	561	15,161	2,153	
熊谷スボーツ文化公園	661,208	15,768	54,935	622,041	590,134	22,652	612,786	9,255	
さきたま緑道	20,616	492	1,359	19,749	19,950	766	20,716	△967	
さきたま古墳公園	38,889	927	267	39,549	教習局へ移管			0	
羽生水郷公園	182,412	4,350	50,535	136,227	161,499	6,199	167,698	△31,471	
加須はなさき公園	220,814	5,266	52,033	174,047	137,663	5,284	142,947	31,100	
花の里緑道	6,587	157	792	5,952	さきたま緑道に含む			0	
しらこぼと公園	244,144	5,822	173,404	76,562	45,297	1,739	47,036	29,526	
吉川公園	21,535	513	389	21,659	19,800	760	20,560	1,099	
みさと公園	72,030	1,718	28,621	45,127	29,188	1,120	30,308	14,819	
久喜菖蒲公園	42,216	1,007	7,058	36,165	46,065	1,768	47,833	△11,668	
費用削減額合計							291,387		

※和光樹林公園は、平成 18 年度使用料収入が 20,043 千円あるため、費用削減額は、10,769 千円 (=④-⑦+20,043千円) となる。

出典：公園課作成資料

表 27(県 64, 65 ページ)のとおり、一部の公園では管理内容を見直した結果増加したものがあつたが、指定管理者制度の導入によって、県が支出する公園管理に係る費用は約 291 百万円削減されている。

費用削減の主な要因としては、以下の 3 点があげられる。

- ① 自主事業の実施  
県営公園に係る指定管理者制度では、公園管理に係る経費から利用料金収入及び自主事業収入を減じた額を県からの委託料としている。自主事業収入も公園管理経費に充てることになったため、物販等の自主事業を行っている公園、特にプール公園について、自主事業収入による委託料の削減が図られている。
- ② 利用料収入の増加  
こども動物自然公園や所沢航空記念公園では、指定管理者のノウハウにより利用者増を図り、利用料金収入増による委託料の削減が図られてい

る。

③ 管理経費の削減

平成18年度の管理経費のうち、平成17年度の管理経費に相当するものは指定管理者への委託料であるが、指定管理者制度の下では、管理経費は指定管理業務の経費と自主事業経費の合計額で捉えられており、その内訳を分けていない。このため、平成17年度の管理経費と平成18年度の指定管理者業務経費を比較して、経費削減額を把握することはできない。

そこで、平成17年度管理経費と平成18年度の自主事業経費を含む管理経費とを比較し、500万円以上減額しているものを「明らかに経費削減効果があるもの」と判断した。

上記①から③の要因について分析した結果は以下のとおりである。

表 28 【公園経費分析】

公園名(費用削減額が1千万円以上の公園)	費用削減額(千円)	削減要因(各500万円以上)		
		自主事業	利用料金	経費削減
戸田公園	21,581			○
秋ヶ瀬公園	37,036			○
上尾運動公園	20,771	○		
所沢航空記念公園	64,105	○	○	
川越運動公園	29,162	○		
こども動物自然公園	109,530	○	○	
加須はなさき公園	31,100	○		○
しらこぼと運動公園	29,526	○		
みさと公園	14,819	○		○

なお、埼玉スタジアム2002公園の費用削減額が△72,090千円となったのは、指定管理者制度への移行によるものではなく、プロ試合(Ｊリーグ、日本代表等)の開催回数が平成17年度の29試合から平成18年度は25試合に減少

したことによる利用料金の減少が主な要因である。

【意見13】県営公園への指定管理者の公募について(公園)

県営公園への指定管理者制度は、公園管理の質を確保する観点から、段階的に拡大している。指定管理者の公募にあたって、地域的に分散した複数の公園を一括して募集した場合、事実上、大規模事業者以外の応募が困難となる懸念もある。公募の趣旨である「競争性の確保」や「県民サービスの向上」の観点から、公園ごとに公募するか、あるいは、公園を一括しての公募かを考慮する必要がある。一括し公募する場合は、設備が同質で近隣に立地するものに限定することが望ましい。

【指摘6】大宮公園直営管理結果の分析と県民への説明について(公園)

大宮公園の直営化を決定する際に、直営化の理由とした前述の4点は、決定当時とその後の状況からみて、直営化の必要性を十分説明できるものとはみられない。また、当監査時点では、当初直営化の理由とした「技術の習得」についての資料は示されず、直営化の意義を客観的に評価することはできなかった。

従って、大宮公園については、直営管理することについて、改めてメリット・デメリットを整理した上で、直営管理によって蓄積したノウハウの活用方法と併せて、県民に十分な説明を行うべきである。

その上で、直営管理の必要性について、県民に十分な説明ができない場合には、他の県営公園と同様に指定管理者へ委託を行い、県は業務委託者として厳格に、指定管理者の業務実施状況を検証することに専念すべきである。

## 5. 県営住宅等の維持管理について

## (1) 埼玉県が管理している県営住宅等

埼玉県が管理している公的賃貸住宅は、県営住宅、特別県営住宅、特定公共賃貸住宅の3種類(以下、「県営住宅等」という)あり、それぞれの住宅の概況については以下のとおりである。

表 29 【県営住宅等の概況】

	①県営住宅	②特別県営住宅	③特定公共賃貸住宅
根拠法令	公営住宅法	埼玉県特別県営住宅条例	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律
制度の目的	住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸又は転貸する。	昭和42年に建設した国体用施設を賃貸住宅として有効活用する。	中堅所得者層の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅として、特定公共賃貸住宅及び共同施設を設置する。
収入基準	月額200,000円以下	月額家賃の3倍の額(99,300円)を超え268,000円以下	月額200,000円以上601,000円以下
平均家賃	29,500円	31,500円	69,700円
平均住戸面積	55㎡	45㎡	76㎡
収入調査	毎年度実施	入居時のみ実施(減免適用者は毎年度実施)	入居時のみ実施(減免適用者は毎年度実施)
入居者の決定方法	原則公募抽選	原則公募抽選	原則公募抽選
収入基準を超える者に対する明け渡し請求	あり	なし	なし
団地数	291団地	1団地	5団地
戸数	25,838戸	844戸	96戸

出典：住宅課資料より構成(団地数及び戸数は平成19年4月1日現在)

## ① 県営住宅制度のあらましと監査の視点

表 29 にある「県営住宅」は、公営住宅法に基づき、住宅に困窮する低額

所得者に対して低廉な家賃で賃貸又は転貸すること等を目的としており、埼玉県においては昭和29年度から運営・管理を開始している。公営住宅法の制定はそもそも、戦後の経済復興の一環として、できるだけ多くの国民に住宅を供給する必要があるという時代的要請に基づくものであった。高度成長期、バブル期を経験した現代の成熟化社会においても、低額所得の状態にある経済的弱者に対する救済措置として、低廉な家賃で県営住宅を提供することは、福祉施策として必要なものと思われる。

一方で、県営住宅等を運営・管理するために必要な行政コストは相当な規模になることが想定される。従って、福祉施策としての県営住宅等のあり方とそれに伴う行政コストをいかに最適化させるかが問題となるが、ここでは、県営住宅等の現状と現在県が行っている(あるいは行おうとしている)取り組みについて監査することにした。

## ② 福祉施策としての県営住宅のあり方と入居者の状況

県営住宅の目的は、前述のとおり、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸又は転貸することである。低額所得者の多くは特例世帯(高齢者、障害者、母子家庭、生活保護等)であることが想定され、このような県民により多くの県営住宅を貸し与えるべきであろう。このような観点から、現在の県営住宅における入居者の状況を分析する。

県営住宅の収入分位別世帯数は以下のとおりである。

表 30 【県営住宅収入分布】

平成19年4月1日現在

収入分位	世帯数	構成割合
1分位 (0円～123,000円)	17,290	70.1%
2分位 (～153,000円)	1,700	6.9%
3分位 (～178,000円)	1,232	5.0%
4分位 (～200,000円)	819	3.3%
5分位 (～238,000円)	1,098	4.5%
6分位 (～268,000円)	580	2.4%
7分位 (～322,000円)	639	2.6%
8分位 (322,001円以上)	756	3.1%
未申告者	557	2.3%
全入居者	24,671	100.0%

出典：住宅課資料

収入分位とは、総務省の全国貯蓄動向調査に基づき、全世界帯を収入順位に並べ、各世帯が下から何%の範囲に位置しているかを示した数値である(1分位：0～10%、2分位：10～15%、3分位：15～20%、4分位：20～25%、5分位：25～32.5%、6分位：32.5～40%、7分位：40～50%、8分位：50%超)。

県営住宅の入居時の収入基準は200,000円であり、これは公営住宅制度において入居しえる「本来階層」とされている(高齢者、障害者世帯等は268,000円)。しかし、上記の表によれば、公営住宅制度において入居しえる「本来階層」ではない収入超過者(5分位以上のうち、5～6分位の高齢者、障害者等530世帯を除く)が2,543世帯、構成割合で10.3%存在していることが分かる。なお、収入超過者には、公営住宅を明け渡す努力義務、市場家賃に近い家賃(近傍同種の住宅の家賃)の段階的適用が公営住宅法第28条に明記されている。また、いわゆる高額所得者(5年以上引き続き入居している者で最近2年間引き続き基準月収397,000円超の収入のあるもの)については、公営住宅法第29条に基づき明け渡し請求を行っており、すべて退去していることである。

なお、上表の未申告者とは、入居後において収入調査に応じない世帯で

県70

あり(入居時の収入調査は実施している)、このような世帯については、報告請求等一定の要件の下で、近傍同種の住宅の家賃を徴収することが可能となっている。

次に、特例世帯等の入居状況は以下のとおりである。

表 31 【特例世帯等の入居状況】

各年4月1日現在

属性	平成15年		平成16年		平成17年		平成18年		平成19年	
	世帯数	全体の割合	世帯数	全体の割合	世帯数	全体の割合	世帯数	全体の割合	世帯数	全体の割合
特例世帯計	10,122	41.7%	10,710	44.0%	11,355	46.1%	12,548	50.7%	12,345	50.0%
特例世帯等内訳(延世帯数)										
①高齢者世帯	4,842	20.0%	5,258	21.6%	5,657	23.0%	5,710	23.1%	6,326	25.6%
②母子世帯	3,462	14.3%	3,581	14.7%	3,754	15.2%	4,056	16.4%	3,961	16.0%
③障害者世帯	2,128	8.8%	2,226	9.1%	2,353	9.6%	2,837	11.5%	2,475	10.0%
④生活保護世帯	1,177	4.9%	1,307	5.4%	1,381	5.6%	1,861	7.5%	1,891	7.6%
⑤外国人世帯	499	2.1%	542	2.2%	577	2.3%	632	2.6%	660	2.6%
その他の世帯	14,132	58.3%	13,618	56.0%	13,273	53.9%	12,205	49.3%	12,326	50.0%
全入居世帯	24,254	100.0%	24,328	100.0%	24,628	100.0%	24,753	100.0%	24,671	100.0%

(注) 各世帯の定義は以下のとおり

- ① 高齢者世帯：世帯全員が60歳以上の世帯(単身者を含む)
- ② 母子世帯：配偶者のない女子で20歳未満の子を扶養している世帯
- ③ 障害者世帯：名義人又は同居者が身体障害者世帯等である世帯
- ④ 生活保護世帯：名義人が生活保護法の被保護者である世帯
- ⑤ 外国人世帯：名義人が外国人である世帯

出典：住宅課資料

全入居世帯のうち、特例世帯等の割合は年々増加しており、特に今後は高齢化社会を迎え、単身高齢者の増加が予想されるところである。

次に、新築時及び空室発生時における入居者の募集状況であるが、過去5年間の応募者数等の推移は以下のとおりである。

県71

表 32 【過去5年間の応募者数等の推移】

	新 築			空 室			合 計			
	募集 応募者 戸数	倍率	募集 応募者 戸数	倍率	募集 応募者 戸数	倍率	募集 応募者 戸数	倍率		
平成14年度計	324	1,678	5.2	992	22,207	22.4	1,316	23,885	18.1	
平成15年度計	642	4,338	6.8	921	24,298	26.4	1,563	28,636	18.3	
平成16年度計	340	3,908	11.5	1,259	23,162	18.4	1,599	27,070	16.9	
平成17 年度	4月	34	277	8.1	361	6,213	17.2	395	6,490	16.4
	7月	85	849	10.0	283	5,231	18.5	368	6,080	16.5
	10月	51	462	9.1	376	5,528	14.7	427	5,990	14.0
	1月	22	141	6.4	278	5,269	19.0	300	5,410	18.0
	計	192	1,729	9.0	1,298	22,241	17.1	1,490	23,970	16.1
平成18 年度	4月	45	982	21.8	268	4,421	16.5	313	5,403	17.3
	7月	32	92	2.9	323	5,109	15.8	385	5,201	14.7
	10月	8	280	35.0	289	5,291	18.3	297	5,571	18.8
	1月	71	662	9.3	282	4,472	15.9	353	5,134	14.5
計	156	2,016	12.9	1,162	19,293	16.6	1,318	21,309	16.2	

出典：住宅課資料

埼玉県では、年に4回(1月、4月、7月、10月)の定期募集を行っている。地理的利便性、築年数、間取り等の要因により、応募倍率にばらつきがみられるものの、概ね14倍～18倍に推移している。

なお、高齢者・障害者住宅を除き10年間の期限付き入居制度を活用している。

③ 特別県営住宅(上尾シラクオバト団地)について

特別県営住宅(上尾シラクオバト団地)は、昭和42年に埼玉県上尾市に建設された国体用施設を賃貸住宅として活用したものであり、昭和42年に制定された「埼玉県特別県営住宅条例」に基づき、昭和42年12月より賃貸を開始している。同団地は、入居審査の際に収入調査を行い、収入基準を満たせば改めて収入調査を行わず、一度入居してしまえば、継続して居住が可能となっている。なお、同団地の入居審査時の収入基準は月額家賃の3倍の額(99,300円)を超え268,000円以下となっている。

④ 特定公共賃貸住宅について

特定公共賃貸住宅は、「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、中堅所得者層の居住の用に供する居住環境が良好な住宅を賃貸するというものである。

前述の特別県営住宅(上尾シラクオバト団地)同様、当該賃貸住宅においても、入居審査時のみ収入調査を行うこととされている。また、入居審査時の収入基準は月額200,000円以上601,000円以下であり、総務省の全国貯蓄動向調査結果によれば5分位以上の層にあたる。

なお、現在では、新規物件の賃貸は行っていない。

(2) 県営住宅等のストックの現状

① 対象となる県営住宅等のストック

埼玉県の県営住宅等のうち借上型住宅と借地を除き、県は266団地の土地と282団地の建物を所有しており、その資産規模は表33のとおりである。

表 33 【県営住宅等資産規模】

施設名称	建 物			土 地			借地合計 (千円)
	延床面積 (千㎡)	価額 (千円)	1戸当たり 価額(千円)	延床面積 (千㎡)	価額 (千円)	1戸当たり 価額(千円)	
岩槻磯山下団地	64.35	2,658,907	41.32	86.94	6,757,408	77.73	9,416,315
大宮東宮下団地	60.69	3,031,319	49.95	109.98	5,626,700	51.16	8,658,019
所沢パークタウン	53.19	3,738,020	70.28	47.38	4,511,427	95.22	8,249,447
武蔵野団地	39.77	2,549,845	64.11	50.48	3,422,883	67.80	5,972,428
入間向原団地	21.31	3,012,190	141.37	30.07	2,705,862	90.00	5,718,052
大宮植竹団地	35.54	1,403,754	39.50	42.35	3,849,651	90.90	5,253,405
入間磯川団地	31.31	1,424,065	45.48	41.13	3,701,400	90.00	5,125,465
大宮春緑団地	28.32	1,547,485	54.64	24.63	3,503,110	142.21	5,050,595
久喜青葉団地	45.62	2,765,123	60.61	43.16	1,982,118	45.93	4,747,241
上尾シラクオバト団地	43.69	1,574,261	36.03	66.22	2,911,530	43.97	4,485,791
その他(注)	1,297.40	108,004,471	83.25	1,609.64	91,133,230	56.62	199,137,701
合 計	1,721.20	131,709,440	76.52	2,151.96	130,105,019	60.46	261,814,459

出典：住宅課資料

(注) その他の内訳：建物272団地、土地256団地

② 建設年度別戸数と建替えの必要性について  
 県営住宅等の建築年度別分布状況は表34のとおりである。

表 34 【県営住宅等の建築年度別分布状況】

建設年度	戸数	構成比 (%)	建設年度	戸数	構成比 (%)
昭和 27 年度	24	0.09%	昭和 55 年度	803	2.95%
昭和 28 年度	48	0.18%	昭和 56 年度	800	2.94%
昭和 29 年度	48	0.18%	昭和 57 年度	725	2.67%
昭和 30 年度	24	0.09%	昭和 58 年度	550	2.02%
昭和 31 年度	48	0.18%	昭和 59 年度	478	1.76%
昭和 32 年度	70	0.26%	昭和 60 年度	532	1.96%
昭和 33 年度	24	0.09%	昭和 61 年度	559	2.06%
昭和 34 年度	34	0.13%	昭和 62 年度	604	2.22%
昭和 35 年度	36	0.13%	昭和 63 年度	623	2.29%
昭和 36 年度	39	0.14%	平成元年度	478	1.76%
昭和 37 年度	56	0.21%	平成 2 年度	606	2.23%
昭和 38 年度	156	0.57%	平成 3 年度	541	1.99%
昭和 39 年度	136	0.50%	平成 4 年度	780	2.87%
昭和 40 年度	112	0.41%	平成 5 年度	867	3.19%
昭和 41 年度	152	0.56%	平成 6 年度	650	2.39%
昭和 42 年度	950	3.49%	平成 7 年度	766	2.82%
昭和 43 年度	610	2.24%	平成 8 年度	734	2.70%
昭和 44 年度	826	3.04%	平成 9 年度	407	1.50%
昭和 45 年度	1,341	4.93%	平成 10 年度	402	1.48%
昭和 46 年度	1,567	5.76%	平成 11 年度	483	1.78%
昭和 47 年度	1,330	4.89%	平成 12 年度	351	1.29%
昭和 48 年度	922	3.39%	平成 13 年度	243	0.89%
昭和 49 年度	920	3.38%	平成 14 年度	242	0.89%
昭和 50 年度	602	2.21%	平成 15 年度	189	0.69%
昭和 51 年度	593	2.18%	平成 16 年度	194	0.71%
昭和 52 年度	420	1.54%	平成 17 年度	273	1.00%
昭和 53 年度	855	3.14%	平成 18 年度	198	0.73%
昭和 54 年度	828	3.04%	平成 19 年度	351	1.29%
			合計	27,200	100.00%

出典：住宅課資料

埼玉県も他の県、市町村と同様、県営住宅の建設を昭和 40 年代に盛んに行っていた。従って、この時代に大量に供給した住宅の老朽化が一挙に表面化しており、建替え、あるいは大規模な修繕が必要となってきている。

埼玉県では、平成 19 年度から平成 20 年度で、建替え後戸数の確保や居住者の一時移転先の確保などを踏まえた「中期整備計画」を策定中であり、スツクの課題整理を行うとともに、老朽化、耐震性、その他の状況から特に早急に建替えが必要な 4 団地について、現在、建替案を作成中である。

### ③ 新規建設について

埼玉県は公営住宅率（都道府県営住宅と市町村営住宅の合計の占める割合）が低く全国最下位であり、県営住宅率も全国 35 位と低い。これは、埼玉県の場合昭和 40 年代以降、都市基盤が整わないままに人口が急増し、公営住宅の整備が追いつかなかったという背景があったためである。

しかし一方で、老朽化の激しい既存住宅の建替え、あるいは耐震性の問題から、早急に修繕が必要な既存住宅がある。

こうした状況において、県は新規に土地を取得しての県営住宅の供給は行わない方針であり、現在保有しているスツクを有効活用しつつ、計画的な建替えを行っていく方針である。

また、本格的な少子高齢社会、人口・世帯減少社会の到来を目前に控え、現在及び将来における国民の豊かな住生活を実現するために、平成 18 年 6 月に住生活基本法が制定された。これに基づき、埼玉県は平成 19 年 3 月に「埼玉県住生活基本計画」を策定している。この計画において、県及び市町村が供給する公営住宅戸数の目標量を定めており、平成 18 年度から平成 27 年度までの 10 年間で、新規及び現在空室となっているものの募集を含め、33,000 戸（うち、県営住宅は 23,000 戸）としている。

なお、この目標量は、住生活基本計画（全国計画）（平成 18 年 9 月 9 日閣議決定）の「公営住宅の供給の目標量設定の考え方」に基づき設定することになっている。埼玉県では国から示された算定例に基づき、目標量を算出している。

(3) 県営住宅事業特別会計の概要  
 県営住宅事業特別会計の概要は、表35のとおりである。

表35【平成18年度県営住宅事業特別会計決算】

(単位：百万円)

区分・内訳	金額	区分・内訳	金額
<収入>		<支出>	
使用料	7,423	管理費	2,306
住宅使用料	7,103	管理事務費	370
駐車場使用料	247	積立金	900
特定公共賃貸住宅使用料	71	国有資産等所在市町村交付金	1,034
国庫支出金	1,266	営繕費	4,256
財産収入	30	管理費	992
繰入金	8,551	工事費	3,263
一般会計繰入金	8,488	建設費	1,626
基金繰入金	62	一般会計繰出金	9,689
繰越金	498	公債費	35
諸収入	37		
県債	620		
合計	18,427	合計	17,915
		翌年度への繰越金	512

注1 一般会計繰入金は、家賃減免相当分1,096百万円、家賃低減地方負担分7,391百万円を含む。  
 注2 一般会計繰出金は、建設元利償還金7,658百万円、土地借地料相当額1,911百万円を含む。

出典：住宅課資料

決算上は、資金の収支を含めて記載しているが、例えば、団地ごとのコストの状況は特に作成されていない。

県76

【意見14】団地毎のコストの把握について(県営住宅等)

官公庁は単年度予算に基づく部課局別収支管理が一般的であり、県営住宅等も例外ではない。しかし、住宅は用地・構造・建設年度の違いにより、一団地ごとに建設コストや土地の時価、将来発生すると見込まれる維持管理コストに大きな乖離があることが想定される。

従って、コストを適切に把握するという観点から、団地ごと(あるいは住戸ごと)に財産状況と収支の状況を明らかにし、維持管理に役立てることが望ましい。

さらに、住宅はストックであるという性質から、単年度の収支(入居者からの家賃収入と修繕等の諸費用)だけを管理対象とすべきでなく、過去に発生した建設コストに加え、将来発生が予想される大規模な修繕コスト(建替えを含む)も管理対象とすべきである。表33(県73ページ)にあるとおり、県営住宅は資産規模が2,000億円以上にものぼる。民間の住宅供給会社では、過去に発生した建設コストは減価償却費として、将来発生が予想される修繕コストは引当金として、それぞれコスト管理の対象としており、かつ、物件毎にコスト管理されているが、このような管理手法が参考となる。

県営住宅事業の全体のコスト管理を行うことにより、住宅事業全体の経済性・効率性を把握し、コスト削減の必要性の判断に資することができる。また、団地毎にコスト管理を行うことにより、今後の団地戸数の集約化や県営住宅以外の県有施設の活用などの検討が可能となる。

【意見15】既存ストックの整理と活用について(県営住宅等)

県営住宅用地には、国庫補助金が入っているため、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律上、安易に他の用途に転用することができない。しかし、県有財産の有効な活用という観点からは、老朽化している団地や小規模な団地の統合、耐用年数経過後の用途廃止など、既存ストックの整理を検討すべきである。

また、老朽化した団地について県では建替えを基本としているが、統合を実施した事例はある。

埼玉県の県営住宅は表34(県74ページ)のとおり、高度成長期である昭

県77



和40年代に建設されたものが多いが、現在の低成長長期においても当初の建設計画を踏襲し、すべての団地について建替えを行う必要性について、再検討する必要があると考える。

また、利便性があり、立地の良い団地については、今後とも県営住宅を維持する必要性について、県民に対するより合理的な説明が必要であると考える。(例えば、県営住宅の居住者である生活弱者の高齢化による徒歩圏内の生活確保など)

なお、「特別県営住宅」については、前述のとおり国体の選手村を賃貸住宅として活用したものであり、公営住宅制度に基づくものではなく、入居条件も他の県営住宅と若干異なっている。また、老朽化も進んでおり、今後の方を検討する時期に来ているといえる。現在の入居者の動向、資産の有効活用等を踏まえて、将来の維持管理計画に反映することは検討すべきであると考える。

#### 【意見16】市町村営住宅との連携について(県営住宅等)

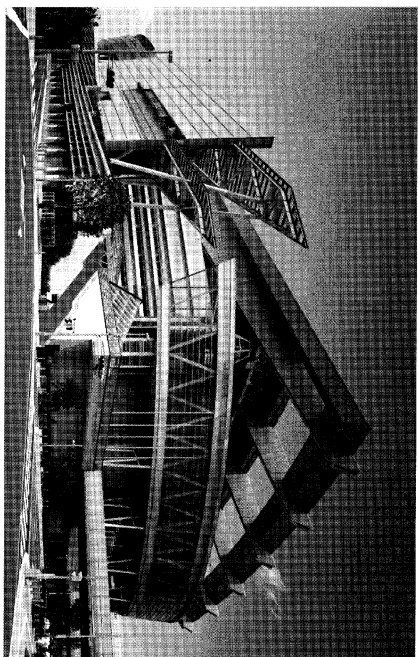
埼玉県営生活基本計画の中で、「県と市町村との連携」を挙げており、具体的施策として、分散している土地の交換、地域住宅交付金の交付に関する協議会の開催、管理代行制度の導入、暴力団排除活動の連携などを行っている。

これらに加え、県有財産の効率的利用という観点からも有効な連携を考えていくべきである。

## 6. さいたまスーパーアリーナの維持管理について

### (1) 対象資産の概要

#### 写真2【さいたまスーパーアリーナ外観】



出典：新都心事業調整課資料

埼玉県は、高次の都市機能を集積した新たな中枢都市圏を創造することにより、過度の東京依存を是正し、県民が愛着と誇りを持つ自立性の高い都市形成を目指すモデルとして、旧国鉄の大宮操車場跡地を中心とした47.4ヘクタールにさいたま新都心を計画した。

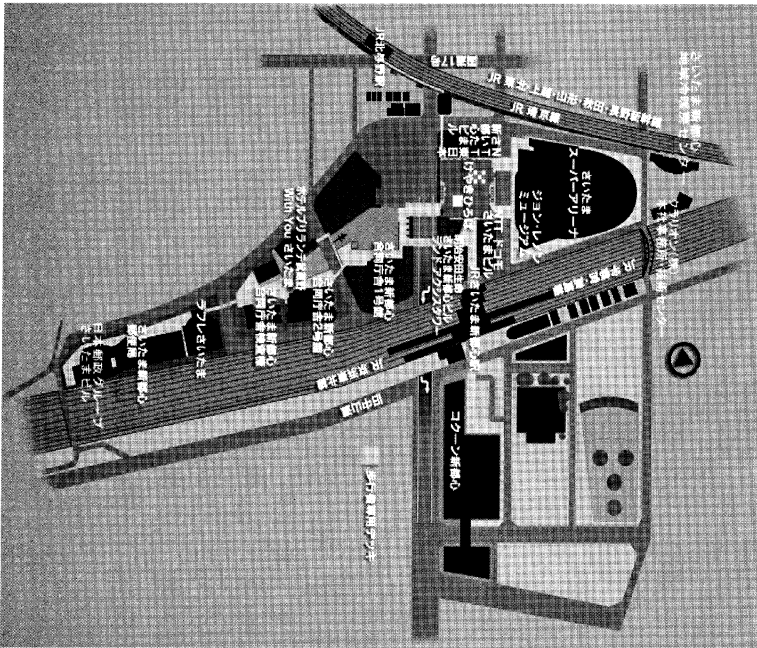
さいたまスーパーアリーナは、さいたまスーパーアリーナ条例(平成11年10月19日条例54号)に基づき、さいたま新都心の中核施設として、「県民の文化及びスポーツ並びに県内の産業の振興を図り、もって県民福祉の増進に寄与するため(条例第1条)」に設置された。

さいたまスーパーアリーナ開業までの経緯は以下のとおりである。

昭和59年(1984)	2月	旧国鉄大宮操車場の機能廃止
昭和60年(1985)	3月	埼玉中枢都市圏構想基本計画策定
昭和61年(1986)	6月	首都圏基本計画において浦和・大宮市が業務核都市に位置づけ

- 平成元年(1989) 8月 政府機関の大宮操車場跡地への集团的移転決定
- 平成3年(1991) 3月 大宮操車場跡地のうち10ヘクタールを埼玉県が取得
- 平成3年(1991) 11月 さいたま新都心総合着工式
- 平成6年(1994) 3月 「さいたま新都心中枢・中核施設整備基本計画」策定
- 平成12年(2000) 2月 政府関係機関の移転開始
- 平成12年(2000) 4月 「さいたま新都心駅」開業
- 平成12年(2000) 5月 さいたま新都心街びらき記念式典
- 平成12年(2000) 9月 さいたまスーパーアリーナ、けやきひろば商業施設開業

図 13 【さいたまスーパーアリーナ所在地】



出典：新都心事業調整課資料

表 36 【さいたまスーパーアリーナの施設概況】

名称	さいたまスーパーアリーナ
開業	平成12年(2000)9月3日
所在地	埼玉県さいたま市中央区新都心8番地
建築主	埼玉県
運営・管理	株式会社さいたまアリーナ
主要用途	コンサート・スポーツイベント・見本市・展示会・集会など
設計	日建設計(MAS・2000共同設計室)
施工	大成・三菱重工業・ユウゾクエーカー特定建設工事共同企業体
敷地面積	45,007 m <sup>2</sup>
建築面積	43,730 m <sup>2</sup>
階数	地下1階、地上7階、塔屋2階
最大席数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スタジアム 約37,000席</li> <li>・メインアリーナ 約22,500席</li> <li>・コミュニティアリーナ 約4,000席</li> <li>・スタジアム 約14,600m<sup>2</sup></li> <li>・メインアリーナ 約7,100m<sup>2</sup></li> <li>・コミュニティアリーナ 約7,500m<sup>2</sup></li> </ul>
フイールド面積	
駐車台数	721台
駐輪台数	500台
構造	鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造

出典：さいたまスーパーアリーナパンフレット

(2) 施設の社会的存在意義

来場者数は以下のとおり、年々増加している。これは、主にさいたまスーパーアリーナの利便性が、時間とともにイベント主催者及び一般利用者に認知されてきたことによるリピーター効果によるところが大きい。

表 37 【年度別来場者数】

年度	来場者数(人)	前年比増減数(人)	前年比増減率
平成12年度	1,125,567	—	—
平成13年度	1,381,837	256,270	22.7%
平成14年度	1,743,595	361,758	20.7%
平成15年度	1,901,632	158,037	9.0%
平成16年度	2,035,465	133,833	7.0%
平成17年度	2,235,298	199,833	9.8%
平成18年度	2,856,257	620,959	27.7%

出典：(株)さいたまスーパーアリーナ資料

さいたまスーパーアリーナの利便性は、以下の3つの要因によるところが大きい。

- ① 首都圏の類似施設(室内型イベント施設)の中でも大規模であること。
- ② 建築時期が新しいため、最新の技術を取入れ、多様なイベントニーズに 대응することができること。
- ③ 都心や駅からのアクセスに優れていること。

表 38 【類似施設比較】

	さいたまスーパーアリーナ	東京ドーム	日本武道館	横浜アリーナ
最大収容人数	37,000人	55,000人	14,471人	17,000人
フアイールド面積	14,600㎡	13,000㎡	2,513㎡	8,000㎡
建築時期	平成12年	昭和62年	昭和39年	平成元年
都心からのアクセス	約40分	約15分	約15分	約40分

首都圏の競合施設との比較で、競争力を保持していることから、さいたまスーパーアリーナは、全国的に著名なイベントに使用され、「さいたま」の知名度・イメージの向上に貢献している。

平成18年度の主な開催実績は表39のとおりである。

表 39 【平成18年度の主な開催実績】

イベント名	ジャンル	期間
ザ・ローリングストーンズコンサート	音楽	4月1日～2日
CHEMISTRY 2006 TOUR	音楽	4月21日～23日
モーニング娘 コンサートツアー	音楽	5月4日～7日
安室奈美恵コンサート	音楽	8月9日～13日
フレイイヤ・キヤリーコンサート	音楽	10月19日～21日
U2 VERITGO TOUR	音楽	11月26日～30日、12月3日～4日
福山雅治コンサート	音楽	1月15日～21日
浜崎あゆみコンサート	音楽	3月8日～11日
フイギュラスケート ジャパンオープン	スポーツ	5月8日～16日
FIBA バスケケットボール世界選手権大会	スポーツ	8月22日～9月4日
バレーボール世界選手権大会	スポーツ	11月13日～22日
PRIDE 男祭り 2006	スポーツ	12月29日～31日
第38回春の高等学校バレー	スポーツ	3月18日～25日
第16回全国産業教育フェア	その他	11月8日～12日
住まいの夢博2007	その他	3月8日～12日
REDS FESTA 2007	その他	1月27日～28日

出典：新都心事業調整課資料

(3) 維持管理の実施主体

さいたまスーパーアリーナの管理運営は、埼玉県から指定管理者である株式会社さいたまアリーナに委託されている。

株式会社さいたまアリーナは、県有施設である「さいたまスーパーアリーナ」及び「けやきひろば」の運営・管理を主たる目的に、埼玉県を筆頭株主(出資割合30.3%)とし、民間企業、浦和市、大宮市及び与野市(現さいたま市)の出資により、平成9年3月27日に設立された。

埼玉県から株式会社さいたまアリーナへの指定管理業務委託に関しては、さいたまスーパーアリーナ条例第16条第2項の規定に基づき、「さいたまスーパーアリーナの管理に関する基本協定書(以下「基本協定書」)」を締結している。

株式会社さいたまアリーナは、基本協定書に基づき管理業務を実施してい

る。

基本協定書における指定管理業務の範囲は、さいたまスーパーアリーナの施設の利用に関する業務及び設備並びに物品の維持に関する業務のほかに、さいたまスーパーアリーナ設置の目的を効果的に達成するために、けやきひろばの維持管理に関する業務などを含んでいる。

また、基本協定書には、施設の改築及び修繕等の実施区分が定められており、埼玉県が定めた中長期修繕計画に基づき実施する修繕及び耐用年数を超過した備品の更新並びに大規模改修等に伴う新たな備品の整備に関しては埼玉県が、その他の修繕や破損した備品の交換等については指定管理者である株式会社さいたまアリーナが実施することとなっている。

指定管理者である株式会社さいたまアリーナの決算状況は表 40 のとおりである。

表 40 【(株) さいたまアリーナの決算状況】

㈱さいたまアリーナ決算状況

科目	平成17年度	平成18年度
＜収入の部＞		
イベント関係収入	1,631,607	1,817,272
その他(行付)監査監修)の収入	1,035,237	1,054,919
収入合計	2,666,844	2,872,191
＜支出の部＞		
外注費(建築、警備、監査監修)	857,605	803,089
光熱水費	673,240	653,195
その他(経費、贈与)の費用	913,610	1,349,822
(うち県への負担金)		(327,045)
支出合計	2,444,455	2,806,106
営業外損益	6,318	18,312
特別損益	699	1,770
税引前当期利益	229,406	86,167
当期利益(最終)	134,903	48,301

出典：新都心事業調整課資料

上記の平成 18 年度の損益を前提とした、さいたまスーパーアリーナに係る県の財政負担額は表 41 のとおりである。

表 41 【さいたまスーパーアリーナに係る県の財政負担額】(平成 18 年度)

	年間金額
㈱さいたまアリーナへの指定管理料(県帰属資産充当)	128 百万円
㈱さいたまアリーナへの施設貸付による賃貸収入	△232 百万円
㈱さいたまアリーナからの負担金納付額(受入)	△327 百万円
県の財政負担額(計画的修繕費を除く)	△431 百万円

出典：新都心事業調整課資料

このように、県は株式会社さいたまアリーナから指定管理料の支払を大幅に上回る賃貸収入及び負担金納付を受けており、通常の維持管理に関しては、県財政への負担は生じていない(431 百万円の収入超過)。

従って、主たる問題は十年単位で発生する大規模計画修繕にかかる費用負担であると考えられる。

(4) 大規模修繕にかかる費用

さいたまスーパーアリーナの最大の特徴は、総重量 15,000 トンのムービーシネマスクリーンを 70 メートル水平移動させることにより、最大 37,000 席のスクリーンを 70 メートルから最小 3,000 席のミニスクリーンまでスクリーン用途に合わせて施設を柔軟に変化させることができることである。

しかし、このような巨大なムービーシネマスクリーンは他に類を見ないのであるため、経年劣化による部品の取替やオーバーホールが必要となった場合には、巨額の修繕費用が必要となるものと考えられる。

また、ムービーシネマスクリーンのほかにも、客席や天井、床に至るまで可動式となっており、最新のテクノロジーが集約された設備となっているため、イベント用途への柔軟な対応を可能とするかわりに、多額の修繕費用が必要となると考えられる。

このような修繕費用について県では、建設当初に設計会社が作成した中長期修繕計画をベースに平成 16 年度に見直しを行い、図 14 (県 86 ページ)のとおり、平成 17 年度から平成 42 年度までの 26 年間(平成 12 年の建設時から 30 年間で想定)で総額 185 億円と見込んでいる。



費用については、長期的な財政上の対応策を検討することが必須である。

しかし、この修繕費用については、財政的な裏付けがなく、その他の県有財産の修繕費用と合わせ、将来の県財政にとって潜在的なリスクとなる。従って、県有財産全体の修繕費用を長期の財政計画に位置づけ、財源の手当を確実に、必要な修繕等を行うことが必要である。

運営会社である株式会社さいたまアリーナからの負担金収入については、一般会計での一般財源とするのではなく、将来の修繕のために修繕積立金として保持する等の方法で確保すべきである。

また、中長期修繕計画やその財源については、極めて特殊な施設である上に長期に亘る予測が必要となるため、県有資産マネジメント会議における重要テーマの1つとして、部局横断的に十分な検討を加え、慎重に内容を精査すべきである。

【意見17】巨額の費用負担について県民の理解を得ることについて(さいたま

スーパーアリーナ)

さいたまスーパーアリーナは、維持管理に巨額の費用を必要とするものの、大規模イベントの開催に関して優れた競争力を持ち、「さいたま」の名を冠する優良施設である。

このため、さいたま新都心に限らず、埼玉県全体の知名度・イメージの向上に資するなどその波及効果は大きいものと考えられる。

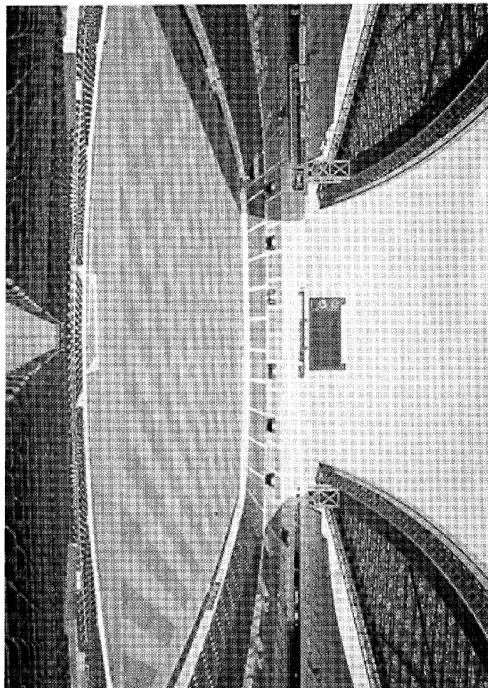
従って、定期的に県民や施設利用者に対するアンケート調査を行うとともに、利用者の推移や地域への経済波及効果等を検証しそれを公表することにより、巨額の費用負担について県民の理解を得られるよう努めることが望ましい。

県88

7. 埼玉スタジアム2002の維持管理について

(1) 対象資産の概要

写真3【埼玉スタジアム2002】



出典：スタジアム管理室資料

① 建物概要

主要用途：サッカー専用球技場

階数：地上5階地下1階(1部6階)

面積：建築面積→52,633.49㎡、延床面積(スタジアム)→60,867.29㎡

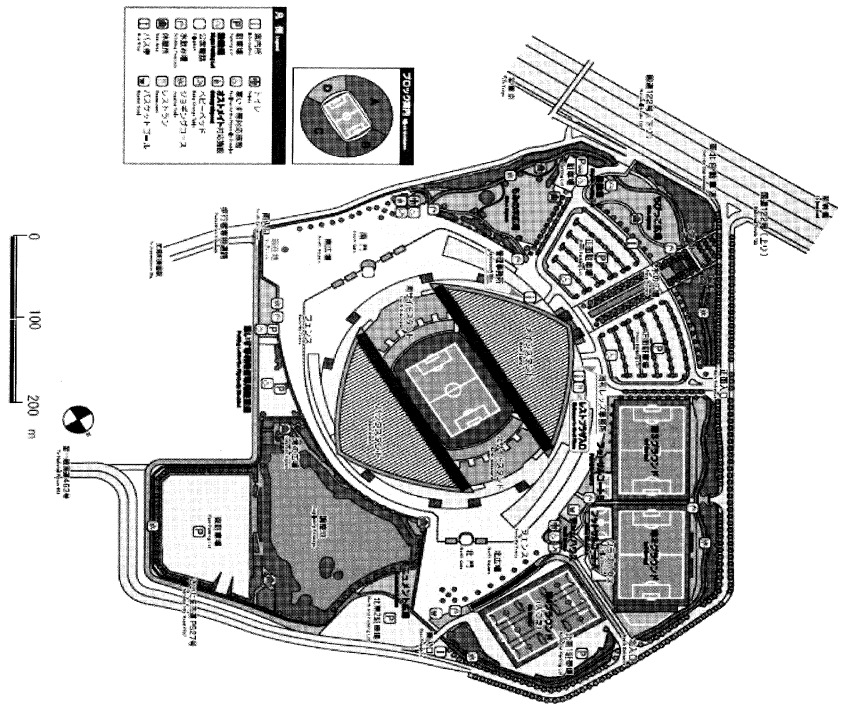
客席数：63,700席

【建設に係るコスト】

スタジアム本体建設費	：	356億円
用地取得費	：	231億円
付属施設・公園整備額	：	179億円
合計	：	<u>766億円</u>

県89

図 15 【埼玉スタジアム 2002 公園レイアウト】



出典：スタジアム管理室資料

県 90

図 16 【ロケーション】



出典：スタジアム管理室資料

(2) 埼玉スタジアム 2002 公園の理念

以下の3つの理念に基づいて建設され、埼玉県を代表する施設のひとつとなっている。

「21世紀を担う青少年に夢と希望を与える」

「サッカー王国・埼玉を、サッカーのメッカにする」

「防災支援機能を備えた公園とする」

県 91

(3) 建設の経緯

表 43 【埼玉スタジアム 2002 建設の経緯】

年 月 日	内 容
平成 4年 2月 18日	W杯開催招致について、埼玉県サッカー協会が請願を提出
平成 4年 3月 23日	埼玉県サッカー協会の請願が県議会にて採択
平成 5年 1月 14日	・ 2002年開催のW杯の開催地となるよう立候補すること ・ 3万人以上の収容能力を有する県営新サッカー場を整備すること
平成 6年 10月 11日	国内開催地立候補出願書を日本招致委員会に提出 (浦和市東部地区、用地面積 30ha)
平成 11年 5月 9日	国内候補地の1つとして決定
平成 11年 8月 6日	日本サッカー協会から、埼玉県のスタジアム整備について依頼 <内容>国内最高の収容能力を持つサッカースタジアムに 県営スタジアム(仮称)着工
平成 13年 7月 31日	2002年W杯サッカー大会準決勝の埼玉開催が決定
平成 14年 6月	埼玉スタジアム 2002 竣工 2002FIFAワールドカップ開催(6/2, 4, 6, 26) 日本 VS ベルギー (日本代表初戦) や準決勝など 4試合開催

出典：スタジアム管理室資料

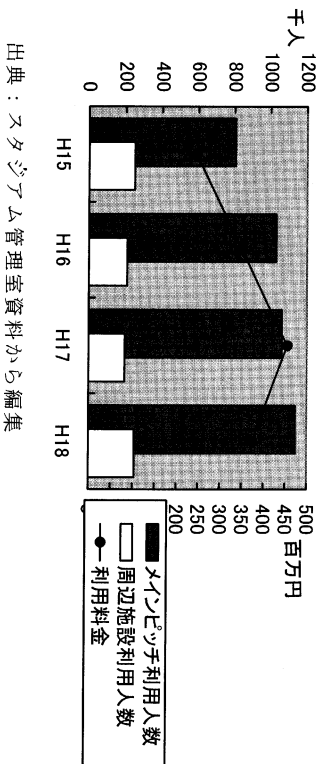
(4) 維持管理の実施主体

埼玉スタジアム 2002 公園は、県出資団体である財団法人 埼玉県公園緑地協会が果から委託を受け、指定管理者として維持管理を行なっている。

(5) 施設の利用状況

埼玉スタジアム 2002 公園の有料利用者の状況は次のとおりである。

図 17 【年度別有料利用状況】



出典：スタジアム管理室資料から編集

平成 17 年度との比較で、平成 18 年度の利用料金が減少している原因は、プロ試合数が減少したことによるものである。また、平成 17 年度との比較で、平成 18 年度のメインピッチ利用人数が増加しているのは、平成 18 年度はプロ試合以外の利用が多かったことによるものである。

(6) 中長期修繕計画

埼玉スタジアム 2002 は、建設当初から、将来における修繕コストの積算は特に行なわれず、今日に至っている。県財政の逼迫した状況下で、アセツト・ネジメントのアクションプログラムの中で、平成 17 年度において、担当であるスタジアム管理室が中長期修繕計画の作成に着手し、平成 19 年度中に完成する予定である。

【指摘 8】 中長期的な財政計画への位置づけについて (埼玉スタジアム 2002)

埼玉スタジアムは、専用のサッカースタジアムとして、長期に機能を維持する必要がある。そのためには、中長期修繕計画の策定とその財源の確保が必要である。特にこのような大規模施設については、計画(企画)段階から、将来にわたる修繕計画の検討は必要である。

メインスタジアムは 300 億円以上の建設費をかけた大規模施設であるにも関わらず、中長期修繕計画が作成されていなかった。また、将来必要とする大規模修繕費用をいかに確保するかという財源の長期計画は用意されていない。

前述した「さいたまスーパーアリーナ」のような事例が生かされていない。県有資産マネジメントのモデルとして、財源の手当てと一体となった中長期修繕計画の策定が必要となる。

【意見 18】 財政負担の軽減と埼玉県のイメージアップを考慮した管理運営の推進について (埼玉スタジアム 2002)

埼玉スタジアム 2002 公園は、当初ワールドカップの試合会場とするために建設されたスタジアムとそれに附属する各種設備から構成されている。

現在は、他の県営公園と同様に、通常の公園として指定管理者に管理委託



されており、県は年間3億円以上の費用を負担している。

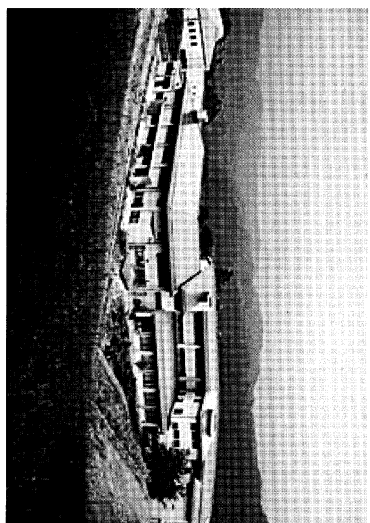
埼玉スタジアム2002は、公共性が最重視される通常の公園とは異なり、最高レベルのサッカーのプレーを生み出すために、巨額の費用をかけて建設され、毎年多額の維持管理費用を必要とする施設である。

従って、スタジアム本体に関しては、利用率を高めより多くの利用者を確保することにより、財政負担を軽減することを重視した上で、埼玉県の知名度の向上・イメージアップに有効につながるよう運営することが望ましい。

8. いこいの村美の山の維持管理について

(1) 対象資産の概要

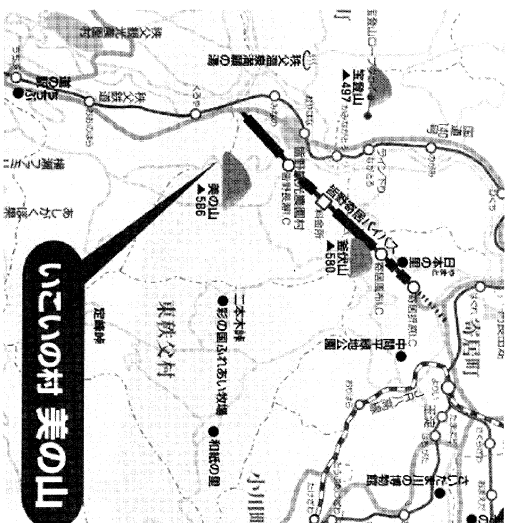
写真 4 【いこいの村美の山外観】



出典：いこいの村美の山ホームページ

- ① 名称 いこいの村美の山
- ② 所在地 埼玉県秩父郡皆野町大字皆野字花ノ木3415

図 18 【ローケーション】



出典：いこいの村美の山パンフレット

③ 設置目的 「勤労者が余暇を利用して家族連れで宿泊し、自然に親しみながら休養し、健康増進を図ること」を目的に、昭和55年10月雇用促進事業団(現 独立行政法人雇用・能力開発機構)が設置。

なお、現在は県が独立行政法人雇用・能力開発機構から取得し、行政目的を持たない普通財産として民間業者に貸付けている。

④ 普通財産の主な内容

ア 土地	面積	69,878.3㎡
	県有地	29,451㎡、町有地3,097㎡、民有地37,330.3㎡
	地目	山林・雑種地・保安林・畑
	都市計画	無指定地域
イ 建物	鉄筋コンクリート地下1階地上3階	
	宿泊室28・会議室3・宴会場4・風呂2他。	
	延床面積	5,302.59㎡
ウ 工作物	給水施設他	
エ 竣工	昭和55年(築27年)	

(2) 取得の経緯

① 平成12年の閣議決定「民間と競合する公的施設の改革について」等に基づき、平成14年、厚生労働省は国又は特殊法人の勤労者福祉施設を原則として平成16年2月末までに地元自治体に譲渡を進める方針を決定した。

この方針に基づき、独立行政法人雇用・能力開発機構は平成14年、県に対し譲渡価格105万円を示し譲渡を受けるか受けないか回答を求めた。

県は地元皆野町に意向を打診した結果、皆野町は譲渡を受け入れるのは困難と回答した。

② 埼玉県は地元皆野町の意向を踏まえ以下の理由で受け入れることを決定した。なお、取得費用については、平成15年9月県議会定例会で可決された。  
ア 多額の財源を投入した施設であり、今後も十分に利用可能な施設であること  
イ 宿泊者はここ数年横ばいであるが、毎年約2万人に利用されており、定

着した保養施設であること

ウ 勤労者のための福祉施設機能を存続する必要があること

エ 当時の受託団体である(財)埼玉県勤労者福祉事業財団の職員の雇用を確保する必要があること

(3) 貸付の経緯

① 平成16年4月から民間へ貸付運営。運営を希望する法人を公募、選定手続きの客観性、公平性を保つため、学識経験者を含め審査委員会を設置して、提案競技の審査を実施。

② 株式会社恭仁コンサルテイングを選定、期間3年、年間貸付料12,000千円。年間貸付料の算定基礎は

$$(\text{国有資産等所在市町村交付金相当額} + \text{民有地の賃借料}) \times 1.05$$

$$(10,132,000 \text{ 円} + 1,155,000 \text{ 円}) \times 1.05$$

「勤労者のための福祉施設」という公益的な機能を継承した運営を条件にし、高い収益性は期待できないとの理由で、特例措置として12,000千円とした。

③ 賃料の支払が滞ったことから、県は平成17年10月、株式会社恭仁コンサルテイングとの契約を解除した。(県は平成18年4月、保証料を差し引いた未納の賃料等301万5,553円の支払いを求める訴えを提起した。)

④ 平成17年10月、予約客の不都合回避策の緊急措置として、株式会社へリテイングに随意契約で貸付開始、期間は平成19年3月まで、貸付料は月額1,000千円。

⑤ 平成19年4月、株式会社へリテイングに随意契約で貸付契約更新、期間は平成21年1月まで、貸付料月額1,000千円。

⑥ 随意契約の理由

- ・ 貸付期間が1年10か月と短く、投資費用の回収が難しく、公募しても新規運営者の応募が期待できない。
- ・ 運営者が短期で替わると地元雇用が安定しない。
- ・ 貸付を開始する4月は1番の繁忙期であるため、施設の管理運営のノウハウをもたない新規運営者では対応が難しく、業務の混乱が見込まれる。

・ 現契約者は運営能力に優れ、利用客も徐々に増加している。地元の評判も良く、今後の成果が期待できる。

(4) 県が維持管理する必要性

保養施設は、民間業者により十分に供給されており、県が保有することの意義は乏しい。

従って、県が維持管理する必要性は乏しいものと考えられる。

(5) 維持管理の実施主体

現在の貸付先である株式会社へリテイジとは、昭和 61 年 6 月に設立し、本社を埼玉県熊谷市に構え、営業所を東京都豊島区に有し、リゾートホテルその他宿泊施設の経営及び総合スポーツ施設・研修施設の経営を営む、資本金 50,000 千円、売上高 26 億円規模の株式会社である。

(6) 施設の利用状況及び経営状況

① 宿泊者数

表 44 【宿泊者数推移】

年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	17年度	18年度
宿泊者	15,693	21,009	20,087	20,170	19,412	17,629	3,303	14,536

(注) 平成10年度は10か月間のみ営業  
平成16年度及び平成17年度4月～10月は不明  
平成17年度は11月～3月の5か月間の宿泊者数

出典：勤労者福祉課資料

② 売上状況

現状の賃貸借契約において、借り手側の売上及び損益に関する情報報告義務はないとの理由で、県側は売上状況を把握していない。

なお、最近の宿泊者動向は次のとおりである。

表 45 【最近の宿泊者動向】

年 月	宿泊組数 (組)	うち 埼玉県在住 (組)	埼玉県在住者 利用割合 (%)	
平成 18 年	9	150	89	59.3%
	10	170	101	59.4%
	11	289	173	59.9%
	12	163	107	65.6%
平成 19 年	1	155	103	66.5%
	2	169	113	66.9%
	3	237	135	57.0%
	4	274	154	56.2%
	5	260	147	56.5%
	6	221	145	65.6%
	7	207	139	67.1%
	8	244	117	48.0%
合 計	2,539	1,523	60.0%	

出典：いこいの村美の山運営会社(株式会社へリテイジ) 資料  
埼玉県民の利用割合は平均 60%程度で推移している。

(7) 今後の予定

平成 15 年 12 月に独立行政法人雇用・能力開発機構と締結した売買契約の中で、当該施設の指定用途期間は 5 年間との取り決めをしている。

県では指定用途期間終了後の平成 21 年 2 月以降に公営による施設売却を検討している。

保養施設は、民間業者により十分に供給されており、県が保有することの意義は乏しい。従って、県が施設売却の方向で検討していることについては、合理性を認めることができる。

## 【意見19】売却に当たっての留意事項について(いこいの村美の山)

県では、売却後の財政負担が生じない形で売却を目指しているが、その場合には、以下の3点について留意することが望ましい。

- ① 現在「いこいの村美の山」へ上水供給のため、山の中腹に揚水ポンプが設置されている。売却の際にはこの揚水施設を一体として売却し、揚水施設の維持メンテナンスについても購入者負担とすること。
- ② 民間業者はホテル等施設購入の際に損益状況に基づき収益還元方式(DCF方式)で購入価格を算出することが一般的である。従って、株式会社ヘリテイジとの契約上困難ではあるが、施設売却価格の算定資料として、売上高及び損益状況を把握するよう努めること。
- ③ 「いこいの村美の山」は築後27年を経過しており、この10年で多額な修繕工事費がかかることが予想される。従って、継続して事業運営することのできる、信用力のある業者を売却先に選定するよう努めること。

## 9. テクノグリーンセンター建設用地(熊谷)の利用状況について

## (1) 用地取得の経緯

テクノグリーン構想は、東京都心から50km圏以遠の県北地域48市町村を対象に、情報の集積地東京への近接性と、豊かな自然や文化等に恵まれた環境を生かした産業の振興を促進し、自立的で活力にあふれた地域社会の形成を図るものとして、埼玉県が昭和60年5月に策定した。

テクノグリーンセンターは、テクノグリーン構想に基づき、県北地域の産業技術支援機能強化と業務核都市にふさわしい業務機能の集積を図るための拠点施設として整備を行うこととされた。

## (2) 用地の概要

下掲の地図のとおり、用地(県有地4,323.86㎡)は熊谷市中心市街地に位置している。

この用地取得に要した総額は、4,035百万円となっている。現在の評価額は約260百万円であり、その差額3,775百万円が含み損として見積られる。テクノグリーンセンターは、上記の土地と熊谷市の土地(3,115.67㎡)及び未買収の民有地(182,84㎡)を併せた区画に建設することを計画していた。しかし、現在は熊谷市において駐車場として使用し、大半は簡易舗装を施した広場として暫定的に利用している。

図19【テクノグリーンセンター建設用地案内図】

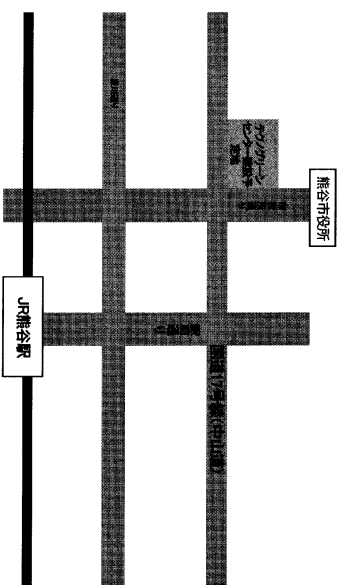
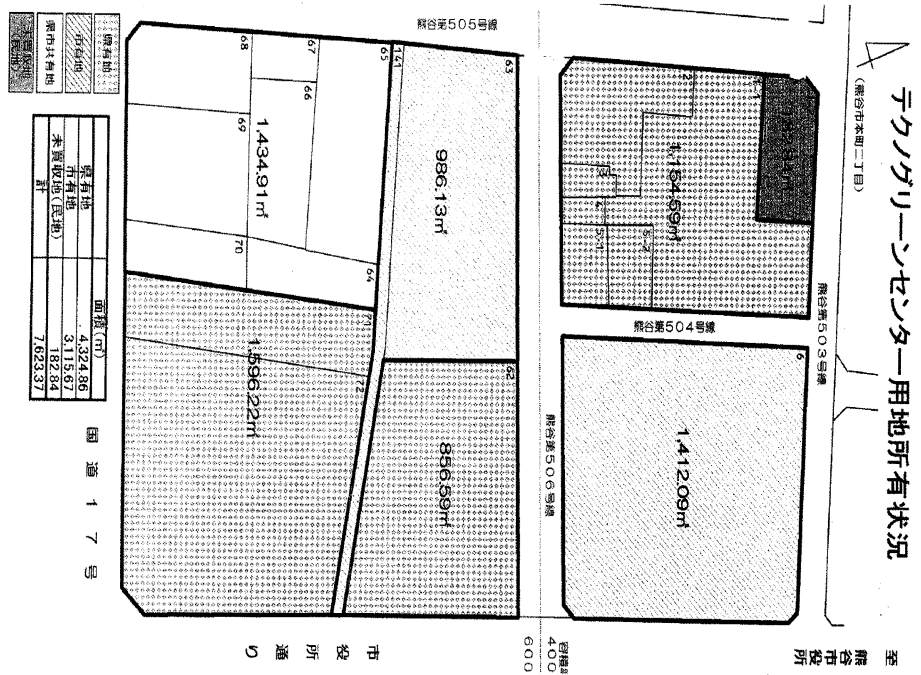


図 20 【テクノグリーンセンター建設用地所有状況】



出典：産業拠点整備室資料

(3) 取得から現在までの経緯  
 用地の取得等、事業が長期化する間に、民活事業への企業の事業参画意欲が減退するなど事業を取り巻く社会経済環境が大きく変化した。  
 県では、こうした状況を踏まえ、熊谷市とも協議の上、テクノグリーンセ

県 102

ンターの抜本的な見直しを行うために、協議機関を平成7年9月に設置し、見直しの検討作業を行った。  
 平成9年3月にテクノグリーンセンター(仮称)連絡協議会から、「テクノグリーンセンター(仮称)の見直しの方向について一施設構想及び事業推進のための試案一」を発表し、事業推進に向けた方向性を打ち出した。  
 平成11年には、事業コンペを図ったが実現せず、その後進展は見られなかった。

写真 5 【テクノグリーンセンター建設用地現況①】

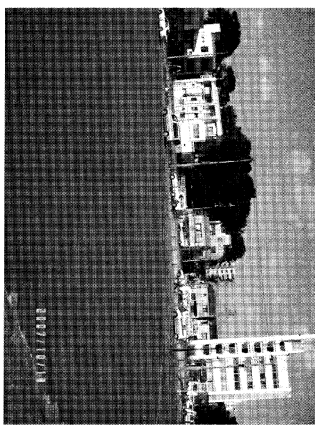


写真 6 【テクノグリーンセンター建設用地現況②】



(4) 今後の予定  
 地元熊谷市は、テクノグリーンセンター建設用地の活用方法についてコンサルテインング会社に依頼し、用地の民間活用方策の調査結果報告が平成19年3月にあった。

県 103

県としては、この調査結果を踏まえ地元熊谷市が主体となって整備構想を策定し、その上で事業の見直しを十分に協議しながら進めることとしている。

県有資産マネジメントでは、このような事業途上の案件については直接対象とはなっていない。

【指摘9】 事業計画の解消について(テクノグリーンセンター建設用地)

テクノグリーンセンター建設用地は、熊谷市の中心部に未利用地として残されたままとなっている。

当初の構想が、社会経済環境の変化によって頓挫し、抜本的な見直しを平成7年に開始してから、既に12年以上が経過しているにも関わらず、依然として利用計画すら定まっていない状況である。

平成19年3月に用地の活用方法の調査結果があったが、用地の活用については、いまだ決定されていない。

このように利用計画が一向に進展しなかった要因は、

- ① テクノグリーンセンター構想に拘泥し、用地の事業化が困難となったこと
  - ② 県と熊谷市との間で活用方法決定の責任の所在が明らかでなかったこと
- の2つにあるものと考えられる。

そこで、引き続き「テクノグリーンセンター」の名称を使用し、あたかも当初の事業計画が存続しているかのような現在の状態を解消し、ここに至った経緯を総括すべきである。

【意見20】 県有資産マネジメントによる事業計画への関与について(テクノグリーンセンター建設用地)

また、県有資産マネジメントでは、一義的に県の政策に踏み込むまでに至っていないため、このような事業途上の案件については直接検討対象とはなっていない。県有資産の活用面から、長期化するものについては、事業部課所のみではなく、県有資産マネジメント会議の積極的な係わりがもっとも良いと考える。

10. 旧吉見高等学校の利用状況について

(1) 対象資産の概要

表 46 【旧吉見高等学校概要】

所在地	比企郡吉見町大字江和井410番地1		
校地面積	校舎敷地	13,815 m <sup>2</sup>	
	運動場	20,604 m <sup>2</sup>	
	合計	34,419 m <sup>2</sup>	
建物面積	普通教室棟	4,164 m <sup>2</sup>	昭和52年3月築
	特別教室棟	3,721 m <sup>2</sup>	昭和53年5月築
	体育館	1,731 m <sup>2</sup>	昭和53年10月築
	部室	210 m <sup>2</sup>	昭和60年3月築(寄附)
	格技場	849 m <sup>2</sup>	昭和60年7月築
	食堂・合宿所	761 m <sup>2</sup>	平成3年7月築(寄附)
用途地域	市街化調整区域		
アクセス	JR高崎線鴻巣駅より川越駅行バス「荒子」下車徒歩20分		

(注) 平成17年8月現在の上記施設等に係る公有財産台帳記載金額は、土地392,385千円、建物748,712千円である。また、校舎等の解体撤去を行うための費用は、400,000千円程度と想定されている。

写真7 【旧吉見高等学校現況】

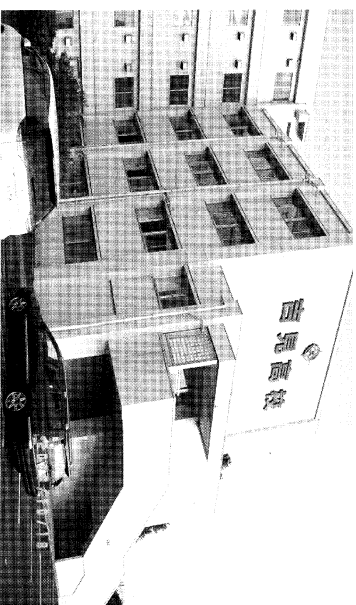
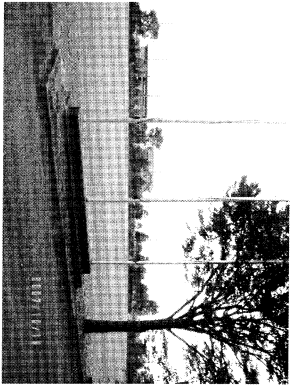


写真 8 【旧吉見高等学校グラウンド現況】



(2) 開校及び閉校の経緯

表 47 【旧吉見高等学校の開校及び閉校の経緯】

昭和 51 年 4 月	開校
平成 12 年 3 月	「21 世紀いきいきハイクール構想」策定
平成 13 年 3 月	「21 世紀いきいきハイクール推進計画」策定
平成 14 年 1 月	「21 世紀いきいきハイクール前期再編整備計画」策定 滑川高等学校との統合を決定
平成 17 年 3 月	旧吉見高等学校の校地・校舎は閉校

(3) 県立高等学校の再編整備

県立高等学校の再編整備については、「21 世紀いきいきハイクール構想」に基づき、平成 16 年 3 月に「21 世紀いきいきハイクール推進計画（中期を中心とした計画）」が策定されている。

同計画において、県立高等学校の全日制の課程における再編整備の方針を次のように述べている。

『各学校が活力に満ちた教育活動を展開するため、適正な学校規模を確保し、各学校の活性化を推進する。

また、社会の変化や生徒の多様化に対応するため、特色ある学校を適正に配置するなど、彩りゆたかな学校づくりを進め、各学校の「特色化」を推進する。

このため、学校の配置状況や生徒数の動向などを踏まえ、既設校の発展的

統合や改編などにより、新しい時代に対応した魅力ある県立高等学校づくりを進めることとする。』

また、再編整備を検討する条件として以下の 6 条件を列挙している。

- ① 生徒募集が困難な状況であり、かつ、将来もその傾向が続くと見込まれ、活力ある効果的な教育が行えるように改善が必要があること
- ② 近隣に同様の教育内容を持つ学校・学科が存在し、活性化・特色化を図る必要があること
- ③ 敷地・施設状況を改善する上で制約があるなどの理由から、より望ましい教育環境を整備する必要があること
- ④ 総合学科など特色ある学校について、入学を希望する生徒がどの地域からでも通学できるよう、全県的な視野からの適正配置が必要であること
- ⑤ 社会の変化に対応した新たな学科を設置することにより、特色化を図る必要があること
- ⑥ その他、より一層県民の期待にこたえることができると考えられること

その上で、目標年度における全日制の課程の学校数を次のように示している。

表 48 【目標年度における全日制の課程の学校数】

平成 11 年度	平成 17 年度	平成 25 年度
153 校	148 校	133～138 校

今後、県立高等学校の再編整備により、表 49【県立高等学校閉校予定】（県 108 ページ）の 9 校（狭山高等学校と吹上高等学校は定時制に移行して存続）のほかにも、閉校となる学校数の増加が見込まれている。

(4) 今後の予定

① 高等学校跡地利用の方法について

高等学校の跡地はいずれも広大なものであり、立地に関しても必ずしも利便性の高いものばかりではない上、建物は特殊な仕様であり転用する上での

制約も大きい。

従って、都市計画法の改正に伴い、市街化調整区域の開発規制が強化されたこともあって、跡地の利用は容易ではないことが想定され、有効な跡地利用の決定のためには、相当な時間を要するものと考えられる。また、必ずしも建物を継続使用することが可能であるとは限らず、場合によっては建物を取り壊し、更地での売却等が必要になることも考えられる。

② 今後の閉校となる高等学校と、閉校後の用途の目処・決定状況

今後の閉校予定と閉校後の用途はつぎのとおりである。今後の活用等が決定されている高等学校は少ない。

表 49 【県立高等学校閉校予定】

高等学校名	閉校予定時期	閉校後の用途
狭山高等学校	平成20年3月	定時制独立校として利用
上尾東高等学校	平成20年3月	特別支援学校として利用
所沢東高等学校	平成20年3月	検討中
毛呂山高等学校	平成20年3月	検討中
騎西高等学校	平成20年3月	検討中
川本高等学校	平成22年3月	今後検討予定
菖蒲高等学校	平成22年3月	今後検討予定
北川辺高等学校	平成22年3月	今後検討予定
吹上高等学校	平成22年3月	定時制独立校として利用

(注) 平成19年12月時点の状況である

【指摘10】期限を設けた対応策の検討及び今後の基本的な対応策について

(旧吉見高等学校)

旧吉見高等学校跡地については、平成14年の時点で閉校が決定していたにもかかわらず、約6年を経過した現時点においても、利用方法が定まっておらず、遊休状態となっている。

前述のとおり、高等学校跡地の特殊性により転用が困難であることや、保護者・生徒への配慮から表立って転用に向けた動きを取り難いという事情が

ある。しかし、体育施設の一部が県民に開放されてはいるものの、県有資産を有効に活用し、県民生活の向上に資するという観点から、広大な土地・建物を十分に利用せずに、管理費用(年間約4百万円)を支出している現状は望ましいものではない。また、利用せずに遊休状態になっている期間が長くなれば、建物の劣化が進み再利用のための支出もかさむことになる。

また、現時点で、平成20年に閉校することを決定しているにも関わらず、閉校後の用途を決定していない高等学校や平成22年に閉校することを決定しているにも関わらず、閉校後の用途の検討を開始していない高等学校が存在する。

従って、旧高等学校跡地については、次の2点について考慮すべきである。

①期限を設けた対応策の検討

いつまでに利用方法を決定するかについて、期限を設定し、期限までに利用方法が決定できない場合、建物の取り壊しなども含めた抜本的な解決を図るべきである。

②今後の基本的な対応策

今後は閉校を決定した時点で、直ちに閉校後の跡地利用の検討を開始し、閉校後速やかに、少なくとも跡地の利用方法の決定に関する期限などの全体計画を、県有資産マネジメント戦略と連携して決定すべきである。



11. 県教職員住宅等の未利用資産について

(1) 対象資産の概要

県職員に係る県が管理する住宅は、知事部局等に係る県職員、教育局に係る教職員、その他警察本部等に係る職員などの住宅である。

特に、公舎及び職員住宅については、平成21年度までに、19住宅を廃止する計画である。

(2) 公舎及び県職員住宅

平成19年4月1日現在の公舎及び県職員住宅の状況は次のとおりである。

表 50 【職員住宅等の状況】

施設名称	土地面積 (㎡)	土地価額 (千円)	延床面積の合計 (㎡)	建物価額 (千円)	入居数 / 戸数	入居率	売却予定	
								合計 (㎡)
1 知事公館	8,544.13	1,871,164	1,568.71	59,276	-	-	-	
2 部長第1公舎	1,180.15	232,801	518.69	25,824	-	廃止済	-	
3 部長第2公舎	2,177.11	307,215	536.98	27,570	-	廃止済	H21年度	
4 旧幸手商業高等学校校長公舎用地	430.34	9,995	-	-	-	-	H20年度	
5 元川越大蓮寺裏住宅用地	86.24	10,435	-	-	-	-	H19年度	
6 別所第2職員住宅	2,640.53	264,518	738.21	19,802	0/20	廃止済	H19年度	
7 別所東職員住宅	968.38	183,992	注1	注1	19/349	0/16	廃止済	H19年度
8 別所坂上職員住宅	386.77	73,517	401.77	30,326	6/6	100%	-	
9 中浦和職員住宅	1,157.24	137,265	875.74	64,737	19/19	100%	-	
10 鹿手袋職員住宅	1,204.06	176,563	812.94	27,617	0/20	廃止済	H20年度	
11 沼影職員住宅	1,041.00	167,600	784.35	30,392	0/15	廃止済	H19年度	
12 沼影職員住宅	2,100.00	313,683	2,165.33	95,497	31/40	77.5%	H20年度	
13 西堀職員住宅	1,303.04	161,681	1,300.83	63,570	24/24	100.0%	-	
14 与野職員住宅	4,881.13	766,337	2,151.35	64,148	0/40	廃止済	H19年度	
15 大宮職員住宅	722.11	83,031	1,078.90	39,968	0/20	廃止済	H19年度	
16 川越第1職員住宅	2,155.00	228,429	925.95	25,185	0/24	廃止済	H19年度	
17 熊谷第1職員住宅	1,490.04	80,760	1,158.39	31,719	0/24	廃止済	H19年度	
18 熊谷第2職員住宅	1,814.87	95,098	1,182.00	46,752	16/24	66.7%	H20年度	
19 春日部職員住宅	1,728.00	99,887	1,196.97	32,456	0/24	廃止済	H19年度	
20 越谷職員住宅	1,457.40	153,577	626.08	25,678	0/12	廃止済	H19年度	
21 久喜職員住宅	1,837.81	124,689	1,205.07	50,179	0/24	廃止済	H19年度	
22 鴻巣職員住宅	2,933.24	146,113	注1	注1	20/24	83.3%	-	
23 ときわ職員住宅	1,250.57	257,617	注1	注1	23/24	95.8%	-	
24 鹿谷職員寮	1,239.66	67,189	731.36	16,879	0/20	廃止済	H20年度	
合計	44,728.82	6,013,156	23,278.93	890,997	-	-	-	

(注1) 別所東職員住宅、鴻巣職員住宅、ときわ職員住宅については、地方職員共済組合の「投資不動産特約賃借償還金」制度に基づき、償還金完済後、県の所有財産となる。  
 (注2) 沼影職員住宅及び熊谷第2職員住宅については、平成20年3月31日、西堀職員住宅については、平成22年3月31日に廃止予定である。  
 (注3) 敷地が一体となっている住宅については、表におけるNO.を同一に振り当てることで、明確になるように作表している。(別所第2職員住宅と西野台職員住宅など)  
 出典：職員課資料

平成19年4月1日現在、公舎及び県職員住宅は、上表にあるように、稼働中の物件の入居状況は154/176(入居数/稼働物件戸数)となっていて、入居率は87.5%と高水準にあるといえる。また、不要な物件の廃止も平成21年までに19住宅を廃止する計画の達成に向けて、順調に進められており、既に廃止済の物件については、跡地を平成19年度以降に順次売却等処分する予定となっている。

(3) 教育局に係る教職員住宅

教育局に係る教職員住宅は表51のとおりである。

表 51 【教職員住宅】

No.	教職員住宅名	土地面積 (㎡)	土地価額 (千円)	建物面積 (㎡)	建物価額 (千円)	入居数 / 戸数	入居率
1	上尾浅間台教職員住宅	1,324.22	132,821	(注1)	(注1)	20/21	95%
2	春日部教職員住宅	1,616.52	87,371	(注1)	(注1)	21/22	95%
3	寄居教職員住宅	1,682.64	36,345	(注1)	(注1)	12/12	100%
4	川越岸町3丁目教職員住宅	1,490.51	157,994	(注1)	(注1)	11/11	100%
5	川越仙波町教職員住宅(B)	1,757.00	182,728	1,278.74	44,249	16/21	76%
6	川口中青木教職員住宅	707.43	115,558	367.71	24,394	5/6	83%
7	浦和文蔵教職員住宅	1,585.45	218,614	1,534.59	117,312	26/27	96%
8	秩父教職員住宅	2,437.98	83,132	(注1)	(注1)	12/15	80%
9	東松山教職員住宅(A)	1,195.24	63,733	724.68	7,412	-	-
10	羽生教職員住宅	1,302.00	83,132	(注1)	(注1)	8/15	53%
11	狭山教職員住宅	1,312.00	3,436	(注1)	(注1)	21/21	100%
12	浦和三宮教職員住宅(A)	2,289.63	102,788	910.30	9,484	-	-
13	熊谷教職員住宅	1,497.00	64,371	(注1)	(注1)	18/18	100%
14	浦和西浦和教職員住宅(B)	1,171.00	129,840	551.55	5,673	11/11	100%
15	岩槻教職員住宅(B)	1,486.72	105,705	612.54	8,020	13/13	100%
16	越谷東小林教職員住宅(A)	1,314.66	109,971	486.20	5,011	-	-
17	越谷東小林教職員住宅(B)	1,739.00	133,903	483.74	6,234	11/11	100%
18	本庄教職員住宅	1,394.95	41,151	594.80	30,431	5/18	27%
19	深谷教職員住宅(B)	1,610.00	72,450	555.45	7,014	2/2	100%
20	吉川教職員住宅	997.10	76,079	598.49	30,619	13/18	72%
21	鴻巣教職員住宅	740.00	44,681	541.63	27,711	7/12	58%

No.	教職員住宅名	土地面積 (㎡)	土地価額 (千円)	建物面積 (㎡)	建物価額 (千円)	入居数 /戸数	入居率
22	浦和教職員住宅	1,982.00	113,109	950.79	55,698	7/15	46%
23	八潮教職員住宅	683.77	62,223	409.86	22,003	10/12	83%
24	行田教職員住宅(A)	1,376.00	55,039	525.54	7,810	-	-
25	幸手教職員住宅	3,378.54	139,728	1,362.68	67,790	4/12	33%
26	鴻ヶ谷教職員住宅	476.60	49,208	301.20	15,410	9/9	100%
27	大井教職員住宅	1,393.00	164,109	622.76	33,968	15/16	93%
28	吹上教職員住宅	1,038.00	39,646	801.83	43,046	6/18	33%
29	浦和内外教職員住宅	1,888.00	189,037	990.46	55,815	12/18	66%
30	所沢若狭教職員住宅	849.00	81,503	469.83	26,632	4/9	44%
31	三郷教職員住宅	901.30	108,864	453.21	26,623	5/9	55%
32	川口戸塚教職員住宅	995.01	141,848	719.28	44,078	8/12	66%
33	川口金山町教職員住宅	1,607.84	195,682	959.04	61,190	15/16	93%
34	大宮天沼町教職員住宅	1,641.00	216,612	1,205.94	80,002	11/20	55%
35	川越岸町2丁目教職員住宅	1,691.85	169,185	1,555.20	107,096	18/24	75%
36	蕨教職員住宅	1,052.07	128,143	1,224.00	84,289	20/20	100%
37	所沢城教職員住宅	1,139.06	130,102	775.68	53,416	8/12	66%
38	越谷宮本町教職員住宅	1,402.85	125,200	1,224.00	87,377	11/20	55%
39	上尾二ツ宮前教職員住宅	1,534.73	119,612	1,227.24	93,817	19/24	79%
40	草加教職員住宅	979.82	90,614	890.70	65,843	7/12	58%
41	新座教職員住宅	1,124.37	120,538	1,261.50	96,436	14/18	77%
42	東大宮教職員住宅	1,530.00	129,180	1,356.60	107,147	19/20	95%
43	鶴ヶ島教職員住宅	1,269.17	119,295	1,125.12	88,864	16/16	100%
44	東川口教職員住宅	1,528.06	250,833	1,409.88	114,913	20/20	100%
45	浦和西坂教職員住宅	1,257.00	112,677	1,190.92	97,066	16/16	100%
46	川越藤原町教職員住宅	1,385.00	156,505	1,518.24	367,832	18/20	90%
47	大宮吉野町教職員住宅	1,451.00	93,521	1,224.28	305,451	15/16	93%
48	大宮新堤教職員住宅	2,735.96	264,416	注1	注1	16/16	100%
49	北本教職員住宅	2,165.59	167,585	注1	注1	16/20	80%
50	大宮大谷教職員住宅	注1	注1	注1	注1	15/15	100%
51	浦川加納	注1	注1	注1	注1	10/20	50%
52	大宮柳引町	注1	注1	注1	注1	15/15	100%
	合計	71,117.64	5,779,757	35,006.2	2,533,176	611/764	79%

(注1) 県有名称でなく、共済組合名称のため、県有資産として記載してはいない。(建設時には、共済組合が建設資金(対象：土地・建物)を肩代わりし、県から返済組合へ償還期間に亘って返済する。)  
 出典：教育局教育総務部福利課資料

上掲の表(A)の4住宅(浦和三室等)は平成18年度に廃止された。東松山教職員住宅については、平成19年11月1日付けで県警本部に所管換え済みであり、他については今後売却予定である。

また、(B)の5住宅は、平成21年4月以降未利用施設となるため、民間へ売却する計画となっている。ただし、川越仙波町教職員住宅については、廃止対象となっているのは補強コンクリートブロッック造の14戸のみであり、

鉄筋コンクリート造の18戸は存続する予定である。  
 教職員住宅を廃止する基準は、補強コンクリートブロッック造については、建築後38年経過したもの、鉄筋コンクリート造については、新耐震基準を満たしていないものである。

なお、新耐震基準を満たしていないものについては、該当する住宅を平成27年度までに計画的に廃止する予定である。このような計画的な廃止によって、平成19年4月1日時点で802戸の管理戸数が、10年後には462戸にまで減少する予定である。

(4) 未利用財産

平成19年4月1日現在の主な未利用財産(事業予定地を含む)は、次のとおりである。

表 52 【主な未利用資産】

No	財産名称	管理課所	所在地	財産区分	土地(m <sup>2</sup> )	建物(m <sup>2</sup> )	未利用時期	検討状況
1	公舎7棟 (部長第1公舎 他)	管財課	さいたま 市他	普通	5,419.30	1,388.73	17/12/28~ 19/3/31	売却 ※5棟売却済
2	職員住宅 14 棟 (鹿手袋職員住 宅他)	管財課	さいたま 市他	普通	20,396.74	14,782.34	17/4/1~ 19/4/1	売却 ※3棟売却済
3	土地	交通政策課	足立区	普通	789.00		14/12/28	県における活 用
4	地域振興ふれ あい拠点 (西部)	産業拠点 整備室	川越市	普通	797.00			西部地域振興 ふれあい拠点 施設事業代替 地
5	テクノグリー ンセンター建 設用地	産業拠点 整備室	熊谷市	普通	4,324.86			事業予定地 テクノグリー ンセンター建 設用地
6	議員会館及び 議員公舎	議会議務 局総務課	さいたま 市	行政	4,777.94	1,293.04	19/3/31	県・市におけ る活用、売却 等
7	旧行田女子高 等学校	教育局財 務課	行田市	行政	52,659.00	12,762.90	17/3/31	県総合教育セ ンターとして 活用
8	旧吉見高等学 校	教育局財 務課	比企郡 吉見町	行政	34,419.74	12,203.31	17/3/31	県・町におけ る活用、売却 等
9	旧川越図書館	教育局生 涯学習文 化財課	川越市	行政	3,834.84	3,972.00	15/3/31	西部地域振興 ふれあい拠点 施設事業用地
10	旧民俗文化セ ンター	生涯学習 文化財課	さいたま 市	行政	10,640.00	3,437.07	18/3/31	市における活 用
11	教職員住宅 4 棟 (浦和三室教職 員住宅他)	教育局 福利課	さいたま 市他	普通	6,185.53	2,646.72	18/8/31	県における活 用、売却
12	警察署・交番 7 棟	警察署 ほか	蕨市	行政	5,065.62	3,450.27	19/3/31	売却

管財課では、当年度に各課所から、未利用財産の内容を集計したところ、主な未利用財産として、廃止した職員住宅の土地・建物、廃止した県立高等学校などの土地・校舎等の長期間利用されていない土地が発見された。

県 114

(5) 未利用地の売却の推移

平成 11 年度から平成 18 年度までにおける未利用地の売却件数等は次のとおりであり、主な財産は、廃止した職員住宅用地である。売却先は民間が 49 件(約 80%)、一般競争入札は 70% であり、他は随意契約である。

- ・ 件数 64 件
- ・ 面積 158,756 m<sup>2</sup>
- ・ 評価額 9,408,474 千円
- ・ 売却額 15,788,636 千円

表 53 【未利用地売却の推移】

年度	件数	面積 (m <sup>2</sup> )	評価額 (百万円)	売却額 (百万円)
11 年度	6	8,362	1,293	2,130
12 年度	11	61,441	1,561	1,685
13 年度	11	13,350	1,189	2,732
14 年度	7	11,266	1,554	2,878
15 年度	5	5,214	532	801
16 年度	8	8,190	596	723
17 年度	8	2,357	173	304
18 年度	8	48,573	2,507	4,532
合計	64	158,754	9,408	15,788

出典：管財課提出資料(未利用地売却一覧表)

(6) 今後の予定

未利用となつていている県有財産について、戦略では県内部での利用を優先し、将来的にも県では利用しない場合には、市町村等に利用を照会している。利用する方法がない場合には、「県有地売却情報」として公開し、一般競争入札により売却する方法を行っている。

また、狭小地や利便性のない土地については、バルク(一括)売却を平成 19 年 11 月開始し、未利用財産の処分の促進を図り、より適正な財産の管理運用に努めている。

県 115

表 54 【一括売却物件】

販売可能性	財産名称	物件数
1 通常物件	別所第2職員住宅跡地ほか	5
2 利用困難	旧行田高等学校校長公舎跡地ほか	7

（注）上記12物件合計面積は、8,426㎡

出典：管財課提出資料

【意見21】未利用資産の処分方針の策定等について（未利用財産）

- ① 未利用資産及び将来的にも利活用の予定のない財産と判断する場合、基本となる方針やガイドラインを設けることが望ましい。また、未利用資産の活用方法について、国や地元自治体の利用がない場合は、原則として競争入札による売却処分となっている。なお、処分方法については一定の基準を設けることが望ましい。参考であるが以下の表のような区分を行なうことが考えられる。

表 55 【未利用地処分に係る区分】

資産価値/売却難易度	優	良	難
大規模な土地	公的活用	一般競争入札	プロポーザル、民間活用
中規模な土地	定期借地権 一般競争入札	一般競争入札	随意契約
小規模な土地	一般競争入札	一般競争入札	随意契約
調整区域等	—	—	随意契約

- ② 県有財産を、未利用資産及び将来的にも利活用予定のない財産と判断した根拠及び未利用資産の活用に関する調査検討の過程は県民に公表し、外部の意見を取入れることにより、県民の理解を得るとともにより有効な活用方法を模索していくことが望ましい。

- ③ 用途が終了した行政財産については、管財課において迅速に情報を収集し一括して利活用方針を検討すべきである。  
なお、地元調整等過去の経緯を踏まえ、所管課において検討しなければならぬ案件も多いが、その検討には期限を設け、いたずらに長期化しないよう留意することが望ましい。

Ⅲ. 公有財産台帳と公有財産システムの現状と課題

1. 外部監査の対象システムの概要

(1) 公有財産システム

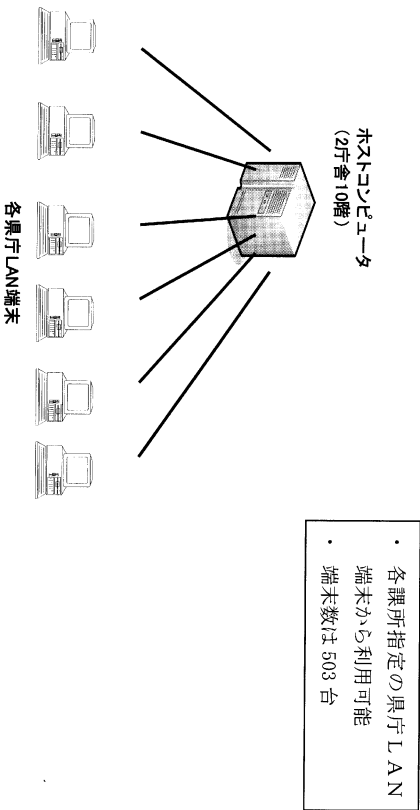
公有財産システムは、センターに設置されたホストコンピュータと、公有財産事務を取り扱う本庁・地域機関の各財務関係端末の間を接続し、リアルタイムで公有財産事務処理を行うものである。

平成7年10月に稼働を開始した当該システムの導入により、決算集計や台帳価格改定等がシステム上で一括してできるようになり、事務の大幅な省略化、迅速化、正確化が図られた。また、各課所指定の県庁LAN接続端末から利用可能となっており、公有財産管理において非常に有益な役割を果たしていると言える。

現在は、基本的に、各課所でデータ入力を行い、管財課にて承認を行う運用を行っている。

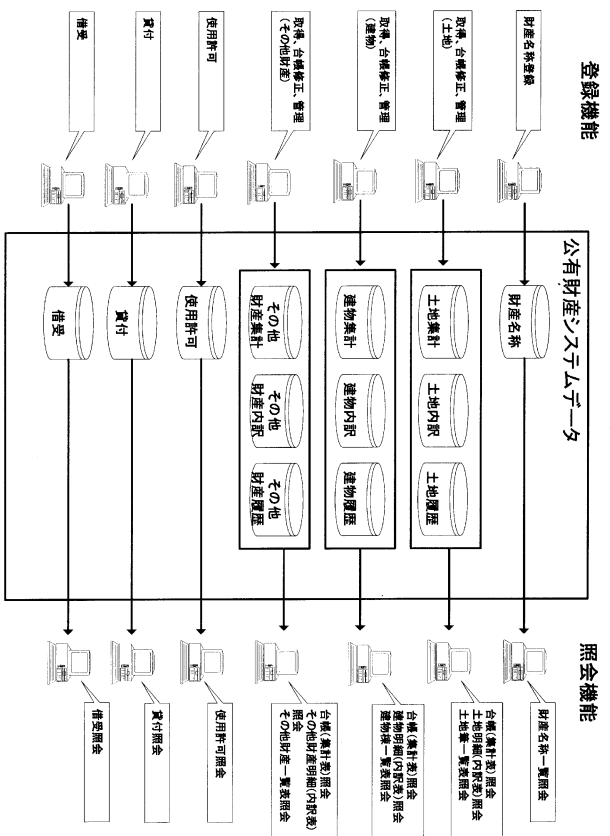
なお接続端末数は、平成19年度で503台であり、年間のシステム運用経費は、おおよそ600万円である。

図 21【現在の公有財産システム構成(ハード)】



出典：管財課提供資料

図 22【公有財産システム構造】



なお、公有財産システムは、上記のようなシステム構造をとっており、土地・建物といった財産間の関連付けを行う機能はない。管理単位である「財産名称」にまで遡れば、各「財産名称」として利用される一団の財産分類の有無は把握することができる。

しかし、この「財産名称」に係る台帳はなく、それぞれ1階層下の各分類(土地台帳、建物台帳等)のレベルでの管理となる。そして、各台帳は、土地、建物及びその他財産について、それぞれ分類別に取得、台帳修正、管理並びに集計表照会及び内訳表照会が機能として備えられているもの、他分類との関連付けは弱いものとなっている。

## 2. システム監査の結果と意見

現行の公有財産システムは、導入当初は充分にその期待される役割を果たしたと思われるものの、稼働開始から12年が経過し、現在の機能のままでは次のような要件を満たすことが困難となっている。

- ・ バランスシートを作成するための資産価格(価値)の計算
- ・ 資産状況の正確な把握
- ・ 下記のような、具有資産のマネジメント、データ活用

- ① 低利用財産の利活用
- ② 事業廃止用地の売却処分
- ③ 生涯コスト削減
- ④ エネルギー削減
- ⑤ 資産選別
- ⑥ 政策形成

## (1) 現行の制度・機能・運用に関する事項

## 【意見22】 現行の公有財産システムの改善点について

現行の制度・機能・運用に関して、以下の事項を検討する必要がある。

## ① 規程の適切性の確認

## 【現状・問題点・リスク】

財産管理上、何を台帳の正(オリジナル)とみなすかについて、現在では平成9年4月1日付けの管財第36号において、「画面のハードコピー」を台帳としている。紙媒体(台帳)をオリジナルとしていることにより、検索等の今後のデータ活用が円滑に実施できないおそれがある。

## 【意見22-1】 規程の適切性の確認について

今後のデータ活用の観点から、必要に応じて、規程の改定を検討すること。例えば、今後発生する履歴については、電子データを正とするといったことが考えられる。

規程の改定にあたり、他県の事情等を調査し、十分に検討するのが望まし

い。

ただし、今まで発生している台帳の記載内容を全て電子化するのはコストがかかり、現在の台帳で用を足すことも多いため、現実的ではない。利用目的や頻度を考慮した、現実的な規程を作成していく必要がある。

これに関連して、公有財産管理に関する他の規程の見直しも検討していくとよい。

## ② 財産取得・異動の発生と、入力の時間差の短縮

## 【現状・問題点・リスク】

現在は、各財産の取得や異動発生後、目安として1週間程度でシステム登録するような運用にしている。ただし、現在のシステム運用上、入力の緊急性は低いため、入力負荷が集中する時期等には、入力遅れが発生することもある。実際に、入力の負荷が高いケースもあることである。

データ利用の観点からは、入力が遅ければ、それだけ実態がデータに反映することが遅れるため、利便性が損なわれるおそれがある。

## 【意見22-2】 財産取得・異動の発生と、入力の時間差の短縮について

データ利用の観点から、極力入力を早めの実施するのが望ましい。

そのために、下記のような施策が考えられる。

ア. 各課所でデータ入力させる。そのために、システム操作の習熟時間を減少させるためにも、入力操作の簡便化を測ることが望ましい。

イ. 入力項目の減少を図り、入力負荷を減らす。そのために、入力必要項目の絞り込みや、別システムからのデータ取込等を検討してもよいと思われる。

ウ. 入力負荷の高いケースの詳細を調査し、原因を究明して、対策を立てること。例えば、組織改編等で、建物や施設に対して、一括用途変更があるようなケースで入力の負荷があるということになれば、①データの一括変更機能の実装や、②エクスセル等で作成しておいた変更データの一括取込機能の実装、といった対策が考えられる。

## ③ 未承認財産の承認の早期化

## 【現状・問題点・リスク】

財産登録時に、オンライン端末で入力するが、管財票で承認（審査登録）しないとデータ反映されないようになってきている。また、未承認の財産の一覧を照会する機能がないため、承認漏れの発見が遅れるおそれがある。ただし書類上、「照合済」の押印にてステータスが分かるので、発見できるといふ手続きが存在する。

## 【意見 22-3】 未承認財産の承認の早期化について

②と同様、データ利用の観点からは、承認を早めの実施する必要があると思われる。そのため、(a)未承認の財産の一览を照会する機能の実装や、(b)未承認の財産が残っているかどうかの定期的なチェックの実施、といった施策が望まれる。

## ④ 「使用許可、貸付、借り受け」財産の管理

## 【現状・問題点・リスク】

使用許可、貸付、借り受けについては、公有財産台帳の記載対象となっていないが、システムで管理している。しかし、期限切れの把握などの機能を持たず、結局、使用許可等の結果を入力しておくだけとなり、システムデータを有効に活用ができていない現実がある。そのため、期限切れ等を把握しておくためには別の仕組みに依存する必要がある。管財票では、今後もシステム管理すべきであると考えていることである。

使用許可、貸付、借り受けについて、システム管理とすかどうかかが不明確であり、入力漏れの発生や、適切な管理が行われないうおそれがある。

## 【意見 22-4】 「使用許可、貸付、借り受け」財産の適切な管理について

使用許可、貸付、借り受けについて、管理の範囲を定め、情報システムで管理する際の手続や規程を定めておくのが望ましい。また、現在エクセルや手書きノートで実施している属人的な管理を、極力共通ルールでの管理とす

るほうが望ましい。

なお、システム管理としたときには、入力の網羅性の確保のため、システム入力したものだけを管理対象とするといった規程を定めておくのも有効である。

また、期限切れ対象の資産を通知（画面照会やリスト出力、データ抽出等）するような機能の実装を検討してもよいと思われる。さらに、使用料等の自動計算機能についても、検討の余地がある。

また貸付については、件数はそれほどないため、台帳もなく、担当者レベルで手管理しているとのことであるので、システム化の必要性についても検討することが望ましい。

さらに、使用許可、貸付、借り受けについて、公有財産台帳の記載対象許可文書・納付書に関連付けがされると活用しやすいとのことであるので、実現を検討してもよいと思われる。現在は、これらの文書作成とは別に、公有財産システムに登録を行っているので、文書登録と同時にシステム入力もできるようにするとよい。

## ⑤ システムで管理している財産種類の検討

## 【現状・問題点・リスク】

現在システム外の管理台帳で管理しているものに、工作物、立木がある。システム化した当時は、入力コストの都合で、工作物や立木を載せなかったとのことである。

システム管理していないことにより、管理漏れの発生や、誤りを生じてしまうおそれが高まっていると思われる。

## 【意見 22-5】 システムで管理している財産種類の検討について

将来的なデータ利用や法制度への対応を考え、総務省の「地方公共団体財務書類作成にかかる基本モデル」を踏まえ、段階的にシステム管理の方向にしていくとのことであるので、推進をお願いしたい。

## ⑥ 他システムとのデータ連携の実現

## 【現状・問題点・リスク】

現在、公有財産システムと別システムとのデータ連携機能がなく、手入力にて一から入力する必要があるため、入力誤りやタイミングのずれにより、財産の有無や項目の整合性が保たれないおそれがある。

## 【意見 22-6】 他システムとのデータ連携の実現について

データ連携すべきシステムがあるかどうかを検討し、また将来的な拡張を考えて、データ取込、吐出機能を実装しておくのもよいと思われる。特に、財務会計システムとのデータ連携機能については、同じ会計システム内であり、整合性を確保する必要がある。

## ⑦ 減価償却計算機能の実現

## 【現状・問題点・リスク】

⑥に関連して、現在公有財産に対する減価償却計算や減損会計への対応は必要でないで、これらは考慮されていない(建物の公有財産台帳価格を減価償却に準じた方法で計算する機能は有している)。将来的に建物価値の算出等が必要となった際、対応できないおそれがある。

## 【意見 22-7】 減価償却計算機能の実現について

将来的には、資産ごとの減価償却計算が実現できるようにしておくのが望ましい。

例えば、

ア. 減価償却計算機能を持つパッケージを選定する

イ. 減価償却計算機能を持たないパッケージを選定した場合でも、計算に必要なデータを外部に出力し、外部システム(固定資産を管理する減価償却計算システム等)で計算して、簿価等の計算結果を取り込む口を設けておく

といった、方法が考えられる。

総務省方式改定モデルに合わせて、売却可能資産の時価評価が必須となる可能性があるため、検討する必要がある。

## ⑧ データの関連付け機能の実現

## 【現状・問題点・リスク】

現在のシステム上、土地と建物は全くの別管理(別台帳)となっており、どの土地にどの建物が建っているかわかりづらい(コード上は関連付けされているものの、システム上、検索が非常にやりづらい)。財産間で関連性があるものについて関連付けできないことにより、土地を見てもどんな建物があるかどうか等が分からないため、利便性を損ない、管理コストが大きくなっていると思われる。売却等の際に全ての情報を集めるのが大変とのことである。

## 【意見 22-8】 データの関連付け機能の実現について

土地と建物を、関連付けて見られるようにすることが対象資産を把握する上で必要である。

また、土地と建物だけではなく、財産間で関連付けできたほうがよいものや、グループ化ができたほうがよいものについては、関連付けやグループ化機能を実現するのがよいと思われる。

## (2) 新システムの機能実現時の留意点

## 【意見 23】 新システムの機能実現時の留意点について

新システムの機能実現時において、以下の事項を検討する必要がある。

## ① 保持項目の検討

保持したい項目を洗い出し、必要性や、どこからそのデータを入手(入力)するか、といった一覧表を作成して、効率よいデータ収集ができるよう、検討するとよい。

例：光熱費の保持、建物の修繕や管理費等のコスト



## ② 拡張性の検討

将来的な用途の拡大を見越して、保持項目を拡張可能にしておくことよ。また、備考欄もいくつか設けておくこと。

例：事業廃止用地の売却処分の際の、調査状況(クレーン状況、土壌汚染、騒音)を記載する備考欄

## ③ 検索項目の検討

データ利用のために、こういった項目で検索できるようにすべきかを検討するとよい。

例：事業廃止用地や、低利用財産の検索

## ④ 資産間の関連付け、グループ化の検討

(1) ⑧(県125ページ)でも出てきたが、現在のシステムでは、土地と建物は全くの別管理であり、どの土地にどの建物が建っているかは分かりづらい。財産間で関連性があるものについては、関連付けもしくは、グループ化して管理できるようにしておくのがよいと思われる。

## ⑤ 公開用DBの作成

データの有効活用について、公開用DBの作成を検討するとよいと思われる。利用しやすい形式(テキスト形式、エクセル形式での一覧)で、提供できるとよい。将来的には一般公開(例：ホームページよりダウンロード可能)も視野に入れ、検討してもよいと思われる(その際には、公開項目と非公開項目の峻別を実施すること)。

## ⑥ 適切な開発・運用コストの実現

内部でのモニタリングの実施や、外部専門家の支援等により、適切な開発・運用コストとなっていることを、適切に確認するようにすること。

例えば、下記のような作業に関して、管財課のスキル・要員だけでは、適切に実施できないと判断したのであれば、外部専門家に支援を求めるのも良いと思われる。

ア. パッケージの選定(要件定義の作成)  
イ. カスタマイズ部分の外部委託先の選定  
ウ. プロジェクト管理  
エ. 品質判定  
オ. コスト管理(妥当性の判断)

## (3) IT全般統制上の留意点について

## 【意見24】 IT全般統制上の留意点について

現在の公有財産システムでのIT全般統制(注)上の留意点について記載するので、新システム導入の際に検討するのが望ましい。

(注) IT(Information Technology)はコンピュータを核にした情報関連技術である。IT全般統制とはITによる業務が機能する環境や、情報システムの管理・運用面における統制である。セキュリティ管理、プログラムの変更管理、開発管理、運用管理を指す。

## ① 各ユーザID権限(業務分掌ごとの権限設定)

## 【現状・問題点・リスク】

現在は、各ユーザIDの権限を同じとしているため、将来業務分掌が必要となった際に、対応できないおそれがある。

## 【意見24-1】業務分掌ごとの権限設定について

業務分掌に応じた適切な権限設定ができるよう、新システムでは、権限設定ができる機能を導入し、適切に権限設定を行うことが望まれる。例えば、メンテナンス権限と、照会権限の2つに分ける、といったことを検討してもよいと思われる。

## ② パスワード管理

## 【現状・問題点・リスク】

現在は、管財課でパスワードを年に一度、一括変更し、プリントアウトし

て全ユーザ503人に送付している。管財課で、パスワードを印刷した一覧を端末機器ラックに保管し、施錠している。一覧が盗難等で流出した場合、非常に影響が大きい。

【意見 24-2】パスワードの適切な管理について

新システムでのパスワードはユーザ個人で設定できるようにし、また、強制的に定期的な変更をさせる(例:3ヵ月ごとに変更を促し、期限内に変更がない場合は、ID/パスワードが使用できないようロックアウトする)よう、機能整備を行うのが望ましい。

なお、登録されている公有財産情報自体は機密情報とは言えないため、情報漏えい(流出)はリスクにはなりづらい。無権限者によるデータの改ざん・操作等が問題となることを認識されたい。

③ 不正アクセスの確認

【現状・問題点・リスク】

現在、公有財産システムに対するアクセスログを取得しているものの、アクセスログに対して、不正操作等の調査は実施していない。不正アクセス等が発生した際に、発見ができない、もしくは遅れるおそれがある。

【意見 24-3】不正アクセスの定期的な確認について

取得したアクセスログに対して、何らかの調査を定期的に行うようにするとよい。例えば、不正アクセスの発見ツールの導入、もしくは、担当者のチェックにより、何度もアクセスエラーが発生している(侵入の痕跡がある)、夜間・休日に不審なアクセスがあるといったことを最低限チェックするような手続を、整備・運用していくのが望ましい。

④ 適切な職務分離、特権ID管理の実施

【現状・問題点・リスク】

現在、管財課ではシステム開発・変更業務を実施していないため、特に業

務分掌や、特権ID管理を実施していない。新システム導入の際に、これらを実施していないことで、権限付与者以外の者が、不正なデータ操作やプログラム置換えを行っても、それらの検出ができない、もしくは遅れるおそれがある。

【意見 24-4】適切な職務分離、特権ID管理の実施について

外部委託先も含めた適切な業務分掌(特に開発と運用権限の分離)を行い、特権IDについては利用可能人数を限定し、(外部委託先に対しても)使用のモニタリングを行う等、厳格に管理することが望ましい。

⑤ プログラム変更の際の規程整備・運用の厳格化

【現状・問題点・リスク】

現在、プログラム変更の際の規程を整備していないため、ルールに合わないプログラム変更が実施されるおそれがある。また、プログラム変更がユーザ部門からの依頼に基づく場合、依頼書の書式はあるが、使用されないこともあるということであり、手順を遵守しないプログラム変更が行われるおそれもある。

【意見 24-5】プログラム変更の際の規程整備・運用の厳格化について

新システムでは、データ活用のための機能の追加や変更が発生すると思われるため、プログラム変更の際の規程・手順を整備しておくのが望ましい。その際特に、緊急の場合の対応も含めること。

また、定めた規程・手順を遵守し、適切なプログラム変更を行うよう、ルール遵守の徹底が望ましい。

⑥ 不正プログラム登録の発見手続きの定期的実施

【現状・問題点・リスク】

現在、適切な承認を受けていないプログラムが、本番環境に登録されていないことを確認するための手段を講じていない。そのため、不正プログラム

がある際の発見が遅れる、もしくははなされないおそれがある。

【意見 24-6】不正プログラム登録の発見手続きの定期的実施について

何らかの手段を講じておくのが望ましい。例えば次のような施策の導入が考えられる。

ア. 変更したプログラムを本番環境に適用する際には、必ず定められたプログラム管理ツールを使用し、その適用ログについて、申請・承認のないプログラム適用が行われていないかどうかの確認(ツールによる確認)を定期的の実施する。

イ. 今期変更が生じたプログラムの日付を見て、申請・承認のないプログラム適用が行われていないかどうかの確認(人による確認)を定期的の実施する。

#### ⑦ データリカバリ訓練の定期的実施

【現状・問題点・リスク】

データリカバリの訓練を行っていないため、実際に操作が必要となった際に、操作を誤るリスクが高まっている。ひいては適切な復元ができないおそれがある。

【意見 24-7】データリカバリ訓練の定期的実施について

定期的な訓練を行うことが望ましい。ただし、必要性が低い、もしくは実施が困難と判断した場合は、最低限、机上でのシミュレーション・手順確認(担当者による手順の確認会)を実施しておくべきであると思われる。

#### ⑧ 障害管理規程の整備・運用の厳格化

【現状・問題点・リスク】

現在、情報システムの障害管理(ラック付けや、報告手段、対応状況の進捗管理等)を実施しておらず、障害対応が遅れる、もしくは漏れることで、データの信頼性に影響を及ぼすおそれがある。

【意見 24-8】障害管理規程の整備・運用の厳格化について  
障害管理規程を定め、厳格に運用していくべきだと思われる。

### 3. アセットマネジメントにおけるIT化、DB化への対応の推進

県土整備部・都市整備部が進めている「アセットマネジメント」については、維持管理データのDB化を進めている。特に橋梁に関しては、「橋梁維持管理システムデータベースシステム」の構築を進めているが、道路の維持管理については、DB化の構想は特にない。

行動方針では、以下のようにデータ整備(IT化、DB化)の必要性を認識している。

「施設の維持管理を的確に行うには、現在の状況と、過去の状況を比較・分析することが重要であり、データの蓄積は必要不可欠である。データベースを電子化(IT化)することにより業務の効率化を図る。」

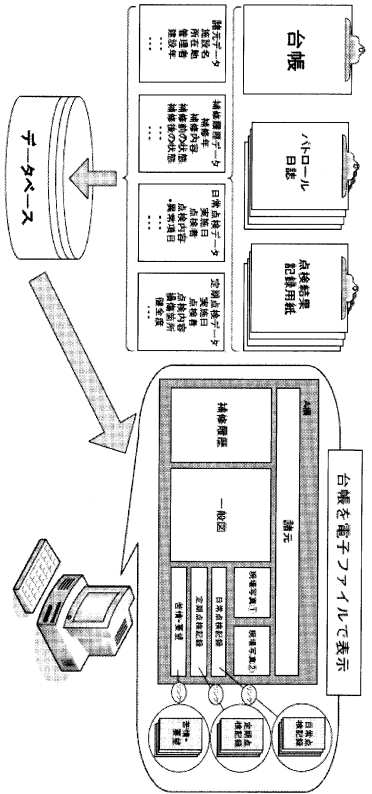
ただし、データベース化に当たっては、維持管理上必要な記載項目の検討、システム化へのデータ移行など検討すべき事項があり、多大な費用を要するため、移行の際には慎重を要するとしている。なお、整備内容や時期は、中長期管理計画の策定により明らかにしていく。

新公有財産システムにおける維持管理データの追加項目(修繕履歴、定期点検結果、エネルギーコスト、管理コストなど)は参考となる。

【意見 25】アセットマネジメントにおけるIT化、DB化への対応の推進について

アセットマネジメント・アクションプログラムの実行のスケジュールと合わせて、データの整備(IT化、DB化)を進めることが、今後の業務の効率化を図る上で、必要であると考えられる。

図 23 【データベース化へのイメージ】



今後、各データを蓄積していくことでデータの容量が増大する。データ管理を効率化するため、紙ベースからファイル形式の電子データ化を図る。さらにセキュリティ向上やデータ活用のためにデータベース化への変換を検討する。データベース化することで、今まで一つひとつ見ていた施設のデータを一括して見ることができ、中長期管理計画策定に有効である。

出典：行動方針

IV. 埼玉県のバランスシート

1. バランスシートの現状について

(1) 作成方法

県は県全体の財産や負債の規模について、連結バランスシートを毎年度作成している。

これらは、一覧となることにより、財政状態の理解の上で、有効である。

しかし、課題として、

- ① バランスシート作成に当たった際の規範(会計ポリシー)や基準が特に明示されていないため、作成方法が統一されていない。このため、独自の方法で作成している自治体等との比較ができない状況である。
- ② 総務省方式により作成されており、そのデータは決算統計「地方財政状況調査表」によりしており、財務会計のシステムから作成されていない。このため、資産の増減のうち、減少は考慮されていない。
- ③ また、資産計上額は普通建設事業費の積み上げであり、有形固定資産の内訳は明らかにできない。
- ④ 現行の決算統計による財務情報の確定は、例年10月頃であり、バランスシートの公表の早期化は困難である。現在の公表は12月下旬であり、年度終了から9ヶ月後となっている。
- ⑤ 有形固定資産は、昭和44年からの投資額(決算統計の普通建設事業費の累計値)を取得価額とみなしている。なお、昭和44年以前の決算統計は考慮されていないため、実態より過小に計上されている可能性が内在化している。
- ⑥ 有形固定資産の耐用年数は総務費・土木費などの目的別に設定されており、建物の構造などの要素が反映されておらず、一般に企業で行われている減価償却額と乖離している可能性がある。(総務費の例では、各年度の有形固定資産投資額を土地と庁舎及びそれ以外に区分し、庁舎については50年、それ以外については25年の耐用年数としている。)
- ⑦ 将来発生する有形固定資産の長期修繕費用がバランスシートに反映され

ていない。このような、有形固定資産の長期修繕費用については、修繕引当金の設定が考えられるが、以下の理由で、自治体会計では行われていない。

- ・現時点では、「特別に要する将来の支出」を客観的に算出方法は確立されておらず、適切な引当金等の算出は事実上不可能であること。
- ・地方公共団体が財政運営を行う上で基準とする基準財政需要額の中にも、修繕引当金の積立という費目はないこと。
- ⑧ 基金は、現在高のうち、現金・預金や有価証券等の内訳に再分類されず、基金のまま表示される。負債のうち、地方債残高は実際残高を示している。また、地方債残高は、個別の資産に割り振られておらず、個別の資産毎に地方債残高を把握することは困難である。

## (2) バランスシートの内容

平成18年12月に財政課が公表した「埼玉県の財務諸表」によると、埼玉県の普通会計のバランスシート(貸借対照表)は表56のとおりである。

表 56 【普通会計バランスシート】

平成19年3月31日現在		(単位：百万円、%)			
資産	金額	構成	負債及び正味	金額	構成
有形固定資産	4,421,097	87.8	固定負債	3,528,299	70.1
投資等	507,280	10.1	流動負債	130,178	2.6
流動資産	105,270	2.1	正味資産	1,375,170	27.3
資産合計	5,033,648	100.0	負債・正味資産	5,033,648	100.0

出典：埼玉県のバランスシート(平成18年度)

埼玉県のバランスシートは、総務省基準によって作成されており、昭和44年度から平成18年度までの普通建設事業費の累計である。有形固定資産は4兆4,210億円あり、資産総額の87.8%を占めている。

このように、バランスシート作成において、最重要課題は、資産総額の大半を占める有形固定資産を漏れなく、正確な金額で集計することである。

従って、埼玉県において、有形固定資産の管理台帳として作成されている公有財産台帳の網羅性及び正確性が確保されていなければならない。

## 2. 公有財産台帳について

### (1) 公有財産台帳の現状

平成19年10月、総務省の新地方公会計制度研究会によって、複式簿記及び発生主義の考え方を導入し、会計帳簿の記録を積み上げることで財務諸表を作成することが提言された。そして、この考え方によると、バランスシートの作成は、公正な会計記録を基礎として、その積み上げにより行わなければならない。これは、バランスシートの一部を形成する有形固定資産についても同様である。すなわち、会計記録たる公有財産台帳や備品台帳を公正に作成し、それを基礎としてバランスシート上の有形固定資産へ転記することになる。

しかし、以下のとおり、現状の公有財産台帳や備品台帳は、網羅性及び価格等の情報において、バランスシート作成の基礎として十分な整備状況にあるとはいえない。

### (2) 公有財産台帳作成上の課題

公有財産台帳は、登録資産の網羅性・金額の正確性等について、バランスシートを作成するための基礎資料としては以下の課題を抱えている。

#### ア. 有形固定資産の保有状況が不透明

保有する有形資産のうち、特に土地や建物は、数が非常に多い。また、部署や資産の種類ごとに別々に資産を管理するケースが多く、台帳の記載内容もまちまちで統一性に欠けている。そのため、公有財産台帳を閲覧しても、土地や建物の状況を容易に確認することが出来ない。また、工作物については、公有財産台帳に登録されておらず、別途紙ベースの台帳で管理されている。

【意見26】公有財産情報のデータ化の推進について(公有財産台帳)

上記の状況を改善するためには、現状の公有財産台帳や各種関連資料からデータを拾い出して、統一的な型式・記載内容による管理を行える公有財産台帳を作成することが考えられる。また、工作物にかかる紙ベースの台帳については、随時データ化していくことが望ましい。

イ. 全ての有形固定資産が漏れなく、正確に登録されているのか不明

公有財産台帳に登録された土地・建物等について、台帳上の記録と現物とを照合することにより、台帳上の記録の正確性を確保するための手続は特に定められていない。

【指摘11】公有財産の網羅的な現況調査の実施について(公有財産台帳)

公有財産の現況調査を網羅的に実施し、保有資産の洗い出しを行い、台帳への未登録物件、未登記物件、未利用地(売却が可能な資産)の発見、賃貸借地の洗い出し等により、台帳上の記録の正確性を確保すべきである。

なお、膨大な公有財産について現況調査を一時に全て実施することは実務上困難であるため、一定期間(例えば5年間)で公有財産全体を網羅するようなスケジュールを組み、循環的に実施していく方法等が考えられる。

ウ. 有形固定資産の評価が適切に行なわれていない

現状の公有財産台帳では、資産の名称や更新される評価額等が記載されているのみで、資産の取得金額等の情報が欠けている場合がある。そのため、公有財産台帳を参照してもバランスシート作成のために必要となる情報が得られない。例えば、現状では道路に関する価額については、評価する仕組みはない。道路台帳には、道路の構造等についての記録はあるが、道路整備や維持修繕に係るコストを記録することになっていない。

【意見27】有形固定資産評価マニュアルの作成と適切な運用について(公有財産台帳)

上記の状況を改善するためには、資産評価について、運用上のマニュアル

ルを整備し、適切に運用する必要がある。しかし、公有資産評価の方法は、社会的に合意された統一した基準が存在するわけではない。道路を例にとると、その資産評価の方法として、便益を評価する方法と、財務情報としての資産価値を評価する方法が考えられる。

このうち、便益を評価する方法としては、国土交通省「費用便益分析マニュアル 平成15年8月」に従う方法が考えられる。(平成17年度包括外部監査報告書「⑩県土整備部の道路・街路事業の財務執行について」235ページ)

一方、財務情報としての道路の資産価値を評価する場合に問題となるのは、道路の土地や舗装路面、ガードレールなどは、一般の公有財産と異なり、その取得価額を継続的に把握する制度となっていないことである。このため、総務省方式や東京都方式等の方法によって評価することが考えられる。

上記の評価方法は、細かい計算方法は異なるものの、いずれも、道路を半永久的に維持すべきインフラとして捉え、評価時点における機能と同等の機能を有する道路を新たに造る場合に必要となる費用をもって、当該道路の評価額とするという考え方については共通している。

このように、道路一つをとっても様々な評価方法が存在しており、いずれを選択するかについては、難しい判断を迫られることになる。

従って、資産評価についての運用上のマニュアル作成及び運用に際しては、まず、各資産について評価方法を選択し、選択した方法に基づき適切に運用することが求められる。

### 3. バランスシートと公有財産の管理及び活用

複式簿記・発生主義を全面導入するに当たっては、開始貸借対照表の作成が必要となる。この開始貸借対照表の前提となるのが、有形固定資産の評価であるが、総務省方式・東京都方式のいずれも会計基準のモデルであり、全

面的に統一されたものではない。現時点で、これらの方式によって作成されるバランスシートが自治体の選別化に直接つながるものとは断言できない。

また、埼玉県では、投資家に対する情報開示は知事を先頭に積極的に行っており、市場においても高い評価を得ているところである。しかし、将来的にバランスシートに基づき、自治体の財政状況が客観的な数値で比較・評価されるようになることは確実であろう。このような状況のもとで、これまで述べてきたように、バランスシートの作成において、最も重要な要素である公有財産台帳は、取得価額などの基礎データが記録されていないケースがみられるなど、適切にバランスシートを作成する上で、十分に整備された状況にあるとは言いがたい。

従って、前述の意見等も踏まえて、公有財産台帳の整備と継続的な管理・運用を、積極的に進めていることが重要である。

なお、公有財産台帳の整備によって資産状況が明確になって、精度の高いバランスシートの作成が可能となることにより、県有財産の維持管理において、以下で述べるような利点がもたらされることが期待される。

- ① 土地や建物の保有状況の明確化  
有形固定資産のうち土地や建物は、その物件数の多さ故にその利用状況や修繕履歴等の維持管理に必要な情報が、適時に把握できていないのが現状である。しかし、公有財産台帳が整備されることにより、こうした情報を容易に把握できるようになる。
- ② データ管理と多方面にわたる活用  
公有財産台帳が整備されることによって、土地や建物の利用状況、用途や地区、部門等の各分類別データを有効に利用することができるようになる。このため、例えば資産別にライフサイクルを検証し、スクラップ&ビルドから既存施設のリニューアルによる活用の検討などを行う作業がスムーズにできるなどより一層効率的な維持管理が可能となる。

以上

県138

## 第1 監査の概要

### 1. 監査対象部局

埼玉県都市整備部下水道課、荒川左岸南部下水道事務所、中川下水道事務所、荒川水循環センター、中川水循環センター

### 2. 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人	公認会計士
佐渡 一雄	
補助者	
内田 和男	公認会計士
岩淵 和久	公認会計士
赤坂真一朗	環境情報審査人
阿部 大亮	会計士補
深代 逸郎	会計士補
有坂 忠輔	公認会計士試験合格者

### 3. 特定の事件の選定理由

県が行う流域下水道事業は、県民の生活環境の改善に大きな役割を担っている。平成17年度末では、年間処理水量(559百万m<sup>3</sup>)、処理人口(467万人 県民の66.5%)とともに全国第1位となっている。

流域下水道事業は、平成14年度の包括外部監査で取り上げられたテーマではあるが、現在まで5年を経過している。最近の河川を含めた水環境の保全のために、水循環の再構築を図ることは、引き続き重要であると考える。今回、①企業会計を意識したコスト管理の適正化、②県民への経営情報の開示、③水辺環境と水質に関する環境への配慮、という観点から、流域下水道事業を再検証することは、今後の当事業のあり方を考える上で、意義あることからテーマとして選定した。

下木1

## 4. 監査の要点・監査手続

- (1) 流域下水道会計が、どのような財源をもとに運営され、財務の健全性や効率性がどのように図られているか。
- (2) 県民に対して、流域下水道事業の経営状況について、適切に開示されているか。
- (3) 環境に対して、どのような配慮がなされ、コストとの関係で効率的な運営が図られているか。

## 5. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件について、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

この頁以下の表等に示す数値は、単位未満を切捨てしている。そのため、合計欄などの計数については、一致しない場合がある。

## 第2 外部監査対象の概要

## 1. 埼玉県流域下水道事業の概要

## (1) 下水道事業とは

一般的に下水道は、健康で快適な生活環境の確保と河川等の水質の保全を図る上で不可欠な都市施設と言われている。

下水道法第一条によれば、下水道の整備は、都市の健全な発展と公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全に役立つとされている。

## 【参考】下水道法 第一条

この法律は、流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もって都市の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

下水道を整備することにより、具体的に我々の生活環境は、次のような恩恵が得られる。

- ① 生活環境の改善（＝下水道整備によるトブ川の解消）
  - ・病原性微生物等による人の健康被害の軽減
- ② 便所の水洗化（＝住宅環境の改善）
  - ・浄化槽の設置・維持管理費用の解消
  - ・汲み取り又は汚泥引抜作業がなくなることにより快適性の向上
- ③ 公共的水域の水質保全（＝公共的水域における水利用費用の軽減）
  - ・公共的水域の水質汚濁の防止
  - ・水質汚濁による上水、工業用水の浄化費用の軽減
  - ・農業用水の汚濁による農業被害額の軽減



④ その他(＝新たに発生する便益)

- ・処理場等用地を公園等に活用することによる公共的価値の向上
- ・処理水の有効利用による使用水量の節減

なお、埼玉県の流域下水道では、主として各市町で集められた生活排水等の汚水処理を目的としている。雨水対策として下水道の施設整備を行っているところでは、さらに浸水の防除による効果も期待できる。

(2) 下水道事業の種類

一般的に下水道事業と言われても、水道水を利用した後の処理であり、汚水は下水道管を通して終末処理場に流れていき、そこで処理されるためイメージしにくい。この事業の形態によっていくつかの種類に分類される。主な下水道の種類は、次のようなものが挙げられる。

① 公共下水道

公共下水道とは、下水道の代表的なタイプで、市町村が建設し管理を行うもので、家庭や工場の近くまで直接下水管を伸ばして下水を集め、終末処理場で処理をする施設のことをいう。

② 流域下水道

流域下水道とは、複数の市町村の公共下水道で集められた下水を受け入れて処理する下水道で、主に都道府県が建設し管理を行うものをいう。

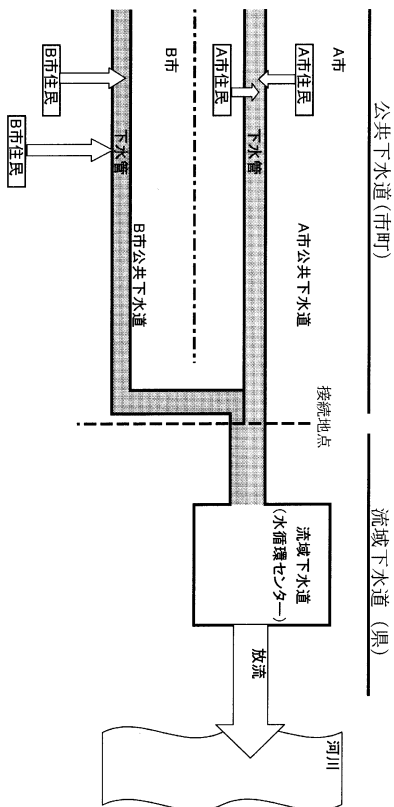
なお、このほかにも、市街地の雨水を排除するための施設で、主に市町村が建設する都市下水道や、下水道類似施設として農業集落排水事業による施設、合併処理浄化槽、コミュニティプラントなどがある。

下水4

(3) 埼玉県の(流域)下水道事業の概要

埼玉県は流域下水道事業を行っているが、県内の市町が行っている公共下水道との関係を図で示すと次のようになる。

図1 【公共下水道と流域下水道との関係イメージ】



すなわち、埼玉県の各家庭で発生した流域処理区域内の汚水は、各市町で整備した下水管を通して、県が整備した流域下水道の接続地点まで集められ、その後、県の水循環センター(下水道処理場)において汚水処理が行われ、河川に放流されている。

埼玉県では、現在、7つの流域下水道が供用開始されている。平成18年度の年間総処理水量は、634,321千 $\text{m}^3$ (1日平均1,738千 $\text{m}^3$ )である。

1日平均処理水量は、さいたまスーパーアリーナ2.3杯分に相当する。埼玉県における流域下水道の名称とその流域関連公共下水道の処理区域にある市町は次のとおりである。

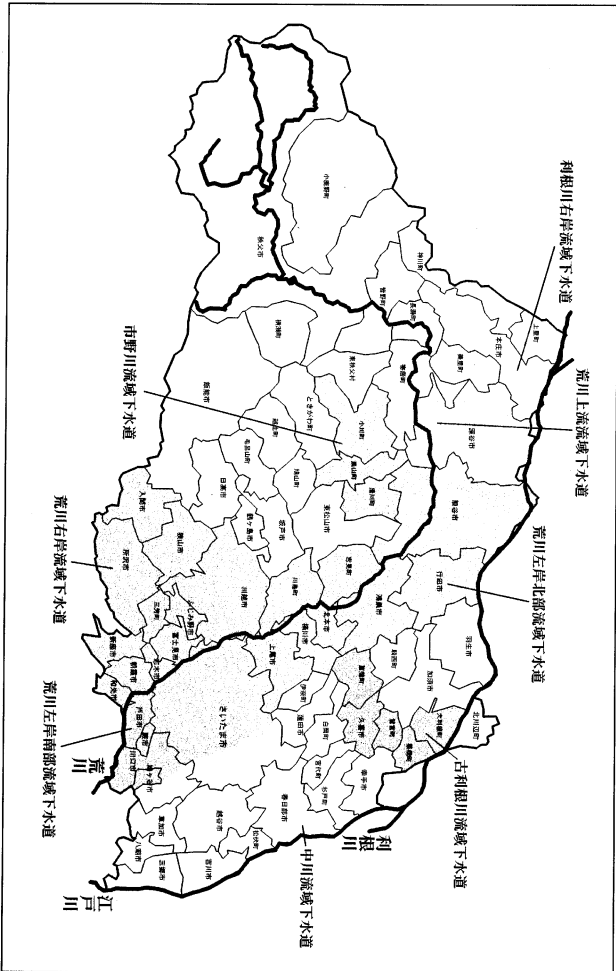
下水5

表1【流域下水道の名称と関係市町】

流域下水道の名称	流域関連公共下水道の処理区域にある市町
荒川左岸南部流域下水道	さいたま市、川口市、上尾市、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市(6市)
荒川左岸北部流域下水道	熊谷市、行田市、鴻巣市、福川市、北本市(5市)
荒川右岸流域下水道	川越市、所沢市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町、川島町、吉見町(10市3町)
中川流域下水道	さいたま市(一部)、川口市(一部)、春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、伊奈町、宮代町、白岡町、杉戸町、松伏町(10市5町)
古利根川流域下水道	久喜市、大利根町、菅蒲町、栗橋町、鷲宮町(1市4町)
荒川上流流域下水道	深谷市、寄居町(1市1町)
市野川流域下水道	滑川町、嵐山町、小川町(3町)
利根川右岸流域下水道	本庄市、美里町、神川町、上里町(1市3町)

(注) 利根川右岸流域下水道は、平成16年度から新規に着手した事業であり、平成20年度末の一部供用開始を目標に事業を進めている。

図2【埼玉県流域下水道関連地域】



出典：平成18年度埼玉県都市整備部下水道課埼玉県流域下水道維持管理事業概要

埼玉県には、現在、70の市町村があるが、下水道事業を供用開始しているのは66市町である。その内、埼玉県の流域下水道事業に関連する市町は51市町に及んでおり、供用開始していない利根川右岸流域下水道を除いた関連する47市町の人口は、県の人口の66.6%である。

なお、流域下水道が関係しない地域については、各市町が終末処理場を持つ公共下水道や農業集落排水事業等を実施している。

(4) 水循環センターの概要

埼玉県流域下水道事業において保有している水循環センターの施設は次のとおりである。

表2【流域下水道が保有する水循環センターの概要】

流域名	荒川左岸南部	荒川左岸北部	荒川右岸
処理場	荒川水循環センター	元荒川水循環センター	新河岸川水循環センター 新河岸川上流水循環センター
計画汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	1,112,390	342,600	1,053,870
【日最大】	9系列	5系列	8系列/3系列
処理区域面積 (ha)	22,356	16,546	30,450
処理区域内人口 (人)	1,940,300	564,960	1,826,400
ポンプ場 (カ所)	7	3	4 / -
管渠延長 (m)	95,480	53,700	102,400 / -
処理開始年月	昭和47年10月	昭和56年4月	昭和56年4月 / 平成18年4月
処理能力 (m <sup>3</sup> /日)	935,000	197,400	709,600
【日最大】	7系列	3系列	4.5系列/3系列
処理区域面積 (ha)	14,886	4,789	15,092
処理区域人口 (人)	1,568,918	315,195	1,388,351
ポンプ場 (カ所)	7	2	4
使用管渠延長 (m)	95,380	53,700	99,400

中川	古利根川	荒川上流	市野川	利根川右岸	計
中川水循環センター	古利根川水循環センター	荒川上流水循環センター	市野川水循環センター	小山川水循環センター	
1,124,590	120,400	21,900	30,100	77,700	3,883,550
18系列	6系列	3系列	5系列	5系列	—
30,521	4,098	1,729	1,674	4,360	111,734
1,839,300	164,510	40,600	53,800	120,800	6,550,670
1	6	1	2	—	24
126,260	30,120	8,560	11,700	28,720	456,940
昭和58年4月	昭和58年4月	平成4年4月	平成6年4月	昭和61年4月	—
527,600	75,000	6,200	12,400	22,500	2,485,700
8系列	3系列	1系列	2系列	1.5系列	
13,697	1,575	437	661	764	51,901
1,158,243	107,730	14,386	27,062	37,943	4,617,828
1	6	0	1	0	21
119,140	26,320	7,330	11,700	5,683	418,653

出典：埼玉県都市整備部下水道課資料

(5) 流域下水道事業の組織、人員及び事業経緯

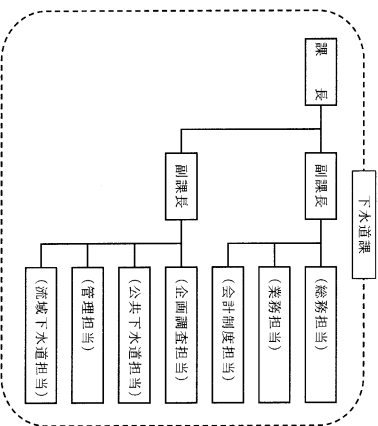
埼玉県流域下水道事業は、埼玉県都市整備部下水道課、荒川左岸南部下水道事務所、荒川右岸下水道事務所、荒川左岸北部下水道事務所、中川下水道事務所が担当している。その組織と人員、担当事務は、次のとおりである。

① 組織図

【下水道課】

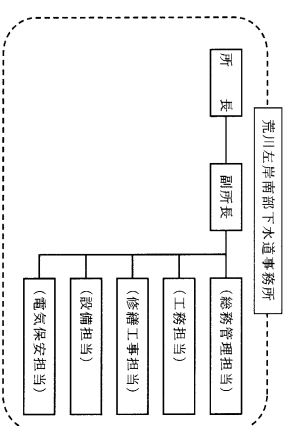
担当事務：流域別下水道整備計画の作成、流域下水道の計画・建設・

管理、市町村下水道の事業計画の認可及び建設の支援、下水道事務所との連絡調整



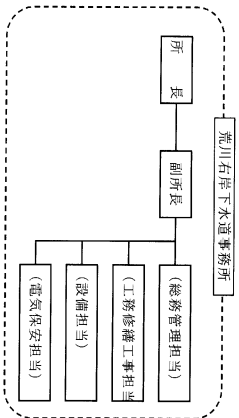
【荒川左岸南部下水道事務所】

担当事務：荒川左岸南部流域下水道の建設及び管理



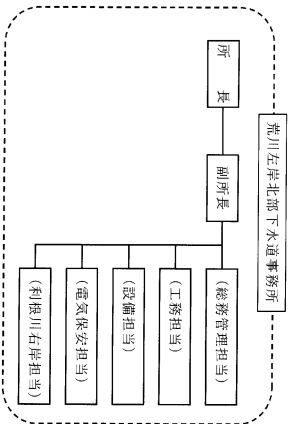
【荒川右岸下水道事務所】

担当事務：荒川右岸流域下水道の建設及び管理



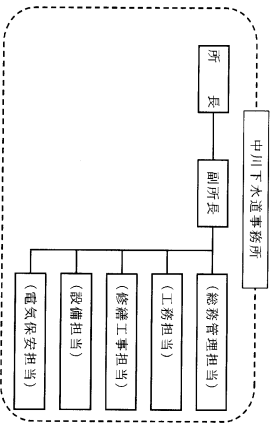
【荒川左岸北部下水道事務所】

担当事務：荒川左岸北部流域下水道、古利根川流域下水道、市野川流域下水道、荒川上流流域下水道の建設及び管理、利根川右岸流域下水道の建設



【中川下水道事務所】

担当事務：中川流域下水道の建設及び管理



② 人員

現在、流域下水道の担当人員は次のとおりである。

表3【流域下水道担当課所人員表】

所 属 課	人 員
下水道課	31名 他派遣職員25名 (下水道公社21名その他4名)
荒川左岸南部下水道事務所	21名
荒川右岸下水道事務所	22名
荒川左岸北部下水道事務所	28名
中川下水道事務所	23名
計	125名

出典：埼玉県都市整備部下水道課資料

③ 事業経緯

流域下水道事業の経緯は次のとおりである。

年 月	事 項
昭和34年	土木部計画観光課内に下水道係新設
昭和40年	荒川左岸流域下水道基本計画策定 公共下水道事業に県補助金制度を導入(国庫補助対象事業費の5%)
昭和41年	荒川左岸流域下水道組合設立認可
昭和42年	荒川左岸の建設局を浦和市田島に開設 荒川左岸特許の認可
昭和43年	建設省都市局長通達により、荒川左岸が組合から県の事業になる。 建設課が都市計画課と都市施設課に分課、下水道課は都市施設課に所属
昭和46年	荒川右岸流域下水道建設事務所設置 荒川左岸流域下水道組合発足
昭和47年	都市施設課から下水道課が独立し、庶務係、計画係、事業係、指導係の4係を置く。
昭和48年	中川流域別下水道整備総合計画承認申請 下水道課が土木部から住宅都市部へ 中川流域下水道建設事務所設置
昭和49年	荒川左岸北部流域下水道建設事務所を設置し、組合に委託していた事業を県直轄に移管 公共下水道の県費補助金が事業費の5%から2.5%に変更 下水道課の事業係が流域下水道係に名称を変更、管理係を新設 荒川左岸南部処理センターを開設し、維持管理部門を県に移管
昭和51年	利根川流域別下水道整備総合計画承認申請 荒川左岸南部流域下水道建設事務所を設置し、組合に委託していた事業を県直轄に移管 「埼玉県下水道汚泥処理対策調査研究会」が発足
昭和52年	中川流域下水道建設事務所内に古利根川流域工事課を新設 中川終末処理場建設を日本下水道事業団へ委託

年	月	事項
昭和53年		下水道課が下水道管理課と下水道建設課に分かれる
昭和54年		(財) 埼玉県下水道公社を設立 荒川左岸南部流域下水道建設事務所が名称を変更して、荒川左岸南部下水道事務所となる 荒川左岸南部流域下水道処理センターを廃止
昭和56年		(財) 埼玉県下水道公社南部支社、北部支社、右岸支社発足 荒川左岸北部流域下水道建設事務所が名称を変更して、荒川左岸北部下水道事務所となる 荒川右岸流域下水道建設事務所が名称を変更して、荒川右岸下水道事務所となる。
昭和58年		久喜市終末処理場を古利根川流域下水道へ移管 中川流域下水道建設事務所が名称変更して中川下水道事務所となる (財) 埼玉県下水道公社中川支社、古利根川支社発足 下水道管理課と下水道建設課が統合して下水道課となる
平成4年		埼玉県下水道普及率が50.1%となる 下水道汚泥焼却灰レソナの名称が「ポリーム」に決まる 不老川浄化対策事業に着手
平成6年		市野川流域下水道の通水により、県内7つの流域下水道のすべてが供用となる
平成7年		再生水利用下水道事業に着手(さいたま新都心)
平成10年		不老川放流幹線供用開始(二次処理水)
平成11年		中川流域別下水道整備総合計画承認 利根川流域別下水道整備総合計画承認 彩の国さいたま流域下水道懇談会を設置
平成12年		さいたま新都心へ再生水送水開始 荒川右岸川越浄化プラント高度処理施設供用開始
平成13年		埼玉県流域下水維持管理負担金のあり方等に関する提言 土木部と住宅都市部が統合し、県土整備部下水道課へ 埼玉県流域下水道暗渠等の利用に関する要綱施行
平成14年		降雨情報システム(フメネットさいたま)供用開始 荒川流域別下水道整備総合計画同意 中川流域別下水道整備総合計画同意
平成15年		川口市領家下水道処理場を廃止し、流域関連下水道へ
平成16年		埼玉県で8番目の流域下水道として利根川右岸流域下水道が都市計画決定される
平成17年		利根川流域下水道整備総合計画同意 埼玉県流域下水道経営効率化検討委員会への提言 県土整備部が県土整備部と都市整備部に編成され、都市整備部下水道課へ
平成18年		県内の各流域下水道の処理場の名称を「処理センター」から「水循環センター」に変更 川越市道の下終末処理場を荒川右岸流域下水道へ移管
平成19年		流域下水道の流入水量100億トン達成 三郷スカイパーク開園

2. 埼玉県内の(公共)下水道の状況

(1) 普及率の状況

埼玉県流域下水道事業は、各流域関連市町で発生した汚水処理を行っているため、各流域関連市町の人口や下水道事業の普及の程度により影響を受ける。

平成18年度末の各流域関連市町の下水道の普及率は、次のとおりである。各流域下水道に接続している市町は、人口や普及率がまちまちであるが、埼玉県下においては、相対的に荒川左岸南部流域関連と荒川右岸流域関連に接続している市町の処理人口が多く普及率が高いのに対し、荒川上流域と利根川右岸流域関連の市町の処理人口は少なく、また、普及率が低いという傾向が見られる。

これは、各地域の地理的な条件や人口の集中状況、下水道事業の開始時期等それぞれの地域の特性によって生じたものである。

表4【埼玉県下の各流域関連市町の下水道普及率】

流域	都市名	行政面積 (ha)	行政人口 (人)		処理人口 (人)		普及率 (%)
			A	B	B	B/A	
荒川左岸南部流域関連	さいたま市	15,818 (21,749)	1,055,159 (1,179,292)	898,086 (971,529)	85.1 (82.4)		
	川口市	3,544 (5,575)	362,964 (484,902)	320,614 (387,122)	88.3 (79.8)		
	上尾市	4,555	222,498	156,861	70.5		
	蕨市	510	68,304	64,688	94.7		
	戸田市	1,817	113,980	97,559	85.6		
	鳩ヶ谷市	622	59,168	41,342	69.9		
	小計	26,866	1,882,073	1,579,150	83.9		
	荒川左岸北部流域関連	熊谷市	12,361 (15,986)	176,416 (203,833)	77,841 (81,874)	44.1 (40.2)	
		行田市	6,737	88,111	45,275	51.4	
		鴻巣市	6,749	118,752	88,786	74.8	
桶川市		2,526	74,901	52,030	69.5		
北本市	1,984	70,597	51,263	72.6			
小計	30,357	528,777	315,195	59.6			

流域	都市名	行政面積(ha)	行政人口(人)		処理人口(人)		普及率(%) B/A
			A	B	B	A	
荒川右岸流域 関連	川越市	10,916	328,917	278,463			84.7
	狭山市	7,199	335,705	302,952			90.2
	入間市	4,904	157,019	143,332			91.3
	朝霞市	4,474	148,354	126,399			85.2
	志木市	1,838	123,452	116,918			94.7
	和光市	906	67,626	66,846			98.8
	新座市	1,104	73,480	70,111			95.4
	富士見市	2,280	152,397	141,966			93.2
	ふじみ野市	1,970	103,477	95,794			92.6
	三芳町	1,467	103,307	93,990			91.0
	川島町	1,530	36,673	34,817			94.9
	吉見町	4,172	22,763	10,981			48.2
	小計	3,863	22,339	4,273			19.1
	小計	46,623	1,675,509	1,486,842			88.7
中川流域 関連	さいたま市	5,931	124,133	73,443			59.2
	川口市	2,031	(21,749)	(971,529)			(82.4)
	春日部市	2,031	121,938	66,508			54.5
	草加市	(5,575)	(484,902)	(387,122)			(79.8)
	越谷市	6,598	239,275	188,817			78.9
	八潮市	2,742	234,306	197,617			84.3
	蓮田市	6,031	314,979	250,688			79.6
	三郷市	1,803	76,783	47,664			62.1
	幸手市	3,021	127,903	88,860			69.5
	吉川市	2,727	63,669	44,121			69.3
	伊奈町	3,395	53,899	23,328			43.3
	宮代町	3,162	62,258	48,922			78.6
	白岡町	1,480	38,878	27,687			71.2
	杉戸町	1,595	33,668	22,509			66.9
小計	2,488	49,047	28,202			57.5	
古利根川 流域 関連	松伏町	3,000	47,049	30,510			64.8
	久喜市	1,622	31,199	19,367			62.1
	小計	47,626	1,618,984	1,158,243			71.5
	大和根町	2,535	71,903	58,264			81.0
	栗橋町	2,447	14,759	4,910			33.3
	栗橋町	2,737	21,321	7,004			32.9
	鷺宮町	1,578	27,155	13,964			51.4
	小計	1,390	34,695	23,588			68.0
	寄居町	10,687	169,833	107,730			63.4
	深谷市	6,417	37,328	6,827			18.3
	荒城川上 流域 関連	3,759	24,982	7,559			30.3
	小計	(13,758)	(145,433)	(71,968)			(49.5)
	小計	10,176	62,310	14,386			23.1

下水14

流域	都市名	行政面積(ha)	行政人口(人)		処理人口(人)		普及率(%) B/A
			A	B	B	A	
利根川右岸 流域 関連	淨川町	2,971	15,698	6,930			44.1
	嵐山町	2,985	19,153	9,763			51.0
	小川町	6,045	35,222	10,369			29.4
	小計	12,001	70,073	27,062			38.6
	本庄市	8,971	79,782	37,943			47.6
	美里町	3,348	12,052	0			0.0
	神川町	4,666	13,115	0			0.0
	上里町	(4,742)	(14,709)	(1,350)			(9.2)
	小計	2,921	30,775	0			0.0
	流域関連計	19,906	135,724	37,943			28.0
	深谷市	204,242	6,143,283	4,726,551			76.9
	熊谷市	3,627	27,417	4,033			14.7
	秩父市	(15,988)	(203,833)	(81,874)			(40.2)
	飯能市	57,769	70,730	33,491			47.4
加須市	19,316	83,065	50,004			60.2	
東松山市	5,940	67,775	40,933			60.4	
羽生市	6,533	88,453	38,862			43.9	
深谷市	5,855	56,378	21,404			38.0	
単独公共下水道	6,940	101,796	61,420			60.3	
岡部処理区	3,059	18,655	2,989			16.0	
日高市	(13,758)	(145,433)	(71,968)			(49.5)	
横瀬町	4,750	55,114	32,040			58.1	
神川町	4,935	9,625	802			8.3	
坂戸市	76	1,594	1,350			84.7	
鶴ヶ島市	(4,742)	(14,709)	(1,350)			(9.2)	
鷲西町	2,860	19,938	6,917			34.7	
毛呂山町	4,097	98,318	63,476			64.6	
鳩ヶ島市	1,773	69,108	43,426			62.8	
鳩ヶ島市	3,403	36,694	22,858			62.3	
鳩ヶ島市	4,044	13,310	6,284			47.2	
鳩ヶ島市	2,571	16,060	10,485			65.3	
皆野町	6,361	11,489	5,796			50.4	
長瀨町	3,040	8,388	4,764			56.8	
小計	146,949	853,907	451,334			52.9	
公共下水道	351,191	6,997,190	5,177,885			74.0	
その他	28,539	44,854	-			-	
埼玉県全体	379,730	7,042,044	5,177,885			73.5	

出典：埼玉県都市整備部下水道課ホームページ

- (注) 1. 行政人口は、平成19年3月末日現在の住民基本台帳人口である。  
 2. ( ) 内は、都市全体の行政面積、行政人口、普及率である。  
 3. 都市名は、平成19年4月1日現在のものである。

下水15

(2) 県下市町村における流域下水道事業の及ぼす財政面での影響

下の表は、平成17年度の埼玉県下の(公共)下水道を行っている市町村における汚水処理費に占める流域下水道へ支払っている負担金割合を示したものである。

流域下水道の性格上、流域下水道に接続していない市町村には影響ないが、負担割合が変わってくるとその財政に及ぼす影響度合いが高い市町村もある。

表5【地方公営企業法を適用していない団体(法非適用)の流域関連負担金の割合】

団体名	汚水処理費	うち		団体名	汚水処理費	うち	
		流域関連負担金	割合			流域関連負担金	割合
川口市	5,465,986	1,760,132	32.2	宮代町	609,152	83,585	13.7
上尾市	2,495,594	634,204	25.4	白岡町	528,208	102,271	19.3
蕨市	940,656	324,899	34.5	杉戸町	467,090	111,665	23.9
戸田市	1,468,088	534,833	36.4	松伏町	385,151	54,019	14.0
鳩ヶ谷市	1,170,967	138,488	11.8	久喜市	1,908,273	705,633	36.9
熊谷市	2,614,765	644,643	24.6	大利根町	150,990	26,035	17.2
行田市	1,070,636	287,695	26.8	真浦町	324,423	99,989	30.8
鴻巣市	2,176,495	473,247	21.7	栗橋町	398,401	118,261	29.6
桶川市	992,091	261,222	26.3	鷲宮町	556,324	184,877	33.2
北本市	1,005,527	287,529	28.5	寄居町	224,277	41,980	18.7
所沢市	3,761,667	658,176	17.4	深谷市	445,884	47,509	10.6
狭山市	2,126,528	608,908	28.6	滑川町	210,216	73,046	34.7
入間市	1,786,989	450,861	25.2	嵐山町	434,188	105,370	24.2
朝霞市	1,318,043	522,019	39.6	小川町	228,247	61,950	27.1
志木市	1,378,170	264,738	19.2	本庄市	1,407,895	0	0
和光市	801,942	241,757	30.1	美里町	0	0	0
新座市	2,687,195	479,952	17.8	神川町	0	0	0
ふじみ野市	1,373,242	421,947	30.7	上里町	0	0	0
三芳町	579,802	183,849	31.7	熊谷市	2,614,765	644,643	24.6
川島町	387,277	45,361	11.7	秩父市	581,229	0	0
吉見町	181,667	26,579	14.6	飯能市	1,060,488	0	0
春日部市	3,467,349	704,488	20.3	東松山市	1,145,086	0	0
草加市	4,612,774	853,745	18.5	羽生市	931,387	0	0
越谷市	4,722,992	1,007,679	21.3	隣西町	137,261	0	0
八潮市	1,877,373	350,037	18.6	坂戸、鶴ヶ島市下水道組	0	0	0
三郷市	1,920,184	216,459	11.2	合	2,074,761	0	0
蓮田市	824,060	180,693	21.9				

(単位：千円、%)

下水16

団体名	汚水処理費	うち流域関連負担金	割合	団体名	汚水処理費	うち流域関連負担金	割合
幸手市	470,744	85,261	18.1	毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合	871,567	0	0
吉川市	564,520	151,007	26.7				
伊奈町	686,209	82,406	12.0				

出典：平成17年度決算統計  
(注)上記は収益的取支のみの状況である。

表6【地方公営企業法を適用している団体(法適用)の流域関連負担金の割合】

(単位：千円、%)

団体名	汚水処理費	うち流域関連負担金	割合
さいたま市	17,147,549	3,687,190	21.5
川越市	3,955,668	836,140	21.1
富士見市	1,310,567	342,997	26.1
加須市	897,589	0	0
深谷市	1,455,383	47,509	3.2
日高市	842,340	0	0

出典：平成17年度決算統計

下水17

### 第3 監査の結果と意見（総論）

埼玉県の行っている流域下水道事業は、埼玉県下にある流域関連の市町において発生した汚水の最終処理を行う事業であり、県民の健康で快適な生活を行う上で必要不可欠な事業である。また、この事業を行うことによって、埼玉県内を流れる荒川、利根川などの河川等の水質の保全とそれを取り巻く環境の確保が図られる。

#### 《流域下水道事業の今後の事業運営のあり方》

埼玉県流域下水道事業において、事業の採算性や財務状況を県民に対してより分かりやすく明らかにする上で重要なことは、公営企業会計を適用した財務諸表を開示することである。また、それに併せて、計画と実績の対比が可能な経営計画を策定し開示することが県民への情報開示として有効である。

現在、県では平成22年度を目標に、公営企業会計の適用に向けた作業が進められているが、流域下水道事業の過去の投資額は1兆円を超えており、所有する施設は膨大である。今後、公営企業会計の適用に当たり行われる固定資産の評価や固定資産台帳の整備、会計方針の決定、各種マニュアルの作成や職員研修など、膨大な作業が見込まれるため、計画的な対応を図る必要がある。

なお、効率的な事業運営と環境に対する県民の理解を得るため、主に次の2点について検討する必要がある。

#### （1）財団法人埼玉県下水道公社への委託業務の効率化の推進

公社に委託している水循環センターの維持管理業務について、削減効果と競争性を確保する上では、新たに導入した包括民間委託や一般競争入札によることが考えられる。

しかし、下水道事業のように県民生活に直結した膨大な処理業務について

は、1日も休むことのない安定した業務運営が求められる。また、公社が受託している業務は、通常の委託業務より専門性が高く、その業務範囲が広いことから包括民間委託や一般競争入札による対応を直ぐに拡充することは困難な業務と言える。

このため、現在、検討段階にある包括民間委託の評価を進め、今後の方向性を検討するとともに、公社に対する委託を継続するのならば、包括民間委託で行われるような評価基準を作成し第三者の委員会等での評価を受けるなど、公社の保守管理に関する専門性を活用しつつ、効率性を向上させる必要がある。

#### （2）環境保全事業の情報開示

埼玉県流域下水道では、下水道事業本来の運営に加え、下水処理水還流事業など水環境の改善のための事業を行っている。

さらに、地球温暖化対策、資源の有効利用、その他の公害防止対策事業などは、下水道事業で生じる環境負荷を削減させる事業である。

こうした環境保全事業は、本来業務である汚水処理業務と異なり県民にイメージしにくいことから、県民に対して積極的に説明を行う必要がある。現在、公社では環境報告書を発行し環境に関する取組みを開示している。また、県の下水道課のホームページでも下水道事業の取組みについて情報開示している。

しかし、現状の情報開示は取り組んだ事業内容に限定されており、その効果やコストが明らかでない。東京都や神奈川県などのホームページで開示されているように、各環境保全事業の内容・取組・効果、それに関するコストを分かりやすく開示することが、下水道事業への県民の理解を得る上からも必要である。



第4 監査の結果と意見(各論)

1. 埼玉県の流域下水道事業の現状

(1) 埼玉県の流域下水道事業の財源

一般的に、下水道事業のような施設運営を伴う事業においては、施設整備と施設運営のための財源の確保が問題となる。

埼玉県の流域下水道事業においては、次のような財源に基づき、事業が行われているが、流域下水道事業に係るコストとその負担者との関係は図3のようになる。

①施設整備の財源

下水道の整備については、その施設が公共的性格を有することから、国からの補助制度によって整備が進められている。

国庫補助金の対象となる施設を整備する場合、その建設費の一部について、補助金が支給される。補助率は、施設の種別ごとに次のように定められている。そして、建設費から国庫補助金を差し引いた残りについては、県と流域関連市町との間で半分ずつ負担することとしている。

このように、流域下水道の施設整備は、国庫補助金、県の負担(一般会計からの繰出金)、流域関連市町からの建設負担金の3種類の財源によって行われている。

表7【流域下水道事業における負担区分】

施設の種別	負担区分		
	国	県	市町村
管渠等	1/2	1/4	1/4
処理施設	2/3	1/6	1/6
用地等	1/2	1/4	1/4

出典:埼玉県都市整備部 埼玉の下水道 2007

②施設運営上の財源

一般的に市町村が行う公共下水道における維持管理に要する経費は、原則

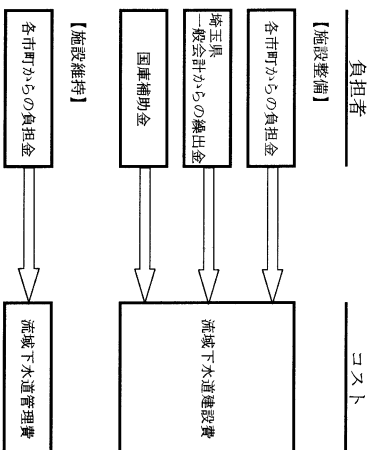
として『雨水の処理に要する経費は公費』で、『汚水の処理に要する経費は私費』で負担することになっている。従って、公共下水道の管理者である市町村は、条例で使用料を定め、下水道利用者である市町村民から下水道使用料を徴収し、その施設の維持管理費を賄っている。

これと同様に、埼玉県流域下水道では、維持管理に要する経費を、関係する市町から流域下水道維持管理負担金として徴収し、流域下水道の維持管理費を賄っている(下水道法第三十一条の二参照)。

(市町村の負担金)  
下水道法第三十一条の二  
第三条第二項又は第二十五条の二第一項の規定により公共下水道又は流域下水道を管理する都道府県は、当該公共下水道又は流域下水道により利益を受ける市町村に対し、その利益を受ける限度において、その設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。

2 前項の費用について同項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見をきいたうえ、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

図3【流域下水道事業に係るコスト負担】



次に、これらを踏まえて、流域下水道事業特別会計の財政状況について、把握する。

(2) 埼玉県流域下水道事業の状況

埼玉県流域下水道事業は、地方財政法上の公営企業として、一般会計とは別に特別会計を設け会計を整理している。流域下水道事業特別会計では、歳入歳出予算の執行状況を明らかにするために、予算との対比で歳入歳出決算書を作成している。歳入とは、一般会計年度における一切の収入をいい、歳出とは一般会計年度は一切の支出をいう。

流域下水道事業特別会計の各会計年度の歳入歳出決算額は、次のとおりである。

表 8 【歳入歳出決算額の推移】

【歳入】		(単位：百万円)			
款	項	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
①	分担金及び負担金	23,843	24,090	25,445	
②	使用料及び手数料	10	10	10	
③	国庫支出金	13,530	11,735	11,977	
④	財産収入	57	59	64	
⑤	繰入金	10,041	7,261	7,322	
⑥	繰越金	14,541	15,774	17,016	
⑦	諸収入	5	4	1	
⑧	雑収入	4,159	7,533	6,994	
	合 計 A	66,189	66,468	68,831	

【歳出】

款	項	平成16年度	平成17年度	平成18年度
⑨	流域下水道事業費	40,591	38,590	40,060
	流域下水道管理費	18,877	19,524	20,168
	流域下水道建設費	21,713	19,065	19,892
⑩	公債費	9,823	10,861	10,586
	合 計 B	50,414	49,451	50,647
	歳入歳出差引残額 (A-B)	15,774	17,016	18,184

出典：平成16、17、18年度 埼玉県流域下水道特別会計歳入歳出決算書

(注) 歳入歳出差引残額は、次の会計年度へ繰り越した繰越額となっている。

なお、繰越額が多額なのは、施設整備に関する建設工事が長期間に亘り行われており、その未完了部分の工事代金に相当する予算を次年度に繰り越しているためである。

【歳入歳出決算額の主な内容】

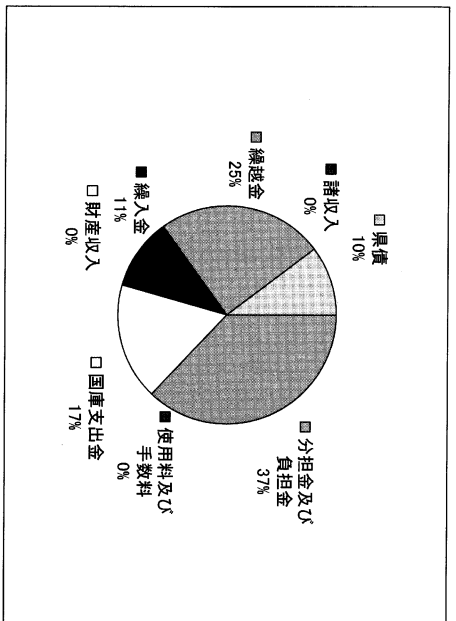
- ① 負担金は、主に各市町から徴収した下水道建設のための負担金と県の流域下水道を運営するため、各市町から下水道の流量に応じて徴収した運営のための負担金である。
- ② 使用料及び手数料は、下水道施設内の電柱など下水道事業で保有している行政財産を第三者に使用させることによって得た収入が含まれている。
- ③ 国庫支出金は、下水道事業に関する施設を建設、または改築・更新する際の、国からの補助金である。
- ④ 財産収入は、主に再生水事業にかかる処理水の売払代金である。
- ⑤ 繰入金は、主に県債の償還に要する元利金や流域下水道管理費の内、雨水等が管渠に浸透したことに伴う不明水の処理経費、流域下水道の施設整備に係る建設費などが、一般会計から繰り入れられている。
- ⑥ 繰越金は、前会計年度からの繰り越した現金相当額をいう。
- ⑦ 諸収入は、区画整理事業に伴う下水道施設の移設補償金など、臨時に発生した収入である。
- ⑧ 県債は、事業を行う上で新たに借り入れた借入金である。県債の発行は、現在の地方財政法上、新たな施設の建設や大規模な改良を行う場合に活用されている。
- ⑨ 流域下水道事業費は、流域下水道を運営する上で掛った経費であり、その内容としては、流域下水道管理費と流域下水道建設費とがある。
- ⑩ 公債費は、上記⑧で借入を行った借入金の元本償還額と支払利息など県債の償還に係る費用の合計である。

【平成18年度歳入歳出決算額の構成割合】

平成18年度の歳入歳出決算書の各項目の割合は、次のとおりである。歳入面では、負担金が歳入額の約3割を占めている。また、国庫支出金、繰入金、県債の合計額についても約3割を占めている。

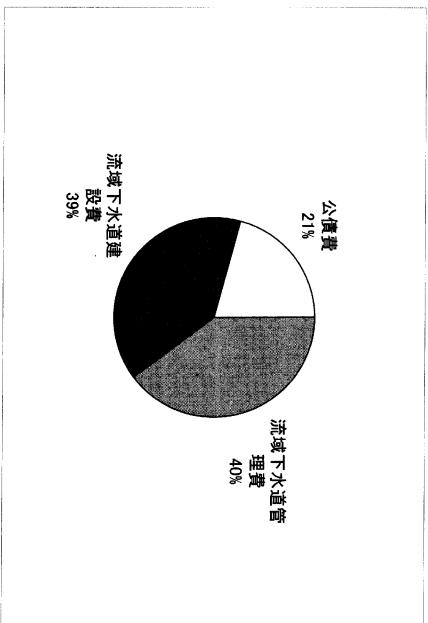
さらに、歳出面では、流域下水道管理費と流域下水道建設費が、それぞれが歳出の4割を占めている。また、公債費は、歳出の2割を占めている。

図 4 【歳入の内訳】



出典:平成18年度埼玉県流域下水道特別会計歳入歳出決算書

図 5 【歳出の内訳】



出典:平成18年度埼玉県流域下水道特別会計歳入歳出決算書

歳入歳出決算は、実際の資金の流れを示すものであるが、歳入の中には、借入に伴う収入が含まれ、また、歳出の中には、流域下水道の建設費や借入

金の返済のための支出が含まれているため、歳入と歳出との差額は、民間企業でいうような利益の概念とは異なる。

現在、下水道課では、流域下水道事業の公営企業会計の導入に向けて、固定資産台帳の整備のための準備を行っている。

公営企業会計とは

企業の性格を有する事業において、この事業の経営の収入で支出を賄う独立採算の考え方のもとに経理処理する会計である。公営企業の中には、組織や職員の取扱いを含めて企業の経営体制を整える必要性が高い水道事業のような事業もあれば、財務・会計に関する規定のみ適用している病院事業会計がある。

公営企業会計の特徴としては、民間企業が行っているような発生主義の考え方に基づき、会計を整理する。ここでは、企業の全ての資産・負債の状態が明らかにする貸借対照表が作成され、かつ、固定資産については減価償却計算が行われることにより適正な期間損益計算が計算されることになる。

【意見 1】公営企業会計の導入の計画的な推進について

下水道事業においては、多くの自治体では、地方公営企業法を適用していない。埼玉県流域下水道事業においても、同様である。しかしながら、流域下水道事業は、公営企業として、流域関連の市町を通じて県民から負担金を徴収し事業を行っているため、事業の採算性をより明瞭に県民に対して明らかにする必要がある。

公営企業会計の導入は、現在作成している歳入歳出決算書と比べ、事業の採算性や財務状況を県民に対して説明する上でわかりやすく、また、公営企業会計を導入した方が消費税の支払額が少なくなり経費の削減効果も期待できるとの試算もされている。現在、平成22年度を目標に作業が進められており、公営企業会計の導入を計画的に推進すべきである。

公営企業会計の導入に当たっては、まず、整備した施設(固定資産)の評価や公営企業会計導入後の会計処理方針を明らかにすることが重要となる。ま

た、会計制度の変更に伴い、現行組織の各課所で行っている業務にも影響を及ぼすため、その業務の変化に対応したマニュアルの整備や職員研修を行う必要がある。

(3) 埼玉県流域下水道事業の事業計画

下水道法第二十五条の三によれば、流域下水道を管理する者は、事業計画を定めなければならないとされている。しかしながら、その事業計画には、今後整備する予定の施設の内容を定めることとされており(下水道法第二十五条の四第一項)、埼玉県流域下水道事業においても、ポンプシットなどで各流域の全体計画として明らかされている内容である。

埼玉県流域下水道事業特別会計は、整備した施設の維持費を、各流域下水道に関係する市町から負担金として徴収し、それに基づいて維持管理されている。また、施設整備費の一部も関連する市町が負担している。

【参考】

(下水道法 第二十五条の三第一項)

前条の規定により流域下水道を管理する者は、流域下水道を設置しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、事業計画を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

(下水道法 第二十五条の四第一項)

前条第一項の事業計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 排水施設(これを補完する施設を含む。)の配置、構造及び能力
- 二 終末処理場を設ける場合には、その配置、構造及び能力
- 三 流域関連公共下水道が接続する位置
- 四 流域関連公共下水道の予定処理区域(雨水流域下水道に係るものにあつては、予定排水区域。次条第三号において同じ。)
- 五 工事の着工及び完成の予定年月日

【意見 2】実績との対比可能な経営計画の策定と開示について  
現在の事業計画においては、将来的な流域下水道の施設規模については明らかとされているが、そこには将来の施設整備額などの情報は含まれていない。

しかしながら、流域下水道事業の施設整備や維持のための費用を負担している県民にとっては、今後施設整備がどのように行われるのか、その結果、維持管理費がどのように推移するのかが重要であり、知りたい情報である。また、流域下水道会計の財政状況は、今後の県民生活に大きな影響を及ぼすことから、計画的な財政運営が求められる。

流域下水道事業会計は、現在、公営企業会計の導入準備がされていることから、企業会計の特性をより活かすためにも、その導入後速やかに計画と実績の対比が可能な経営計画の策定し開示する必要がある。

(4) 歳入歳出決算のキャッシュフロー計算書を用いた分析

埼玉県流域下水道事業の歳入歳出決算書では、歳入や歳出の中に借入金収入や償還金支出、建設費支出が含まれているため、いろいろな活動が含まれている状況がわかりにくい(表8 下水22ページ)。そこで、民間企業で作成されているキャッシュフロー計算書の考え方に基づいて、流域下水道事業の歳入歳出を各活動に分けて、それぞれの状況について把握する。

キャッシュフロー計算書とは、一会計期間におけるキャッシュフローの状況を「営業活動によるキャッシュフロー」「投資活動によるキャッシュフロー」「財務活動によるキャッシュフロー」の3区分に表示することによって企業の活動を表示する財務諸表である。

具体的には、図6(下水29ページ)のように分類し、表10(下水29ページ)のようにまとめられる。なお、一般会計からの繰入金の内訳は、次のような内容であることから、それぞれの活動に分けて計上する。

表9【平成18年度一般会計からの繰入金内訳】 (単位：百万円)

項目	内容	16年度	17年度	18年度	計上区分
流域下水道管 理費等	雨水浸透水(不 明水)分など	322	319	318	営業活動
流域下水道建 設費	県単独流域下水 道費など	85	85	84	投資活動
公債費	元金、利子など	9,633	6,856	6,920	財務活動
	計	10,041	7,261	7,322	

出典：埼玉県都市整備部下水道課資料

それぞれの活動は次のとおりである。

①営業活動(施設管理)

営業活動では、流域下水道事業の施設維持に関わる歳入歳出と他の活動に属さない歳入歳出を計上することで、流域下水道事業の施設維持管理の状況について把握する。施設維持のための財源である流域関連市町からの維持管理負担金と施設維持管理費を対比させることで、施設の維持管理に関わる収益と費用(支出額)の状況がわかる。ここ3年間の営業活動関連の差額はプラスであり、維持管理費を上回る維持管理負担金が計上されている。

②投資活動(施設整備)

投資活動では、流域下水道の施設整備に係る歳入歳出を計上することで、流域下水道事業の施設整備の状況について把握する。施設整備に係る建設費とその建設に必要な財源を対比することにより施設整備の状況がわかる。投資活動は、ここ3年マイナスとなっている。これは建設工事に関わる歳入を上回っているためであり、この不足部分は県債の発行によって賄われている。

③財務活動(借入金調達・返済)

財務活動で、流域下水道に関わる借入金及びその償還に係る歳入歳出を計上することで、施設整備に係る借入金の状況について把握する。流域下水道事業を行う上で借入金の調達及び返済(利息支払含む)の状況がわかる。ここ3年間、返済(利息支払い含む)が、資金の調達を上回っている。平成18年度の公債費の内訳は、元金償還額7,273百万円、利息支払額3,299百万円が含まれているが、借入の調達6,994百万円より元金

償還額が上回っており、借入金残高は増加していない。

図6【主な歳入・歳出の分類概念図】

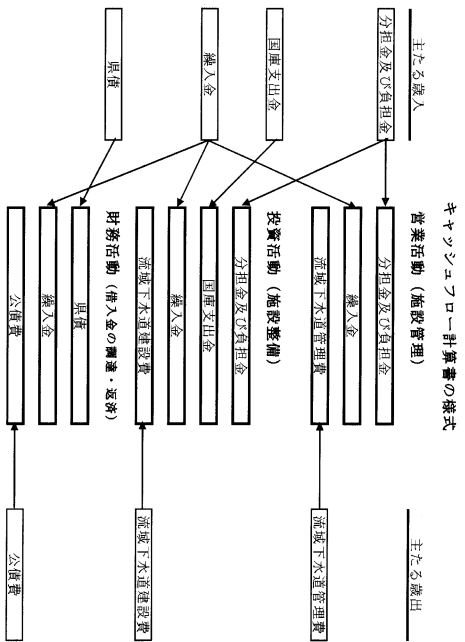


表10【キャッシュフロー計算書の考え方による歳入歳出の分析】

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
<b>営業活動</b>			
分担金及び負担金	19,996	19,827	21,505
使用料及び手数料	10	10	10
財産収入	57	59	64
歳入	322	319	318
諸収入	5	4	1
流域下水道管理費	△18,877	△19,524	△20,168
営業活動の歳入歳出差額	1,513	695	1,730
<b>投資活動</b>			
分担金及び負担金	3,847	4,263	3,940
国庫支出金	13,530	11,735	11,977
歳入	85	85	84
流域下水道建設費	△21,713	△19,065	△19,892
投資活動の歳入歳出差額	△4,251	△2,982	△3,891
<b>財務活動</b>			
借入金	4,159	7,533	6,994
公債費(利子含む)	9,633	6,856	6,920
財務活動の歳入歳出差額	△9,823	△10,861	△10,586
	3,969	3,528	3,328

(単位：百万円)

以下、それぞれの活動の状況は、次のとおりである。

(5) 営業活動(施設管理)の状況

ここでは、施設維持に係る流域下水道管理費とその財源の各市町が負担する流域下水道維持管理負担金の状況について把握する。

①流域下水道維持管理負担金の状況

流域下水道維持管理負担金の過去3年間の推移及び流域別内訳は次のとおりである。

流域別では、荒川左岸南部流域、荒川右岸流域、中川流域の順番で維持管理費を多く負担している。また、その金額は、ここ3年間で微増している。流域下水道維持管理負担金は、負担金単価に汚水処理量を乗じて算定される。次に、負担金単価の算定方法及び汚水処理量の推移の状況について、それぞれ把握する。

図7【流域下水道維持管理負担金推移】

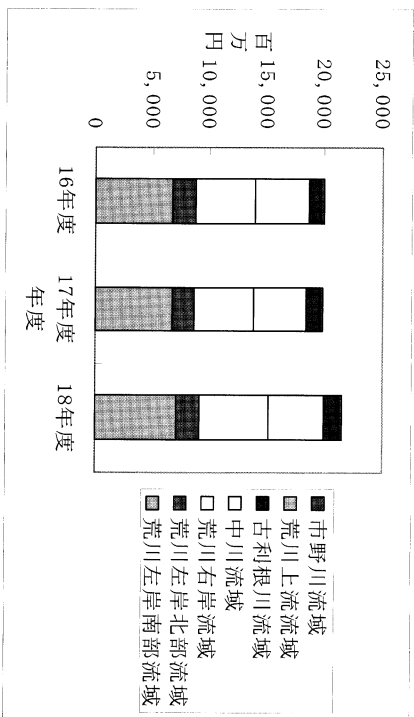


表11【流域下水道維持管理負担金推移】

(単位：千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
荒川左岸南部流域下水道			
川口市	1,538,980	1,528,427	1,425,856
さいたま市	3,519,923	3,539,157	3,912,446
上尾市	619,917	634,203	692,326
蕨市	320,790	324,899	333,225
戸田市	570,436	534,833	567,428
鳩ヶ谷市	134,278	138,487	152,528
小計	6,704,327	6,700,009	7,083,812
荒川左岸北部流域下水道			
熊谷市	651,185	644,643	660,665
行田市	303,490	287,695	306,088
鴻巣市	478,772	473,247	509,744
鴻巣市(旧鴻巣市)	(353,047)	(403,312)	—
(旧吹上町)	(121,894)	(68,073)	—
(旧川里町)	(3,830)	(1,861)	—
桶川市	266,221	261,221	277,820
北本市	324,798	287,528	321,123
小計	2,024,469	1,954,386	2,075,442
荒川右岸流域下水道			
川越市	938,028	874,726	1,574,807
所沢市	658,119	658,175	687,388
狭山市	605,800	608,908	633,397
入間市	438,994	450,860	485,897
朝霞市	518,518	522,018	533,630
志木市	264,710	264,738	271,669
新座市	253,233	241,757	253,386
富士見市	495,446	487,927	500,805
ふじみ野市	350,308	342,996	356,760
(旧上福岡市)	445,028	449,174	473,849
(旧大井町)	(284,762)	(369,214)	—
三芳町	(160,265)	(79,960)	—
川島町	192,253	183,848	191,618
吉見町	43,696	45,343	51,269
小計	24,701	26,579	30,416
中川流域下水道	5,228,838	5,157,055	6,044,897
さいたま市(一部)	347,450	332,391	349,597
(旧さいたま市(一部))	(8,319)	—	—
(旧岩槻市)	(339,130)	—	—
川口市(一部)	224,978	229,665	248,696
春日部市	734,676	710,204	727,923
(旧春日部市)	(675,548)	(681,732)	—
(旧庄和町)	(59,128)	(28,472)	—

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
草加市	855,871	853,745	886,784
越谷市	1,045,361	1,007,678	1,040,459
八潮市	386,402	350,036	312,472
三郷市	191,420	216,433	322,116
蓮田市	175,909	180,693	183,067
幸手市	83,620	85,261	92,093
吉川市	153,356	151,006	161,841
伊奈町	80,823	82,405	90,975
宮代町	85,479	83,584	85,536
白岡町	102,850	102,270	106,554
杉戸町	113,857	111,664	106,797
松伏町	55,742	54,019	57,009
小計	4,619,802	4,551,061	4,771,926
古利根川流域下水道			
久喜市	670,521	705,633	742,132
大利根町	20,493	26,034	30,978
菖蒲町	105,733	99,989	88,715
栗橋町	109,924	118,261	125,838
鷲宮町	190,585	184,876	190,955
小計	1,097,259	1,134,795	1,178,620
荒川上流流域下水道			
深谷市	44,857	47,509	53,107
(旧川本町)	(23,943)	(30,273)	—
(旧花園町)	(20,913)	(17,236)	—
寄居町	38,981	41,979	43,579
小計	83,839	89,489	96,686
市野川流域下水道			
滑川町	65,686	73,046	79,946
嵐山町	109,110	105,370	103,094
小川町	62,847	61,949	71,333
小計	237,644	240,366	254,374
合計	19,996,180	19,827,113	21,505,760

出典：埼玉県都市整備部下水道課資料

②維持管理負担単価の算定方法

流域下水道事業では、各市町から維持管理負担金を徴収して運営を行っている。維持管理負担単価の算定は、5年ごとに各流域下水道で行われる。ここでは各流域下水道及び流域下水道に接続する流域関連公共下水道の整備計画をもとに、将来の流入下水水量、発生汚泥量等を予測し、水循環センサーの処理能力を勘案した上で、将来の給与、物価の上昇率等を考慮して、

必要な維持管理費を算出し見直しされている。  
 その際、重要となる指標は、下水道の利用者数の状況であり、処理水量の増加見込である。また、処理水量が増加すると、処理の過程で生じる汚泥の量も比例して増加することになるから、費用も増加する。具体的には、次の算定式に基づき算定される。

(維持管理負担単価の算定式)

$$\text{負担単価} = \frac{\text{算定期間中(5年間)の維持管理費} - \text{算定期間前年度末の累積収支額} + \text{資本費} - \text{負担金以外の収入額}}{\text{算定期間中(5年間)の処理水量}}$$

(注) 算定期間前年度末の累積収支額：前年度までの見積上の差額  
 資本費：平成14年度以降に借入した果債に係る元利償還金  
 負担金以外の収入額：行政財産の使用料

上記算定式の中には、算定期間中の施設整備に係る建設費の財源として借入を行った場合、その借入金の元利償還金のうち地方交付税によって手当されない元利償還金については、資本費として算入されている。従って、流域下水道維持管理負担金の中に、一部施設整備のための建設費が含まれていることになる。

そのため、維持管理負担金と維持管理費とを比較した場合、数値上、維持管理費を上回る負担金を徴収しているように、プラスの差額が発生する。

流域下水道では、5年間の維持管理費を見積もり負担単価が決められている。負担単価のここ5年間の推移の状況は、次のとおりである。

荒川左岸北部流域下水道において、平成14年度に負担単価改定により単価が上昇しているが、それ以外の流域においては、単価が維持ないし下降しており、概ね、負担単価は安定的に推移していると言える。

表 12 【各流域下水道の負担金単価の推移表】

(単位：円/m<sup>3</sup>)

流域	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度(参考)
荒川左岸南部流域下水道	39	39	33	33	33	33
荒川左岸北部流域下水道	37	42	42	42	42	42
荒川右岸流域下水道	32	32	32	32	32	32
中川流域下水道	37	37	37	37	37	37
古利根川流域下水道	79	79	79	79	79	76
荒川上流流域下水道	85	85	85	85	85	85
市野川流域下水道	85	85	85	85	85	83

出典：埼玉県都市整備部下水道課資料

負担金単価は、流域下水道に接続している市町の規模(利用者数)や処理水量、供用開始した時期の違いや汚水の処理方法の違いによる費用発生状況の違いから、各流域下水道で費用の発生状況が異なるため、異なる単価が決められている。

各流域関連市町の最終負担者である県民の公平性を保つために、各流域下水道の負担金単価が異なることについて、一定の合理性があると考える。

なお、維持管理負担金については、流域関連市町の下水道会計の財政状況に影響を及ぼすため、単価の改定の際には、関連市町へ照会し、意見を聴取した上で、埼玉県議会の議決を経て改定されている。

## 【参考】市町の建設負担金について

埼玉県流域下水道に関する市町の建設負担金の推移は次のとおりである。各市町の建設負担金は、各市町が負担すべき全体の建設事業費に、流域別下水道整備総合計画(変更含む)における各市町の計画汚水量を処理区域内の全体計画汚水量(日最大)で除して得た割合を掛けて算出される。なお、建設負担金は、関係市町の意見を聞いた上で、県議会の議決を経て決定される。

表 13 【流域下水道建設に係る市町負担金】

(単位：千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
荒川左岸南部流域下水道	1,348,477	1,207,283	743,303
荒川左岸北部流域下水道	212,142	214,735	277,900
荒川右岸流域下水道	1,277,628	1,327,673	766,139
中川流域下水道	586,453	562,148	1,287,962
古利根川流域下水道	112,607	102,300	89,496
荒川上流流域下水道	192,969	160,585	12,639
市野川流域下水道	37,292	9,297	2,778
利根川右岸流域下水道	9,000	609,649	688,468
計	3,776,568	4,193,671	3,868,686

出典：埼玉県都市整備部下水道課資料

## ③汚水量の状況

一般的に、汚水量が増加する要因としては、下水道普及率の上昇や汚水処理人口の増加、一人当たり汚水量の増加などが考えられる。また、下水道普及率がそれほど高くならなくても水洗トイレへの転換率が高まることによっても、汚水量は増加する。

埼玉県の場合、その事業は流域下水道であり、最終的には関連する市町の公共下水道と接続しなければ汚水が流入してこないため、汚水量の増加は、市町の下水道事業の状況によるものである。

各流域の汚水量の推移及び各流域の市町の汚水量の状況は、次のとおりである。

長期的にみて、各流域とも汚水量は、ほぼ横ばいか上昇傾向にある。



図8【各流域の汚水量の推移】

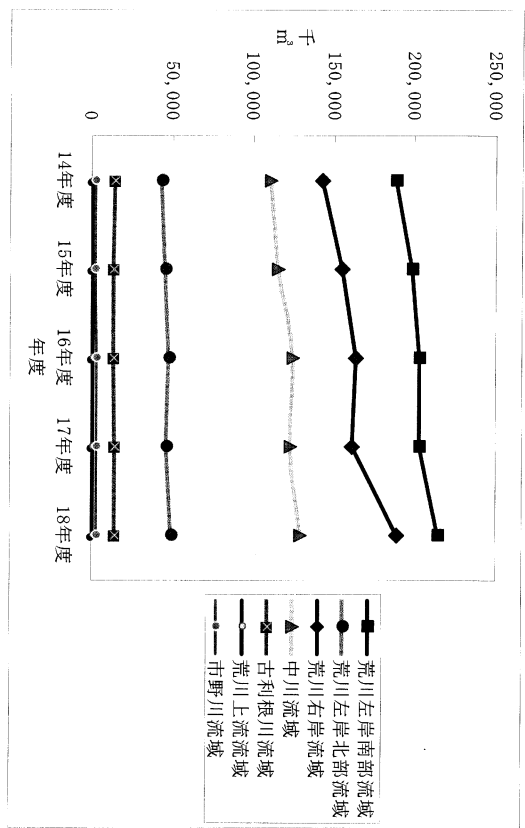


表14【各流域の汚水量の推移】

(単位：千m³/年)

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
荒川左岸南部流域下水道	40,106	47,599	46,635	46,315	43,207
荒川左岸北部流域下水道	101,232	105,911	106,664	107,247	118,558
さいたま市	15,972	15,501	18,785	19,218	20,979
蕨市	10,076	9,893	9,720	9,845	10,097
戸田市	16,859	15,865	17,285	16,207	17,194
鳩ヶ谷市	3,772	3,759	4,069	4,196	4,622
小計	188,021	198,529	203,161	203,030	214,660
荒川左岸北部流域下水道	14,140	14,754	15,504	15,348	15,730
熊谷市	6,932	7,342	7,225	6,849	7,287
行田市	9,785	10,444	11,399	11,267	12,136
鴻巣市	(6,964)	(7,589)	(8,405)	(9,602)	(12,136)
(旧鴻巣市)	(2,744)	(2,774)	(2,902)	(1,620)	(—)
(旧吹上町)	(76)	(79)	(91)	(44)	(—)
桶川市	5,852	5,805	6,338	6,219	6,614
北本市	6,759	7,046	7,733	6,845	7,645
小計	43,471	45,392	48,201	46,531	49,415
荒川右岸流域下水道	25,939	27,702	29,313	27,335	29,212
川越市	17,091	19,672	20,566	20,567	21,480
所沢市	17,031	17,652	18,931	19,028	19,793
狭山市	11,614	12,864	13,718	14,089	15,184
入間市	14,558	15,861	16,203	16,313	16,675
朝霞市					

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
志木市	7,028	7,708	8,272	8,273	8,489
和光市	6,065	7,380	7,913	7,554	7,918
新座市	14,031	15,097	15,481	15,247	15,650
富士見市	9,377	10,202	10,947	10,718	11,148
ふじみ野市	12,943	13,449	13,906	14,035	14,807
(旧上福岡市)	(8,011)	(8,630)	(8,898)	(11,537)	(14,807)
(旧大井町)	(4,922)	(4,819)	(5,008)	(2,498)	(—)
三芳町	5,000	5,468	6,007	5,745	5,988
川島町	1,218	1,277	1,365	1,416	1,602
吉見町	621	688	771	830	950
小計	142,536	155,028	163,401	161,157	188,903
中川流域下水道	9,090	8,607	9,389	8,983	9,448
さいたま市	(196)	(214)	(224)	(8,983)	(9,448)
(旧岩槻市)	(8,894)	(8,393)	(9,165)	(—)	(—)
川口市(一部)	3,930	4,759	6,080	6,207	6,721
春日部市	17,834	18,626	19,856	19,194	19,673
(旧春日部市)	(16,476)	(17,220)	(18,258)	(18,425)	(19,673)
(旧庄和町)	(1,358)	(1,406)	(1,598)	(769)	(—)
草加市	19,910	21,523	23,131	23,074	23,967
越谷市	25,843	26,977	28,253	27,234	28,120
八潮市	9,655	8,764	9,958	9,460	8,445
三郷市	4,817	4,817	5,173	5,849	8,705
蓮田市	4,036	4,348	4,754	4,883	4,947
幸手市	2,047	2,123	2,260	2,304	2,489
吉川市	3,397	3,718	4,144	4,081	4,374
伊奈町	1,627	1,806	2,184	2,227	2,458
宮代町	2,263	2,242	2,310	2,259	2,311
白岡町	2,310	2,489	2,779	2,764	2,879
杉戸町	2,788	2,922	3,077	3,017	2,886
松伏町	1,221	1,366	1,506	1,459	1,540
小計	110,430	115,094	124,859	123,001	128,970
古利根川流域下水道	9,658	9,315	8,487	8,932	9,394
久喜市	256	229	259	329	392
大和根町	1,137	1,090	1,338	1,265	1,122
栗橋町	1,222	1,274	1,391	1,496	1,592
鷲宮町	2,135	2,232	2,412	2,340	2,417
小計	14,411	14,141	13,889	14,364	14,919
荒川上流流域下水道	443	472	527	558	624
深谷市	(256)	(262)	(281)	(356)	(624)
(旧川本町)	(187)	(210)	(246)	(202)	(—)
(旧花園町)	384	433	458	493	512
寄居町	828	906	986	1,052	1,137
小計	462	578	772	859	940
市野川流域下水道	1,210	1,286	1,283	1,293	1,212
嵐山町	499	625	739	728	839
小川町	2,171	2,489	2,795	2,827	2,992
小計	501,870	531,583	557,295	551,967	600,999
合計					

出典：埼玉県都市整備部下水道課資料

④流域下水道管理費の状況

次に、流域下水道管理費の発生状況であるが、流域下水道管理費の発生形態別の状況は、次のとおりである。

流域下水道管理費の内、最も構成割合が高いのは、委託料、次いで工事請負費となっており、委託料と工事請負費の合計は、ここ3年間、約97%を占めている。

表 15 【流域下水道管理費の推移】

(単位：千円)

流域下水道管理費	16年度		17年度		18年度	
	金額	構成	金額	構成	金額	構成
給料	170,437	1%	170,613	1%	168,805	1%
職員手当	106,150	1%	106,986	1%	106,422	1%
共済費	50,942	0%	51,080	0%	51,081	0%
賃金	421	0%	1,055	0%	1,138	0%
報償費	20	0%	—	0%	10	0%
旅費	1,046	0%	1,277	0%	1,178	0%
需用費	8,818	0%	12,868	0%	9,783	0%
役員費	8,199	0%	9,124	0%	10,850	0%
委託料	17,486,900	93%	17,336,863	89%	17,280,566	86%
使用料・賃借料	17,806	0%	15,365	0%	14,959	0%
工事請負費	773,639	4%	1,481,225	8%	2,297,867	11%
工品購入費	43,746	0%	49,685	0%	49,988	0%
負担金	468	0%	298	0%	351	0%
補償相填及賠償金	—	0%	3,019	0%	751	0%
償還金利子及び割引料	4,407	0%	—	0%	—	0%
公課費	48,373	0%	138,342	1%	23,906	0%
拠出金	420	0%	—	0%	—	0%
計	18,721,799	100%	19,377,805	100%	20,017,661	100%

出典：埼玉県都市整備部下水道課資料

(注) 消費税込の金額である。

委託料の大部分は、各流域下水道の水循環センターの管理運営を委託している財団法人埼玉県下水道公社(以下、「公社」という。)に対する委託費で、その内訳は次のとおりである。

表 16 【公社への委託費の内訳】

(単位：千円)

内訳	16年度	17年度	18年度
人件費	1,138,294	1,137,631	1,029,388
再委託料	4,636,397	4,653,535	4,374,274
消耗品費	294,818	297,658	287,894
薬品費	818,198	913,154	1,009,184
燃料費	363,906	376,449	391,984
電気料	2,695,253	2,778,883	2,924,621
水道料	79,181	73,803	64,897
修繕料	5,948,451	5,543,076	5,475,597
事務費	85,447	84,076	74,500
消費税	802,997	792,913	781,617
計 (B)	16,862,947	16,651,182	16,413,960
委託料 (A)	17,486,900	17,336,863	17,280,566
割合 (A/B)	96.4%	96.0%	94.9%

出典：埼玉県都市整備部下水道課資料

(注) 消費税込の金額である。

次の表は、県から公社に対する委託費の内容を、流域下水道事業管理費に反映させ、同様な項目に再度集計したものである。それによれば、管理費の構成割合の中で割合が高いのは、修繕料、委託費、次いで電気料となっている。

公社は、施設管理を行う上で他の専門業者に対して再委託し、それが修繕料や委託費として発生する。また、電気料は、汚水が下水道管の傾斜を利用して自然流下により集められるため、地域によってはポンプを用いて地上付近にいったん汲み上げることが必要となる。電気料は、これらのポンプや水循環センター内の機械装置の運転に係る電気代である。

表 17 【流域下水道維持管理費概要(公社委託費の内訳を反映)】(単位:千円)

項目	16年度		17年度		18年度	
	金額	構成	金額	構成	金額	構成
人件費	1,466,246	8%	1,467,367	8%	1,356,836	7%
委託費	5,260,350	28%	5,339,216	28%	5,240,880	26%
工事費	773,639	4%	1,481,225	8%	2,297,867	11%
薬品費	818,198	4%	913,154	5%	1,009,184	5%
燃料費	363,906	2%	376,449	2%	391,984	2%
電気料	2,695,253	14%	2,778,883	14%	2,924,621	15%
修繕料	5,948,451	32%	5,543,076	29%	5,475,597	27%
消費税	851,370	5%	931,255	5%	805,523	4%
その他	544,382	3%	547,176	3%	515,165	3%
計	18,721,799	100%	19,377,805	100%	20,017,661	100%

出典:埼玉県都市整備部下水道課資料  
(注)消費税込の金額である。

⑤汚水処理原価の他県との比較

流域下水道事業は、関東各県で行われている。総務省が公表している平成17年度決算統計による汚水処理単価の状況は次のとおりである。近県では、神奈川県が一番安く、埼玉県は二番目となっている。

表 18 【汚水処理単価の他県との比較】

県名	汚水処理量 (千m <sup>3</sup> )	汚水処理原価 (円/m <sup>3</sup> )
【法非適用】		
神奈川県	283,097	48.49
埼玉県	578,754	53.63
千葉県	323,351	62.28
茨城県	95,359	88.19
栃木県	51,108	115.42
群馬県	49,383	120.96
【参考】【法適用】		
東京都(注)	325,887	42.45

出典:平成17年度地方公営企業年鑑  
(注)東京都では、流域下水道事業について公営企業法を適用しているため、汚水処理原価に減価償却費が含まれている。

⑥各流域下水道の発生費用の状況について

下記は、各流域下水道における予算の執行状況を示した表であるが、各流域下水道の規模や汚水処理量の違いによって、発生費用の状況は異なる。各流域の費用発生額を実際の汚水処理量で除したときの、処理平均単価は、次のとおりであり、処理平均単価は、各流域下水道でまちまちとなっている。流入下水量が大きいほど、処理平均単価は低い傾向にある。

なお、流入下水量は、水循環センサーに流入した下水量であって、各市町に維持管理負担金を請求する汚水量(有収水量)とは異なる。

また、下水道課と公社が直接契約執行している金額については、各流域下水道の費用に及ぼす影響が小さいため、処理平均単価算定上は考慮していない。

表 19 【各流域下水道の汚水処理原価について】

(単位:千円)

流域下水道管	荒川左岸南部流域下水道	荒川左岸北部流域下水道	荒川右岸流域下水道	中川流域下水道
給料	45,623	22,811	41,061	36,498
職員手当	28,879	14,360	25,848	22,975
共済費	13,802	6,907	12,423	11,042
賃金	184	268	164	0
報償費	0	0	10	0
旅費	67	280	180	201
需用費	2,118	157	3,049	2,218
役務費	2,863	1,120	3,727	1,902
委託料	5,731,235	1,765,154	4,358,487	3,820,355
使用料・賃借料	3,737	258	2,124	5,184
工事請負費	887,582	331,147	672,795	314,351
備品購入費	6,746	5,580	23,965	7,080
負担金	228	0	84	40
補償補填・賠償金	0	0	752	0
公課費	8,431	2,102	7,486	5,062
計	6,731,494	2,150,144	5,152,153	4,226,909
流入下水量	239,884	52,031	191,897	131,094
処理平均単価	28.0円/m <sup>3</sup>	41.3円/m <sup>3</sup>	26.8円/m <sup>3</sup>	32.2円/m <sup>3</sup>

流域	古利根川流域		荒川上流流域		市野川流域		下水道課及び 公社執行分
	下水道	下水道	下水道	下水道	下水道	下水道	
給料	13,687	1%	4,562	3%	4,562	2%	0
職員手当	8,616	1%	2,872	2%	2,872	1%	0
共済費	4,144	0%	1,381	1%	1,381	1%	0
賃金	323	0%	107	0%	94	0%	0
旅費	118	0%	28	0%	47	0%	258
需用費	1,288	0%	35	0%	614	0%	305
役務費	425	0%	121	0%	159	0%	532
委託料	962,715	90%	120,718	90%	249,431	91%	272,472
使用料・賃借料	3,646	0%	0	0%	11	0%	0
工事請負費	72,269	7%	4,059	3%	15,665	6%	0
備品購入費	6,251	1%	11	0%	29	0%	325
公課費	665	0%	44	0%	116	0%	0
拠出金	0	0%	0	0%	0	0%	0
計	1,074,147	100%	133,941	100%	274,982	100%	273,892
汚水処理量	15,262 千m <sup>3</sup>		1,147 千m <sup>3</sup>		1,147 千m <sup>3</sup>		—
汚水処理単価	70.38 円/m <sup>3</sup>		116.7 円/m <sup>3</sup>		116.7 円/m <sup>3</sup>		—

出典：埼玉県都市整備部下水道課資料  
(注)消費税込の金額である。

(6) 投資活動(施設整備)の状況

ここでは、主として保有する施設と流域下水道建設費の状況、施設の管理状況について把握する。

施設整備に係る財源については、制度上のことなので、ここでは把握しない。

① 保有する施設

埼玉県流域下水道では、事業を行う上で、主に次のような施設を保有している。

表 20 【流域下水道施設の概要】

(平成19年3月31日現在)

流域	管渠	ポンプ場	処理場
荒川左岸南部流域	95.3 km	7か所	1か所(7系列)
荒川左岸北部流域	53.7 km	2か所	1か所(3系列)
荒川右岸流域	99.4 km	4か所	2か所(7.5系列)
中川流域	119.1 km	1か所	1か所(8系列)
古利根川流域	26.3 km	6か所	1か所(3系列)
荒川上流流域	7.3 km	—	1か所(1系列)
市野川流域	11.7 km	1か所	1か所(2系列)
利根川右岸流域	5.6 km	—	1か所(1.5系列)
計	418.6km	21か所	9か所・33系列

出典：埼玉県都市整備部下水道課資料

管渠とは、汚水を流すための管である。流域下水道では、各市町で発生した汚水が下水道管を通して、各流域下水道に流入してくるため、径も大きく、鉄筋コンクリート製の管渠もある。

次に、ポンプ場であるが、下水道では、基本的に汚水を流す際、管渠の傾斜を利用して流す方法が一般的に採られている。そのため、汚水を処理する終末処理場まで遠くなると、管渠を地中深く埋設する必要性が出てくる。しかし、建設費との関係で地中深く埋設するにも限度があるため、ある地点では、いったん、汚水を地上付近までポンプで汲み上げ、再び、流すことが必要となる。

最後に、処理場であるが、汚水に含まれているゴミを沈澱させて除去し、また、汚水に含まれる有機物を微生物によって分解することによって、処理した水が環境基準に従って安全に河川に放流できるよう処理する施設である。

下水道事業の特徴として、施設整備を始めた頃は、一般的に下水道普及率が低く汚水量も少ないが、普及率が高くなるに従い汚水量は増加する。下水道施設は、当初から施設能力を拡張できるように計画し、普及率の状況を踏まえ施設を増設している。

②流域下水道事業における投資状況

埼玉県流域下水道事業における施設整備に係る建設事業費の状況は次のとおりである。

新規施設の建設費が、以前のピーク時に比べて減少している。また、施設更新分の建設事業費は低位で推移している。

図9【建設事業費の推移】

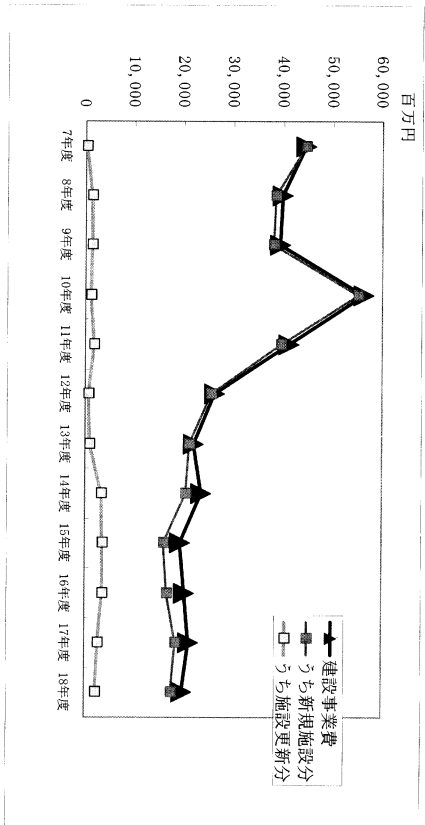


表21【建設事業費の推移】

流域	14年度		15年度		16年度		17年度		18年度		7-18年度計
	新設	更新	新設	更新	新設	更新	新設	更新	新設	更新	
荒川左岸南部流域	5,507	1,505	2,888	1,673	5,075	2,325	4,654	1,384	3,554	269	94,543
	7,012	4,561	7,400	3,823	7,400	6,038	6,038	3,823	3,823	7,012	106,787
	計	21.5%	36.7%	31.4%	22.9%	7.0%	11.5%				
荒川左岸北部流域	2,080	1,756	400	405	615	819	951	1,516	819	1,516	2,236
	50	202	615	951	1,015	1,516	54.0%	54.0%	54.0%	54.0%	21,563
	計	2.3%	10.3%	60.6%	57.7%	54.0%	10.4%				
荒川右岸流域	5,317	5,170	6,948	7,190	3,356	80,061					
	102	315	175	300	481	1,726					
	計	5,419	5,485	7,123	7,490	3,837	81,786				
	更新割合	1.9%	5.7%	2.5%	4.0%	12.5%					2.1%

(単位: 百万円)

流域	14年度		15年度		16年度		17年度		18年度		7-18年度計
	新設	更新	新設	更新	新設	更新	新設	更新	新設	更新	
中川流域	6,053	13	4,904	95	2,922	159	2,621	280	6,941	446	124,171
	6,066	6,066	4,999	3,081	2,901	7,387	125,164				
	更新割合	0.2%	1.9%	5.2%	9.7%	6.0%	0.8%				
古利根流域	508	419	65	154	114	14,157					
	1,566	1,252	382	224	266	5,389					
	計	2,074	1,671	447	378	380	19,546				
荒川上流域	75.5%	74.9%	85.5%	59.3%	70.0%	27.6%					
	737	688	988	946	35	4,014					
	計	737	688	988	946	35	4,014				
市野川流域	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%					
	190	81	121	34	11	9,306					
	計	190	81	121	34	11	9,306				
利根川右岸流域	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%					
	0	0	49	2,425	2,749	5,224					
	更新	0	0	9	0	9					
計	20,392	15,906	16,568	18,429	17,457	350,802					
	3,236	3,536	3,656	2,748	2,280	22,598					
	計	23,628	19,442	20,224	21,177	19,737	373,399				
更新割合	13.7%	18.2%	18.1%	13.0%	11.6%	6.1%					

出典:埼玉県都市整備部下水道課資料

③流域下水道の設備投資額及び将来計画について

埼玉県流域下水道事業において、平成18年度までの施設整備に係る投資額は、1兆円を超えており巨額である。

今後、関係市町の普及率が上昇すれば、汚水処理量も増加するため、地域によっては水循環センサーの処理能力を増強する必要がある。また、設備の老朽化に対する改築更新も必要となる。

施設整備に当っては、今後、新築、改築更新は高度処理施設を整備することとし、これら施設整備に係る財源として、国庫補助金、県費、市町の負担金により確保していく予定である。

なお、平成19年度から平成23年度までに計画している施設整備額は、次のような投資額であり、今後多額の投資が行われる。

表 22 【平成 23 年度までの施設整備額】

(単位：百万円)

施設	平成 18 年度までの 投資額	平成 19 年度～23 年度 投資予定額	計
管渠	334, 852	8, 794	343, 646
ポンプ場	73, 074	3, 472	76, 546
処理場	645, 603	108, 650	754, 253
計	1, 053, 529	120, 916	1, 174, 445

出典：埼玉県都市整備部下水道課資料

④施設の管理状況(資産の管理状況)

水循環センターについては、県の管理下で建設が行われ、建設完了後、建設業者から県に施設が引渡される。そして、施設の保守管理を委託している公社に、県から設備台帳と完成図書が送付され、公社のもとで施設の管理が行われる。なお、それ以外の管渠や建物については、下水道課で管理を行っている。

流域下水道が保有する施設の台帳の整備状況は次のとおりである。

ア 管渠の台帳

下水道法第二十五条の十によれば、流域下水道台帳を整備することが定められているが、台帳に記載すべき項目は、例えば、管渠であれば、延長及びマンホールの数であり、管渠に関する物量データとなっている。一般の民間企業が整備している固定資産台帳に記載される固定資産の取得価額、耐用年数、減価償却費の額といった、会計に関わる数値について要求されていない。

【参考】

- 一 下水道法 第二十三条第一項 一  
公共下水道管理者は、その管理する公共下水道の台帳（以下、「公共下水道台帳」という。）を調製し、これを保管しなければならない。
- 一 下水道法 第二十五条の十第一項（準用規定） 一  
～ 省略 ～、第二十一条から第二十三条まで及び第二十五条の規定は、流域下水道（雨水流域下水道を除く。）について、準用する。～

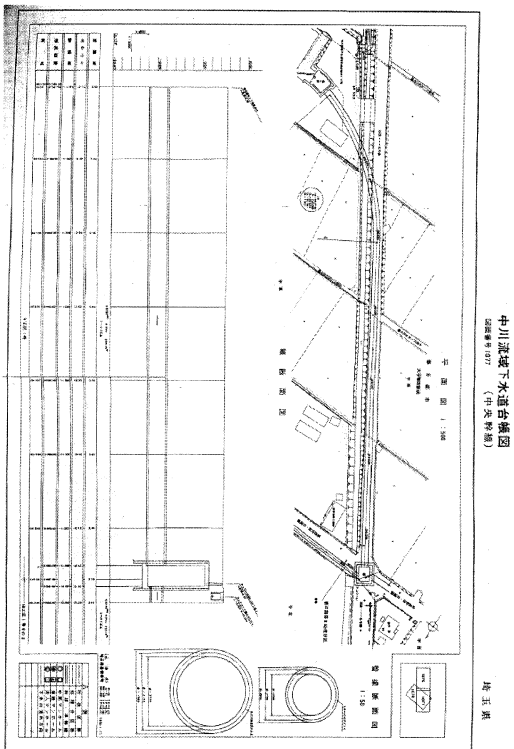
○下水の処理開始の工事事項等に関する省令

（昭和 42 年 12 月 19 日厚生省 建設省令一号）

- 一（流域下水道台帳）第四条 一  
流域下水道台帳は、調書及び図面をもって組成するものとする。  
2 調書には、流域下水道につき、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 流域関連公共下水道の排水区域の面積及び排水人口並びに排水区域内の地名
- 二 流域関連公共下水道の処理区域の面積及び処理人口並びに処理区域内の地名
- 三 供用の開始の年月日及び終末処理場による下水の処理の開始の年月日
- 四 吐口の位置及び下水の放流先の名称
- 五 管渠（流域関連公共下水道との接続管渠を除く。以下この条において同じ。）の延長及びマンホールの数
- 六 処理施設の位置、敷地の面積、構造及び能力
- 七 ポンプ施設の位置、敷地の面積、構造及び能力
- 八 流域関連公共下水道が接続する位置及びその他法第二十五条の九の規定に基づき設けられた施設又は工作物その他の物件に関する次に掲げる事項
- イ 名称、位置及び構造
- ロ 設置者の氏名及び住所
- ハ 設置の期間

下水道台帳の具体的なものは、次のようなものである。管渠の位置、どの程度の深さのところに埋設されているのか。管渠の傾斜の程度等、建設するための図面のような内容が記載されている。

図 10 【下水道台帳】



出典：埼玉県都市整備部下水道課資料

イ 水循環センサーの機械・電気設備等の設備台帳

設備台帳は、設備一品ごとに、1枚の手書きの台帳が作成されている。この台帳には、果から施設の管理が委託された際に作成され、設備の名称、設置場所、型式、能力などが記載されている。また、その台帳の裏側には、補修履歴が記載されている形式となっていて、サンプルとして見た台帳には、以前の補修履歴が記載されているものもあれば、まったく記載のないものもある。補修履歴が記載されていない理由としては、設備の件数が多いためである。

なお、これらの設備台帳は、以前は使用されていたが、設備台帳のデータベース化に向けた電子化により使用されていない。

現在、下水道課においては、公営企業会計の適用に向けて、固定資産台帳の整備を進めているが、台帳を作成する上では、設備の取得価額が必要となる。しかし、施設の建設は古く、関係資料が既に処分され、施設の取得価額がわかる資料がないものもあるとのことである。

そのため、関係書類がない場合の取得価額の決め方として、現時点で新たに同じ施設を建設した時の建設費の試算値を用いる等、固定資産の帳簿価額算定のための方針決定や設備が少ない水循環センサーの固定資産の取得価額を実際に算出しようとしている。

【意見 3】固定資産台帳を有効に活用するための仕組みづくりについて

固定資産台帳の整備は、単に貸借対照表の作成のみならず、今後の水循環センサーでの固定資産の管理を行う上で重要な作業となる。以前使用していた台帳については、補修履歴を記載することができるにもかかわらず、十分に利用されていない。

今回、固定資産台帳の整備するに際して、貸借対照表価額を算出するだけでなく、現物を確認する上で利用したり、補修履歴を検索することで次の補修時期を見積もることができるなど、固定資産台帳を有効に活用できる仕組みを考える必要がある。

(7) 財務活動(借入金)の調達・返済)の状況

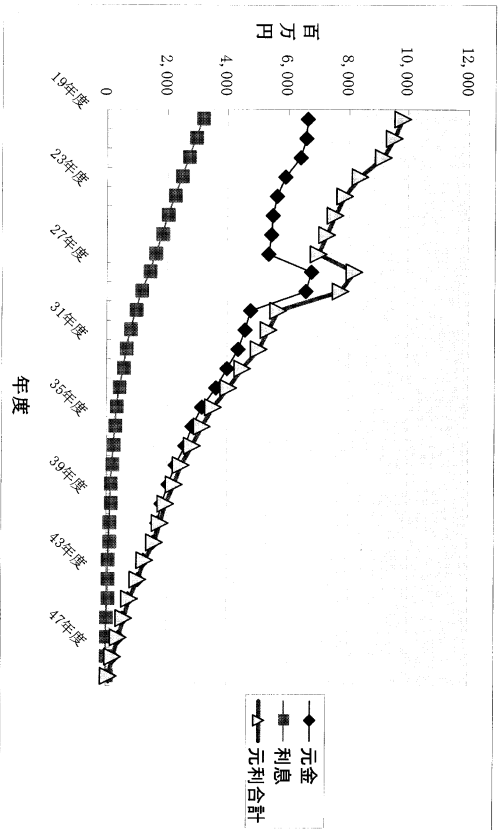
ここでは、主として今後の借入金の返済予定の状況及び金利の状況について把握する。

①借入金の返済予定の状況

平成18年度末の流域下水道事業特別会計の借入金残高は、104,477百万円である。その償還予定は次のとおりである。

今後の借入を考慮しない場合の借入金の償還額(利息含む)は、平成19年度をピークとして、その後減少する。

図 11 【県債償還予定額】



出典：埼玉県都市整備部下水道課資料

表 23 【県債償還予定額】

平成 19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
6,633	6,601	6,426	5,902	5,619	5,435	5,374	6,762	6,595	
利息 3,166	2,946	2,724	2,476	2,247	1,830	1,623	1,421	1,164	
合計 9,799	9,547	9,150	8,378	7,866	7,540	6,997	8,183	7,759	
平成 29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
元金 4,756	4,584	4,370	3,970	3,607	3,170	2,861	2,601	2,293	2,073
利息 945	796	654	527	422	340	277	226	186	153
合計 5,701	5,380	5,024	4,497	4,029	3,510	3,138	2,827	2,479	2,226
平成 39年度	40年度	41年度	42年度	43年度	44年度	45年度	46年度	47年度	48年度
元金 1,841	1,689	1,541	1,220	1,032	739	570	396	210	89
利息 124	99	77	57	40	27	17	8	3	1
合計 1,965	1,788	1,618	1,277	1,072	766	587	404	213	90

出典：埼玉県都市整備部下水道課資料

(注) 今後の借入金の増加しない場合の元利償還額である。

(単位：百万円)

②金利の状況

平成 18 年度末の借入金の金利の状況は、次のとおりである。

現在借入を行っている金利水準は、104,477 百万円のうち 72,561 百万円が 4 % 未満であるが、それ以外は 4.0 % 以上 8.0 % 未満と高い水準にある。

これらは、長期金利が高い時期に施設整備を行ったためである。なお、7 % 以上の金利の借入金は、平成 19 年度末にすべて償還される予定である。

表 24 【借入金の相手先別・金利別内訳】

金利水準	財政融資	公営企業 金融公庫	市中銀行	市場 公募債	資本費 平準化債	計
7.5%以上 8.0%未満		206				206
7.0%以上 7.5%未満		1,632				1,632
6.5%以上 7.0%未満	2,056	1,089				3,145
6.0%以上 6.5%未満	4,336	703				5,040
5.5%以上 6.0%未満	2,714	2,076				4,791
5.0%以上 5.5%未満	1,236	772				2,009
4.5%以上 5.0%未満	7,522	3,662				11,185
4.0%以上 4.5%未満	2,563	1,742				4,306
4.0%未満	26,525	16,167	2,355	21,906	5,605	72,561
	46,956	28,054	2,355	21,906	5,605	104,878

出典：埼玉県都市整備部下水道課資料

(単位：百万円)



(8) 効率性分析

平成18年度の一日当たり汚水流入量に対する現在の各流域下水道の施設能力は、次のとおりである。

埼玉県流域下水道は、基本的に汚水を処理する施設であり、雨水は混入しないこととなっているが、雨天の際には、地下を通して管渠にしみこんでくることがあり、雨天では流入量が増加する。そのため、下水道事業においては、一日当たりの最大の流入量に対応した処理能力が必要となり、一日当たりの最大の流入量に対応した施設能力が要求される。

現在の施設能力に対して、一日当たりの最大流入量の割合は、64%～95%の範囲内にある。総務省が公表している平成17年度の決算統計によれば、流域下水道の終末処理場施設利用率(晴天時)の平均は、62.5%であり、これを一つの目安として考えれば、埼玉県の施設は、全国平均に近い水準で稼働されている施設もあれば、処理能力に近い水準で稼働している施設もある。最低限、全国平均以上には利用されており、有効に利用されている状況と判断される。

なお、県は、汚水の流入量に応じて施設を増設しているが、どの程度、施設能力に余裕が持たせるのか一律に定めていない。ただし、機械装置等の設備については、定期点検や事故等により休止する場合もあるため、最低限の子備機を設けて施設を運営している。

表 25 【各流域の水循環センターの施設能力と流入量との関係】

流域名	荒川左岸南部流域	荒川左岸北部流域	荒川右岸流域	中川流域	古利根川流域	荒川上流流域	市野川流域
処理能力 (m <sup>3</sup> /日)	935,000	197,400	709,600	527,600	75,000	6,200	12,400
平成18年度流入量 (m <sup>3</sup> /日)	886,240	187,495	641,600	339,025	53,593	4,289	9,420
割合	94.7%	95.0%	90.4%	64.3%	71.5%	69.2%	76.0%

出典：埼玉県都市整備部 下水道課資料

(注)現在の計画によれば、荒川左岸南部流域については平成24年度に、荒川左岸北部については平成22年度に、施設能力が増設される予定である。

2. 公社との関係内容

(1) 公社の概要

公社は、埼玉県が設置する流域下水道終末処理場等の維持管理業務並びに下水道知識の普及及び啓発活動を行うなど下水道に関する施策に協力し、もって県民の福祉の向上に寄与することを目的として設立されている。その概要は、次のとおりである。

1 公社の名称 財団法人埼玉県下水道公社

2 設立年月日 昭和54年2月1日

3 事業所 本社、荒川左岸南部支社、荒川左岸北部支社、荒川右岸支社、滝ノ下支所、中川支社、古利根川支社、水質調査センター

4 役員及び職員数 役員12名(常勤2名、非常勤10名)、職員数120名

(単位：名)

本・支社名	県派遣	プロパー	計
本 社	4	10	14
南部支社	3	24	27
北部支社	2	16	18
右岸支社	3	24	27
中川支社	3	16	19
古利根川支社	—	10	10
水質調査センター	1	4	5
計	16	104	120

(注)プロパー職員数には、非常勤職員3名含む

5 基本金 1億546万円  
(県：5,273万円、流域関連47市町：5,273万円)

6 事業の内容

- (1) 下水道知識の普及及び啓発
- (2) 汚水及び汚泥の処理方法についての調査及び研究
- (3) 埼玉県が設置する流域下水道終末処理場等の維持管理業務の受託
- (4) 公共下水道の水質分析等技術的業務の受託
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

(2) 県が公社へ委託している業務

平成18年度の流域下水道事業において、公社へ委託している業務内容は、次のとおりである。

その内容は、主に施設の保守管理と運転管理である。

施設の保守管理について、公社は「点検基準表」を自主的に設定し、保守点検に関するマニュアルを作成して管理を行っている。保守点検は、日常点検と保守点検の2つに分けられるが、日常点検に関しては、外部の専門業者に再委託し、その点検内容を確認し、検収している。これに対し、定期点検については、公社の職員が自ら実施している。

なお、マニュアルについては、毎年度更新している。

施設の運転管理についても、マニュアルを自ら作成し業務を行っている。晴天の際は運転管理に問題は生じないが、雨天や台風の際の運転管理については、マニュアルのほか過去の経験則により、支障が生じないように十分な注意を払っていることである。

表 26 【公社へ委託された業務内容】

関連流域	委託されている業務内容
5 流域下水道事業に係るもの (荒川左岸南部、荒川右岸、荒川左岸北部、中川、古利根川)	<ul style="list-style-type: none"> <li>水循環センサーの運転管理</li> <li>汚泥の処理等に関する作業</li> <li>管渠、中継ポンプ場の維持管理</li> <li>水質分析</li> <li>汚泥の成分分析</li> <li>流量計の維持管理</li> </ul>
2 流域下水道事業に係るもの(荒川上流、市野川)	<ul style="list-style-type: none"> <li>包括事業者の監視・評価</li> <li>水循環センサーの定期修繕(50万円以上の臨時修繕)</li> <li>管渠の調査点検・清掃</li> <li>水質分析(法定検査)</li> <li>汚泥の成分分析</li> <li>流量計の維持管理(定期点検のみ)</li> </ul>
再生水事業に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の運転操作・保守点検・補修</li> <li>水質分析</li> <li>管渠の維持管理</li> <li>検針メーターの維持管理</li> </ul>

出典：埼玉県都市整備部下水道課資料

(3) 公社の業務(県と役割分担)

公社は、水循環センサーの維持管理を行う上で、県と次のような役割分担のもと業務を行っている。

水循環センサーの維持管理業務において、最も重要なことは、汚水処理を環境基準に従って適切に行うことであり、公社は、単に施設維持のための保守点検だけでなく、水質の状況に合わせた運転管理もを行っている。また、公社は、そのための保守点検や危機管理に関する各種マニュアルを作成して、業務を行っている。

その意味において、公社は、埼玉県内にある水循環センサーの汚水処理に関するノウハウや専門性を有しており、単なる業務委託とは異なり、県と相互補完して流域下水道事業を総合的に行っている。

表 27 【県及び公社の役割分担】

区分	内容	県	公社
方針管理	維持管理のあり方、組織管理、放流水質基準の決定等流域下水道の方針管理を行う。	○	
法的業務	官庁への届出、接続要項に基づく関連市町との連絡調整等の法的業務を行う。	○	
維持管理負担金の徴収	関連市町からの徴収する維持管理負担金を算定し、徴収する。	○	
財産管理	行政財産の使用許可等の財産管理を行う。	○	
危機管理対応業務	危機管理対応要領を作成し、備蓄資材の管理、震災訓練等を実施し、危機管理対応を行う。	○	○
施設管理計画	施設の改築更新、修繕等の計画を作成する。	○	○
土木工作物等修繕業務	施設の内、管渠、躯体等の土木工作物の修繕及び建築物、外構等の修繕を実施する。	○	
設備等修繕業務	施設の内、設備、備品の修繕、その他小修繕を実施する。		○
電気工作物管理業務	電気工作物の管理に関する保安規程の整備、官庁への届け出等電気主任技術者に属する業務を行う。	○	
電気需給契約	電気需給契約の締結・管理を行う。	○	
産業廃棄物収集運搬業務	産業廃棄物収集運搬業務委託契約を締結し、マニフェストの発行、支払いその他を管理する。	○	○

区分	内容	県	公社
維持管理実施計画	実施計画を策定し、総合的な執行管理を行う。		○
運転操作監視業務	中央管理室における監視、操作、記録及び現場操作作業等を行う。		○
保守点検業務	機器の正常な運転を確保するために行う日常点検、定期点検及び検知された異常に対して行う臨時の点検部品交換等の簡易な故障修理を行う。		○
水質等試験業務	維持管理に必要な水質分析を行う。水質試験は、県の水質試験要領に基づき試験を行う。		○
法定検査等業務	水質精密試験(水質汚濁防止法)等の法定検査その他の試験を行う。		○
管渠調査・管理業務	管渠、マンホールを調査、点検し、状況を県に報告する。		○
植栽管理業務	処理場及びポンプ場の植栽管理業務委託を発注し、管理する。		○
薬品・電気等の調達・管理	運転管理に必要な薬品・燃料・水道・電気・消耗品を調達し、管理する。電気の調達は、県が締結した電気需給契約に基づき、電気料の支払いを行う。		○
その他の業務	①清掃②警備③見学者案内④調査・研究⑤その他の維持管理に必要な業務		○

出典：埼玉県都市整備部下水道課資料

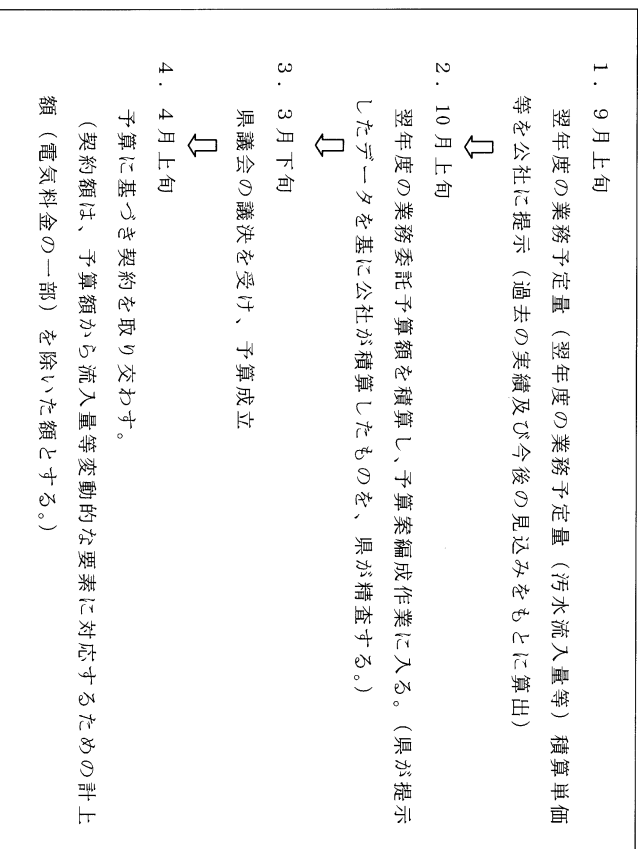
(4) 県との契約(随意契約)

公社と県との委託契約は、継続して随意契約によっているが、その委託料に関して、県は人件費等の単価を見直した上で、公社に提示し、次のような手順に従い毎年度見直ししている。公社は、毎四半期ごとの報告書において、業務の状況を報告すると共に、予算の執行に関して年度末には余った委託金額を精算し、翌年度、県に返還している。

なお、公社は平成17年度から3か年で10億円の維持管理費の削減を目標として「310チャレンジプラン」という活動を行い、修繕計画の見直しやエネルギー使用の効率化と契約の適正化、再委託内容の見直しなどを行っている。

下水56

図12【公社との委託契約の決定手順】



出典：埼玉県都市整備部下水道課資料

随意契約は、一般的に競争性に欠ける契約形態と言われている。しかし、随意契約においても、その契約内容における業務量や単価が毎年度見直しされ、その業務が必要かどうかの検討や業務を行った結果に関する評価が適切に行われていれば、同一の契約先が毎年同じような業務を行うのであるから、一般競争入札や指名競争入札に比べ、業務効率性や一定水準以上の品質の確保が図られる良い点もある。

特に、埼玉県の行う流域下水道における水循環センターの維持管理業務は、今後も継続的に行われる業務であり、県民にとっては業務に精通し、ノウハウを持った安心のできる相手先によって維持管理業務が行われることが、一番望ましい。

下水57

下記は、平成18年度から荒川上流流域、市野川流域で導入された包括民間委託の業務内容である。契約期間は3年間で、コスト削減額は公社に委託した場合に比べ約168百万円の削減効果があったと試算されている。

包括民間委託とは、平成18年度から下水道関連施設の維持管理業務に関して、競争原理の導入と公共サービス改革を目的とした制度であり、通常の委託業務は、特定の業務に関する仕様を決めて発注するため、業務範囲・責任が限定されているのに対し、包括民間委託は依頼する業務の範囲が広く、一定の条件を満たす範囲以内で業務の裁量が認められていることから、業務を行う上でのインセンティブが働くことを期待して導入されたものである。

表 28 【包括民間委託の業務内容】

関連流域	委託されている業務内容
2 流域下水道事業 (荒川上流、市野川)に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>水循環センサーの運転操作、維持管理(50万円以上の修繕を除く)</li> <li>汚泥の処理等に関する作業補助</li> <li>管渠、中継ポンプ場の維持管理(日常点検)</li> <li>水質分析(維持管理に必要な範囲)</li> <li>汚泥の性状分析(維持管理に必要な範囲)</li> <li>流量計の維持管理(日常点検)</li> </ul>

出典:埼玉県都市整備部下水道課資料

なお、平成18年度の公社の財務状況の概要については、次のとおりである。

新しく導入された公益法人会計基準に従って発生主義により計算書類が作成されており、公認会計士の監査証明も付されている。

民間会社の損益計算書に相当する正味財産増減計算書によれば、平成18年度の正味財産の増減額(利益に相当)は、一般正味財産増減額で△1,941千円、指定正味財産増減額で138千円生じており、一般・指定とも正味財産はほとんどない。また、貸借対照表の「正味財産の部」を見て、埼玉県、流域関連市町出捐金を除き、一般正味財産に47,675千円しかなく、公社の行っている業務から、いわゆる民間企業で言うところの剰余金は生じていないことがわかる。

表 29 【平成18年度公社財務状況の概要】

《正味財産増減計算書》

(単位:千円)

支出		金額
I 一般正味財産増減の部		
1 経常増減の部		
(1) 経常収益		
① 基本財産運用益		1,008
② 特定資産運用益		1,282
③ 流域下水道維持管理事業収益		15,633,513
④ 再生水事業収益		58,271
⑤ 雑収益		1,358
経常収益計		15,695,435
(2) 経常費用		
① 流域下水道維持管理事業費		15,550,590
② 再生水事業費		58,271
③ 自主事業費		16,539
④ 賞与引当金繰入額		64,859
⑤ 退職給付費用		6,182
⑥ 減価償却費		828
経常費用計		15,697,271
2 経常外増減の部		
(1) 経常外費用		
① 固定資産売却損		43
② 固定資産除却損		61
経常外費用計		105
当期経常外増減額		△105
税引前当期一般正味財産増減額		△1,941
当期一般正味財産増減額		△1,941
一般正味財産期首残高		49,616
一般正味財産期末残高		47,675
II 指定正味財産増減の部		
基本財産受取利息		
一般正味財産への振替額		1,147
当期指定正味財産増減額		1,008
指定正味財産期首残高		138
指定正味財産期末残高		105,460
指定正味財産期末残高		105,598
III 正味財産期末残高		153,274

出典:公社財務諸表

## 《貸借対照表》

(単位：千円)

項目	金額	項目	金額
I 資産の部		II 負債の部	
1 流動資産		1 流動負債	
現金預金	3,407,029	未払金	2,839,681
未収金	1,005	預り金	469,632
流動資産合計	3,408,034	未払消費税等	8,759
2 固定資産		貸与引当金	64,859
(1) 基本財産		流動負債合計	3,382,932
定期預金	134	2 固定負債	
投資有価証券	105,463	退職給付引当金	839,198
基本財産合計	105,598	固定負債合計	839,198
(2) 特定資産		負債合計	4,222,130
退職給付引当資産	839,208		
減価償却引当資産	21,102	III 正味財産の部	
特定資産合計	860,311	1 指定正味財産	
(3) その他の固定資産	1,459	埼玉県・流域圏運市町出捐金	105,598
車両運搬具	7,680	指定正味財産合計	105,598
減価償却累計額	△7,061	(うち基本財産への充当額)	105,598
什器備品	14,882	2 一般正味財産	47,675
減価償却累計額	△14,041	(うち特定資産への充当額)	(21,113)
その他固定資産合計	1,459	正味財産	153,274
固定資産合計	967,369		
資産合計	4,375,404	負債及び正味財産の合計	4,375,404

出典：公社財務諸表

## 【意見 4】 公社への委託業務の効率化の推進について

公社に委託している水循環センターの維持管理業務について、削減効果と競争性を確保する上では、新たに導入した包括民間委託や一般競争入札によることが考えられる。

しかし、包括民間委託については、現在、その評価基準を検討している段階であり、その評価基準と評価方法によっては、今後の対応を考えざるを得ない。

そこで現在最も競争性が高いと考えられているのは、一般競争入札であるが、下水道事業のように県民生活に直結した膨大な処理業務については、1

日も休むことのない安定した業務運営が求められる。また、公社が受託している業務は、通常の委託業務より専門性が高く、その業務範囲が広いことから包括民間委託や一般競争入札による対応を直ぐに拡充することは困難な業務と言える。

このため、現在、検討段階にある包括民間委託の評価を進め、今後の方向性を検討するとともに、公社に対する委託を継続するのならば、包括民間委託で行われるような評価基準を作成し第三者の委員会等での評価を受けるなど、公社の保守管理に関する専門性を活用しつつ、効率性を向上させる必要がある。

## 3. 契約の締結

## (1) 入札事務手続

流域下水道の施設整備に関しては、各地の下水道事務所、契約事務手続が実施されている。荒川左岸南部下水道事務所において、契約額の大きい契約について、契約事務手続に従って行われているかどうか確認したところ、次のような事例があった。

## 《事例》

工事名「終末処理場7-1号水処理築造土木工事」(工事番号 891)

契約額：446百万円(消費税込)

## (概況)

7号水処理施設建設工事に係る仮設工事(2,147百万円(消費税込))については、契約事務手続上、契約額が5億円以上であることから、通常であれば議会の議決が必要となる工事であるが工区を5つに分割し、一般競争入札により契約手続が実施されている。

工区が分割された結果、1工区当たりの契約額は438百万円から478百万円となる。また、工区を1つにまとめた場合と5工区に分割した場合の積算額では、1工区にまとめた方が約20百万円削減可能となっている。しかしながら、この工事に關して、工区を5分割する必要性や分割理由が書類上明らかになっていない。

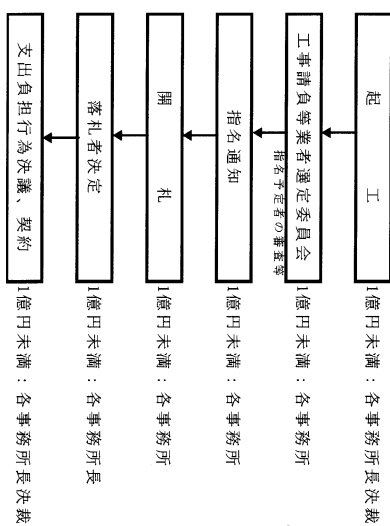
【指摘 1】 分割発注における妥当性や透明性の確保について  
大型工事に関して、あらかじめ工区を分けて契約する場合には、工区を分けることによる経済性や合理性を事前に明らかにしたうえで契約行為を行うべきであり、その決定過程を契約書類上明らかにしておく必要がある。

下水62

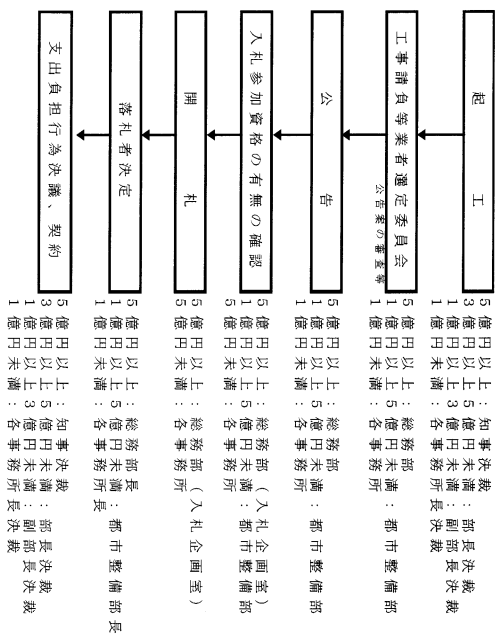
【参考】 契約事務手続 (出典：埼玉県都市整備部 下水道課資料)

《指名競争入札》

現状は、概ね1億円未満の特殊工事や緊急工事を除いては行わない。



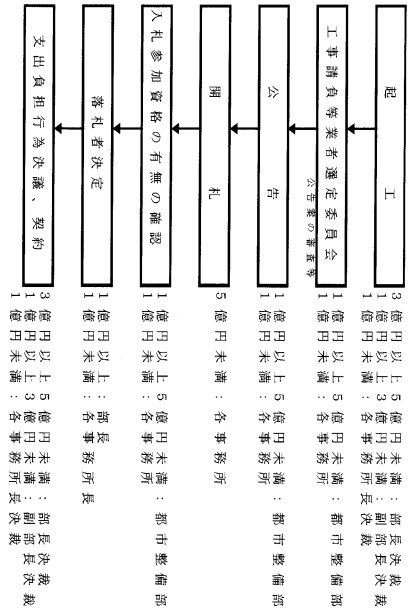
《一般競争入札(事前審査型)》



下水63

《一般競争入札(事後審査型)》

現状は、5億円未満工事のみ



(2) 入札における落札の状況

平成18年度と平成19年度上半期の、下水道工事や委託の落札率の状況は次のとおりである。

ここで注意すべきことは、落札率が低いからと言って一概に必要なものを安く購入でき、経済的であるとは限らない点である。一般的に落札率が高いと、業者間で談合が行われたのではないかと考えらるが、落札率は、通常『落札価格/予定価格(積算価格を基にした購買予定価格)』により示され、予定価格の精度の程度とか、落札者の営業上の政策による安値受注等の意図などについては算式上反映しづらい。落札率は、購買取引における一つの目安と考える必要がある。

また、現在では入札方法として電子入札が行われており、入札者が意図的に接触しない限り、入札者間で接触する機会は少なく、契約における競争性・透明性は高まる仕組が採用されている。

表 30 【平成18年度、19年度上半期の下水道工事等落札率の状況】

年度	工事		委託	
	件数	落札率	件数	落札率
平成18年度	163件	93.7%	111件	86.4%
平成19年度上半期	31件	91.8%	70件	86.3%
うち、一般競争入札の場合	18件	93.8%	1件	75.9%

出典:埼玉県都市整備部下水道課資料

なお、下水道課を含め埼玉県全体として、1,000万円以上の一般競争入札を平成21年度までに100%とすることや総合評価方式(コンベ方式)を導入することなどにより、契約締結における競争性、透明性をより高めようとしている。

4. 流域下水道における環境配慮事業

(1) 概況

国土交通省が平成18年度に行った166河川を対象とした水質調査では、綾瀬川、中川が水質下位5河川に挙げられている。また、同じ調査結果項目に過去10年で水質改善が進んだ河川も挙げており、綾瀬川が1位に挙げられている。

表 31 【平成18年度 全国の河川の水質状況 下位5河川】

順位	河川名	水系名	都道府県名	BOD(mg/L)	
				(平均値)	(75%値)
1	大和川	大和川水系	大阪府、奈良県	4.7	5.5
2	綾瀬川	利根川水系	埼玉県、東京都	4.6	5.5
3	鶴見川	鶴見川水系	神奈川県	4.3	4.8
4	中川	利根川水系	埼玉県、東京都	4.2	4.8
5	猪名川	淀川水系	大阪府、兵庫県	3.4	4.2

表 32 【2ヵ年平均した BOD 値の改善幅による 10 年間の水質改善状況】

順位	河川名	水系名	都道府県名	平成 7、8 年 BOD 平均値 (mg/L)	平成 17、18 年 BOD 平均値 (mg/L)
1	総瀬川	利根川	埼玉県、東京都	9.8	4.7
2	大和川	大和川	大阪府、奈良県	10.4	5.6
3	鶴見川	鶴見川	神奈川県	7.9	4.5
4	重信川	重信川	愛媛県	2.9	1.1
5	芥川	名取川	宮城県	2.6	1.0
	多摩川	多摩川	東京都、神奈川県	3.3	1.7
	関川	関川	新潟県	2.7	1.1

上記 2 表の出典：国土交通省 平成 18 年全国一級河川の水質現況 結果概要

BOD について

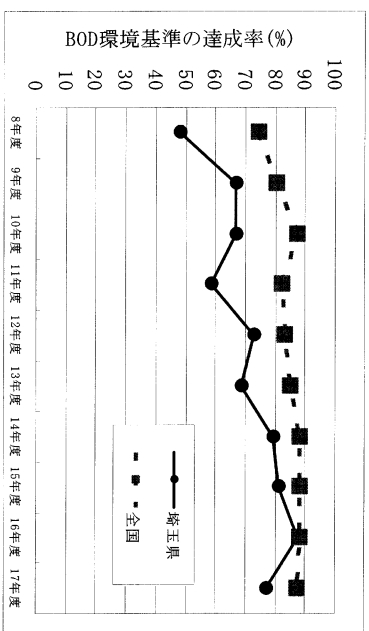
BOD とは生物化学的酸素要求量と呼ばれ、微生物が水中の有機物を分解するために必要な酸素の量。河川では、その有機物による汚濁を表す指標として BOD が用いられる。

(参考：食用油の BOD 値は約 1,700,000mg/L。鯉やフナが生存するためには、食用油 1mL に約 300L (風呂桶一杯分) の水が必要になる。)

次に、過去 10 年間の埼玉県内の河川の汚濁状況を示すため、埼玉県の環境白書と国土交通省の調査結果から埼玉県と全国の BOD 環境基準の地点別の達成率 (%) を経年推移でグラフにまとめた。これによると、埼玉県の河川の汚濁状況は平成 8 年度までは全国に比べ達成率が低く、水質汚濁が進んでいたと考えられるが、それ以降の水質は改善傾向にあり近年の BOD 環境基準の達成率 (%) は全国平均並みになっていることから、この 10 年間で県内の河川の水質は改善されていることが分かる。

図 13 【埼玉県と全国の地点別 BOD 環境基準の達成率 (%)】

(地点数 全国：1,101 埼玉県：48)



出典：埼玉県 平成 18 年度版埼玉環境白書、国土交通省 平成 18 年全国一級河川の水質現況

環境基準について

環境基準とは、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたものである。河川の環境基準は、「環境基準の類型指定」という河川のランク毎に環境基準を設定している。その基準は BOD 値が用いられており、溪流等の清水域に一般的に生息するイワナやヤマメなどは 2 mg/L 以下、比較的汚濁に強いコイやフナなどで 5 mg/L 以下が必要としている。

環境基準の評価について

年間を通じた日間平均値の全データについて「75%値 (年間の日間平均値の全データを値の小さいものから順に並べたときに、0.75×n 番目 (n は日間平均値のデータ数) にくるデータ)」を基準値と比較して行うことになっている。調査対象地点のうち、75%値が基準値を満たしている地点数の割合を BOD 環境基準の地点別の達成率 (%) とし、この達成率が高いほど河川の水質は良好だといえる。ただし、水質が同じでも地点ごとの環境基準の類型は変更されるため、達成率を経年比較する場合はその点を留意する必要がある。



地点別 BOD 環境基準の達成率(%)  
 = 75%値が基準値を満たしている地点数/調査対象地点数×100%

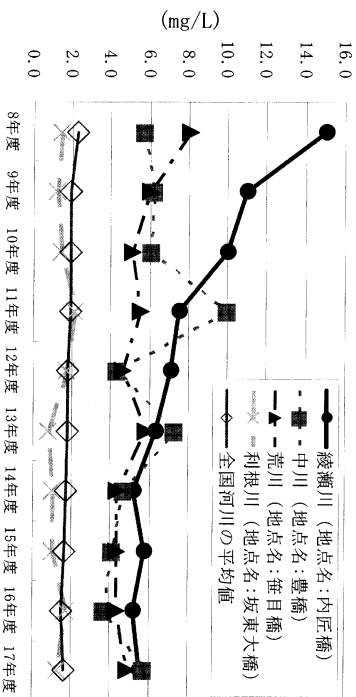
下のグラフは、実際の水質汚濁の推移を示すため、県内の4河川のBOD75%値と全国の河川のBOD濃度平均値の過去10年間の推移をまとめたものである。

埼玉県内の河川は主要な河川である利根川、荒川、中川の3河川、及び水質汚濁が進んでいるといわれている綾瀬川を選んでいる。全国平均値は全国の河川2,563流域、4,582地点のBOD濃度の平均値である。

このデータによると、綾瀬川の水質が10年間で大きく改善しているが、中川、荒川では水質改善があまり見られず、現在綾瀬川と同程度の汚濁状況であることがわかる。さらに全国の河川の平均値に比べると利根川以外のこれら3河川は水質が悪かったため、荒川、中川の水質改善が課題であると考えられる。

図 14 【利根川、荒川、中川、綾瀬川のBOD75%値(mg/L)と

全国の河川のBOD濃度(mg/L)の経年推移】



出典：県内4河川：下水道課からの入手資料 全国河川の平均値：環境省  
 平成18年度公共用水域水質測定結果  
 (注) 全国平均値はBOD75%値でなく実測値の平均値

## (2) 下水道事業の河川の水質に対する寄与

下水道法では流域別下水道整備総合計画(以下、「流域計画」という。)策定が義務付けられている。流域計画とはその流域における下水道整備に関する総合的な基本計画である。公共下水道事業や流域下水道事業などの事業計画を策定する際、この流域計画に適合していなければならないと、下水道法で定められている。この計画の目的は、「公共用水域の水質環境基準を達成維持するために必要な下水道の整備を最も効果的に実施するための」となっている。

流域計画は、原則として20年後を目標年次としているが、人口予測や土地利用計画など策定後に諸条件が変化するため、埼玉県では概ね10年程度で見直しが行われている。計画で定めなければならない事項は、

- ① 下水道整備に関する基本方針
- ② 下水道区域に関する事項
- ③ 下水道の根幹的施設の配置、構造及び能力に関する事項
- ④ 下水道の整備事業の順位に関する事項
- ⑤ 終末処理場ごとの窒素またはリンの削減目標量及び方法に関する事項の5項目と下水道法で定めている。

埼玉県では県内水域を中川、荒川、利根川の3つの公共用水域に分割し、それぞれの流域計画を策定している。この計画をもとに個々の下水道計画が立案され事業が行われている。また、水質汚濁負荷量については、埼玉県が複数の都県にまたがって流れているため、国の定めた基本方針によってその削減目標を決定している。中川、荒川の河川流域計画ではCOD、全窒素、全りん、利根川流域計画ではBOD、全りんについて削減目標を設定している。流域計画にこれら水質汚濁物質の削減目標が設定され、その目標達成に向けて取り組んでいることから、下水道事業は河川の水質の改善に貢献していると考えられる。

表 33 【県内の流総計画について】

流総計画	該当流域	国の基本方針で調整される汚濁負荷量
中川流総計画	・ 中川 ・ 古利根川	COD、全窒素、全りん
荒川流総計画	・ 荒川左岸南部 ・ 荒川左岸北部 ・ 荒川右岸 ・ 荒川上流 ・ 市野川	
利根川流総計画	・ 利根川右岸	

出典：埼玉県都市整備部下水道課資料

水循環センターでは流域内から集められた下水を処理し、その処理された水を放流している。この水循環センターから放流される水は、下水道法において BOD、全窒素、全りんなど6項目について規制されている。水循環センターの汚水処理による水質の変化は、公社が発行している平成19年度環境報告書に記載されている。流入下水、放流水の水質と放流水に対する法規制値は下の表のとおりである。この表によれば、水循環センターに流入した時点の汚水は法規制値を越える BOD、全窒素、全りんを含んでいるが、汚水処理によりこれらの水質汚濁物質が取り除かれ、法規制を十分に満たした水を河川に放流していることがわかる。

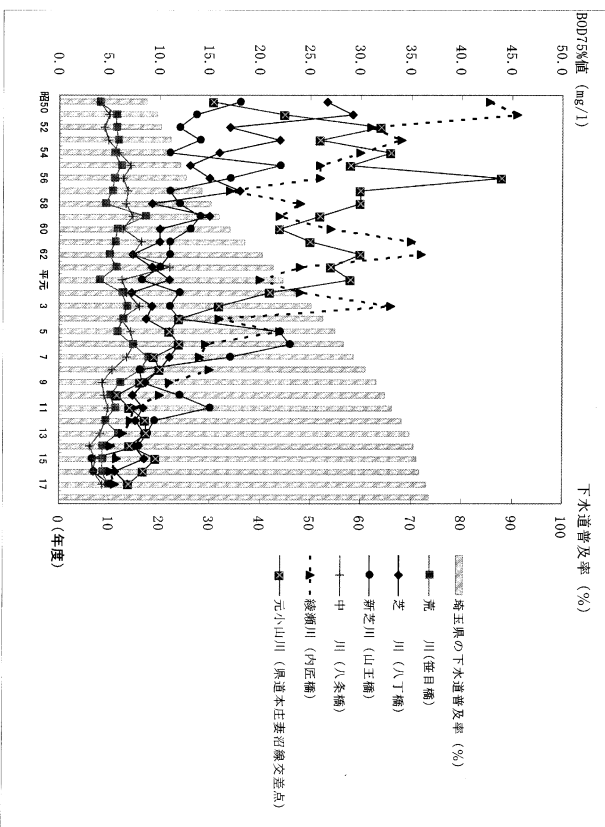
表 34 【流入下水と放流水の水質、及び放流水の法規制値】

	水質 (mg/L)		除去率 (%) 【(A-B)/A×100】	下水道法における放流水の規制値 (mg/L)
	A:流入下水	B:放流水		
BOD	150	4.1	97	15
全窒素	29	12	59	20
全りん	3.6	0.9	75	3

出典：公社 平成19年度環境報告書  
(注) 全窒素、全りんは、一般的に富栄養化を表す指標である。

埼玉県の環境白書では、水環境の保全における事業として、水環境課の彩の国ふるさと川の戦略や農村整備課の彩の国ゆたかなむらづくり整備の他、下水道課の流域下水道事業も挙げられている。また、昭和50年から県内6河川の BOD75%値と下水道普及率(%)の推移は次の図のとおりである。荒川、中川では昭和50年から大きな水質改善はみられないが、他の4河川は下水道の普及に伴い水質改善していることが分かる。このことから下水道事業は河川の水質改善に寄与していると考えられる。

図 15 【県内6河川の BOD75%値と下水道普及率(%)の推移】



出典：埼玉県都市整備部下水道課資料

(3) 下水道事業における環境保全活動

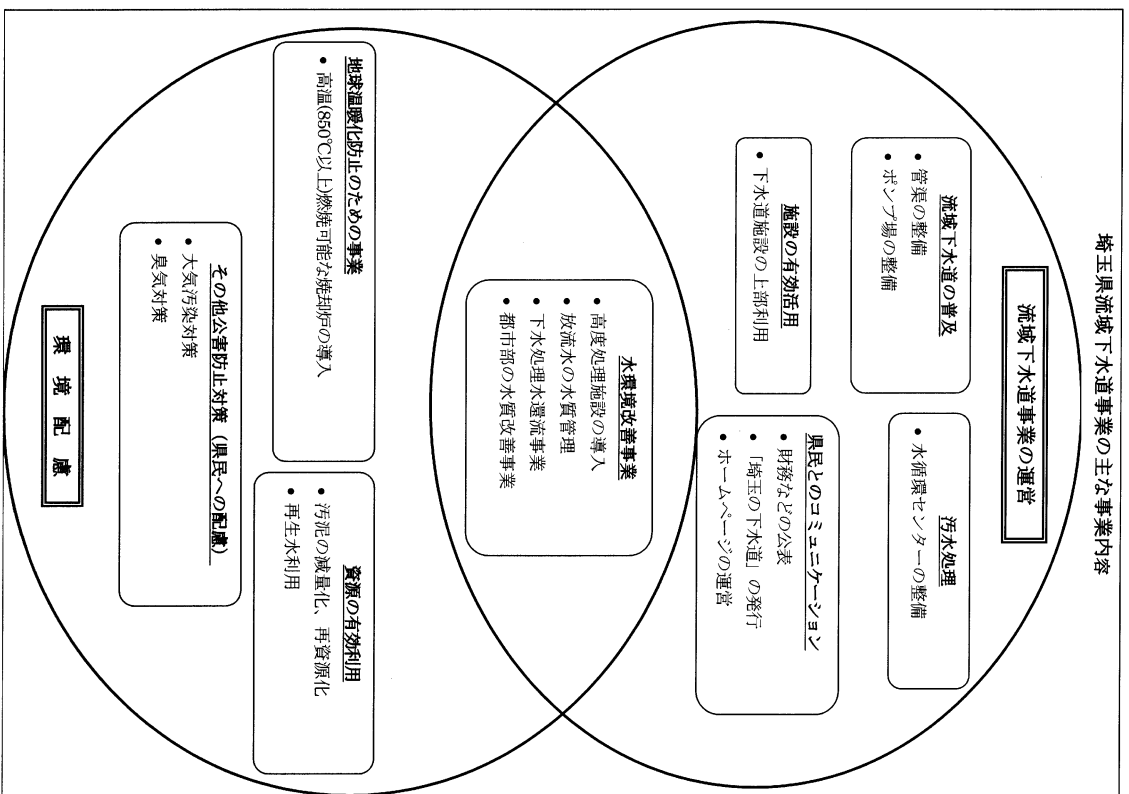
下水道事業は生活排水やし尿、工業排水などを収集し、処理後、公共用水域に戻すことを目的としており、その事業そのものが環境保全を目的とした事業である。

下水道の普及事業、汚水処理事業はその目的に沿った下水道事業の運営のための主な事業であると考えられる。さらに、下水道事業は公共事業であるため、県民への配慮やコミュニケーションも運営上必要である。

また、汚水処理設備である高度処理施設の導入や下水処理水還流事業などは下水道事業本来の運営に加え、河川など水環境の改善のための事業である。他方、地球温暖化対策、資源の有効利用、その他の公害防止対策事業などは、その事業活動で生じる環境負荷を削減させる事業である。

今回、埼玉県の下水道事業における環境保全事業のうち、水環境改善事業、資源の有効利用事業、地球温暖化防止のための事業、その他の公害防止対策事業について取り上げる。

図 16 【埼玉県流域下水道の主な事業内容】



## (4) 水環境改善事業

埼玉県では、平成15年3月に「彩の国ふるさとの川再生プラン」を策定し、豊かな水環境の保全と再生に向けて、「安全で清らかな水」、「豊かな水の流れ」、「生きもものとのふれあい」という3つの目標を定め、その目標達成のための様々な対策の指針を定めている。

このなかの主な施策として「水質汚濁の改善」、「河川流量・水循環の確保」、「自然で多様な水辺環境の確保」の三つがあり、このなかで下水道事業に関係するものとして「下水道の効率的整備」、「下水道等の高度処理化の推進」、「環境用水の導入」が挙げられている。

下水道の効率的整備は本来の運営事業であり、その水質汚濁の改善効果については、図13(下水66ページ)で示したとおり順調に推進していると考えられる。その他、「下水道等の高度処理化の推進(高度処理施設導入)」、「放流水の水質管理」に加え、「環境用水の導入(下水処理水還流事業)」の3つについて、それぞれの事業内容とその状況は次のとおりである。

## ① 高度処理施設導入について

埼玉県を流れる荒川、中川が流れ込む東京湾は閉鎖性海域である。このような閉鎖性海域は、海水の滞留により流入した汚濁物質が蓄積しやすく、富栄養化による汚濁が深刻化している。国ではこういった海域の富栄養化の対応として、その要因となる、りん・窒素の規制を強化するとともに、既存の排水処理施設に比べ、りん・窒素の除去能力が高い高度処理施設の普及に取り組んでいる。

国土交通省の公表値によると、平成17年度末時点の高度処理導入状況(総人口に対する高度処理を実施している地域の人口の割合)は、全国平均で14%であり、埼玉県は閉鎖性海域である3大湾に関わる13都府県のうち、和歌山県に次いで2番目に低い4%である。

表 35 【三大湾に関係する都府県の平成17年度末の高度処理導入普及率(%)】

三大湾関係都府県	都府県名	高度処理導入普及率(%)
東京湾関係都府県	埼玉県	4
	千葉県	15
	東京都	12
伊勢湾関係都府県	神奈川県	9
	岐阜県	30
	愛知県	24
大阪湾関係都府県	三重県	22
	滋賀県	80
	京都府	38
	大阪府	46
	兵庫県	18
	奈良県	27
	和歌山県	3

出典：埼玉県都市整備部下水道課資料

埼玉県では国が水質汚濁物質の東京湾流入許容負荷量を改定したことに伴い、流総計画の見直しを行っている。その結果、高度処理を導入しない限り水質目標の達成が難しいと判断し、今後新設する排水系列から高度処理施設を導入する計画を立てている。

平成17年度末時点では埼玉県内で稼働している高度処理施設は中川水循環センターの第7系列のみであるが、平成19年度には中川水循環センターの第8系列、新河岸川水循環センターの第5系列が稼働を開始したため、高度処理割合(水循環センター全体の処理能力(m<sup>3</sup>)に対する高度処理の処理能力の割合(m<sup>3</sup>))も10.6%になると予測している。今後の導入計画は下の表のとおりであり、県内の高度処理割合は平成25年度に23.1%まで向上する計画である。

表 36 【県内の高度処理導入計画】

運転開始年度	水循環センター	系列	高度処理割合	流域名
19年度	中川水循環センター	第8系列	10.5%	中川
	荒川右岸水循環センター	第5系列		荒川右岸(和光)
22年度	荒川上流水循環センター	第2系列	11.0%	荒川上流
	市野川水循環センター	第3系列		市野川
	新河岸川上流水循環センター	第3系列		荒川右岸(川越)
23年度	元荒川水循環センター	第6系列	12.9%	荒川左岸北部
				荒川右岸(和光)
24年度	新河岸川水循環センター	第5系列	15.0%	荒川右岸(和光)
	新河岸川上流水循環センター	第3系列		荒川右岸(川越)
25年度	荒川水循環センター	第7系列	23.1%	荒川左岸南部
	中川水循環センター	第9系列		中川

出典：埼玉県都市整備部下水道課資料

また現在稼働している中川水循環センターの高度処理施設は凝集剤添加循環式消化脱窒法という方式で汚水処理を行っている。この方式は窒素を生物化学的処理、りんを凝集剤の添付による化学的処理によって除去するものである。この方式を選択した理由として、中川流域の汚水はりんの負荷が小さいためりんの除去に関しては既存の方法で問題ないこと、りんの負荷が大きい場合は凝集剤による処理で十分除去可能である、という検討をおこなったためである。りんの除去のための凝集剤による処理が現在行われていないことから、中川水循環センターでは従来の処理でりんの除去は十分であったと判断できる。このように汚水処理の負荷を十分検討した上で高度処理施設の導入を決定している。

②放流水の水質管理について

水循環センターでは汚水処理した水を河川に放流している。この放流水の水質は、河川の水質汚濁を防止するため下水道法で規制されており、環境保全の上で放流水の水質管理は重要である。

埼玉県は次の表のとおり、14の試験について規定した水質試験要領を作成し、それを委託先の公社に遵守させることで、放流水の水質管理を行っている。公社では、主に水質調査センターでこれらの分析業務を行い、その結果をまとめ、県の各流域の下水道事務所に報告している。

表 37 【水質試験要領で規定されている水質試験】

番号	試験名	頻度	試験内容
1	日常試験	原則的として毎日	流入下水と放流水の水質(BOD など)を測定する。
2	中試験	原則的として週1回	水処理工程の処理機能に関与する調査(水処理設備ごとの流出水の水質調査など)を行う。
3	活性汚泥試験	週1回	活性汚泥について調査を行う。
4	一般汚泥試験	原則として週1回	汚泥処理施設の機能確認を行う。
5	精密試験	月2回	流入水、放流水の法規制との適合性の確認やりん、窒素の水質測定を行う。
6	廃棄物試験	年4回	焼却灰や沈砂の含有成分調査を行う。
7	通日試験	年4回	処理施設の流入水について水質の日変化調査を行う。
8	スクラップ排水試験	年4回	焼却炉の排ガスに含まれるばい煙の洗浄水の水質調査を行う。
9	河川試験	年4回	放流水と放流する河川の上流、下流の水質を測定する。
10	接続点試験	年4回	公共下水道から流域下水道へ流入する下水の法規制の適合性の確認を行う。
11	還流事業試験	施設稼働時に限り月1回	処理水還流における効果を確認する。
12	クリプトスボリジウム試験	年1回	クリプトスボリジウムの濃度を測定する。
13	浄化プラント試験	週1回(窒素、りんは月1回)	再生水の水質を測定する。
14	雨天時放流水試験	年1回	雨天時の放流水の水質を測定する。

出典：埼玉県都市整備部下水道課資料

【指摘 2】水質試験の精度管理の向上について

これらの水質試験のうち、放流水などの水質調査は公社の水質調査センターが行っている。一般企業では、こういった行程排水の日常の水質管理は自社で行っているが、さらに外部の環境計量証明事業者の測定結果と比較することで、自社の測定値の正確性を確認している。水循環センターからの放流水の水質管理の重要性を考慮すると、水質調査センターの測定値を第三者の機関により確認することが必要である。水質調査センターは、環境計量事業者としての資格を有しているが、県内には衛生研究所など試験研究機関があることから、定期的に県内の試験研究機関と連携することで水質調査センターの測定値の精度を確認することができる。

③不老川における下水処理水還流事業について

都市河川では水量の減少や都市排水の流入による汚染がみられる。こういった都市河川の水質改善のため、下水処理水を利用する事業が全国で行われている。近都県では東京都の目黒川や神奈川県の大井川などで行われている。

下の表は、荒川流域を上流部と都市部（寄居市内にある正喜橋より下流）に分け、それぞれの環境基準の達成数と達成率を3カ年分まとめたものである。このデータが示すように、荒川流域では上流部は環境基準を100%満たしているが、都市部ではまだ100%に届いていない。

表 38 【荒川流域におけるBOD環境基準達成状況の推移】

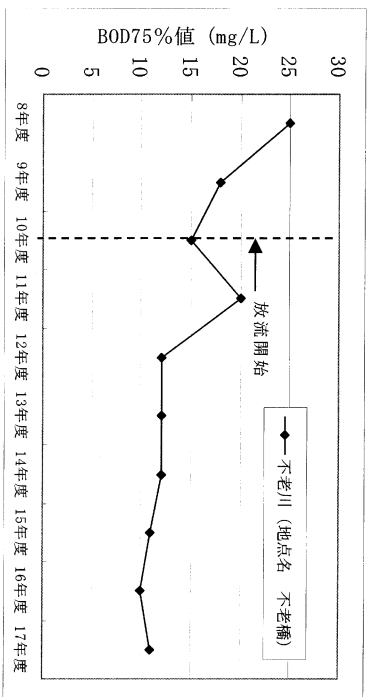
区分	地点数	平成8年度		平成12年度		平成17年度	
		達成数	達成率(%)	達成数	達成率(%)	達成数	達成率(%)
上流部	5	4	80	5	100	5	100
都市部	26	14	54	18	69	22	85

出典：埼玉県都市整備部下水道課資料

埼玉県を流れる不老川は都市排水が水源の大半を占めており、水質の汚濁が著しくなっていることから、不老川の良好な水辺空間の創造を目指し、不老川水質環境保全対策事業に取り組んでいる。この事業は新河岸川上流水循環センターの下水処理水をポンプ圧送し、不老川に還元するもので、平成10年から不老川放流幹線により、川越市滝ノ下終末処理場の処理水39,000(m<sup>3</sup>/日)の放流を開始している。また、平成13年4月からは、荒川右岸川越浄化プラントにて高度処理した下水処理水の送水を開始している。

不老川の水質の経年推移は下のグラフにまとめたとおりである。放流開始後BOD値の上昇が見られるが、これは処理場から不老川の放流口へ圧送する間にアンモニア性窒素に由来するBODが上昇したことが原因である。平成18年から滝ノ下終末処理場が川越市から県に移管され、流域全体で一元的な管理が可能になったので、この放流水の硝化対策として、アンモニア性窒素を硝酸性窒素に酸化させる硝化促進運転に切り替えている。この対策により不老川の水質がより改善されることが期待される。

図 17 【不老川の水質改善状況 (BOD75%値) の推移】



出典：埼玉県都市整備部下水道課資料

こういった下水処理水を河川に放流することで、河川の水質改善効果がみられる。県では下記の表のとおり不老川以外にも下水処理水還流事業を行っており、県内の河川の水質改善や流量の確保に貢献している。

表 39 【県内の下水処理水還流事業】

放流先河川名	流域名	放流開始時期
綾瀬川	荒川左岸北部	昭和61年
大場川	中川流域	平成3年度
さくら川	荒川左岸南部	平成6年度
不老川	荒川右岸	平成10年度
下第二大場川	中川流域	平成16年度

出典：埼玉県都市整備部下水道課資料

(5) 資源の有効利用

①焼却灰の処理について

汚水処理では、微生物を含む活性汚泥を用いて水質汚濁物質を分解する工程がある。この処理により余剰な汚泥が大量に発生してしまうため、下水道事業ではこの余剰汚泥の処理が大きな問題となっている。

下水汚泥の利用方法は次の表のとおりである。下水汚泥の有効利用方法は下水汚泥の形態や処理方法により建築資材利用、緑農地利用、エネルギー



焼却灰の受け入れ業者の選定は各流域の下水道事務所が行っている。その業者選定の流れは、

- ア 県の下水道課が全国のセメント業者のなかから輸送コストを考慮した上でセメント業者5社を選定する
  - イ 下水道課が受け入れ可能な量、見積り(単価)、受け入れ条件などを調査し、その結果を各下水道事務所に連絡する
  - ウ 県からの情報をもとに、各下水道事務所は指名競争入札を実施する
  - エ 業者の決定
- となっており、本庁の下水道課と各流域の下水道事務所が連携してセメント業者を選定しており、効率的と考えられる。

#### 【意見5】焼却灰の再資源化について

あるセメント業者では受け入れ量を半減し、特定の水循環センターの焼却灰しか受け入れないという理由から、止む無く随意契約を交わしている。現在焼却灰の主な利用先であるセメント業者の受け入れ量に限りがあるのに対して、下水道の普及に伴う下水汚泥の増加が予想されるため、今後、焼却灰の発生量がセメント業者の受け入れ量を超過することが懸念される。これまで、県では焼却灰の再資源化事業としてレンガ製造事業を行ったが、収益面などの問題で頓挫した経緯がある。こういった過去の事例も踏まえ、焼却灰の100%再資源化の維持に向けて、県内の実情に見合った焼却灰の新たな処理方法や受け入れ先について検討が必要である。

県では平成19年1月に「埼玉県下水汚泥有効利用基本計画策定委員会」を設置し、今後の下水汚泥の処理方法について現在検討している。また、中川水循環センターでは下水汚泥を単独に焼却処理せず、乾燥後に都市ガスと混焼させる「下水汚泥部分燃焼ガス化技術」について企業と共同で研究している。こういった下水汚泥のエネルギー利用も有効な方法だと考えるが、この処理でも焼却残渣が発生する。そのため、この下水汚泥のエネルギー利用を実際に導入するには、その焼却灰の再資源化方法を検討する必要がある。

東京都では、民間企業と共同で下水汚泥焼却灰を「無焼成ブロック」と

して製品化、販売を開始している。このブロックは都・市町村が発注する歩道整備などに利用される予定で、年間40万個の製造を計画している。埼玉県でも民間企業との共同事業の実施や下水汚泥を原料にした生成物を県の事業に利用するなど、有益性や用途を考慮した下水汚泥の再資源化事業が行われることを期待する。

#### (6) 地球温暖化対策

##### ① 高温(850℃以上)燃焼可能な焼却炉の導入

京都議定書の発効により日本は2012年までに、温室効果ガスを1990年度比で6%削減する義務が生じている。国は平成17年に京都議定書目標達成計画を策定しており、この計画における対策の削減量の根拠の一つとして、下水汚泥焼却施設の燃焼の高温度化を挙げている。これは下水汚泥を焼却処分する際の燃焼温度を850℃以上にすることで、温室効果ガスの一つである一酸化二窒素が削減できるためである。

国土交通省の公表資料によると、2004年度の下水道事業による温室効果ガスの排出量の約0.5%を占めている。その下水道事業による温室効果ガスの内訳は、汚水処理工程で使用される電力消費に伴う温室効果ガス排出量が約50%、次いで下水汚泥を焼却処分する際発生する温室効果ガス排出量が約24%となっていることから、下水汚泥の焼却由来の温室効果ガス排出量は国の排出量の約0.1%を占めることになる。

そのため、国では下水汚泥焼却施設における高温焼却化について基準化を現在検討中である。この高温焼却により二酸化炭素の310倍も地球温暖化に影響する一酸化二窒素が削減できる。国土交通省では、この高温焼却化により二酸化炭素換算で2010年までに約130万tを削減できると試算している。

埼玉県では平成18年12月現在で14基の下水汚泥焼却施設を有しており、新河岸川水循環センターの4号機、古利根川水循環センターの1号機の2基が焼却温度850℃以上で運転している。今後の方針としては、新規に焼却施設を導入する際は、850℃以上で焼却できる施設を導入するとしている。



表 43 【県内焼却施設】

水循環センター名	焼却炉番号
荒川水循環センター	1号
	2号
	3号
	4号
元荒川水循環センター	1号
	2号
	3号
新河岸川水循環センター	2号
	3号
	4号(高温焼却中)
中川水循環センター	1号
	2号
	3号
古利根川水循環センター	1号(高温焼却中)

出典:埼玉県都市整備部下水道課資料

中川水循環センターでは4号炉として平成22年に完成予定である焼却施設が850℃以上で焼却可能である。また、荒川水循環センターで5号炉として、850℃以上で下水汚泥焼却できる施設を導入する予定である。

その他、地球温暖化対策事業として、荒川左岸南部下水道事務所と公社は「下水汚泥焼却炉のチューニングによる燃料使用量削減」を行い、「平成19年度省エネルギー優秀事例全国大会」で資源エネルギー庁長官大賞を受賞している。これは、主に下水汚泥の乾燥による燃焼効率の向上や下水汚泥の乾燥に焼却時の廃熱を利用したことにより、下水汚泥焼却時の燃料使用量を大幅に削減したものである。上述した焼却温度の高温化を行うと燃料使用量の増加が予想されるが、こういった省エネルギー技術を他の水循環センターに普及させることで、県内の下水道事業における地球温暖化対策がより一層推進することが期待される。

(7) その他公害防止対策

以上のほか、埼玉県が公害防止対策として行っている活動としては、①臭気対策、②焼却炉の排ガス中のNOx、SOx、および排ガスや焼却灰などのダイオキシン類の成分調査、③騒音対策などが挙げられる。

これらの活動は主に近隣住民に対する配慮である。下の表は、各年度に行われた調査業務費用を示したものであるが、臭気対策費用が顕著にかかっている。ここでは特に臭気対策についての費用と臭気対策状況について検討する。

表 44 【各調査業務費用の推移】

業務名	平成16年度	平成17年度	平成18年度
臭気調査業務	64,900	64,420	61,431
排ガス調査業務	5,010	4,958	5,130
ダイオキシン類分析業務	10,405	10,659	10,460
騒音振動調査業務	550	630	630

(単位:千円)

出典:平成16、17、18年度 埼玉県都市整備部下水道課 埼玉県流域下水道維持管理事業概要

① 臭気調査業務委託状況について

埼玉県生活環境保全条例施行規則第70条4項によれば、「知事は当該施設から発生する悪臭に関する測定の結果を求めるとされている。この当該施設は終末処理場であるため、水循環センターは臭気調査を行う義務が生じている。

悪臭防止法では、これまで物質濃度規制をしていたが、平成18年10月に改正され新たに臭気指数規制が設けられている。各市町村は、どちらの規制を用いるか自ら判断している。

現在、埼玉県内では水循環センターだけでなく、ポンプ場も含め、法規制に係わらず物質濃度規制と臭気指数規制の両方を調査している。これは廃水処理の過程で生じる悪臭の近隣住民に対する影響を考慮しているためである。

埼玉県内の各流域の臭気調査費用と悪臭防止法の規制状況は下の表のとおりである。各水循環センターでの悪臭防止法の規制は、荒川左岸南部水循環センターのみ物質濃度規制となっており、他の水循環センターは臭気指数規制となっている。臭気調査費用を比較すると、物質濃度規制である荒川水循環センターが比較的高いという傾向がみられた。

表 45 【各流域の臭気調査費用と悪臭防止法規制】

(単位：千円)

流域名	16年度	17年度	18年度	悪臭防止法規制 (平成18年10月 現在)
荒川左岸南部流域	27,200	26,720	27,150	物質濃度規制
荒川左岸北部流域	7,770	7,700	7,680	臭気指数規制
荒川右岸流域	10,200	10,200	9,589	臭気指数規制
中川流域	10,800	10,200	8,432	臭気指数規制
古利根流域	7,270	7,900	6,830	臭気指数規制
荒川上流流域	760	750	790	臭気指数規制
市野川流域	900	950	960	臭気指数規制
計	64,900	64,420	61,431	

(注) 臭気調査費用にはポンプ場の費用も含む。  
法規制は水循環センターのみ。

下の表は、平成18年度の荒川水循環センターと、法改正に伴い臭気濃度規制に対応した中川水循環センターの平成19年度の臭気調査内容を比較したものである。その結果、荒川水循環センターでは化学物質調査の項目数が多く、臭気調査は2種類の試験方法を行っている。これは、物質濃度規制となっているため化学物質濃度の調査項目が多くなってしまうこと、荒川水循環センターの近隣には住居が多いため調査回数を多く設定していることなどが要因となっている。

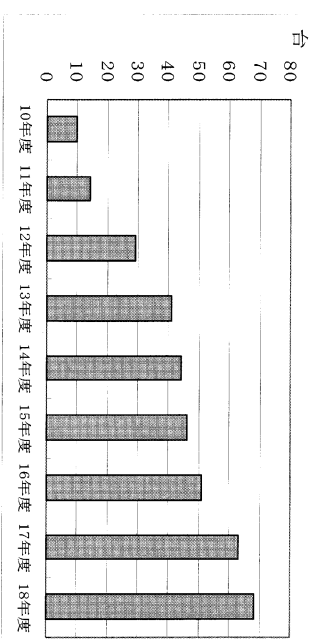
表 46 【荒川水循環センター、中川水循環センターの臭気調査概要】

平成18年度 臭気調査		荒川水循環センター：調査箇所 46箇所		臭気調査		中川水循環センター：調査箇所 38箇所	
項目数	年4回	年2回	年1回	項目数	年4回	年2回	年1回
化学物質調査							
4	—	—	1	三点比較式臭袋法	—	—	—
5	—	14	—	六段階臭気強度比較法	—	30	15
13	3	17	—			30	1
16	—	18	—				
22	6	—	—				
臭気調査							
化学物質調査							
項目数	年4回	年2回	年1回	項目数	年4回	年2回	年1回
4	—	14	1	三点比較式臭袋法	—	—	—
5	7	1	—		7	19	12

出典：埼玉県都市整備部下水道課資料

埼玉県の各流域では脱臭装置を設置し、臭気対策を行っている。下のグラフは主な臭気対策設備である活性炭吸着塔の稼働台数を経年でまとめたものである。これをみると埼玉県の下水道事業における悪臭対策は進んでいると考えられる。実際に水循環センターに往査した際も異臭はほとんど感じられなかった。

図 18 【活性炭吸着塔の稼働台数(累計)】



出典：埼玉県都市整備部下水道課資料

【意見 6】臭気調査費用の削減について

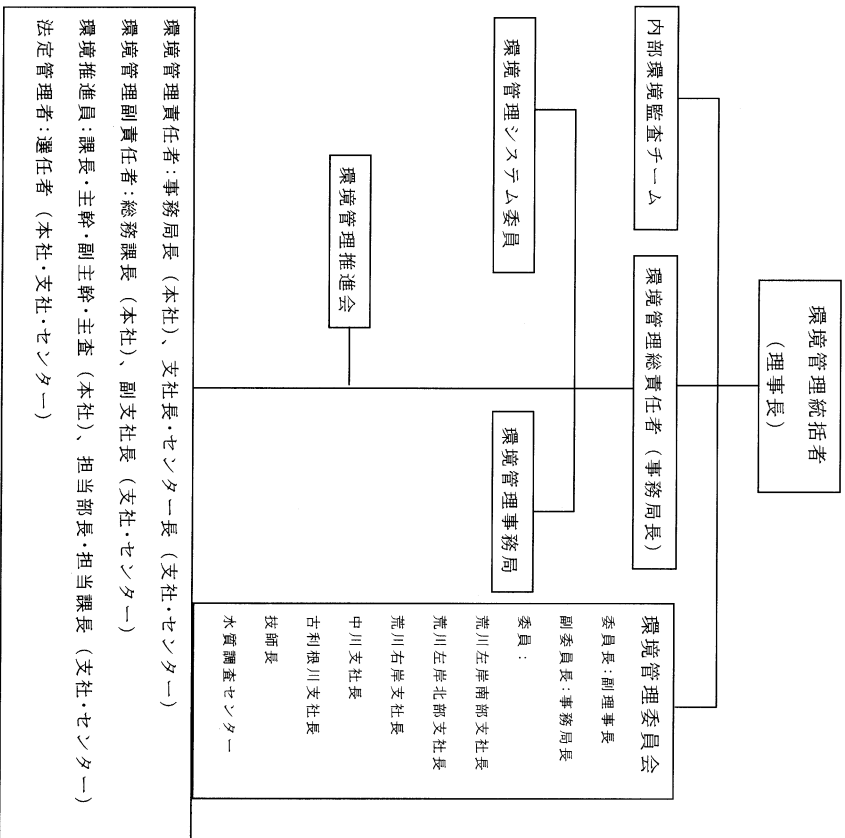
荒川水循環センターの臭気調査費用が高い原因は、物質濃度規制のため化学物質濃度の調査項目が多くなってしまうこと、住居が隣接しているため調査回数が多いことなどが挙げられる。しかし、水循環センター内の悪臭対策は進んでおり、流域内の悪臭に関する苦情件数も近年は年1回程度と悪臭による近隣住民の影響も軽微となっている。こういった現状も踏まえ、近隣住民への配慮が得られ、県の説明責任が果たせる範囲で、臭気対策費用の削減に努めることが望ましい。

また、費用削減対策として、現在は流域ごとに行っている委託契約を公社の本社で一括契約することも考えられる。

(8) 埼玉県と公社のISOとの係わり方

水循環センターの維持管理を県から委託されている公社ではISO14001を認証取得している。このマネジメントシステムは次の図のとおりであるが、公社内で構築されたものであり、現在、県は全く関与していない。

図 19 【公社におけるISO14001マネジメントシステム】



下水88

【意見 7】 公社の環境活動に対する県の参加について

水循環センターなどの施設導入は県が決定するため、公社の環境活動は運転管理の改善や消耗品の削減などに限定されてしまう。さらに事故などにより有害物質を含んだ水を放流するなどの不祥事が起きた場合、公社だけではなく、その委託元である県の責任が問われてしまう可能性がある。このような理由から、県は委託元の監督責任があると考えられ、公社の環境活動に関与していないことが懸念される。公社のマネジメントシステム中の環境管理委員会にも県も参加し、公社の環境活動について把握、助言などを行うことが期待される。

(9) 情報開示

① 環境保全事業に係わる費用とその事業内容の開示について

埼玉県の環境白書では「埼玉県環境基本計画関係」として、水環境の保全の項で下水道事業に関する情報が記載されている。また、費用対効果の推移のところでは、水環境の保全に用いた費用とBOD環境基準達成率が記載されている。

学校や病院などの公共施設は、県民が直接利用し、または、利用しているところを見ることができると、多額の施設整備費がかかったとしても、その用途は明らかであり比較的県民が理解しやすい。

これに対し、下水道事業にかかる費用は多額でありながら、直接目にはふれることがほとんどないため、その事業の目的や用途について、十分に理解されているとは言いがたい。これは、下水道事業における施設整備が、水環境などの環境保全活動の目的で行われ、これらの施設を県民が直接利用する機会や効果を実感する機会がほとんどないためと思われる。さらに、こういった環境配慮設備を導入した効果は、温室効果ガス削減など見た目でわからないからである。

【指摘 3】 環境保全事業の情報開示について

下水道事業においては、汚水処理を行うと共に生活環境の保全を行うことが目的であり、汚水処理は生活排水を出しているためイメージしやすい

下水89

が、環境の保全に関する事業についてはイメージしにくく、環境保全事業について、県民に対して積極的に説明を行う必要がある。

現在、公社では環境報告書を発行し環境に関する取組みを開示している。また、県の下水道課のホームページでも下水道事業の取組みについて情報開示されている。しかし、現状の情報開示は取り組んだ事業内容に限定されており、その効果やコストが明らかでない。東京都、神奈川県などの下水道課のホームページで開示されているように、環境保全事業を内容ごとに分類し、その取組み内容とそれに関するコストを開示することが、下水道事業への県民の理解を得る上で必要である。

以上

発行日
毎週 火曜日・金曜日
購読料金
一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者
埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇号 （代表） 四八―八二四―二二一―一
埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所
関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 四八―八六二―二九〇―二（代表）